

第五部

國際勞動問題

第一章 國際勞働事務局の組織	六三五
第二章 國際勞働理事會	六三五
第一、理事會の組織	六三五
第二、一九二三年に於ける理事會の經過	六三五
第三章 常設國際司法裁判所への諮問事項	六四一
第四章 第五回國際勞働總會	六四一
第一、議題及期日	六四一
第二、總會に於ける國內諸問題	六四一
第三、總會の經過	六四七
第四、總會の結果	六五三
第五章 各國に於ける條約案の批准及立法狀況一覽表	六五九

第一章 國際勞働事務局の組織

國際勞働事務局の本部所在地及組織は昨年のもそれ等と大差なきを以て之を省略した(本年鑑十一年版四〇六頁参照)。勞働審理委員並びに勞働理事會委員には一二の異動はあつたやうであるが、未だ確報を得るに至らない。唯各國に駐在する通信局員の移動せる者と新設東京支局を附記するに止めやう。

バーグ氏(ロンドン駐在)

マグナツション氏(ワシントン駐在)

淺利順四郎氏(東京市外大森、望翠樓内)

第二章 勞働理事會

第一 勞働理事會の組織

勞働理事會は平和條約第十三編第一款第一章第三百九十三條に規定せられた國際勞働事務局の管理機關であつて二十四名の會員より成り、内政府を代表する者十二名、使用者及勞働者を代表する者各々六名である。

第二 一九二三年に於ける勞働理事會の經過

第一章 國際勞働事務局の組織 第二章 勞働理事會

一九二三年には第十七回より第二十回に至る理事會がゼネバ勞働局内に開かれた。理事會員は昨年十一月一日改選(本年鑑十二年版四一二頁参照)後、一二の異動ありしも會員は次の如くである。

政府側 十二名 フォンテーン氏(フランス) マードツク氏(カナダ) マーヒム氏(ベルギー) ケザダ氏(チリ) マンニオ氏(フィンランド) ファイヒ氏(ドイツ) ボンドフィールド女史(イギリス) サー・ロイス・ゼームス・カシヨウ(インド) ド・ミケリス氏(イタリー) 前田多門(日本) ソカル(ポーランド) ド・アルテア伯(スペイン)

使用者側 六名 カリエー氏(ベルギー) ホダツチ氏(チツコ・スロバキア) リスゴー氏(イギリス) ピノー氏(フランス) オリヴェイ氏(イタリー) センミル氏(南アフリカ)

勞働者側 六名 グラゴナ氏(イタリー) ジュオー氏(フランス) ライバール氏(ドイツ) パウルトン氏(イギリス) オーデギースト氏(ポルトガル) トールベリー氏(スエーデン)

第十七回勞働理事會

第十七回勞働理事會は一月三十一日より二月二日まで四日間、ゼネバ國際勞働事務局に於て、アルチュール・フォンテーヌ議長の下に開催された。

(イ)財政委員會報告 理事會は國際勞働事務局の財政狀態に關し財政委員會より提出された報告書を審査した。該財政狀態は、國際聯盟が勞働事務局の費用に對し總會で可決せる全額を規定通り完全に

支拂はなかつたと云ふ事實、従つて之に伴ふ収入の大なる不足額、及びそれに依て妥協することが國際勞働機關の能力上重大なる危険であると云ふ事實に鑑み次の決議を爲した。

理事會の議長及副議長は國際勞働事務局の財政狀況に關し必要な全ての情報を得る爲めに、國際聯盟へ照會するやう通告すると、及び國際勞働事務局の爲に聯盟會議に依つて締結せる財的契約を確實に實行すべく盡力するやう通告すべきことであつた。

理事會は昨年度ローマに於ける會議の際、事務局の事業を遂行する上に必要な資金の確實な豫算を編成することの困難なる結果、會て理事會の提案に依り第三回國際勞働總會で決議したる豫備費として計上せる二百萬フランの用途に付き更に考慮した結果、十六對零の投票で次の如く決定された。

理事會は國際勞働事務局の財政的狀態に關し財政委員の報告に含まれたる決定事項に留意し(A)次後の通牒があるまで一九二三年度豫算案の「豫備費」の項目の下に算入せる二百萬フランの使用を保留すること(B)財政委員會をして將來勞働事務局長と共に能ふ限り財政上の減縮方針を採ることを求めた。

(C)局長の報告 理事會は例に依つて過去三ヶ月間に於ける局の一般活動に就いて局長の報告書を審査した。其の報告書中主なるものは、目下進行中の特殊調査事項である失業に關する調査、埃、匂、ポーランド、ユーゴスラビヤ等爲替相場の下落せる諸國に於ける勞働階級の生活程度の調査、女子及少年輸送に關する事務局と國際聯盟との協力、及移民に關する統計の等質特に年齢別の考慮等であつた。

(ハ)局長のアメリカ旅行 局長は昨年十二月初より本年一月まで北アメリカ旅行の詳細なる報告を提出した。局長は合衆國に於て自ら、使用者、勞働者の諸團體及主要なる調査機關並に諸大學等に接觸したことを述べ、勞働者の役人、國務卿、大統領等と會見した。

合衆國が勞働局の設置した各種の調査機關に從來も既に參與して居たが將來一層此の技術的の範圍を増大するに至ることを豫期し得るであらうと述べた。國際勞働局と合衆國勞働者との關係は、氏の局長の旅を轉機として一新生面を開くであらう。尙又アメリカ勞働總同盟(A.F.L.)及合衆國商業會議所は公に彼等が國際勞働局の事業に興味を有する旨並に將來勞働局の事業に参加する方法を考究するであらうといふことを發表した。局長はカナダを訪ひ、一行中の局員はキューバをも訪問し大なる効果を收めた。理事會議議長は局長の活動及其の齎らせる效果に對し理事會を代表して深甚なる賞讃の意を表した。

(ニ)第五回勞働總會の議題 ベルサイユ條約第四百〇一條には勞働總會の議題に就ては總會開始の四ヶ月以前に各國政府へ此等の問題に關する質問書を發すべきことになつて居るので理事會は今年總會の議題に就て考究した。

(A)勞働者の間暇利用に關し一般原則制定の件 (B)工場監督制度に付ての一般原則制定の件 (C)槽窯を使用する硝子製造工程に於て一週に付二十四時間作業停止の件 (D)勞働者災害賠償に關し内外勞働者待遇均等の件等を今次總會の議題とすることに決した。最低賃銀特に勞働者の組織不充充分なる産業に於ける最低賃銀決定の問題は賛否一票の差で否決され、總會の議題とならぬことに決した。

た。又パン製造業に於ける夜業の問題に就ては四月の理事會に於て其の討論を繼續することとした。

因に本年度第五回勞働總會は十月十八日より開かれることに決定した。

(ホ)建築委員會 昨秋決定した國際勞働局廳舎建築の問題に付ては新築設計を各國建築家の競争に附する事となつて居るが、建築圖案の競争募集は曩にスミス政府より右敷地に當てる爲めに提供せられた國有地の無償贈與に付てスミス國會が協賛を與へるまで待つことに決した。

(ヘ)前回總會の決議の實行 理事會は昨年の總會に於て通過した各種決議の實行問題を考慮した、即ち(A)移民問題に關する専門委員會の設置 (B)國際勞働局の協助團體(産業組合、消費組合)等の連絡 (C)東洋諸國に國際勞働事務局の通信局を設置する問題 (D)勞働局の出版物を英佛語以外の各語にて發行する等の問題を逐次に討議した。此等の問題に就ては理事會は一面財政の見地より他面に勞働事務局の職務の見地より夫れ々々攻究を重ねた結果、此等の問題を決定するに當つて、可成勞働局本來の活動の範圍を超越しないことと努めるとした。因に東京に國際勞働局の通信局を設置するの問題は四月の理事會に於て再び審議せらるる筈である。次の理事會の會合は四月十日より催さるる事となつた。

第十八回勞働理事會

勞働理事會第十八回の會合は四月十日より十三日に亘て國際勞働局内に開かれた。

第二章 勞働理事會

開會に次で議長フオンテイン氏はカナダ國政府代表カーラザース夫人を國際勞働理事會開設以來始あての婦人代表として迎へたることに就て歓迎の辭を述べた。會議は例に依つて過去三ヶ月間に於ける國際勞働局内の一般的活動に關する局長の報告書を討議した。此報告中に國際勞働局の調査部長ローヤル・ミーカー博士(米人)が今回辭職してアメリカンペンシルヴァニア州の勞働局長となるに至つた旨を述べた。

(イ)勞働條約案の批准 過去數回に亘る勞働會議に於て採擇せられた勞働條約案殊に勞働時間制に關する條約案の批准を得ること困難なる事情に關連してイギリス勞働代表ブルトン氏は、八時間制度の實際上既に適用して居る國々殊にイギリスの如く産業上極めて主要なる地位を占むる國が此條約案の批准を躊躇して居るを顯著なる事實として指摘した。ブルトン氏は茲に於てかイギリス政府が何時此條約案を實施するかを質す爲にイギリス勞働大臣と交渉すべき事を國際勞働局長に指令する旨の決議案を提出した。此問題を長時間討議しイギリス以外フランス、ドイツも該條約案の批准未了が指摘せられ且つイギリス政府は該條約案の改訂を將來國際勞働會議に議題として提出すべしと云ふことが述べられた。斯くして該條約案の批准を容易ならしむる爲に採るべき方策を次回理事會に提案することを任務とする委員會(九名より成る)を任命すべしとの決議案が採用された。理事會は又勞働總會の採用したる條約案の批准を得る爲に總會終了後十二ヶ月若くは、止むを得ざる場合には十八ヶ月以内に該條約案を其國々に於ける權限ある機關に附議することが平

和條約四百五條に據る國際勞働機關の諸締成國の義務であるといふ事に就て此等の國々に警告を與ふべきことを決議した。

(ロ)イタリーの八時間勞働法令 イタリー政府代表は同國に於て最近發布を見たる八時間法令が同國內工業、商業及或部類の農業に適用され且つイタリー政府をしてワシントン時間制條約を批准するの權限を付與する爲め更に他の一命令が發布せらるる旨、遠からずイタリー官報に掲載せらるべきことを述べた。

(ハ)次二回の國際勞働總會 理事會は滿場一致を以て將來の國際勞働總會は晚秋十月に開催せずして寧ろ陽春に開催すべしといふ事に決定した。併し平和條約三八九條には明瞭に勞働總會は少くとも毎年一回之を開催すべしと定めてあるから今年の總會は矢張り十月に開催する事に決したが、其議題は只一個に限り又其日數は一週間を越えざる事に定め、明年の總會は六月後半の二週間を以て之に充つるととした。即ち第五回勞働總會は本年十月二十二日(月曜日)よりゼネバに開かれ「工場監督制度の原則」を唯一の議題とする事に決した。パン焼業に於ける夜業問題は、一九二四年の總會の議題に載せられる事に決した。併し此問題の極めて重要なるに鑑み又各般の事情を考慮する必要があるに鑑みて一九二四年の總會に於ては、單に其の大體方針を決することとし、此問題に關する條約案又は勸告の具體的採用は之れを翌年の總會に譲るべき事に決した。

(ニ)勞働統計に關する共力 理事會は勞働統計の國際的批准を容易ならしめ且つ勞働問題に關する科學的研究に便する爲め勞働統計を取扱ふ各國政府部局の代表者の會合を開催せんとする提案を承認した。右の他か、炭疽病委員會の報告書、癩兵の失業に關する專門家會

議の開催、國際海事委員會と國際勞働局との共力に關する協定に關する承認等に付ても議する處があつた。

(ホ)一九二四年度の豫算 理事會は一九二四年の國際勞働機關の經費豫算に關する財政委員會の報告書を殆んど原案の儘承認した。來年度の豫算は諸國政府に於ける財政緊縮經費節減の實況に鑑み可成其精神に合致するやうに編成せられて居る。

(ヘ)東京通信局新設 一八二四年の經費豫算中、東京に國際勞働局の通信局を新設するに要する費目は理事會滿場一致を以て承認可決せられた。尤も豫算案は全體としてはまだ決定せらるるに至らず、來る六月に於ける理事會に於て再審の上終局的に決定せられ、今年九月開催せらるべき國際聯盟總會の討議に附せらるる運びである。理事會次回の會合は六月十二日に決定した。

第十九回勞働理事會

第十九回勞働理事會は六月十二日より十三日まで勞働事務局内に於て開催された。

(イ)勞働總會の豫備行爲 理事會は第五回及第六回勞働總會の豫備行爲に關する報告書を勞働局より國際聯盟機關の構成各國政府へ送つた、其報告書中の諸種の議題に従つて該方針に關し討議された。勞働總會に對する豫備的協定は能ふ限り組織的にすると云ふ見解の下に、或種の實際的性質を含める條令が今後、勞働總會の豫備的行爲に於ても遵奉さるべき方法で採用された。

(ロ)勞働狀態に關する顧問の任命 常設國際裁判所法令第二十六條に關し、理事會は勞働狀態に對する顧問に次の補缺任命を是認し

た。

雇主側 アウトラ氏(ブラジル)、トルナー氏(ハンガリー)

労働者側 ベゼラー氏(ブラジル)、ジャスザイ氏(ハンガリー)

(ハ)財政委員會報告 第二回財政委員會々期中、理事會は該委員會より提出されし一九二四年度豫算及財政上の諸問題に關して審議した。一九二四年度國際労働局豫算案は總額六、九四二、二九五スミスフランに決定すべく財政委員會の提案を承認した。

(ニ)八時間労働委員會報告 第十八回理事會で提案された労働時間は、一日八時間、一週四十八時間に限定されたワシントン條約の批准促進に對し、該委員會は各締盟國に向つて勸告の形式を採るやう理事會へ報告された。此の報告の審議は次回まで延期と決定した。而して誤解を避ける爲にワシントン條約の修正には何等の行動にも出でなかつたことを同時に指摘した。

(ホ)農業聯合諮問委員會 理事會は來る八月に開催さるべき農業聯合諮問委員會の議題に次の事項を挿入することに決した。即ち、農業労働者の職業的訓練、農業に於ける労働者の協同及群集間の炭疽病の防止等である。理事會は又委員會の事業に共力することを依頼し得る専門家の表を作成した。

(ヘ)労働統計會議 労働局長の提議に關し、理事會は來る十月ゼネパに開催される労働統計會議に對し、次の事項を提出することに決した。(A)労働統計の目的に對する産業別、職業別 (B)労働賃銀及労働時間の統計 (C)工業事故の統計等である。

(ト)産業衛生諮問委員會 理事會は労働局長へ炭疽病の傳染せる皮膚研究に對する機關の方法を諮問する爲に、産業衛生諮問委員會の

第二章 労働理事會

各専門家を招集することを委ね、又不健康處置の問題に關し、國際労働局が準備したる報告を發表以前に専門家の審議に付するやう提出すべきことをも委任した。

第二十回労働理事會

第二十回労働理事會は十月十五日より十八日まで労働局内に於て開催された。

(イ)結社自由の原則の適用に對する文書の研究 労働者團體は平和條約第十三編第一款に規定せる結社自由の原則を各國に適用すべく労働局に於て研究せられんことを希望して居る旨、理事會に告げたので理事會は次の決議を採用した。理事會は平和條約第十三編(第三八七條の下)に依つて設置された常設機關が、該條約第一款の綱領を實施するの義務あることを考慮し、綱領中特に、結社自由の原則を確認することを考慮し、該綱領の適用に就て、國際労働機關の締盟各國の態度に關する最完全な文書の證據を徵集することの意義あることを労働局長に告げ、注意を喚起した。

(ロ)カナダ通信局設置の提案 カナダ労働者代表及政府代表は協力してカナダに通信局の設置を勸告する旨、理事會へ提議した。理事會は此の提議を財政委員會に委任することに決した。

(ハ)労働理事會議長及副議長の改選 理事會規定第一條に従ひ、理事會議長及副議長の任期は一年である。従つて第十六回理事會に於て選任されたる議長及副議長を改選すべきであつた。理事會は滿場一致、フランス政府代表アルチエール・フォンテーン氏を議長に、カルリエ氏(使用者側)及ウーデゲスト氏(労働者側)を副議長に再選した。

(ニ)一九二五年度労働總會の議題 理事會は一九二五年度労働總會に關し豫め討議をし、第二十一回理事會で審議せらるべき議題並に第七回労働總會(一九二五年)の議題として次の事項を採擇した。

(A)一級社會保險に關する報告 (B)産業的災害保險に關する條約案及勸告等である。尙ほ理事會は一般社會保險、即ち災害、失業、疾病及老年保險に關する各國の法律及其實施に付て事實の簡明なる調査報告を可成迅速に準備提出するやう労働局へ依頼した。此等の決議に従つて労働局長は、第二十一回理事會へ産業的災害保險並に社會保險の一般問題に關する報告 社會保險問題の立法及實施に關する現在の情勢に付ての事項を提出するであらう。

(ホ)海事聯合委員會招集 理事會は十二月に海事聯合委員會を招集すべく労働局へ提議した。此の會合に對し労働局の提議せる議題は次の如くである。(A)海事聯合委員會で先きに採擇されたる決議の結果採られたる行動に關する報告の考慮 (B)國際船員法典(協約條項) (C)甲板部に關する副委員の報告 (D)總會の議題として提議さるべき海事々項の考慮等である。

(ヘ)八時間制委員會報告 理事會はワシントン會議で採擇せられたる労働時間制、一日八時間、一週四十八時間制の條約批准促進の意味を以て勸告の形式を採ると云ふ第八回委員會報告の提案を考究した。而して討論の後理事會は、八時間制委員會の提案も該委員會中に議せられたる提案をも拒否し、現状維持を主張した。此の決定の結果條約の修正に對しイギリス政府の提案たる委員の任命は採擇されないことになつた。

(ト)不完全代議員 一九二二年度國際労働總會に於て總會は理事會

が提議せる定例會議案を考慮した。該議案は總會の不完全代表の事項に關する規定を包含して居る。該原文を考究せる後、組織修正委員會が提議したる該項削除に付て總會は次の行動を採つた。

定例總會の議事規則第三條最後の項の削除に關し、委員會は次の事を勸告した、即ち、總會は不完全代議員事項を審査し、且將來の總會の報告を理事會に依頼すべきこと。

理事會は定例委員會が提議せる、豫め依頼されたる問題に關する報告を考慮した、而して其の結果 定例總會に次の原文を挿入することと適當として是認した。

完全代議員を選出し得ざる締盟國は、代議員の信任狀を傳達する際、國際労働局へ其の理由を述べしめること。次に査査委員會は、將來情報を齎らせる各國關係者より完全代議員を請求することもある。

(チ)理事會の定例會 理事會はカナダ政府代表の提案たる定例理事會の修正案を考慮した。此の修正案は理事會の數を強制的に減縮して一年二回開催することであつた。理事會は此の提議を拒絶して、定例準備會議は普通少くとも三ヶ月に一回開くべしとの要求を繼續した。

(リ)癡兵問題に關する專門家會合報告 理事會は雇用不能者問題の研究に對し、七月三十一日より八月一日までセネバに於て專門家會合の結果を討議した。理事會は其結果を單に形式的採用に止めずして進んで、該結果及雇用不能者問題を蒐集する情報を共に各國政府へ通告することを労働局長へ委任した。

其他理事會は八月農業顧問委員會報告の結果を採擇し、移民問題

に關し、勞働局及イタリー政府よりの情報に對し、國際勞働機關の權限外として討究せぬこととし、又ソルヴェ社會學研究所との共同研究に關し、同調査委員會へ代表者を任命すべきことを考慮し、フオンテーン氏を委員會代表として滿場一致任命した。尙ほ第六回國際勞働總會期日は一九二四年六月十六日に決定し、次回理事會は、同年一月二十九日に決定した。

第二章 常設國際司法裁判所

への諮問事項

本年度國際司法裁判所への諮問事項は何等なかつたことを記しておく。

第四章 第五回國際勞働總會

第一 議題及び期日

第五回勞働總會の議題は次の唯一項目である。

一、工場監督制度の一般的原则の件

議題と沿革を略述すれば、ヴェルサイユ平和條約第四百二十七條勞働條件規律の原則中、特に重要なものの一として勞働者保護法勵行の爲め監督制度を設くべき旨を定め、之を以て勞働編中に定められたる他の凡ての原則を有效ならしむる所以のものとした、従つて該問題は平和條約によりて始めより國際勞働機關たる總會の審議を經べき必要があつたのである。一九一九年の第一回勞働總會に參

列せる各國の工場監督官は、工場監督問題に關し一の非公式會合を催した。超へて一九二一年及一九二二年の第三回及第四回總會の際も同様の會合を催した。次に勞働理事會に於ても一九二二年七月の第十三回理事會より引續き本問題に付き審議した、第十七回理事會に於ては、工場監督制度の一般原則の件を第五回總會議題と爲すべき旨決定して居る。(勞働理事會の項參照)

會議期日は十月二十二日より同二十九日までスイス國ゼネバで開催された。

第二 總會に關する國內諸問題

1 代表者選定準備

第五回總會への代表者、殊に勞働代表の選出に就ては、內務省に社會局の新設によつて着々その準備が急がれた。政府當局に於ては、七月十六日臨時次官會議を開催し、夫々意見の交換を遂げた。

一、各代表者の數を従前通とするか否か

二、勞働者側の代表者選定は選舉の形式を取るか又は他の方法に依るか

三、會議に對する態度方針

斯くて七月十七日の定例閣議に於て其の決定を見、左の發表をした。

▲勞働者代表選出方法

一定數以上の勞働者ある工場、鑛山、運輸業と一定以上の組合員を

有する勞働團體とは基礎として選舉せしむ
その方法

(イ) 一千人以上の組合員を有する勞働團體をして一人づゝの代表候補者を選舉せしむること、此の場合に於ては組合員の數に應じ組合員一千人毎に一票の効果を有するものとして算定すること。

(ロ) 官營以外の工場、鑛山、運輸業等(公營及び私營のもの)に就ては勞働團體の場合と同じく一千人以上の勞働者ある工場、鑛山運輸業等より一千人毎に一人の割合を以て選舉人を選出せしめその選舉人をして代表候補者一名を選舉せしむること。

(ハ) 官營事業場にありては各所轄省に於て便宜の方法を執ること、但しその割合は(ロ)に準ずること、右選定の結果は社會局長官宛通知すること。

(ニ) 海員に就ては逓信省に於て便宜の方法を執ること、その割合は(イ)(ロ)に準ずること、但し右選定の結果は社會局長官宛通知すること。

(ホ) 勞働者代表候補者の資格は別段之れを限定せず選舉人に於て最も適任者と思料するものを投票せしむること。

(ヘ) 陸上勞働團體よりの投票は直接社會局に爲さしむるも私設工場、鐵道軌道等に於ては前年の方法の如く一旦府縣廳に、鑛山にあつては鑛務署に對し投票せしめ、府縣廳鑛務署より其管内の各候補者得票を取纏め社會局に報告せしむる事、鐵道軌道の如く二府縣以上に跨る場合に於ては本社所在地の府縣に於て取纏むること。

(ト) 陸上勞働團體からの投票は郵便を以てせしむるも勞働團體以外のものよりする投票方法は地方の狀況により各府縣廳鑛務署に於て適宜の方法を講ずべく郵便投票を妨げざること。

(チ) 社會局に於いて各關係官廳より報告し來れる各候補者の得票及び各勞働團體よりの得票を取纏めその最多數を得たるもの三名を以て代表候補者とする事、候補者得票中同點者多數ある時に抽籤によりてその順位を定むること。

(リ) 八月一日までに各工場、鑛山等に於ける選舉人選定を終り同月九日に候補者の投票を爲すこと同月九日を以て郵便による投票受付の締切を爲すこと。

▲使用者代表選定方法

前回の例に従ひ六大商業會議所を中心とし全國商業會議所に於て便宜協議の上代表候補者三者を推薦せしむること。

七月二十日、社會局は左の如き通牒を地方長官及び鑛務署長を通じて一般工場鑛山並に勞働團體に發した。

勞働代表選定法

(勞働團體の分)

一、票數の算定は所屬組合員の數に應じ即ち組合員一千人毎に一票と見込む筈にして社會局より通達せる票數即ち組合員數につき異議ある場合には相當證憑を具し本月三十一日迄に申出べく右期日後の申出は詮議せられざる事。

二、代表候補者の資格については何等の制限なく組合の自由なり。

三、代表候補者の申出は八月九日迄に社會局に到達するやう書留郵便を以てする事。

右期日後に到達せる申出は無効とす。

四、申出の候補者について前記の標準に依る得票を他の工場鑛山運輸業等に於ける選舉人の投票に係る得票と合算する事。

五、同點者については抽籤に依つて順位を定め投票の最多數を得たるもの三名を以て候補者として派遣方を交渉すべく承諾者なき時は派遣せざる事とす。

同上

(一) 般工場鑛山等の分)

一、第一次に一千人以上の労働者を有する工場鑛山運輸業(鐵道軌道)につき代表委員候補者を投票すべき選舉人を左記に依り選定せしむる事右人員は成るべく大正十二年六月末現在數に依るべく右調査なきものは最近の調査に依るべきものとす。

イ、選舉人數は千人毎に一人とす。

ロ、選定の方法 選定に就ては本通牒に開示の通り労働者多數の意嚮を知るに在るを以て、各工場に於て工場委員會の設けあるものは之をして選定せしむる等労働者の意思に任せしむべく、使用主力之に干涉するが如き事なきやう注意ありたく要は公正なる方法に依らしむべきものとす。

ハ、選舉人選定の期限 選定の期限は八月一日までとす。

二、前項に依り選定せられたる選舉人をして左記に依り代表委員候補者を投票せしむる事、

イ、代表委員候補者の資格 代表委員候補者の資格は別に制限なし。

エ、投票の期日 直接投票の方法に依る時は投票期日は八月五日

第四章 第五回國際労働總會

とする事。

ハ、投票の方法 投票の方法は便宜の方法に依る、若し直接投票の方法に依る時は一定の場所を設け一定の期間内に行はしむる事、又郵便投票の方法に依る時は別に投票期を定めず八月九日までに到達したるものを以て有効とし以後到達の分は之を無効とする事、此の場合に於ては到達の日を明瞭ならしむる爲書留郵便に依る事、同一管内に於て右直接投票郵便投票の二方法は之を併用すべからざる事。

ニ、投票用紙 投票用紙は最近に相當數を見計ひ社會局より送付すべきに付き貴廳署に於て道府縣印(鑛山は鑛務署の印、官業は所轄官廳の印)を押捺し番號を附し順次に所要部數を、郵便投票に依るものは宛名(道府縣廳、鑛務署、所轄官廳)を記載したる封筒と共に各工場、鑛山、運輸業等に送付する事。

ホ、投票の取纏め 投票は官營事業は所轄官廳、鑛山は鑛務署其の他は道府縣に於て取纏むる事(労働團體の投票は社會局直接取纏む)

ヘ、開票 開票は適宜の方法に依るべきも其の公正を期するやう十分注意せらるべき事。

投票の開票期日は八月十日とす、開票終りたる時は候補者の得點表を作製し直に社會局長官宛電報を以て報告すると共に得點表を書面を以て報告する事。

三、道府縣知事又は鑛務署長は其の所管内に、若し千人以上の職工鑛夫、従業員等を使用する工場、鑛山、運輸業なき場合は其の旨社會局長官に前以て報告する事。

四、私設鐵道軌道にして二府縣以上に跨るものある場合に於ては本社所在地の府縣に於て取纏むる事。

五、社會局に於て最後の得點調へを爲す場合に於ては投票の最多數を得たる者より數へて三人を以て候補者とし同點者に就ては抽籤を以て其の順位を定め派遣を交渉すべく受諾者なき時は派遣せざる事とす。

而してそれと同時に各労働團體の投票數を左の如く定めて發表した。

労働同盟投票數

日本労働總同盟	十六票
機械労働組合聯合會	三票
芝浦労働組合	二票
大日本美術友染職工組合	一票
中部労働組合聯合會	一票
商上會	一票
名古屋商上會	一票
労働組合同志會	二票
労働組合同盟會(大阪)	一票
總商上會	一票

以上は所屬團體員一千人以上のものにつき一千人毎に一票の割合を以て算出す、海員については海防省に於て發表する等。

2 國際労働會議否認運動

然るに政府が發表した代表選出方法は當の労働團體には好

評を博し得なかつた。斯くて労働組合を認めない、よし認めても極めて經過的な糊塗的方法に對しては首肯することが出来ないと云ふので、それに反對するのみでなく、國際労働會議其のものを否認する運動が起つた。

日本労働總同盟の態度——労働事務局長トーマ氏に對し政府が今度の選出法を決めるに際して代表的な労働組合團體を無視した事實を通告し、同時に各國の労働組合及び諸新聞、雜誌に通じて『改めない日本政府』の態度を明かにし、且つ國際労働會議を勞資協調機關と認めてゐる。故に此の機關と決議とに何の權威も認めない。こんな權威のない實行を伴はない會議のために、不法な政府の選出方法に屈してツマラない騒ぎをして尊い犠牲者は出せない。

同總同盟神戸聯合會主催國際労働會議彈劾演說會——八月三日記、湊川勸業館

關東機械聯合の日本勞技大會演說會——七月二十二日、芝協調會館にて、解放と自由とを無視する同會議に反對

芝浦労働組合主催國際労働會議否認演說會——七月二十九日、協調會館

3 代表選出法に對する反對及び抗議

それと同時に代表選出方法に對して其否を鳴らすものを生じ、遂に抗議を申出づるに至つた團體もある。

大阪商上會の投票數不當反對——七月二十日、本部に役員會を開き其反對を聲明したが、其理由は會員數二千を超ゆる同會に一票しか

與へず、又會員五百に充たぬといはれる某々組合にも同様一票を與へてゐる等、組合員數の算定が何を根據としてゐるか頗る杜撰を極めてゐるといふにあつた。

横須賀工廠工友會の抗議——會員九千六百餘名を有する同會が、しかも労働團體の模範として穩健に終始した同會が當局により一の労働團體として認められなかつたことに對し抗議を提出した、七月二十五日。

横濱の仲仕共済會の抗議——千三百名の會員を有する同會も労働團體として認められなかつたことに對する抗議を提起した、七月二十六日。

造船船工労働組合の抗議——千四百三十名の會員を有する同會を除外したことに對する抗議、七月二十八日。

八幡同志會の票數訂正申込——四千の會員を包藏する同會に對し二票をしか認めぬとは不合理であると開票へ訂正方を申出でた。

名古屋向上會の大阪純向上會選舉資格に對する異議——僅かに三百内外の會員しか有せざる大阪純向上會に選舉權を認めたることに對する異議を申出た。

4 候補者選定

労働側代表——候補者選定てふ問題は八月二日頃から愈々本舞臺に這入つた。所定の九日には工場側も團體側も夫々候補者を推舉して各府縣廳に届出でねばならぬ。そこで風雲を危ぶまれるのは團體側との妥協如何てふことであつた。

阪神地方の代表推舉には目醒しいものがあつた。大阪府下

の有資格團體たる純向上會、労働組合同盟會、日本美術友誼工組合の三團體は、豫めその方策に協同熟議する所があつたが、七月廿七、八日と西區九條中通りの鐵工組合本部で委員會を開いて、久留弘三氏を公認候補として樹立した。そこで鐵工組合の植松一三氏は急遽上京して擁立の事實を報じて推薦狀を交附した。之より先、久留氏は八月十五日神戸出帆の箱根丸で渡歐して、英・獨・佛・伊・白等の諸國を遊歴して労働運動狀況視察の途に就く筈であつた。その下準備の爲め七月卅日、來神したを幸、大阪の反應同盟の内田大阪鐵工組合理事、能澤舊理事、武内友禪工組合理事の三氏が卅一日同氏に會見して推選の意見を通告し、其承諾を得た。かくて之等の團體は推薦ビラ十萬枚を京神阪地方に撒布して運動を開始した。幸にして、大阪造船工組合、鐵工組合、友禪工組合を初め其他の反總同盟系の多數の賛同を獲た。問題の人、久留氏も假令當選せずとも、洋行の途次個人としてでも是非會議に臨むべく決心した。

之と同時に、同地方の工場側は、その運動に着手したが、意見を異にしてゐた。七月廿八日に、府から指定された大阪府四十三工場及び兵庫縣下の有資格工場、川崎造船所等七工場の労働組合に無關係の職工代表者七十六名は大阪松島カフエー六方に會合し、候補者の入選につき種々協議を遂げ、協同會大阪支部の荒木義夫氏を大多數で推薦することに決し、二

十九日から事務所を梅田方面に設け、大々的運動に着手することを申合せ散會した。

海員側の労働代表選舉權の行使に關しては商船同志會及び海員協會の態度は大體投票を見合す形勢らしいが、日本海員組合側では先づ以つて選舉權を行使するか否かの根本問題を決定する必要あり、二十八日 神戸同組合本部で急遽評議員會を開いた結果、労働會議を默殺することを避け且つ労働代表としては組合長檜崎猪太郎氏を推すことに満場一致で可決した。然し、海員側は、その投票數に於て到底代表を送るべき見込がないと業を煮やし、嘗て榊本代表に對してなした騒動の前轍を履む畫策をするとも噂があつた。

工場から推された宇野利右衛門氏は阪神地方では最も有力なものである。

此間にあつて、婦人労働者の意嚮にも一般の輿論にも、此回の會議の性質上婦人代表選出に力を用ひるものがあつた。工場労働者中六割の婦人を有する日本の現状は當にその必要を見るかも知れぬ。

かくの如くして且つ總同盟系の猛烈な労働會議否認のピラ宜傳に逢ひつゝ、各地の選舉が兎に角施行された。

資本家代表——その選出には又一の暗礁に逢着する。元來資本家側は國際労働會議そのものに何等の興味を感じず、寧ろその存在は一大脅威であらねばならぬ、故にその消滅を希

望する位である。

然るにも不拘、東京商業會議所では八月一日全國商業會議聯合會常仕委員會が政府當局から委託されたこの人選に就て協議する所があつた。が結局選定難は當然の運命である。そこで之を東京商業會議所に一任するに至つた。同協議會は初め川崎造船所長松方幸次郎氏を全會一致で推したが、交渉の結果固く辭されたので宙に迷つた。一方協調會の推薦したのは同會評議員中、中島久萬吉氏であつた。然し同氏は立つ意志がないらしかつた。翻つて東商には諸井四郎氏を推すものがあつたが、同氏は昨年顧問として出席して同會議に「幻滅を感じた」といつてゐる位でまるで引受ける意はないので、結局今年の資本家代表は三流乃至四流どころの實業家に箭が立てられた。その間、添川壽一、添田敬一郎、杉原榮三郎、武藤七郎、宮島清二郎の諸氏が噂に上つたが、何れも成功を見なかつた。

5 選舉の結果

社會局では八月九日迄に集まつたものを以て左の代表委員を決定し發表した。

政府側代表委員

特命全權大使 安達峰一郎

國際労働理事會帝國政府代表 前田多門

顧問 伯爵 柳澤保惠

隨員		委員附		囑託		使用者側		勞働者側	
社會局書記官	竹下 豐次	大使館二等書記官	皆川 彦	社會局技師	小柴 梅子	代表委員	山崎 龜吉	代表委員	宇野 利右衛門
警視廳技師	鈴木 孔三	愛知縣理事官	山本 理一	社會局技師	後藤 萬次郎	顧問	豐原 又男	顧問	龜井 司
	石原 清子	內務事務官	川西 實三	外務省囑託	津田 正夫	囑託	飯田 清藏	囑託	岩崎 卯一
		社會局事務官	赤松 小寅	社會局屬	倉橋 定				
		社會局技師	色川 三男	外務局屬	鈴木 三男				
		外務省囑託	田中 盛枝	社會局屬	倉橋 定				
		外務局	鈴木 三男	社會局屬	津田 正夫				
		社會局屬	倉橋 定	外務書記生	原田 慶藏				
		社會局技師	色川 三男	社會局技手	後藤 萬次郎				

尙ほ勞働側代表の得票を舉げれば左の如くである。

八〇票宇野利右衛門―七五票木部一枝―四四票久留弘三―三四票
伍堂卓雄―三三票荒木義夫―二九票田澤義輔―二二票村瀬義久―
一七票檜崎猪太郎―一二票福田康文司―一一票岩崎信一―一票
上野陽一―一〇票堀江歸一(以上)

6 顧問の選定

勞働代表宇野利右衛門氏の顧問は人選難であつた。最初、
日本海員組合の檜崎猪一郎氏を選出するに就き海員同盟が大
なる反對を唱へた。そこで、工場監督制度に精通し、且つ勞働
組合に背景ある人といふ條件を以て物色し、八月十八日正午、
鐵道協會で海員組合横濱支部長濱田國太郎外二氏と會見海員
組合副組長龜井司氏を確定した。

顧問格の岩崎囑託は代表候補の荒木氏が形勢有利との噂あるや同氏
の下に走せて顧問たらんとしたのに、宇野氏が當選すると忽焉と同氏
に請うて囑託となつたとの不節操な豹變的行爲は勞働者の耻辱である
と云つて、辭職勧告を受けた騒ぎもあつた。

龜井顧問は反對派の海洋統一協會總務たる高橋熊吉氏に「君は濱田
氏に向つて一萬圓出せば反對運動を中止すると言つた由ではないか」
と云つたとかいはぬとかで所謂失言問題を惹起して一時形勢混沌の有
様であつた。

第三 總會の經過

概 觀

第五回國際勞働總會へ締盟各國より參加せし數は次の四十二ヶ國にして、昨年に比し三箇國を増加して居る。代表者數は政府側七十四名、使用者側二十四名、勞働者側二十四名にして、之に隨伴せる各顧問を加ふる時は合計百九十二名である。大多數の國は完全代表(政府、使用及勞働代表)を派遣せるも、未だ政府代表のみを派遣する國も少くない。而して今回の會議には新に國際聯盟に加入したるアイルランド自由國よりも始めて代表者が派遣せられ、又ワシントンに開かれたる第一回總會に參加後、一度も代表を派遣せざりしアルゼンチン、ペルシヤ、パナマの三國も再び參加した。

參加各國名は次の如くである。

南アフリカ、アルバニア、ドイツ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、支那、コロンビア、キューバ、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシヤ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リビア、ノルウェー、パラグアイ、オランダ、ペルシヤ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ユーゴスラビア、シヤム、スエーデン、スウェーデン、チエツコスロヴァキア、ウルグアイ、ベネズエラ。

議長にはイギリス政府代表ベツタートン氏の發議とフランス政府代表ゴージェー氏の推薦に依り満場一致を以て日本政府代表安達峰一郎氏が當選した。次いで議長は副議長として、スウェーデン政府側フィスター氏、イタリア使用者側オリヴェ

ツティ氏、及びフランス勞働者側ジウオー氏を指名した。更に資格審査委員會、詮衡委員會及び總會議題に對する五委員會即ち(一)監督の範圍。(二)監督の職能及び權限の性質。(三)安全。(四)監督の組織。(五)監督の報告委員會を任命した。議題審議の方法並に委員數の決定に就て多少異論ありしも結局右、五委員會はイタリア代表のミケリス氏案の採用に決し(一)(二)(四)委員會は各派八名、(三)(五)委員會は各派六名宛に決定された。而して該議題に關し回を重ねること十回、別に委員會にて各議題の審議を遂げ次項の如き勸告案と數個の決議とを採擇した。議題に關する委員會の討議の經過を簡単に次に掲げやう。

『監督の範圍』——監督制度の主要なる職能が勞働條件を規律する法令の勵行及就業時間中に於ける勞働者の保護を確保するにありとなす點に於て、監督制度の發達せる諸國の委員の意見は一致して居た。監督制度に關する立法は其の細目の點に於ては大いに相違するが、大體に於て各産業國を通じて殆んど同一にして居る。右は勞働時間及休憩時間に關して規定し、如何なる條件の下に、而して如何なる種類の勞働者に對して夜業を許可すべきかを規定し、同様に危険及不健康なる作業に附隨して起り易き災禍を出來得る限り防止するための規定を設け、尙特別なる危険及不健康の職業に於けるものを區別せる一般の職業に關聯して起る衛生及安全問題に關しても規定せるものである。

委員會に於ては此の本來の職分の外に其の職務執行中容易に遂行し

得べき附隨的職分（事實上實際行はれ居れるものなるが）を監督官に附與するも可なりとの意見に一致した。但し右の附隨的職分の性質は本來の職分と相反せざるものにして監督事務の有效なる實施を妨げざるものたる事を要し、尙監督官廳若くは之に附屬せる官廳等に於て最も痛切に所期せらるゝ不偏不黨の立場を侵害せざるものたる事を要するは勿論の事である。

右委員會に於ける意向としては此の附隨的職分は各國に特有なる必要と慣習とに依りて決定すべく、其の職分の種類を例示する事は避くべしと云ふにありたるが如し。故に委員會に於ては事務局作成の草案中には質問書に對する各國政府よりの回答を基礎とし、右附隨的職分の一として労働者の健康及安全を期せんがために工場作業場等の設計を檢閲せしむべしとの暗示を爲しありたるも、委員會は之を承認せざる事とし、大多數の國に於て一樣に認むる所の重要な職分のみを擧ぐる事とした。

故に委員會より總會に交附されたる報告書には、如何なるものが監督制度の視ふ主要なる目的なりや、又如何なる條件の下に關聯はあれども嚴格に云へば監督制度の目的中に包含せられざる他の職分を監督官に賦與すべきかを明瞭に記載してあつた。

『監督官職務及權限の性質』——先づ議題の第一項に就きて見れば、假令工場監督官が法令の實施の貫徹を期するため其の臨檢を必要とするも、臨檢を受くべき使用者並に労働者の立場よりすれば、無斷に何人とも知れざる第三者よりして工場又は營造物内に侵入臨檢せらるゝの謂はれなきを以て、監督官の臨檢權を認むる事は當然なるも、確實に監督官たる事の證明せらるべき事の條件を附する事を必

要なりと思考せらるゝを以て討議の結果、草案に不備を補ひて「證票を有する限り」の辭句を挿入する事とした。

同様なる理由を以て第一項の（イ）項に對しても其の正文の終りに左の但書を追加することに決定した。

「但書の點檢したる場所を辭去するに先ち、監督官は若し爲し得べくんば其の臨檢に使用者又は其の代表者に告知することを要す」第一項の（ロ）に對しては或る場合に於ては監督下の工場以外の人々よりも報告を求むる事は必要なりとの意見、勝を占めて之にまた監督官の訊問に關する原則の適用を及ぼす事となつた。例へば工場内の風紀等を知るためには監督せらるゝ工場に働き居る青年等と工場附近の人々との關係を知る事は必要なる事として、又災害等の發生せる場合の如きも工場以外の第三者よりの報道を受くる事は、事件を調査する上に於て監督官に取りては殊に必要なる事と思はれた。依りて委員會に於ては此の意味を明瞭ならしむるため、

「其の職員及び設備所屬の他の人々に對して立會人なくして質問し、又労働條件を規定する法律が保管を命じある記録又は文書の提示を請求する事を得」

その草案の前半を

「設備所屬の職員及或る他の人々の證明を必要なりと認むる場合には之を報告せしむるため立會人なくして之を質問し」

と改正する事とした。然るに此の修正案は二十七日の本會議に於イギリス代表其他よりして、右修正案は字義餘りに曖昧にして、監督官が管外の第三者まで監督權を及ぼし得るかに解せらるゝ虞れあるを以て之を明瞭ならしむるため、

「設備所屬の職員に對し立會人なくして質問し且職務執行のために或る他の人々の證明を必要なりと認むる場合には之に報告を徴し」と修正すべしとの動議出で結局右の通り修正せられた。

第二の監督官の秘密不漏洩の義務の項は使用者側の立場として最も痛切に其の緊要を感じる事項なるを以て使用者側は豫め協議を遂げ、最も之を嚴格に規律するの要ありとなし、單に不漏洩の義務を負ふのみにては不充分なるを以て、若し之に違反する時には刑法上の罰を加ふべしとの條項を附する事を主張する事に決し、委員會に於ては一齊に起ちて極力之を力説し左の條項を其の末尾に追加する事となつた。

「若し之に違反せば法定の刑罰若しくは適當なる懲戒處分を加へらるべきものとす」

第三項の司法上の権限に關しては現行の英國の制度と大陸の制度とは其の法律上の觀念を異にせるため、議論は二つに別れ端なくも大紛糾を見るに至つた。監督官の司法上の権限は各國の行政及司法制度の慣習により甚だしく相違し居り、確證を得たる違反事件を直接刑事裁判所に起訴するの権限を附與すべしとするもの、單に權限ある他の官憲に報告するを得しむるに止むべしとするものあり、直接起訴するを可なりとするもあつたが、兩者の見解を一致せしむるは甚だ困難を感じた。然れども斯くの如き權力を與へる事の可否に付いての問題だけは、之を他の行政官に委する事は行動の敏捷と適確とを缺くが故に、監督制度の效力を減殺するの虞れありとの説、勝を制して之を與ふる事に決定した。然るに之が手續の問題に關しては或る國は之を司法上の手續となすべしと主張し、或る國は之を行

政上の手續とする事を固執して譲らず、其の何れか一方にする事に對しては到底一致點を見出し難かりしたため、且つは總會は監督制度の原則を協議決定するを目的とし各國の行政組織に變改を加ふる事を企圖するに非ざりしを以て、兩者の主張を接近せしむる事を企圖するに非ざりしを以て、兩者の主張を接近せしむるため原文に缺けた「行政上」の辭句を補足し「行政上又は司法上の手續」を執らしむる事に決定した。

次に監督下の工場に於ける法令違反を發見せる場合、監督官は調書を作成し之を以て起訴する者なるが「其の調書は反證の擧げられざる限り效力を有すべきものとす」との追加條項を附すべしと動議出で問題は亦紛糾を見るに至つた。イギリスの法制上の觀念に依れば有罪なる事が確證せらるゝまでは無罪たるべく、之れがため監督官の場合に於ても其の調書に他の證明に依りて之を裏書せられざる限り格別の效力を生ずるものに非ず。故に判事は監督官が自身出延證言し且つ其の證人を帶同せざる限り調書のみによりて判決を下し得ざるものにして、換言せば監督官の調書は拘束力を有せない。然るに大陸諸國の制度に従へば右調書は之を覆へすに足るだけの反證を提出せられざる限り充分なる效力を有するものとなつて居た。一言にして云へば英國制は確實なる證據なき間は無罪たらしむべし、大陸制は確實なる證據なき限り有罪たらしむべしと云ふにあつて、最後の決定は結局一なるべきも兩者の觀念は全然正反對たる地位に立つた。使用者側は英國制を支持するに決し極力之を主張せるも、大陸制に依る方が監督官の事務を簡にし得て、時間を節約し得べしとの意見、勝を制して委員會に於ける修正は左の如くなつた。

「各國の行政及司法制度を考慮し且上級官廳に對し必要なりと思考せらるゝ手續をなすを條件として監督官は其の見届けたる法律違反を權限ある司法官憲に直接告訴するの權限を賦與せらるゝものとす

其國の制度並に法律上の原則と矛盾せざる國に於ては監督官の調製したる報告書は反對なる證據の存せる限り其中に開陳したる事實を確證するものと見做さるべし」

第四項行政上の權限に關しても英國の制度と大陸の制度とは兩立し得ざるものなる事を示した。英國に於ては或る規定が遵奉せらるべしと規定せられたる時に於て若しも工場主が之に違反せる場合には彼は監督官の注意を受け、不遵守の廉を以て警告なくして直ちに法律の定むる刑罰に處せらるべく、監督官は直ちに法律上の手續を取るこゝとなつて居つた。而して差迫れる危險を防止するためには即決裁判所をして夫を停止するの手段を講ぜしむる事となつた。故に英國系代表等は極力之等の命令は司法上の手續を取るべき事、若し斯くの如き權限を司法官憲が有せざる國に於ては交互的の手續を取るべき事を提議したれども此意見は破れ、委員會に於ては其の手續を司法行政の何れにすべきかは一に監督官の命令性質に依るものにして、其の場合が如何なる手段を取るべきかは訴願せられたる官廳に於て決定すべきものなりとの意見優勢となり、

「監督官は勞働者の衛生及安全に關する法律及規則を正確に施行する上に於て必要なりと認めたる場合に於ては工場の設備又は裝置の改更を一定期間内に實行する様命令するの權限を賦與さるべきものとす。

之に對しては上級官廳又は或る國の行政との實際に従ひて司法裁判所に對して訴訟を提起することを得而して斯る訴訟に依りてのみ右の命令は停止さるべきものとす。

但し專斷的行爲に對して使用者が保護せんとする規定は如何なる場合に於ても正當に其の存在を表明せられたる差迫れる危險を防止するを目的とする手段を講ずることを阻止するものに非らず。」然るに二十七日の本會議に於ては之れ又大紛糾を來たし二時間餘に亘りて討議あり、英國代表先づ右の委員會の決定を非難し英國法制に基きたる修正案を提出し、之に對して大陸系諸國の代表等よりの反對意見起り、兩々相對峙して譲らざりしが、討議の結果漸く兩者の妥協談歩に依りて一致點に到達し左の如き條文とする事に依りて解決を見た。

「設備若くは裝置を法律及規則に適合せしめむがため至急の措置を要する場合に於て監督官は勞働者の衛生及安全に關する規則の充分に於て確實なる遵守を保證するに必要なべき改更を一定期限内に右設備又は裝置に加へしむるの命令を發するの權限を與へらるべきものとす（但し斯る手續が其の國の行政又は司法の制度と一致せる時は之に付權限ある機關に右命令を請求するの權限を與へらるべきものとす）」

監督官の命令にして其れ自身に執行力を有する國にては其の執行は唯上級なる行政又は司法官憲への訴へに因りてのみ之を停止すべきものとす但し專斷的行爲に對して使用者を保護せんとするの規定は如何なる場合に於ても正當に其の存在を表明せられたる差迫れる危險を防止するを目的とする手段を講ずることを阻害する

ものに非ず。

監督官に對して諸種の權限を與ふる事は固より必要なるも、餘りに權限を與ふる事は往々にして弊害を醸す事あるべきを以て、監督事務以外に於ては如何なる權限をも與ふべからざるものにして、法令適用の一次的免除を許容するが如き事も、監督官の專斷的決定に委すべからずとの意見の下に第五項に對しては委員會は大多數を以て之を削除する事に決定した。(次項勸告案參照)

『安全』——先づ災害防止に關する勸告案の前文中に「監督官制度は近來漸次警察的にして抑壓的の性質を脱却すべし」なる辭句は長き期間に亘りて監督制度は法律の要求を確保するための手段を取り來れる事に鑑み、未だ必ずしも警察的性質を脱却し居らざるを以て右の辭句を削除するに決した。

次に委員會に於ては如何なるものが眞の工業病なるかを規定する事は専門醫家に非ざる限り至難なるを以て「工業」の辭句を同様削除する事とした。

第六項の監督官の災害に對する訊問調査に關しては、如何なる場合に訊問がさるべきか、如何なる災害を監督官は注意すべきかを限定するの要ありとなし、委員會に於ては原案の意味の修正は之を爲さざりしも其の場合を限定する事に決した。

第七項は單に表現の辭句を修正せしに止り、第八項の勞働者並に使用者に對して災害を防止するため注意心を喚起する事は不斷の努力を以て永久的に繼續すべき性質のものなるを以て、「特に監督臨檢中」の辭句を削除する事に決した。委員中には一層具體的にして詳細なる規定を設くべしと主張せるものありしも、委員會は是は困難

にして複雑を來す虞れある事を思ひ決定的に斯る辭句を挿入する事を避くる事とした。

第九項の監督官の立法に對する協力の件は、立法の事は立法府の權限に屬するものにして監督官本來の性質よりして合法的に非ず、事實としても不可能なるを以て委員會は一致して之を削除する事に決定した。尙一委員より災害防止に關する決議を爲すべきの動議あり、委員會は審議の末之を採擇する事に決定した。(次項勸告案參照)

『監督の組織』——監督機關は政治的職分を有せざる中央官廳の下に所屬せしめ、屢々監督制度の事業及目的とは何等の關係なき因由に依りて累を及ぼす虞れある地方官廳の支配より獨立せしむる事を要すと認めて之に對して議決する所あり。監督機關が政權爭奪の争ひの渦中に投ぜられて弊害を醸す事に就ては各國に於て何れも苦しき經驗を嘗め居る事なれば、斯る因由の桎梏より監督機關を全く解放せしめざるべからずとの論議が盛に行はれた。

監督官の具備すべき技術上の資格に就いて云へば最低限度に之を規定するも、現今の狀勢に於ては同一人をして總ての方面を監督するに足るだけの訓練を充分にせしむる事は困難なる實狀にあり。監督官の専門化は近時大いに發達せるが、就中危険材料の使用及濕氣、塵埃、瓦斯、電氣裝置等の如き環境的方面に關するものに於て特に然りである。委員會に於ては監督官の専門化は最も緊要なる事とし醫學電氣機械其の他必要なる訓練を夫々之等の方面を取扱ふべき監督官をして習得せしむべきものなりとの意見に一致した。

通常監督官に對する資格の一般程度を高むる事及特殊監督官の資格

を一層高むる事等は規定せられたれども、之に依りて婦人監督官の採用を阻止せんとするに非る事は勿論なり。右婦人監督官の採用は平和條約中にも之れを望まんとするの規定あり、此の婦人採用の規定は特に總會出席の婦人代表等より盛に歡迎され、本會議に於ても婦人の地位も男子と對等たらざるべからずとの趣旨に於て英國、加奈陀、其他の婦人代表等は婦人の爲めに大いに氣焔を吐いた。

我國の前田代表も我國に於ても婦人監督官採用の計畫ある旨を宣言せるが、殊に此の宣言は婦人代表等の間に人氣を博した。

資格の向上に依りて何等婦人監督官採用を阻止するものに非る事の主張は貫徹せるも、曾て労働者たり現在労働者たるものにして實地に得たる經驗に依り相當高き程度にあるも勸告書の條文中に指摘せるものとは其の性質を異にせる資格を有し居る男女の労働者を監督官に採用する事の可否に對しては必ずしも意見一致しなかつた。オーストリー、ベルギー、チエツコスロヴァキア、ドイツ、イタリー、

其他の諸國に於ては現に労働者の階級より副監督官等に採用するの制度存せるが、第四委員會に於ては、討議の結果之を削除する事に決した。之に對して本會議に於ては修正の動議出で、修正案を提案者並に其の支持者等は、前記諸國に於ける制度實施の結果の成績良好なる事を指摘して労働者をも監督官に採用すべしと盛に主張したが、第四委員會委員長たるイギリス代表はイギリスに於ける三十餘年間の經驗は當局にも副監督官等にも何等の利益を齎さざりし事を述べた結果、總會は五十五對二十六にて修正案を否決した。

『監督官の報告』——監督官に依りてなさるべき報告に關する討議の結果、監督官をして其の業務及之が成績に關し一定の形式に依りて

作れる報告を定期に中央官廳に提出せしむべき事、中央官廳は之を整理し年報を刊行し、右年報には第一に、其の年内に發表せられたる労働條件を規律せる法令の名を列記し、次に監督機關職員の数及び組織、令の適用を工場數及其の使用労働者數、臨検日數、臨検月數、二回以上臨検せる工場數、其他事故件數、法令違反に對する起訴件數、病氣等に關し詳細なる計表を附すべき事等を議決した。右は現に先進産業國に於ては何れも實行し居るものにして、此等報告の價値は單に監督制度の有効なる實施を確保し其の進歩改善に資する上に於て國內的見地より見て有効なるのみならず、國際的にも亦大なる利益を齎らすべきものたる事は否定し難い事である。多數國家は未だ充分に相互の經驗に依りて利便を得るの域に到達せざれども、國際労働機關の目的一半は之を得しめんとするものに外ならない。斯る點より見るも監督年報の如きは國際的に比較を容易ならしむるものたらざるべからずとするもの之れ第五委員會の一致せる意見である。

第四 總會の結果

總會採擇の勸告文は次の如くである。

労働を保護する爲めの法律及規則の施行を確保するを目的とする監督制度の組織に對する一般原則に關する勸告。

國際聯盟の國際労働機關の總會は、國際労働事務所の理事會に依りゼネヴァに招集せられ其第五回を一九二三年十月二十二日に開會し今回の會議事項たる工場監督組織の一般原則に關して提議を採擇す

ることに決議し、勧告の形式を採るべきものなることを決し、國際労働機關の各締盟國をして立法又は其の他の方法によりて之を實現する目的を以て考慮せしむる爲ベルサイユ條約第十三編及其の他の平和條約の之に相應する規定に従ひ本日一九二三年十月二十九日左の勧告を採擇す。

ベルサイユ條約は労働者の肉體的道德的又は智的福利に付特別且緊急に重要な方法及原則の中に各國は労働者の保護を目的とする法律及規則の施行を確保する爲に女子をも之に參與せしむる監督制度を採るべしとの原則を包含するが故に

第一回の國際労働總會に於て特殊狀態の存在する國に關して採擇せられたる決議に若し是等の國が監督制度を有せずとせば速に之を作るべきことを包含するが故に

監督制度を組織することは數次の總會に於て採擇せられたる數多の條約案が批准せられ且實施せらるると共に特に緊切となりたるが故に監督制度は疑もなく條約其の他労働條件を規律する規約の實行を確保する爲に最も有力なる手段の一として勧告すべきものにして各締盟國は其支配下にある領土内に於ては之に加盟したる條約の施行に付て専ら責任を有し地方的事情に應じて如何なる監督手段が斯る責任を果し得しむるかを決定することを要するが故に監督制度を樹立し又は之を改造する際の參考として既往に於ける經驗を各締盟國に提供する爲に條約及廣く労働者保護を目的とする總べての手段の整一充分且つ有效なる施行を確保するに實驗上最良なりとする一般原則を指示することは望ましき處なるが故に

此一般原則を如何なる産業の範圍に適用すべきやは各國の自由に一

任し

工場監督に於て既に得られたる永き經驗を指針と爲し總會は國際労働機關の締盟國が次の原則及條規を考慮せられんことを勧告す。

1 監督の範圍

一、ベルサイユ平和條約第四百二十七條第九原則に遵出して各締盟國に依りて設けらるべき監督制度の主要なる職能は、労働條件及作業從事中の労働者の保護に關する法律及規則(労働並に休息の時間、夜業、或種の者を危険不衛生又は身體上不適當なる業務に使用することの禁止衛生並に安全等)の勵行を爲すにあるべきものとす。

二、監督事務上の便宜に由るか又は監督官が主要職務の執行上より得たる經驗に由るか其の孰れに由るにもせよ可能にして且望ましと思考せらるる限り、監督官に附加職務を委託することを得、而して附加職務は各國に行はるる概念、因襲及習慣に従て各々異にすることあるべきも左記條項に従ふことを要す。

(イ)該附加職務は決して監督官の主要職務に煩累を及ぼさざること

(ロ)該附加職務は労働者の衛生並に安全の保護を保障する第一目的に密接なる關聯を有すること

(ハ)該附加職務は監督官が其の使用者並に労働者に對する關係上必要缺くべからざる權威と公平とを障害せざること

2 監督の職能及權限の性質

三、監督官は證票を有する限り法律に依りて左の權限を賦與せらるべきものとす。

(イ)苟も法律の保護の下にある人々が雇傭せられ居ると信ずべき

正當なる理由の存する場所には、晝夜の別なく隨時臨檢し且其の監督に屬する設備又は其の一部なりと信すべき正當なる理由を有する如何なる場所にも晝間入場することを得。但其の臨檢したる場所を辭去するに先ち監督官は若し爲し得べくんば其の臨檢に付使用者又は其の或代表者に告知することを要す。

(四)設備所屬の職員に對し立會人なくして質問し、且職務執行の爲に或る他の人々の證明を必要なりと認むる場合には之に報告を徴し、又勞働條件を規定する法律が保管を命じある記録又は文書の提示を請求することを得。

四、監督官は宣誓又は各國に於ける行政上の慣例若し習慣に適へる他の方法に依り、其の職務執行中に知り得たる製造上の祕密並に一般作業行程を漏洩せざるの義務を負ひ、若し之に違反せば法定の刑罰若しくは適當なる懲戒處分を加へらるべきものとす。

五、各國の行政及司法制度を考慮し、且上級官廳に對し必要なりと思考せらるる手續をなす條件として、監督官は其の見届けたる法律違反を權限ある司法官憲に直接告訴するの權限を賦與せらるるものとす。

其國の制度並に法律上の原則と矛盾せざる國に於ては監督官は調製したる報告書に反對なる證據の存せざる限り其中に開陳したる事實を確證するものと見做さるべし。

六、設備若しくは裝置を法律及規則に適合せしめむが爲め至急の措置を要する場合に於て、監督官は勞働者の衛生及安全に關する法律及規則の充分にして確實なる遵守を保證するに必要なるべき改更を一定期限内に右設備又は裝置に加へしむるの命令を發するの權限を與

へらるべきものとす。(但斯かる手續が其の國の行政又は司法の制度と一致せざるときは之に付權限ある機關に右命令を請求するの權限を與へらるべきものとす)

監督官の命令にして其れ自身に執行力を有する國にては、其の執行は唯上級なる行政又は司法官廳への訴へに由りてのみ之を停止すべきものとす。但し專斷的行爲に對して使用者を保護せんとする規定は如何なる場合に於ても正當に其の存在を表わせられたる差し迫れる危險を防止するを目的とする手段を講ずることを阻害するものに非らず。

3 安全

七、監督官廳が其の職務執行上必要なる總ての法的權能を賦與せらるるの緊要なると共に、監督が次々に有效となるが爲には最も舊く最も多くの經驗を有する國に於て表明せられたる如く、監督官は作業をして更に危險を少なからしめ一層衛生的ならしめ且は疲勞を少なからしむる目的を以て、總ての關係者の聰明なる理解教育及協力に由り災害及疾病を防止するに最も適當なる安全方法を採用せしむるに漸次其の主力を注ぐことの緊急なるの事實に鑑み、左記の手段は總ての國に於ける此の種事業の發達を助成するものと思考せらる。

(イ)總ての災害は權限ある官憲に届け出でしむべし而して監督官の主要職務の一は災害就中其の重大なるもの又は再發性のものをも調査し之が防止の方法を講究するにあり

(ロ)監督官は衛生並に安全の最良標準に關して使用者に通知助言するを要す

(ハ)監督官は個人的注意の増進安全方法及び安全裝置の完成の爲

に使用者職員及び勞働者の一致協力を獎勵するを要す

(ホ) 監督官廳より全然獨立したる災害の危険及防止に對する特別機關を有するを以て寧ろ優れりと思考する國に於ては斯かる機關の特別職員は前述諸原則に由りて指導せらるゝを要す

4 監督の組織

(甲) 職員の組織

八、監督の目的の爲、地區の分割せらるる國々に於ては彼此の地區間に於ける法律適用の統一を保證せんが爲め、且監督能率の高標準を増進せむが爲め、是等各地區に於ける監督官をば更に品質優良にして經驗豐富なる監督官の總括的監督の下に置かざるべからず。其の國工業の重要な爲到底一人の總監督官のみにては不足を免れざる場合には、其の總監督官等は法律の適用並に工業狀態の改善に關し其の擔任地區内に生ずる諸問題を協議せん爲隨時會合することを要す。

九、監督官廳は之を中央政府の直接にして獨占的な管轄の下に置き、其の職務の如何なる執行に關しても斷じて如何なる地方官憲の管轄下にも立しめず之に對して如何なる責任をも負はしむべからず。

十、危險材料の使用、有害なる塵埃及瓦斯の除去、電氣裝置の使用等に伴ふ工程に關聯して近代工業の下に生ずる困難なる科學的及技術的問題の存在するに鑑み、充分なる醫學、工學又は電氣、其他の學科の教養と經驗を有する専門家を此種問題處理の爲國家に於て雇傭すること必要なり。

十一、ベルサイユ和平條約第四百二十七條に含蓄せられたる原則に準し監督官廳には男子監督官と同様に婦人の監督官を包含すべきも

のとす。或事項並に或種の作業に關しては監督には男子之に當るを以て適當と爲すこと明瞭なりと雖も、他の事項並に他種の作業に關する監督には婦人之に當るを以て寧ろ適任と爲すことあるが故に婦人監督官は概括的に男子監督官と同様な權能及職分を有し且同等なる權力を行使すべきものとし、(但し必要な教育並に經驗を有するを條件とす) 且官位等級の昇叙に關しても亦男子同様の機會を有せしむべきものとす。

(乙) 監督官の資格及教養

十二、近代工業の工程及機關の複雑なるに鑑み、且は法律適用に關して監督官に委任せられたる執行上及行政上の職掌の性質と使用者勞働及其の團體並に司法及地方官憲に對する重要な關係とに鑑み、監督官は一般に技術的教養及經驗の高標準を有するを要し、優良なる一般教育を了し且其の人格能力共に各關係者の信頼を博するに足る人物たるを要す。

十三、監督官は恒久的基礎の上に立ち政府の更迭に就ては獨立ならざるべからず、監督官は凡て不當なる外部の勢力より免脱するの自由を確保せらるる如き地位と報酬とを與へらるるを要す。而して彼等は其の監督の下にある如何なる作業場にも利害關係を有すること禁止せらるべきものとす

十四、監督官は任官に際し其の資格を試験し、其の職務に練達せしむる爲め一定の試験期間を経ることを要す、而して同期の終末に於て彼等が監督官の職務に對して充分の資格あるを表明したる後初めて本官として確認せらるべきものとす。

(丙) 監督の標準及方法

十五、國家監督制度の下にありては各個の作業場に對する監督官の

臨検は左のみ頻繁なること能はざるべきに付左の條項は緊切缺くべからざる處とす。

(イ) 作業場に於ける使用者及職員は法律遵守の責任を有し、且法律に故意なる違反を爲し若くは之れが遵守の由々しき怠慢を爲したる場合、監督官より前以て警告を發することなくして、訴追せらるるの責任を有するとの原則を確立し之を維持すること、但し原則は法律に於て先づ僱主に對し或方法を講ずべき旨注意を爲すべきを規定しある特殊の場合には之を適用せざるものとす。

(ロ) 原則として監督官の臨検は使用者に對して何等の豫告を與へずして行はるべきこと。

使用者職員及労働者をして労働者の衛生及安全の保護の爲め講ぜらるべき法律の規定並に方法に通曉せしむることを確保すべき適當の手段を國家に於て講ずるは望ましきものとす。例せば使用者に其の作業場内に法律の要求するものの拔萃を揭示せしむるが如し。

十六、作業場の大小及び肝要程度に甚しき差異懸隔の存すること、又工場の廣く散布せらるる農村的性質を有する國又は地方に於ては特殊困難の存すべきことは之を認むと雖も各作業場に對し特殊の愁訴を調査する目的又は他の目的の爲臨検を爲すの外概括的監督の爲に、成る可く一年一回以上の臨検を行ふを望ましきものとす。尙大規模の作業場及其の管理が労働者の衛生及安全の見地より見て、充分なる作業場並に其の中に危険若くは不衛生なる工程の行はるる作業場は一層頻々に之を臨検するを要す。而して一作業場に於て由々しき規則外れの行はるるを發見したる場合には、右規則違反が矯正せられしや否やを見届くる爲監督官は日ならずして之を再検すると

を望まんとす。

(丁) 使用者及労働者の協力

十七、労働者及其の代表者は其の雇傭せらるる作業場に於ける缺陷又は法律違反に關して、監督官に自由に通信するに付きあらゆる便宜を與へらるることは緊切不可缺の事項たり。此の種愁訴は凡て監督官に於て出來得る限り敏速に調査するを要す。尙右愁訴は監督官に於て絶對秘密を守りて之を取扱はざるべからず。而して愁訴受理の結果として調査の爲臨検するものなることを使用者及其の職員に斷じて暗示すべからず。

十八、労働者の衛生及安全に關係ある諸條件の進歩を助成する爲、使用者 労働者及其の各團體の充分なる協力を得る目的を以て、監督官が本目的に對して講ずべき最良の方法に關し使用者及労働者團體の代表者と隨時協議するは望ましきことなり。

5 監督官の報告

十九、監督官は其の事務並に之が結果に關して一定の様式に依り作成したる報告書を定期、中央官廳に提出すべし。而して該中央官廳は出來得る限り速に如何なる場合にも關係年度末より一ケ年以内に監督官提出の報告の一般觀察を含みたる年報を發刊すべし。是等報告には一樣に曆年度別を採るべきものとす。

二十、概括的年報には其の年度間に作成したる労働條件に關する法律及規則の目次を備ふるを要す。

二十一、年報には監督官廳の組織及業務並に其の收めたる結果に關する總ての報告を供するが爲に必要な統計表を掲ぐべきものとす。尙報告には出來得る限り左記諸項を述べべきものとす。

(イ)監督官廳員の人数及組織
(ロ)法律規定の適用を受ける作業場の數を種類別に分類し更に雇傭勞働者(男、女、青年、小兒)の員數を示すこと
(ハ)各種の作業場に對する臨檢度數、臨檢したる作業場に雇傭せらるる勞働者の員數(其の年第一次巡視の際に雇傭せられ居たる員數に依る)並に其の年内に二回以上臨檢したる作業場の數
(ニ)權限ある官憲に告發せられたる法律及規則違反の件數及其の性質並權限ある官憲により處分を受けたるものの件數及其の性質
(ホ)作業場の種類に従て記述し表示したる災害及職業的疾病的數性質及原因。

決 議

一、災害防止に關する決議

災害防止の重要なるに鑑み本委員會は國際勞働事務局が或國々に於て既に行はるゝ災害補償に對する保険料の減額其他の方法に依り健康狀態の改善と災害數の減少とを促進するの施設に關し調査を進むべきを勧告す

二、監督年報を基礎とする概括報告の公刊に關する決議

總會は國際勞働事務局が各國に於て發行せらるゝ監督年報を基礎とし各國に於て得たる結果を總括したる概括報告を發行すること並に一層正確なる比較を可能ならしむる爲に各國の報告の表示殊に統計表の蒐集に於て能ふ限りの統一的方法を確保するに務められんことを希望す

三、監督官の報告の比較可能性に關する報告の公刊に

關する決議

委員會は國際勞働事務局が各國の監督報告の比較可能性に關する詳細なる公文を準備せるの事實に鑑み且つ此の報告は印刷せられざるが故に一般に公知せられざるの事實に鑑み總會は勞働事務局に對し其の財政の許す限りに於て此の文書の公刊及頒布を要求すべきを希望す

四、自働連結機の問題に關する決議

第五回國際勞働總會は自働連結機の問題が鐵道勞働者の安全に付極めて重要なるに鑑み勞働者の利益の爲に本問題に關し國際協定が望ましきや否やを決する爲に自働連結機の問題に付き政府及國際的技術的及產業的團體より報告を蒐集すべきことを要求す

五、商船に對する特別監督の制度に關する決議

總會は理事會が商船に對する特別監督制度を産業の監督制度と離れて組織することを次の會期の問題に入ることの可能なりやに關し考慮すべきことを要求す

六、「ザール」盆地の勞働狀態に關する決議

總會はヴェルサイユ條約附屬書第二章第二十三項第四項の「男子婦人及兒童の勞働條件及時間を決定するに當りては施政委員會は地方勞働團體の表示したる希望及國際聯盟の採用したる原則を參酌することを要す」との規定に鑑み本項は右平和條約第十三編の前文及第四百二十七條に掲げられたる原則にのみ依るべきものにして此の原則の實現の爲に働くは國際勞働機關の義務たることを考慮し、理事會が如何なる方法に依りて立憲的に「ザール」の地方團體に満足を與へらるべきか又如何にして國際勞働事務局が國際聯盟の採用したる原則の適用を確保する爲に施政委員會の意に従ふを得べきやを

第五章 各國に於ける條約の批

准及立法狀況一覽表

各國に於ける勞働總會の決議に對する條約案の批准は一九二二年十一月より二三年十二月末までのもののみを、立法狀況は前年度年鑑の追加を掲げることとした。(既往のものは大正十一年度年鑑四一三―四一五頁、及十二年度年鑑四三二―四三八頁、參照)

各國に於ける條約の批准及立法狀況一覽表

二條約案

條約の名稱批准濟且登錄濟未批准登錄濟

批准手續中立
法濟立法手續中
等立法準備中

時間制

失

業

エストニア	(一九二二年十二月二十日)
イタリー	(一九二三年四月十日)
スペイン	(一九二三年七月四日)
日本	(一九二二年十一月二十三日)

ポーランド

ドイツ	セルフ・クロア	アルゼンチン	ポーランド
アルゼンチン	ト・スロヴァ	チエツコスロバ	ウルガイ
オーストリア	ト	キア	
ブラジル	ト		

第五章 各國に於ける條約の批准及立法狀況一覽表

六五九

次に第一回ワシントン會議以來、各國に於ける條約批准及び立法狀況に就いて數字のみを擧ぐれば次の如くである。

條約の批准登録數

九
一

第一回會議勸告の黃磷使用禁止加盟國 一二

條約の批准に付き權限ある機關の承認を得たるも未通告のもの二三
條約批准を政府より權限ある機關に勸告せるも未承認のもの一三一
條約案又は勸告の全部又は一部を採用したる法令の立法手續を終了
せるもの 八九

八九

條約案又は勸告の全部又は一部を採用したる法令の立法手續進行中に屬するもの 七四

四

[illegible]

第 二 回

黄	海最年	失業補償	海員職業紹介	農業児童最低年齢
燐	員低			
ベルギー(一九二二年十二月八日) エストニア(一九二三年二月二日)	エストニア(一九二三年三月三日) ブルガリア(一九二三年三月十六日)	エストニア(一九二三年三月三日) ブルガリア(一九二三年三月十六日)	エストニア(一九二三年三月三日) ブルガリア(一九二三年三月十六日) 日本(一九二二年十一月二十三日)	チェツコスロバキア(一九二三年八月三十一日) スウェーデン(一九二三年十一月廿七日)
	フィンランド 日本	オランダ	オランダ	日本 ポーランド
チエツコスロバキア	ドイツ ベルギー チリ デンマルク スペイン イタリー ポーランド	ドイツ ベルギー チリ デンマルク スペイン イタリー ポーランド	ドイツ ベルギー チリ デンマルク スペイン イタリー ポーランド	ドイツ ブルガリア チリ スペイン イタリー ラトビア
アルゼンチン 支那 エストニア	ノルウエー 日本	ノルウエー		ポーランド
チエツコスロバキア	アルゼンチン チリ フィンランド	アルゼンチン チリ フランス	チリ フランス ポーランド チェツコスロバキア	ポーランド
	インド イタリー	イタリー	イタリー オランダ	フィンランド

第五章 各國に於ける條約批准及立法狀況一覽表

六六一

第

三

回

農業
組合
権業

インド（一九二三年五月十一日）
フィンランド（一九二三年六月十九日）
イギリス（一九二三年八月六日）
チエツコス（一九二三年八月三十一日）
ロバキア（一九二三年八月三十一日）
スウェーデン（一九二三年十一月二十七日）

ポーランド
ドイツ
ブルガリア
チリ
スペイン
イタリア
ラトビア
オランダ

オランダ

ポーランド

フィンランド

農業
災害
補償

デンマル（一九二三年二月二十六日）
イギリス（一九二三年八月六日）
スウェーデン（一九二三年十一月二十七日）

ドイツ
ブルガリア
チリ
スペイン
イタリア
オランダ

オーストリア

スウェーデン
チエツコス
ロバキア

白
鉛

チツコス（一九二三年八月三十一日）
ロバキア（一九二三年八月三十一日）
スウェーデン（一九二三年十一月二十七日）

ドイツ
ブルガリア
チリ
スペイン
イタリア
オランダ

ギリシャ
ポーランド

デンマルク
ノルウェー
エストニア

工業
休
制業

インド（一九二三年五月十一日）
フィンランド（一九二三年六月十九日）
ルーマニア（一九二三年八月十八日）
チエツコス（一九二三年八月三十一日）
ロバキア（一九二三年八月三十一日）
エストニア（一九二三年十一月二十九日）

ドイツ
ブルガリア
チリ
スペイン
イタリア
ラトビア
オランダ
スウェーデン

デンマルク
ノルウェー

フィンランド

ポーランド

石炭
最低
年齢

ルーマニア（一九二三年八月十八日）
インド（一九二三年十一月二十日）

イギリス
スウェーデン

ドイツ
ブルガリア
チリ
スペイン
イタリア
ラトビア
オランダ
ポーランド

海
年
少
上
格
檢
査

ルーマニア(一九二三年八月十八日)
インド(一九二二年十一月二十日)

イギリス
スウェーデン
日本

ドイツ
ブルガリア
チリ
スペイン
イタリア
ラトヴィア
オランダ
ポーランド

デンマーク

フィンランド

ポーランド

(二) 勸 告 案

條約の名稱

立 法 濟

立法手續中

立
法
準
備
中
案

承 認 濟

承認手續中

既ニ實施セル旨
通告セル國

失
業

ドイツ
スウェーデン

ベルギー
チリ
チエツコスロバ
キア

ルクサンプル
グ
オランダ
ポーランド
スキス

ブルガリア
フィンランド
ルーマニア

ドイツ

オーストリア
フィンランド
イタリー

相
互
遇
的

オーストリア
ブラジル
デンマルク
スウェーデン
スキス

ブルガリア
フィンランド
ルーマニア

ドイツ

ブルガリア
チリ
デンマルク
スペイン
フランス
インド
ルクサンプル
ルーマニア
スウェーデン
ポーランド

炭
疽
豫
防

鉛
中
毒

ドイツ
オーストリア

ブラジル
チリ
ポルトガル

ポーランド

ブルガリア
フィンランド
ルーマニア
ブルガリア

ドイツ

ドイツ

日本

ブルガリア
フィンランド

ドイツ

南アフリカ
ドイツ

第五章 各國に於ける條約批准及立法狀況一覽表

第 二 回		第 二 回	
海員失 險	國內海員 典	時間制 (漁業)	時間制 (航海)
チリ	フィンランド フランス デンマーク スウェーデン	チリ	南アフリカ ポーランド
ブルガリア	ブルガリア	ブルガリア	ブルガリア
ドイツ スペイン イギリス	ドイツ	デンマーク	デンマーク
ドイツ デンマーク フィンランド イギリス ノルウェー	ドイツ 日本	フランス オランダ スウェーデン イギリス デンマーク スペイン ポルトガル ベルギー オランダ ドイツ 南アフリカ	オーストリア ベルギー ブルガリア フィンランド イギリス イタリア ノルウェー オランダ ルーマニア スウェーデン

第四回
移民統計

第五章 各國に於ける條約批准及立法狀況一覽表

附 篇

第 四 章	第 三 章	第 二 章	第 一 章
人 口 問 題	經 濟 一 班	財 政 一 班	政 治 一 班

第一章 政治一斑	六六七
第一 内閣の交迭	六六七
第二 臨時議會	六六七
第三 普選問題	六六七
第四 農務省獨立問題	六七五
第五 外交問題	六七五
第六 政友會の内紛	六七六
第七 實業同志會の組織	六七六
第八 朝鮮に關する諸問題	六七八
第九 臺灣に關する問題	六八〇
第二章 財政一斑	六八〇
第一 財政狀態	六八〇
第二 財政に關する諸問題	六八四
第三 財政に關する主要運動	六八五
第三章 經濟一斑	六八五
第一 外國貿易	六八五
第二 企 業	六八七

第三 金 融	六八八
第四章 人口問題	六八九
第一 人口靜態	六八九
第二 人口動態	六九一
第三 人口問題關係事項	六九一

第一章 政治一班

此處には政治問題の全班を記述しやうとするのではない。社會問題及び勞働問題と關係ある事項のみに就いて、其の大略を述べやうと思ふ。

第一 内閣の交迭

加藤首相の死と内閣總辭職——首相加藤友三郎は八月二十四日、病革り同日午後十二時五十分薨去した。斯くて閣員は二十五日辭表を提出し、内田康哉氏臨時首相に親任された。山本内閣の成立——八月二十八日山本權兵衛氏に後繼内閣組織の大命降下、仍て山本氏は政友會、憲政會に組閣に就いての交渉をしたが、體よく遁げられたので、革新俱樂部を根據とし、憲政會の友誼關係を力として左の顔觸れで内閣を組織した。

内閣總理大臣	伯 爵	山本權兵衛
外務大臣	男 爵	伊集院彦吉
内務大臣	子 爵	後藤新平
大藏大臣		井上準之助
陸軍大臣	男 爵	田中義一
海軍大臣		財部彪
農商務大臣	男 爵	田健治郎
逓信大臣		犬養毅

司法大臣 平沼騏一郎
文部大臣 岡野敬次郎
鐵道大臣 山之内一次

然るに十二月の臨時議會に於て田農商務大臣が火災保險捐問題によつて引責辭職するや、同二十四日岡野文部大臣が農相を兼攝することゝ成つた。

虎の門外不祥事件と山本内閣の辭職——然るに十二月二十七日「攝政宮殿下議會開院式に行啓の御途中午前十四時十分虎の門跡に御差かかり遊ばされたるところ、一兇漢路傍の右方より御召車に對して發砲し窓硝子を破壊せるも、殿下には些の御障りもあらせられず、その儘開院式に臨ませられ開院式の勅語を賜はり、終了後御機嫌麗はしく午後〇時十分還啓遊ばされたり。兇漢は直に逮捕せられたり(宮内省發表)」といふ不祥事件を突發せしめたので、山本内閣は總辭職をなすことゝ成つた。

第二 臨時議會

政府は震災に關する緊急勅令並に責任支出の事後承諾を求め且つ帝部復興計畫火災保險會社政府貸付金等に關する協賛を求めんが爲め、十二月十日を以て第四十七臨時議會を東京に召集することに決し、十一月十二日詔書を發せられた。會期は十日間である。然るに十二月二十日の詔書を以て三日間會期の延長を見た。

此議會を見るに、法律案にては中心の法案であつた帝都復興計畫案が大修正を加へられて漸く可決を見、火災保險會社に對する貸付金に關する法律案及び保險會社貸付金公債法案が握潰しの運命に遭遇し、田農相は責を引いて辭職するに至つた。承諾案に於ては臨時物資供給令は不承認となつた。政府は大抱負を以て劃策した復興計畫が政友會の反對に會つて全く覆されて仕舞つたが、通常議會に於て雪辱せん心組みで可成りに隱忍自重した。しかし其の通常議會の劈頭に前記の不祥事の突發を見、總辭職の止むなきに至つたのである。

第三 普選問題

加藤内閣は選舉法に關する調査を法制審議會に諮問すると成り、七月六日左の如く臨時委員並に常任委員の變更及び幹事を發表した。

江木千之 井上孝哉 鈴木富士彌

臨時法制審議會委員被仰付(各通)

窪田靜太郎	富谷銚太郎	横田 秀雄	赤司鷹一郎	清水 澄
小野塚喜平次	松岡 義正	三宅 徳業	市村 光惠	河村讓三郎
和田 豐治	堀田 正恒	下岡 忠治	湯淺 倉平	板倉 正憲
中西六三郎	宮古啓三郎	團 琢磨	林 毅陸	稻畑勝太郎
郷 誠之助	關 和知	鳩山 一郎	森下龜太郎	副島 義一
南 鼎三	清瀬 一郎	平野 光雄		

臨時法制審議會臨時委員被仰付(各通)

法制局參事官 山本犀藏、金森徳次郎、内務省地方局長 潮惠之輔、同警保局長 後藤文夫、内務書記官 堀切善次郎、司法省參事官 三宅正太郎、行政裁判所評定官 遠藤源六、同阿部文二郎

臨時法制審議會幹事被仰付(各通)

堀田 貢

臨時法制審議會委員被免

而して第一回總會を同十日首相官邸に開き、同二十一日の第一回委員會より引續き考究審議に入ることゝ成つたが、其原案として政府が嚮に設けた選舉法調査委員會(本年鑑十二年版四四九頁參照)より首相に提出した普選答申案を基礎とすることにした。該答申案の内容は左の通りである。

答 申 案

衆議院議員選舉法ノ改正ニツイテハ調査會設置ノ趣旨ニ鑑カミ調査項目ヲ定メテコレニ關スル資料ヲ蒐集シ調査ヲ進メタリ、シカシテ調査委員中意見ヲ異ニセル事項ニツイテハ確定的決定ヲナスニ至ラサリシモノアリ、マタ問題ニヨツテハ單ニコレヲ研究ノ程度ニ止メタルモノアリト雖モ大體ニオイテ左ノ如キ結果ヲ見タリ

第一節 選舉權

一、年齡ニ關スル件

現行法通り二十五歳以上トシ改正ヲナササルコト

一、性ニ關スル件

現行法通り男子ノミニ選舉權ヲ與フルコトトシ改正ヲ爲ササルコト

三、住所ニ關スル件

現行法通り六月以上トシ改正ヲ爲ササルコト

四、納税資格ニ關スル件

五、獨立ノ生計ニ關スル件

右二項ハ特ニ關聯スル所深キヲ以テ一括シテ議政究シタリソノ結果現行法ヲ改正シ獨立ノ生計ヲ營ミ且直接國稅、直接北海地方法稅、直接縣稅又ハ直接市町村稅ヲ納ムル者ニ對シ選舉權ヲ與フルコトトスル說トアリ前說ハ『獨立ノ生計』ナル事實ノ認定困難ナルヘシトノ理由ニヨリコレカ認定ノ標準トシテ納税要件ヲ維持セントスルモノナルモ此要件ヲ加フル時ハ町村稅ヲ全ク徵收セサル町村ニ對シ特例ヲ設クル必要ヲ生シ家屋稅ヲ賦課スル市町村ニアリテハ戶數割ヲ賦課スル市町村ニ比シ選舉有權者數著ルシク少數トナルヲ以テ權衡ヲ失シ又府縣稅、市町村稅等ヲ標準トスルトキハ稅種ノ異ナルニ從ヒ地方ニヨリ選舉權ノ得喪ニ相違ヲ生シ適當ニ非ス且ツ獨立ノ生計ハ地方制度多年ノ經驗ニヨリコレカ認定ヲ爲スコトヲ得ヘシトノ說ヲ生シ遂ニ兩說ノ可否ヲ決スルニ至ラスシテ終レリ

六、教育資格ニ關スル件

教育資格ニツイテハ『勅令ヲ以テ指定スル種類ノ中等學校ヲ卒業シタル者マダハ勅令ノ定ムル所ニヨリコレト同等以上ノ學力アリト認ムル者』ニツイテハ獨立ノ生計ヲ營マサルモノハ選舉權ヲ與フルコト

七、兵役義務ノ完了ニ關スル件

現行法通り兵役義務完了ノ故ヲ以テ選舉權ヲ與ヘサルコトトシ改正ヲナササルコト

八、戶主ニ關スル件

現行法通り戶主タルノ故ヲ以テ選舉權ヲ與ヘサルコトトシ改正ヲ爲ササルコト

九、缺格者ニ關スル件

缺格者ノ種類ニツイテハ現行法通りトシ改正ヲ爲ササルコト

第二節 被選舉權

一、年齡ニ關スル件

現行法ノ二十歳ハコレヲ二十五歳マテ低下スルコト

二、性ニ關スル件

現行法通り男子ノミニ被選舉權ヲ與フルコトトシ改正ヲナササルコト

三、小學校教員ニ關スル件

現行法通り小學校教員ニ被選舉權ヲ與ヘサルコトトシ改正ヲ爲ササルコト

四、神宮、神職、僧侶其他の諸宗教師ニ關スル件

現行法通り神宮神職僧侶其他諸宗教師ニ被選舉權ヲ與ヘサルコトトシ改正ヲ爲ササルコト

五、官吏ニ關スル件

(イ)衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ル官吏ハコレヲ法律ニ列記シソノ以外ノ官吏ハ被選舉權ヲ有セシメサルコト而シテ右ニ掲クル官吏ハ衆議院議員トノ兼職ヲ認ムルコト

内閣總理大臣、各省大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省次

官、勅任ノ各省參事官、貴族院書記官長、衆議院書記官長、内閣總理大臣秘書官、各省大臣秘書官、ソノ他勅令ヲ以テ定ムル者

(ロ)退職ノ判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、檢事及陸海軍武官ノ被選舉權ハコレヲ認ムルコト

六、選舉事務ニ關係アル官吏々員ニ關スル件

選舉事務ニ關係アル官吏々員ハコレヲ罷メタル後『三ヶ月』ヲ經過スルニアラサレハ關係郡内ニ於イテ被選舉權ヲ有セサル現行法ノ規定中『三ヶ月』ノ制限ハコレヲ『一ヶ月』ニ改ムルコト

七、府縣會議員トノ兼職ニ關スル件

衆議院議員ト道府縣會議員トノ兼職ハコレヲ認ムルコトニ改ムルコト

八、政府ニ對シ請負ヲ爲ス者及政府ノ特別ナル保護監督ヲ受クル者ニ關スル件

(イ)政府ニ對シ請負ヲナス者ニ關スル被選舉權ノ制限ハコレヲ撤廢スルコト

(ロ)政府ノ特別ナル保護監督ヲ受クル者ノ被選舉權ハ現行法通りコレヲ制限セサルコト

九、缺格者ニ關スル件

缺格者ノ種類ニツイテハ現行法通りトシ改正ヲナササルコト

第三節 選舉ノ方法

一、選舉區ニ關スル件

現行法通り小選舉區トシ獨立選舉區ニツイテモ別ニ改正ヲ爲ササルコト

二、選舉人名簿ニ關スル件

現行法ノ定時名簿ヲ改メテ隨時名簿トナシ補缺選舉ノ期間ハコレヲ考慮スルコト

三、候補者ノ届出ニ關スル件

四、無競争ノ場合ニオケル當選方法ニ關スル件

五、保證金制度ニ關スル件

右三項ハ互ニ關聯スルヲ以テ一括シテ審議考究シタリ

(イ)選舉期日ノ十日前迄ニ候補者ヲシテ立候補ノ届出ヲ爲サシムルコト但シソノ選舉區ノ選舉人中五十人以上ノ推薦ヲ要セシムルコト

(ロ)候補者ノ届出ト同時ニ保證金千圓ヲ供託セシムルコト

(ハ)届出ヲナシタル候補者ノ數カ議員ノ定數ヲ超エサル時ハ直チニソノ候補者ヲ當選者トシ別ニ選舉ヲ行ハサルコト

(ニ)候補者ノ得票數カ有效投票總數ノ一定ノ割合ニ達セサル時ハ保證金ハコレヲ還付セサルコト

六、選舉費用ニ關スル件

(イ)選舉費用ノ決算報告ヲナサシムルコト

(ロ)小學校ノ無料使用ヲ認ムルコト

(ハ)一回ニ限り郵便ノ無料發送ヲ認ムルコト

七、不在投票人ノ投票方法ニ關スル件

(イ)不在投票ノ方法ニヨラントスル者ハ豫メ一定ノ期日マテニ市役所町村役場ニソノ旨届出テシナサシムルコト

(ロ)届出ト同時ニ不在投票用紙及封筒ヲ交付スルコト

(ハ)選舉期日ノ公布後何時タリトモ不在投票人ヲシテ書留郵便ヲ

以テソノ投票ヲナスヲ得シムルコト但シ郵便ハ投票所閉鎖ノ時刻
マテニ到達スルコトヲ要ス

(三)不在投票人ハ必ラス不在投票ノ方法ニヨルヘキコト

八、盲人ソノ他身體上ノ故障アル者等ノ投票方法ニ關スル件

點字ニヨル投票ヲ認ムルコト

九、其他投票及開票ニ關スル件

郡市ヲ開票區トスルコト

一〇、強制選舉ニ關スル件

強制選舉ハコレヲ認メサルコト

十一、比例代表法ニ關スル件

適當ナル方法アラハ更ニ研究スルコト

第四節 選舉運動取締

一、選舉事務所ニ關スル件

(イ)選舉事務所ヲ届出テシムルコト

(ロ)選舉事務所ノ數ハコレヲ制限スルコト

(ハ)選舉事務所ハ料理店飲食店旅館等ニハコレヲ設置セシメサル
コト

二、選舉運動員ニ關スル件

(イ)選舉運動員ヲ届出テシムルコト

(ロ)選舉運動員ノ數ハコレヲ制限スルコト

(ハ)選舉運動員ノ資格ヲ制限スルコト

三、戸別訪問其他投票勧誘ノ方法ニ關スル件

戸別訪問ソノ他投票勧誘ノ方法ニツイテハ別ニ制限ヲ爲サ、ルコ
ト

四、選舉運動員ノ非違ノ結果ヲ候補者ニ及ホス件

運動員ノ非違ノ結果ヲ候補者ニ及ホサシメサルコト

第五節 選舉ノ效力

第六節 罰 則

右二節ハ大體現行法ノ通リトシ他ノ部分ノ決定ヲ俟ツテ講究スル
コト

(參考)

一、納稅資格ニ關スル件

(一)納稅資格ニ關スル我國選舉法上ノ立法竝ニ沿革

(イ)立法沿革(略)

(ロ)法案ノ沿革

(二)普通選舉論ノ要旨(略)

(三)普通選舉反對論ノ要旨(略)

二、立ノ生計ニ關スル件

(一)獨立ノ生計ニ關スル我國選舉法上ノ立法竝ニ法案ノ沿革及ヒ
ソノ論據

(イ)立法ノ沿革

未タ獨立ノ生計ヲ營ム者ヲ衆議院議員ノ選舉資格ニ加ヘタルコト
ナシ

(ロ)法案ノ沿革

大正八年第四十一議會ノ憲政會案ニオイテ獨立ノ生計ヲ營ムモノ
トシ但シ「滿一年以上直接國稅二圓以上ヲ納ムルカ又ハ中等教育
ヲ受ケ若クハコレト同等ノ學力ヲ受ケ若クハコレト同等ノ學力ヲ
有スルモノト檢定セラレタルモノ」トシタルニ其後大正九年第四

十二議會以後第四十四議會マテ只單ニ「獨立ノ生計」ヲ營ムモノト改メタリ

(一) 論據(省略)

(二) 獨立ノ生計ニ關スル行政裁判所判決例(省略)

(三) 獨立ノ生計ニ關スル外國立法例ナシ

(備考) 獨立生計者ノ數

獨立生計ヲ營ム二十五年以上ノ男子數九、四四八、六六八人(大正九、八、一現在)

然しながら加藤內閣時代に於ては普選案に對する涉々しき進展を見ることが出来なかつたが、一度山本內閣成立し、震災の紛雜漸く一落着きを見るや、犬養遞相は年來の主張である普選案の斷行を爲さんと、十月十五日の閣議に於て大體方針を決定し、翌十六日には後藤內相、犬養遞相、田農相、岡野文相、平沼法相と樺山書記官長とは首相官邸に會合して意見を交換し、普選即時斷行並に左記要項の普選具體案を決定した。

選舉法改正案(要旨)

選舉權

- 一、納稅資格撤廢
- 一、年齢二十五歳以上ノ日本臣民タル男子(學生生徒モ選舉權ヲ有ス)
- 一、同一選舉區内ニ引續キ六箇月以上住所ヲ有スルモノ

被選舉權

- 一、年齢二十五歳以上ノ日本臣民タル男子
- 一、神官、僧侶、小學校教員ハ現行選舉法ニ於テハ被選舉權ヲ有セサル事トナリ居ルガコノ制限ヲ撤廢
- 一、貴族院多額納稅者議員ノ選舉權被選舉權ヲ有スルモノハ衆議院議員ノ選舉權被選舉權ヲ有セス

選舉投票日ニ關スル規定

- 一、選舉投票日ハ休日トス

選舉ノ公正ニ關スル規定

- 一、選舉費用ハ一定額ニ制限スル事

- 一、運動員ハ全廢スルコト

- 一、選舉事務所數ヲ制限スルコト

- 一、一回タケハ立候補宣言書ノ配付ヲ無料トスルコト

- 一、公立小學校ヲ選舉ニ關スル演說會ニ使用セシメルコト

- 一、投票場附近ニ選舉人休憩所ノ設置ヲ許ササルコト

罰則

- 一、以上各項ソノ他ノ規定ニ違反シタルモノハ嚴罰ニ處スルコト

- 一、選舉ノ公正ヲ疑ハシムル如キ事項ニ該當セル行爲アリタル者ニ對スル當選ヲ無効トスルコト

施行期日

- 一、次ノ總選舉

臨時法制審議會は內閣交迭の結果三四の委員及び幹事の變更があり、大部分は元の儘であるが、山本內閣成立後第一回の總會を十月十八日開催した。其席上後藤內相が代讀した山本首相の挨拶は左の如くであつた。

本審議會は我法律制度の改廢若くは制定に關し諮詢の機關として設置以來諮問事項につき調査審議を遂げられ既に答申になり之に基き政府に於て實際に施設されたるものもありまして國家の爲め貢獻せらるゝこと大なるものがありますのは私の渾く欣ぶ所であります而して現に御審議中の事項の如きは時勢の進運に順應せんが爲め特に諸君の審査を煩はして居るのでありまして政府は引續き其の審議を繼續せられんことを望みます諮問第五號の衆議院議員選舉法の改正に關しましては其の結果か國家並に一般民に及ぼす利害の影響頗る大なるものがありますし今日内外の趨勢に鑑みまして適當の改正を行ふべき必要を認めますから諸君に於ては事の性質に顧み慎重審議を重ねらるゝは勿論でありますがこのと共に成るべく早き時期に於て御審議の結果を承りたいと望んで居るのであります尙國運の發展に伴ひ本審議會に諮問せらるべき事項も生ずることと考へますから今後とも一層御盡力の程をお願ひ致す次第であります。

斯くて其後の該審議會主査委員會に於ては、政府は該普選案を來通常議會に提出することを言明し、可成り急進的な態度を採つたので、該審議會の空氣も餘程異なるものあり、十月二十三日本査委員會では無條件にて納稅資格撤廢を可決し、二十七日には、選舉權二十五歳案を可決し、三十日には被選舉權三十歳案を可決し、小學校教師、神官僧侶の被選舉權を認め、而して十一月二日の總會に於ては無條件納稅資格撤廢に決定した。六日の主査委員會にては三十歳以上の學生生徒に被選舉權を與ふことに決定。區制問題については近き將來

に於て比例代表制度の採用を政府に希望することに決定。其他選舉方法、罰則、選舉運動等について引續き審議を遂げ、斯くて主査委員會を開くこと十一回、總會を開くこと六回、十一月三十日の總會に於て左の答申を可決した。

第一 選舉ニ關スル區域

一、選舉區ニ關シテハ決議ヲ成サス、但シ『政府ハ成ルヘク速ニ比例代表制ヲ採用セン事ヲ望ム』トノ希望決議ヲ可決
備考 本項ニ關シ否決サレタ提案左ノ通り

(イ) 比例代表制ノ一般的採用

(ロ) 六大都市ニ限り比例代表制採用

(ハ) 一府縣一選舉區ノ大選舉區制ヲ採リ市部島嶼ノミヲ現行法通リスヘシトノ案

(ニ) 三大都市ニ限り大選舉區制採用

(ホ) 一區三名又ハ四名ノ中選舉區制採用

(ヘ) 現行法通り小選舉區制採用

一、投票區ハ郡市ノ區域ニ依ル

(現行衆議院議員選舉法第二條ニ市町村トアルヲ改正)

第二 選舉權及被選舉權

一、左ノ要件ヲ具備スル者ハ選舉權ヲ有ス

(イ) 帝國臣民タル男子ニシテ年齡滿廿五年以上ノ者

(ロ) 選舉人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選舉區ハニ住所ヲ有スル者(以上現行法通り)

(ハ) 納稅資格撤廢(同第八條第三號ノ選舉人名簿調製ノ期日迄引續キ滿一年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムル者トアルヲ削除)

備考(ハ)號ニ關シ義務教育終了獨立ノ生計又ハ世帯主ヲ條件トスヘシトノ提案アリタルモ悉ク可決

一、帝國臣民タル男子(女子ハ否決)ニシテ年齡卅年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス(現行法通り)

一、現行法第十一條選舉權及被選舉權ヲ有セサル者ノ中ニ左ノ一項ヲ加フ『浮浪人乞食、公ノ救助ヲ受クル者』

一、華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス(現行法通り)

一、官立公立私立學校ノ學生生徒ハ選舉權及被選舉權ヲ有ス(同法第十二條第二項ニ之ヲ有セストアルヲ削除)

一、神官神職僧侶其他諸宗教師小學校教員ハ被選舉權ヲ有ス(同法第十三條ニ之レヲ有セストアルヲ削除)

一、政府ニ對シ請負ヲ爲ス者及其支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員役員及支配人ハ被選舉權ヲ有ス(同法第十三條第二項ニ之レヲ有セストアルヲ削除)

一、選舉事務ニ關係アル官吏、吏員ハ其關係郡市内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一箇月(同第十四條ニ三箇月トアルヲ改正)ヲ經過セサル者亦同シ

一、在職ノ宮内官、判事檢察事行政裁判所長官、行政裁判評定官、會計検査官、收稅官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス(現行法)ノ規定ニ「在職ノ」ヲ加フ

一、前條ノ外ノ官吏ハ其職務ニ妨ナキ限ハ議員ト相兼ネル事ヲ得(現行法通り)

第三 選舉投票ニ關スル規定

現行規定ノ外ニ概ネ左ノ規定ヲ設クヘシ

一、議員候補者ハ凡テ豫メ届出ヲナスヲ要ス
一、議員候補者ヲシテ相當ノ保證金ヲ供託セシムヘシ
一、前條ノ保證金ハ當該候補者ノ得點力規定數ニ達セサル時ハ沒收ス

一、議員候補者ハ選舉運動ノタメ戸別訪問ヲナスヲ得ス運動員モ亦同シ

一、投票立會人、投票函護送人、開票立會人及選舉立會人ハ各議員候補者ヨリ推薦セシムル事

一、一議員候補者ニシテ他ニ競爭者ナキ場合ハ投票ヲ用キスシテ當選者トスル事

一、選舉事務所ノ所在、數箇所アル時ハ夫々其ノ所在ヲ届出シムル事

一、前條ノ事務所數ニハ適當ノ制限ヲ加フル事

一、運動員ノ氏名員數ノ届出ヲナサシムル事

一、運動員ノ資格ニ制限ヲ附スル事

一、天災ソノ他避クヘカラサル事故ニヨリ完全ナル選舉ヲ行フ事ヲ得サル場合ニ於ケル規定ヲ設クル事

一、船員其他不在者投票ニ關スル規定ヲ設クル事

第四 選舉訴訟及當選訴訟

一、選舉訴訟及當選訴訟ハ大審院限リノ一審制ヲ採ル事(同第八十條及第八十二條ニ控訴院大審院ノ二審制トアルヲ改正)

第五 罰 則

現行法ノ刑罰規定ハコレヲ存置シ取締ノ效果ヲ全クスルタメ罰則中左ノ各項ニツキ相當ノ改正増補ヲ加フヘシ

一、本臨時法制審議會ノ議決シタル取締事項ニ就イテハ適當ナル罰則ヲ設クル事

一、現行法第八十八條ニ相當改正ヲ加ヘ選舉干涉事犯ヲ嚴重ニ取締ル事

一、官吏又ハ吏員が選舉人ノ投票シ又ハ投票セントスル被選舉人ノ氏名ノ表示ヲ求メタ行爲ヲ處罰スヘキ規定ヲ設クルコト

一、選舉權被選舉權ノ停止ヲ獨立ノ刑罰トスル事

一、選舉關係ノ貼札招牌揭示書ニ關スル相當ノ規定ヲ設クル事

一、政見發表演說會ニ於テ故意ニ喧騒ノ舉動ヲナシ演說ノ妨害ヲナシタルモノノ取締ニ關スル規定ヲ設クル事

一、報酬ヲ受ケテ候補ヲ辭退スル行爲ヲ嚴罰スヘキ規定

一、當選ヲ妨クル目的ヲ以テ名譽毀損ノ行爲アル場合之レヲ處罰スル事

一、銀行會社等が自己ノ利益ノタメ若クハ候補者運動者ニ財政上ノ助力ヲナシタル者ヲ處罰スル事

第六 時 效

一、時效ハ三年トスル事

との答申に基き政府は普選案の立案を爲さんとし、十二月十日内相官邸に衆議院議員選舉法調査會幹事會を開き、十六日にも續開して其案示を得た。而してそれが二十六日の閣議に上さるゝことゝ成つたのである。

第四 農務省獨立問題

農務省の獨立については第四十六議會に於ける農村振興建

第一章 政治 一班

議案に際しても問題とせられ、農村問題關係者の間にも其要望が切であつたが、未だ其實現を見るに至らない。しかし四十六議會後五月には内閣に於て已に農務省官制の起案に着手したと傳へられた。

第五 外交問題

外交問題として社會問題に關係あるものは殆んど無かつたと云ひ得る。唯だ僅かに、

●日露交渉——前に二回非公式に會見が行はれて決裂した日露交渉は、病氣療養の名の下に、後藤新平氏の招請により二月ヨツフェ氏が上海より來朝したことから又々再燃した。同氏は病軀を熱海に養ふ事八十餘日、五月四日東京に來つて、築地精養軒に於て我代表川上俊彦氏との間に日露豫備交渉を六月月二十八日より七月卅一日に及び會議を開く事前後十二回かあつたが遂に不調に終つた。

丈けである。唯だ外交問題となつたものゝ主なものゝを數ふれば、次の如くである。

日支郵便條約案の諮詢手續と樞府政府の上奏問題

羅馬法王座外交代表駐派問題

對支文化事務局官制の發布と對支文化事業調査會の設置

華府條約批准に關する對佛通告

華府條約效力發生(八月十七日)

日米仲裁々列條約更新

第七回國際聯盟總會に於ける通商衡平待遇問題の提案

第六 政友會の内紛

原敬氏歿後の同會は幹部派と改革派とに分立して内紛が斷えなかつたが、遂に十月に至つて破裂を見、改革派は「現下の黨情を察し至誠坦懷、人心一新、局面展開の措置を執らんことを望む」といふ申合はせを幹部に提出した。

之に對して幹部は妥協案を作つた。それは現幹部は全部留任とし別に總務を増員して五長老（山本達雄、野田卯太郎、元田肇、中橋徳五郎、岡崎邦輔）を之に當らしめやうとするのであつた。之に對し田中隆三氏は脱黨届を出したが、改革派は軟論に傾いて、此の調停案を承認することになり落着した。しかし此兩派の確執は到底癒ゆべくもない。

第七 實業同志會の組織

大日本實業組合聯合會は次期總選舉に際し實業家の執るべき方針並に其他の協議を爲すべく、四月二十三日午後五時より大阪中央公會堂に代表委員大會を開き、全国各地よりの參加團體百二十四、出席者六百餘名を見た。委員長武藤山治氏は開會の辭を兼ねて新團體組織に關する趣旨を述べた。かくて滿場一致で武藤氏を會長に推し、會長指名の二十五名の起草委員を擧げて左の宣言、綱領、政策を定めた。

全國同感ノ諸氏ニ機ス

宣言

人類歴史アリテ以來社會ノ發達ハ生産ノ増加ニ伴ヒ國家ノ繁榮ハ經濟ノ充實ニ懸ルコト東西史乘ノ明ニ示ス所ナリ從ツテ生産ニ關聯スル經濟問題ハ實ニ一國政治ノ中樞タラサルヘカラス是ヲ以テ經濟的智識經驗ヲ有スル眞面目ナル實業家ノ政治ニ關與スルコトハ國運隆昌ノ爲メ極メテ緊要ナルコトニ屬ス然ルニ我國ノ實業家ハ由來政治ニ冷淡ニシテ事アレハ即チ政府政黨ニ哀訴嘆願シ敢テ自ラ起ツテ國政ニ關與シ國策ノ樹立ニ力ヲ致サントセス是レ吾人ノ最モ遺憾トスル所ナリ

斯クテ我國ノ政治ハ所謂專門政治家ニ壟斷セラル、ニ至レリ憲法發布以來茲ニ三十五年國民ノ多數ハ依然トシテ政治的自覺ナク政黨ノ弊害愈甚シ今ニシテ速ニ覺醒シ黨弊ヲ刷新スルニ非スンハ國家ノ前途眞ニ憂慮スヘキモノアラン

是ニ於テ吾人相諮リ實業同志會ヲ組織シ左記綱領ニ基キ政治ノ革新ヲ行ヒ國運ノ發展ヲ圖ラント欲ス其ノ特ニ商工業ノ振興ヲ主張シ惡税ノ廢止ヲ要求スルハ生産ノ増加カ國利民福ノ基礎ニシテ負擔ノ輕減カ國力充實ノ要件ナリト信スレハナリ必スシモ階級的利益ヲ代表スルモノニアラス時務ノ急ナルモノヲ行ヒテ國家永遠ノ利益ヲ増進セント欲スルカ爲メノミ

若夫レ國民全體ノ幸福ヲ増進スヘキ社會的施設ニシテ國費ニ依ルヘキ必要アルモノニ至ツテハ吾人ハ進ンテ之カ實行ニ努力スヘキハ言フヲ待タサルナリ

今ヤ吾人ハ既成政黨ノ外ニ立チ獨立シテ本會ヲ組織スルニ至リタリト雖モ素是レ現在ノ政黨到底頼ムニ足ラスト思惟スルニ因ル敢テ好シテ黨ヲ樹テ爭ヲ繁クセントスルモノニアラス從ツテ他日我國ノ政

界ニシテ廓清セラレ立憲政治ノ完全ナル運用ヲ見ルニ至ラハ吾人ハ
欣然トシテ本會ヲ解散シ各其ノ主義ヲ同フスル政黨ニ參加セント欲
スルモノナリ

綱 領

- 一、國民ノ自覺ヲ促シ純真ナル立憲政治ヲ確立センコトヲ期ス
- 一、公衆ノ利益ヲ無視スル國家ノ保護及之ヲ獲シカ爲メニナス總テ
ノ請託及運動ヲ排斥シ綱紀ヲ振肅センコトヲ期ス
- 一、着實剛健ノ氣風ヲ振作シ社會ノ發達ヲ健實ナラシメンコトヲ期
ス
- 一、産業ヲ振興シ國家ノ基礎ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期ス
- 一、財政行政ヲ整理シ國民ノ負擔ヲ輕減センコトヲ期ス
- 一、適切ナル社會政策ヲ實行シ人心ヲ安定セシメンコトヲ期ス

政 策

- 一、實業家又ハ實業家ニ非サルモ本會ノ綱領及政策ニ賛成スル同志
ノ代議士ヲ議會ニ遣リ黨弊ノ廓清ヲ計ルコト
但シ代議士候補者タルヘキモノハ本會會員ニ限ルコト
- 一、普通選舉ノ問題ヲ今日ノ如ク未決ノ儘ニ置クハ國民思想ニ惡影
響ヲ及ホスヲ以テ速ニ普通選舉實行時期ヲ定メ官民共ニ其ノ準備
ニ着手スルコト
- 一、國民ノ權利義務ニ重大ナル關係アル事項ニ付キ從來立法部タル
議會方其ノ規定ヲ多ク命令又ハ行政官ノ裁量ニ委シタル弊風ヲ刷
新スルコト
- 一、營業稅、通行稅、醬油釀造稅、織物消費稅其他ノ惡稅ヲ廢止ス
ルコト

- 一、所得稅ニ付キテハ資本ノ集積ヲ妨クルカ如キ法人ノ留保所得課
稅制度ヲ改正スルト共ニ勤勞所得課稅金額ノ最低限度ヲ引上ケ其
他適當ナル輕減ヲ加フルコト

- 一、地租ノ廢止ニ賛成スルコト

- 一、關稅ハ我國生産ノ發達ヲ妨ケサルヲ方針トシ之ヲ減廢スル事

- 一、中央並ニ地方財政ヲ緊縮シ負擔ノ輕減ヲ圖ルコト

- 一、殖民地會計其他特別會計ノ整理緊縮ヲ行フコト

- 一、預金部ノ資金運用方針ヲ決定スル機關ヲ設クルコト

- 一、會計檢査制度ニ改正ヲ加ヘ國庫ノ支出ヲ有效ニシテ經濟的ナラ
シムルコト

- 一、鐵道港灣治水等ノ繼續事業ニ對シ適當ナル繰延ヲ斷行スル事

- 一、財政ノ民間經濟壓迫ヲ排斥スルコト

- 一、産業ニ對スル國家ノ干涉ヲ除去スルコト特ニ産業ノ國營ニ反對
スルコト

- 一、特殊會社及特殊銀行ノ制度及組織ヲ改正スルコト

- 一、外交ハ對外經濟發展ニ重キヲ置キ必要ナル刷新ヲ加フルコト

- 一、通商條約ヲ締結又ハ改訂シ經濟的發展ヲ便ナラシムルコト

- 一、文官任用令ヲ改正シ人材登用ノ途ヲ廣クスルコト

- 一、行政組織ノ根本的改正ヲ行ヒ事務ノ簡捷政費ノ節減ヲ圖ル事

- 一、鐵道ハ國有民營ノ制度ニ改ムルコト

- 一、郵便電信ノ現制度ニ大刷新ヲ施シ殊ニ電話ノ速通普及ヲ可能ナ
ラシムルコト

- 一、海軍ハ華府會議ノ決定ニ基キ之ヲ縮少シ新規計畫ハ國防ノ安全
ニ必要ナル限度ニ止ムルコト

一、陸軍ニ付キテハ國民的軍事教育ヲ振興シ常備軍ヲ整理減少スル

コト

貨幣改鑄益金全部ヲ社會事業ニ使用スルコト

一、退職軍人癡兵及戰死者遺族ヲ優遇スルコト

一、傷病癱疾及老衰者ノ救濟制度ヲ完全ニスルコト

一、義務教育ハ其ノ内容ヲ充實スルト共ニ特ニ徳性ノ涵養ニ力ヲ致

スコト

一、中小學校ニテ其ノ學校限リ退學スル生徒ノタメ實業補習科ヲ設

ケ最後ノ一年ハ各自好ムトコロニ從ヒ專ラ實業ノ講習ヲ受ケシム

ハキコト

一、社會教育ヲ盛ニシ國民思想ヲ啓導スルコト

一、高等教育ノ年限ヲ短縮シ活氣アル人材ノ養成ヲ圖ルニト

一、私學ヲ獎勵シ理、工、農、醫科以外ノ大學ハ成ルヘク之ヲ私立

タラシムルコト

吾人ノ運動ハ國民的運動ナ
此ノ運動力偶々實業家ニ依リ發起セラ

レタルカ爲メ本會ヲ以テ實業家ノミノ團體ナルカ如ク誤解セラレサ

ランコトヲ望ム又世間ニハ本會ヲ以テ政權ヲ目的トスル政黨ト同一

視スルモノアルモ本會ハ現代ノ政黨致派ニ超越シ政界ヲ革新セント

スルモノニシテ斷シテ政權ノ獲得ヲ目的トスルモノニアラス

天下同感ノ士ハ事情ノ許ス限リ成ルヘク入會セラレン事ヲ切ニ希望

ス假令入會セラレサルモ吾人ト主義主張ヲ同フセラルム組合團體又

ハ箇人ニ對シテハ本會ハ喜ンテ之ト提携スヘシ

入會申込書、會則ハ御希望ニ依リ本會事務所ヨリ直ニ御送附可申上

候(會費八年額金壹圓ト又)

第八 朝鮮に關する諸問題

朝鮮に關する諸政治問題は塗說紛々として其真相を捕捉するに苦しむ状態にある。此處には大正十二年中生じた主要なものに就いて其外廓を描寫せるのみを以て満足せねばならぬ。

義烈團事件——二月七日總督府警務局長丸山鶴吉氏以下の警官隊は東大門外の根據地を襲つて、首魁金某外同志十三名を捕縛した。それは朝鮮總督府、總督官邸、政務總監官邸、朝鮮銀行等を爆彈を以て破壊せんとする陰謀の暴露した爲めだと傳へられ、右十四名の就縛と共に、六十三名の同志の連判狀並に爆彈五十餘個が発見押收されたと報ぜられた。而して此の事件は久しく嚴秘裡に取調が進捗したが、六月十二日に至り遂に豫審決定し、公判に附せらるゝことゝなつた。該決定書によれば金始顯(四十一才)以下十一名は威力ある爆彈數十個を以て京城の公官衙を爆破し當路の太官を暗殺せんと企てたもので、其一味の黃鉦(三十八才)の如きは道警部の職にありながら官職を利用して爆彈輸入を爲したのであるといふ。

●上海假政府の動靜——妙齡の美人の宣傳隊を各方面に放つ

てゐると傳へられてたが、一月には三名の妙齡婦人が神戸水上署の手で逮捕されたと云はれてゐるし二月にも數名が本内地に潜入したと傳へられた。

舊曆三月一日迄に朝鮮諸官廳の爆破、大官の暗殺を爲す計畫の下に、上海租界の露國人から爆彈を手に入れて六隊の決死團員が鮮人苦學生の買収に着手したと傳へられた。

六月には國民代表會議を開いて、上海假政府を浦潮に移すことに決定したと報ぜられ、露農政府の承認を求むべき交渉委員をモスコへ赴かしめたと言はれてゐる。而して七暗殺隊を組織して朝鮮内、西間島、奉天、ハルビン、浦鹽へ派遣したと傳へられた。

其後尙ほ上海にあつた該假政府は財政難で窮乏してゐたが、八月に至り米國在住鮮人會より毎月五千圓の支持費を送金することゝなつたとかで蘇生したと報ぜられた。

十月一日、上海佛祖界の鮮人下宿屋で爆彈製造中の朝鮮人八名が日佛兩警察の協同で檢舉され、爆彈五十箇が押收された。

間島に於ける朝鮮民國の建設運動——二月十五日、間島在留歸化鮮人懇民會は幹部會を開催し日本國籍離脱運動を決議した。

忠北出身の鄭安立事鄭永澤は昨年夏以來在滿鮮人を糾合して彼等を全部支那に歸化せしめ、「新朝鮮」を建設せんことを

提唱して張作霖氏に請願してゐたが、三月初めに至り間島朝鮮人住民大會を開いて、十八箇所民會長を地方代表に、中央執行機關には五名の高級委員を決議し、會名を朝鮮民國と命名し、言論機關として謄寫版刷の新聞發行を決議した。之に對し鈴木總領事は其設立に不許可を表した。

大韓統義府の内情——西間島地方に根據を有する同團體には紀元派と民間派とあつて、意見衝突して居たが、本年に入り紀元派は別に「義軍府」なる一派を創設して元獨立團總裁朴長浩を迎つて總裁とし、副總裁には葵相眞を立てた。

大韓獨立義勇社の策動——支那廣東嘉永縣に根據を据ゑゐる同社は一月上旬、五名をして爆彈を携へ朝鮮内地へ赴かしめたといふ説が立つた。

諺文雜誌「新天地」の筆禍——昨年十一月、朝鮮獨立赤化宣傳の廉と主筆の檢舉に會つた同誌は本年九月に至り、又々筆禍事件に坐し編輯長及び記者を拉致された。

朝鮮獨立記念會事件——在東京鮮人の學友會、螢雪會、學興會外五十餘團體の鮮人千餘名は三月一日上野公園西郷銅像前に集合し、朝鮮獨立記念日の會といふのを催さうとしが、七十餘名の檢束者を出し、解散された。

朝鮮内政獨立運動——第四十六議會に陳情書を提出すべく、昨年十二月中旬、李善侃上京したが、該陳情書には濟愚教、檀君教、勞農會等が署名してゐるといふが、其後の様子は

第四追加 四、〇〇〇

合計 一、二五二、九二六 一二三、二四六 一、三七六、一七二

歳出

本豫算 九八七、一四六 三五八、八五六 一、三四六、〇〇二

第一追加 九六

第二追加 四三九 二一、八六一 二二、三〇〇

第三追加 三、七七三

第四追加 四、〇〇〇

合計 九九一、五八五 三八四、五八七 一、三七六、一七二

左の中第一追加は司法省所管歳出臨時部陪審法施行準備に關するもの

第二追加は農商務省所管の臨時歳出産業組合中央金庫出資拂込金の五百萬圓を筆頭に、其他諸省合計のもの、第三追加は所謂對支文化事業特別會計に關係するもの、第四追加は恩給増加に伴ふ逓信省所管經常歳出

之を前年度の豫算と比較するに、一億六百二十萬圓の減少になつてゐる。これに特別會計に於ける減少額一億一千八百五十八萬二千圓を加ふる時は合計二億二千四百七十八萬二千圓となるが、然し一般會計と特別會計、特別會計と特別會計との重複せるものを除く時は、結局一億四千三百四十五萬圓の減少となり、前年度に比し僅かに五分の減少にすぎない。これが所謂整理緊縮の結果であつたのである。

十一年度實際歳出入——大正十二年七月末日現在の大正十

一年度歳出入現計並に國庫剩餘金の状態は左の如くである。

一、大正十二年七月末日に於ける大正十一年度歳入歳出の現計

歳入經常部 一、四二八、二〇六、〇三九圓

臨時部 六五九、一三九、三九四

普通歳入 八三、二八三、八二二

前年度剩餘金繰入 五七五、八五五、五七二

合計 二、〇八七、三四五、四三四

歳出經常部 八九一、二五七、四三九

臨時部 五三八、四三二、一八一

合計 一、四二九、六八九、六二一

にして歳入出差引超過類は六五七、六五五、八一三なり、今右の内翌年度に繰越したる歳出の財源に充つべき、

一〇五、一一〇、一三三

自然に繰越たる額 六二、二八六、六七五

整理に依り繰延たる額 四二、八二三、四五八

を控除すれば五五二、五四五、六七八の剩餘を生ずるの計算にて内大正十年度剩餘金の使用殘額二九八、六二八、九六七、大正十一年度に於て新たに生じたる剩餘金二五三、九一六、七一なり尙右大正十一年度に於て新たに生じたる剩餘金の内譯を示せば左の如し。

歳入増加に係るもの 一六〇、三五八、一六六

歳出の不用に屬するもの 九三、五五八、五四五

内自然不用に歸したる額 三五、六五〇、三二三

整理節約に依り不用となりたる額 五七、九〇八、二二三

合計 二五三、九一六、七一一

二、右剩餘金の内より既に豫算上財源に充當し若くは豫算計畫上將來財源に充當すべき見込額を控除すれば左の如し。

大正十一年度歳計剩餘金 五五二、五四五、六七五

内大正十二年度豫算に編入したる額 六九、九四七、五四六

大正十二年度豫算計畫上大正十三年度より大正十六年度に至る歳入不足補填の財源に充當したる額 二一〇、四〇八、〇八二

海軍軍備制限條約に伴ふ主力艦解體費財源見込額 一一、一七四、四〇〇

大正十二年度内臨時軍事費特別會計所要公債財源に振替充當見込額 二三、〇〇八、二九四

臨時軍事費財源公債發行差減補填見込額 二二、一八八、四八〇

大正十二年度追加豫算其他財源見込額 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

合計 四二八、七二六、八〇二

差引殘 一二三、八一八、八七六

備考 右殘額は之を以て大正十三年度以降必要なる豫算上の財源に充當することを得べきものとす

大正十一年度歳入歳出現計 大正十一年度現計 大正十一年度豫算に比較し増減△印は減

科 目	大正十一年度現計	大正十一年度豫算に比較し増減△印は減
租 税	八九六、四〇三、八三八	一六二、一〇六、二二二
地 租	七四、三二五、七四九	一八一、七〇五
所 得 税	二二九、一三二、一三七	二五、五五三、六〇〇

營業 税	七七、一三二、一二三	一〇、二九三、九一八
相 續 税	一一、七八八、二三二	四、六二九、五六七
通 行 税	一〇、四八四、五六二	一、二〇八、三四八
鑛 業 税	五、九六五、七九一	△ 二、三七七、一〇七
兌換券發行税	一、三〇六、四九九	一、一九二
酒 税	二二二、五八五、一二九	三三、七四六、二五六
醬 油 税	六、五四七、一三二	九〇八、四六〇
砂糖消費税	七二、九〇五、九一六	二九、八一七、九二四
織物消費税	六一、一九〇、二七七	一八、五七六、一三三
賣藥營業税	三五四、〇三一	四五、二一三
取引所税	一二、五七三、六六七	一、六九七、三〇九
關 税	一〇八、〇四四、五九三	三六、三〇〇、二六九
噸 税	一、一四九、七五七	二九七、六八三
印紙收入	八六、八五四、六〇九	三、一九六、四八六
官業及官有財産收入	三六〇、一八五、〇五六	一一、七三六、四四四
郵便電信及電話收入	一六二、一一一、四〇七	△ 二五、七三八、三六〇
雜 收 入	三三、二〇五、九一〇	一八二、二三九
預金特別會計より繰入		
預金利子繰入	五一、五五六、六二三	△ 一九、〇〇五
預金利子繰入	五一、四二五、〇二二	△ 一四、二七三
利子拂手数料繰入	一三一、六〇一	四、七三一
經常部合計	一、四二八、二二六、〇三〇	一七七、二〇二、三八八

同 (臨時部)

官有物拂下代	一一、五四九、〇一七	六、一五四、三四〇
雜收入	一三、九三一、四五〇 △	七、五六七、四六三
高等諸學校創設及擴張費受入金		
	三、七三六、一五二	四四一、三五二
建築費寄附金	三、六七三、一三一	二、九五八、二三一
公共團體工事費納附金	七、二〇七、三〇〇 △	四八一、〇〇〇
公共團體工事費分擔金	九、〇五四、八九四 △	一一四、二九五
學術研究獎勵金受入	一六、五〇〇 △	八、五〇〇
特別會計資金繰入	三六三、七七〇 △	四、二三二、三〇八
公債金	二六、九二五、五六六 △	二七、九一四、九一九
森林資金殘額繰入	二、一七〇、二一〇	三三八、九七一
前年度剩餘金繰入	五七五、〇五五、五七二	四三七、七四五、八五五
戰時所得稅	九一六、四五一	九一六、四五一
講利條約實施委員派遣費償還金受入	四七〇、三七八	四七〇、三七八
臨時部合計	六五九、一三九、三九四	四〇八、六五七、四二二
歳入總計	二、〇八七、三四五、四三四	五八五、八五九、八一
備考 大正十一年度現計中前年度剩餘金繰入れにおいて大正十年度		
財源剩餘金に比し一七、九一三圓五〇八減差あるは大正十年度主		

計簿締切後追加報告にかゝる訂正あるがためなり
歳出所管別 大正十一年度現計(十二年七月末)十一年度豫算に比較
増減△は減

歳出 (經常部)

皇室費	四、五〇〇、〇〇〇	三、一八五、一一四
外務省	一七、六一一、二九八 △	五四三、八〇四
内務省	四四、五一七、五九一 △	一五、四九七、一四六
大藏省	二一〇、一一六、八一九 △	一六、三二九、三五一
陸軍省	一七八、七一三、九五二 △	四、三四〇、九四一
海軍省	一三〇、三七九、四六〇 △	一四七、三一八
司法省	二九、四二八、五五二 △	一四二、〇六九
文部省	三七、九一四、三二五 △	二六六、六五二
農商務省	三〇、二七五、九四三 △	一二、三一七、一七〇
逓信省	二〇七、七九九、四九四 △	五二、七一九、六〇八
經常部合計	八九一、二五七、四三九 △	一四、三五四、八九三
同 (臨時部)		
外務省	七、五九二、八七六 △	四一三、八二五
内務省	九〇、九五二、六二九 △	一、九九六、七一三
大藏省	三七、九九二、三九二 △	六、一三〇、四二四
陸軍省	五二、一九四、七八四 △	二八、七三三、〇六三
海軍省	二四二、五一二、九八九 △	一九、〇八九
司法省	二、九一七、六八三 △	一、二四〇、〇〇六
文部省	一八、七三八、七五八 △	
農商務省	二七、七〇三、八〇九 △	

逓信省 五六、八二七、二五八 △ 三、三一二、一五一
臨時部合計 五三八、四三二、一八一 △ 四三、三七五、三八四
歳出合計 一、四二九、六八九、六二一 △ 九六、一一四、九九二

第二 財政に關する諸問題

財政に關する諸問題中、社會問題に關係あるものを選べば次の如きものがある。

地租營業稅委讓問題 政友會は第四十六議會後、地租營業稅の地方委讓の政策を宣明した。地租委讓については同會は第四十六議會に建議し大正十三年度より實施せしむるやう努力したが、營業稅の委讓については具體的調査を進むることに成つたと傳へられる。之に對し憲政會は年來營業稅廢止を主張して來たが、地租委讓については反對の態度を採つてゐるものゝ様である。而して地租委讓は地方農村の人氣問題となつて、農會其他の團體又は會合に於て盛んに其實行が督促されてゐる。斯くて政府もこれに對し一般稅制の整理、地租委讓等に關する問題を調査せんが爲めに、大藏省に稅制調査委員會を設置し、西野大藏次官次で關係局課長を委員として、六月十八日第一回の例會を開くことゝ成つた。

營業所得稅法改正 政府は營業稅法、所得稅法の改正案を第四十六議會に提出した。其の要旨は所得稅法改正については銀行定期預金利子等に對する課稅方法更改、保全會社に對する課稅、營業稅法改正にては建物賃賃價格の撤廢、同上に

伴ふ稅率更改、製造業の資本金額計算方法改正、減損更訂の結果課稅標準最低限以下に減じたる場合免稅、營業所得皆無の場合免稅、委員制度の改善、課稅方法の改善等である。

預金部改革問題 同部の改革に就ては近年漸く問題となつたが、第四十六議會の貴族院豫算第一分科會に於て大藏省豫算審査の際同部の運用規定改正に就き附帶決議として其改善が協議さるゝに至り、大藏省に於てはそれにつき調査に着手することゝなつた。之に對し世論も漸く喧しく一千萬圓以下の貸付を何故發表し得ざるかとの如き議論が可成り同部在來の秘密主義を痛撃した。斯くて大藏省はいよいよ同部の改善案を作製し來議會に提出するが、同部を同省内に獨立せしめ預金局とせん計畫であると傳へられた。然るに同部の獨立は震災の影響で中止となつたと云はれてゐる。

關稅定率改正問題 國民生活の緩和を目的として日用必需品及原料品の輸入稅を引下げ奢侈品に重稅を課し國內に於ける幼稚なる産業を保護せんといふ主張で同問題が提起されたが、政府の臨時財政經濟調査會にては先年來小委員會に於て研究中であつたが、愈々成案を得たので特別委員會の審議に移し、小修正の上、八月の總會に附議せらるゝことゝなつた。而して是非次期議會には提案せんと意氣込んでゐる相である。之れに對し世論は濃厚なる保護政策を排すといふに一致してゐる様である。

地方財政刷新問題

義務教育費國庫負擔の實施に伴つて地方財政刷新の問題が一時に喧しく成り、綱紀肅正の一策として地方會計の検査が主張され、内務省は七十萬圓を十三年度豫算に計上して地方財政監督官制新設の計畫があると傳へられた。而して山本内閣は地方財政の整理緊縮に關し「繼續事業及既定計畫に屬する事業の打切斷行」地方債の新規募集及び増税の不許可」を聲明した。

震災に對する財政問題 第四十七回臨時議會に提出し協賛を経たる大正十二年度歳出追加額は一千四百三十三萬七百八十五圓であつて、其外十二年度以降の繼續費は十二年度分六百二十九萬一千圓であつた。

九月三十一日 大藏省令を以て罹災地に於て大正十二年度に納附すべき地租所得稅營業稅及び相續稅の徵收猶豫方法を公布した。

第三 財政に關する主要運動

營業稅廢止運動 六月二十四日、全國市會實行委員大會が東京帝國ホテルに開催され、六大都市市會代表者及び三十二市會の代表者百二十四名出席、左の決議をした。

決議

吾人は速かに國稅營業稅法の撤廢を期し之が目的の貫徹に向つて邁進せんとす

大正十二年六月二十四日

第三章 經濟 一班

國稅營業稅法廢止に關する全國各市會實行委員大會戸數割不納同盟 該割當納不當の理由にて不納同盟を行へたもの左の如し。

茨城縣稻敷郡阿見村民の同同盟―八月

廣島縣深安郡千田村の同同盟―八月

第二章 經濟 一班

物價に就ては、已に第一部第一編中に叙ぶる所があつたから、此處では一切之を略し、以下大正十二年度の經濟狀態を現はす二三項について其概要を記述しやう。

第一 外國貿易

本年の我外國貿易は輸出十四億四千六百萬圓、輸入十九億八千三百萬圓であつて、昨年に比し輸出に於て一億四千萬圓を減じ、輸入に於て九千四百萬圓を増し、從て輸入の超過せること實に五億三千七百萬圓に達して、昨年に比し二億八千萬圓の入超激増を示してゐる。

月別 之を月別に見るに毎月とも何れも入超の勢を示し、前半期に於ける入超は三億八千四百萬圓に達してゐる。後半期は震災の影響等にて輸出入とも其額を減じてゐるが、十一月に於ける輸入は三千六百萬圓の超過を示してゐる。輸出に於ては五月までは前年に比し毎月増加を示したが、七月以降、殊に震災以後は著しき減少を示して變調を來すに至つたこと

は止むを得まい。輸入は三月迄は前年に比して減少を示したが四月以降漸く増加を示し、殊に震災後十、十一月如き各々昨年同期に比し、三千六百萬圓乃至三千九百萬圓を増加してゐることも震災後の状態として止むを得ないであらう。此の對外貿易の變調は翌十三年度に入りても尙當分持續するものと見ねばなるまい（丁第一表其一二參照）

商品別 主要商品に就いて見るに、綿織物が僅かに昨年に比して一千二百三十五萬圓の輸出増加を見たのと、他數品が僅少の増加を示したのとを除いては、各品とも何れも輸出額を減少してゐる。殊に生絲の一億二百九十九萬圓、綿織絲の三千六百十二萬圓、絹織物の一千五百五十五萬圓の減少は最も著しいものであつた。

輸入に於ては昨年に比して棉花の八千五百十六萬圓、羊毛の二千六百五十萬圓、毛織絲の二千五百三十五萬圓を増加せるものを最として、生ゴム、豆類、硫酸アムモニウム、油糟、石炭、木材等何れも昨年に比し増加を示してゐる。減少したもののうちでは鐵の三千七百七十七萬圓、米及穀の二千九百八十六萬圓、小麥の一千四百四十二萬圓、砂糖の一千百三十萬圓、機械類の一千五十萬圓を最として、燐礦石、コールタール染料、バルブ、石油、綿織物、毛織物、懷中時計及同部分品に於て夫々減少を示してゐる（丁第一表其二三參照）

國別 總體に於て東洋諸邦との貿易に於て盛んに赴き、歐

米に對しては衰へた傾がある。唯だ南米と濠洲とに對して盛んになつた跡が窺はれる。

輸出に於て昨年より増加したものは、加奈陀に對する約四百萬圓を最として英領印度の二百四十一萬圓、南米の一百二十一萬圓であつて、他に對しては昨年に比し何れも減少を示し、北米合衆國に對しての減少額は實に一億四千二百八十八萬圓の大激減、支那に對しても六千三百三十二萬圓の大減少を示してゐる。

輸入に於ては各主要國に對し昨年に比して、北米合衆國との八千四百十九萬圓減を除いては、何れも増額を示し、殊に英領印度の五千六百六十三萬圓増、濠太刺利の二千七百五十三萬圓増、獨逸の一千九百六十二萬圓増、支那の一千八百三十三萬圓増、關東州の一千八百二十二萬圓増、加奈陀の一千七百八十萬圓増等著しいものがあつた（丁第一表其四參照）

爲替上の國際貸借 植民地貿易額は未だ發表を見ないが、例年の成績より推すに、先づ一億圓程度の入超を見て大差なかるべく、爰に内地と植民地とを合算すれば約六億三千五百萬圓の入超と云ふことになる。併し昨年爲替上の國際貸借は此の巨額の入超に所謂貿易外の勘定を加減せねばならぬ。而して昨年中受取勘定となるものは

一、本年中に成立した東電、東拓、滿鐵の外債總額一億一千萬圓で現實受取額は手数料賣出價格と額面の差及び利子を總額から控除す

るから先づ概算を一億圓とし

二、瓜哇砂朥越賣益金二千萬圓見當

三、海外投資並に營業上の利益及び移民送金を二千萬圓

四、運賃保險料の受取超過分一億圓

五、佛國國庫債券の償還五千萬圓

等で、此の總計二億九千萬圓となり、更に昨年中貿易勘定決濟の爲め拂下げた在外正貨總額は約二億二千萬圓に上つて居るから、爲替上の支拂勘定は一億千五六百萬圓見當となる譯である。尙此の爲替關係から除外して約十二億の外債の利子約六千萬圓は外國支拂分となり、我が政府及び民間一部で有する外國債の利子にして受取分千五百萬圓程度あり、畢竟四千五百萬圓は爲替關係以外に在外正貨から控除されることになる。而して尙現今辛うじて爲替銀行が手形の出合を見付け一時凌ぎの出來る所以は、一昨年下半年期出超に因る本年への繰越爲替資金約一億二三千萬圓の餘裕が存して居たからに依るが、既に此の資金も殘餘なく、政府及び日銀所有の在外正貨も夥しく枯渴を告げ、茲に過般來我が爲替政策に一大困難を招來した譯である。斯くして大正十二年は曲りなりにも終末を告げたが、大正十三年上半期は昨年に増す入超なることは自然の勢として豫期せられ、縱令近き將來に外債成立するにしても、此のことからして内地金融にも一抹の暗雲を齎し内外金融界共に益悲觀的傾向を帶びるものと察せらる。

(後節「金融」の部對照)

第二 企業

日本銀行調査に係る銀行會社計畫資本調に依るに大正十二年中の該資本額は十四億八千二百二十四萬圓であつて、之を前年度に比すれば九百四十五萬圓の減少である。斯くて十年以降漸減の趨勢は依然として本表にも表はれて、大正九年度の五十一億一千萬圓に比して實に三十六億三千百萬圓の大減少である。しかし此の減少の割合は漸々減じ來れることは事實であつて、漸々落着き加減である。(丁第二表其一參照)

●月別 之を月別に見るに、上半期は前年に比し減少の傾であり、唯だ一月と六月とが増加を示してゐたが、下半期は震災の影響に直曲した九、十、十一月を除外して考ふれば一般に増加の趨勢にあつた。即ち六月以降は漸次企業の計畫が頭を擡げ出したのであつて、もし震災の突發するなくんば相當の増加を示し得たであらうと考へられる(丁第二表其一參照)

●事業別 に就いて觀るに、前年に比し増加せるものの首位を占むるものは製造工業の一億三千四百萬圓であるが、其中に増加を見たるは紡績業、製織業、食料品工業、化學工業、造船及船渠業、鑛業及び雜工業であつて、瓦斯業、機械器具工業、金屬工業は却つて減少を示してゐる。之に次ぐは電氣業の三千七百萬圓、倉庫業の二千四百萬圓である。運輸業は全體に

於て減少を示してゐるが、其中の海運業は却つて二千萬圓近くの増額を示してゐる。

減少せるものゝ主なるものは商業其他の業務の六千七百萬圓を除いて、最も著しいものは信託及金融業(四千三百萬圓)鐵道及軌道業(二千三百萬圓) 鑛業(一千七百萬圓)機械器具工業(一千七百萬圓)、水産業(一千二百萬圓)、農林業(一千百萬圓)の如きものであつた。(丁第二表其二参照)

第三 金融

正貨現在高 大正十二年に於けるそれは累年漸減の傾向を示し、十二月末に於ては總額十六億五千二百八十萬圓となり、昨年末現在に比し一億七千七百三十八萬圓の減少を示してゐる。所有者別に就いて見るに、政府に於て一億四千四百四十七萬圓を日本銀行に於て三千五百九十萬圓を夫々減じてゐるが、それは在外正貨の一億七千九十八萬圓の減少に基因したものである。(丁第三表其一参照)

銀行預金及貸出 銀行預金は一高一低の狀況を示したが、趨勢は減少に傾いてゐる。但し上半期は幾分増加の傾を示したが、下半期は又た減少を示すに至り、十二月末には四十九億七千三百萬圓となつて、前年末に比して四千萬圓の減少を示した。

之に對し貸出額は各月とも超過を示し、殊に十、十一月の

如き著しき超過額を示したのは、震災直接の影響と見るべきであらう。十二月に至つては漸く預金額を増加し得たけれどもそれと同時に、貸出額をも増加せしめ、金銀在高は五億二千萬圓を示して、前年末に比し四百萬圓の減少を生ずるに至つたのである。

金銀在高は六月末と十二月末の決濟時を除いては、毎月三億圓臺を超えずして、貸金の固定は前年より引續いた狀態であつた(丁第三表其二参照)

日銀兌換券と貸出高 日銀の貸出高は驚くべき膨脹を來した。八月迄に於ても各月とも前年同月に比し夫々膨脹を示してゐるが、殊に九月以後は著しき膨脹を示し、十二月末に至つては八億五千三百萬圓に達し、前年末に比し實に三億三萬圓てふ異常なる増加を示すに至つた。

兌換券の發行額も從つて激増し九月以降は殊に甚しく十二月末に於ては十七億三百萬圓てふ未曾有の巨額を示すに至つた(丁第三表其三参照)

金利 市中金利も斯くて前年と甲乙なき高率を示したのである(丁第三表其四参照)

手形交換高及不渡手形 大正十二年中の手形交換枚數二千八百四十九萬枚、其金額六百八十九億四百萬圓であつて、一枚平均二千四百十八圓であつて、之を前年に比すれば枚數に於て百六十九萬枚、金額に於て二十七億六千四百萬圓を減じ

てゐるが、一枚平均額は前年の二千三百七十三圓に比し四十
五圓の増加を示してゐる。枚數及び金額の減少は震災後のモ
ラトリウムの影響である。震災前後に分つて觀るに、八月末
までの一枚平均額は二千四百六十二圓であつて、前年中のそ
れに比し八十九圓の増加を示してゐるに、九月以降の分は二
千三百七圓を示して六十六圓の減少を見てゐる。

不渡手形は前年に比し枚數及び金額に於て夫々減少を示し
てゐる。六月以後十月迄は其金額を増加せしめてゐるけれど
も十一、十二月に至つては却つて著しい減少を示した。(丁第
三表其五參照)

第四章 人口問題

第一 人口靜態

1 人口總數

大正十二年の推計人口は全國總數八千七十七萬四千八百人
中、内地人は五千八百四十八萬千五百人(七割二分)朝鮮は千
八百三十一萬三千八百人(二割三分)臺灣は三百七十五萬八千
九百人(五分)樺太は十五萬六百人(二厘)である、又大正
九年十月一日國勢調査と同一時期に調査した關東州の人口は
六十八萬八千三百三十人、南洋群島の人口は五萬二千二百二十
二人である。

第四章 人口問題

内地人口の増加率 明治四十一年末乃至大正七年末の一年平均 は千人に付男一一・
八六七、女一二・二三六、其の平均一二・一七六、朝鮮 大正六
年乃至
大正七年末の一年平均 は一九・八七一、臺灣は九・三八八、樺太
均、臺灣樺太亦同じ

2 人口密度

内地人口の密度は一方里に付二千二百二十五人で世界の強
國中人口稠密の部類に屬する、我國より人口稠密なるは白耳
義、和蘭、英克蘭威爾斯あるのみである、若し山嶽を除きて
平地に對する人口密度を求むれば我が國は列國中最密國とな
るであらう。

3 男女別

男女の割合は内地及内地外の各地域何れも男子は女子に超
過するが其の程度は一樣でなく女一〇〇に付、男の割合一〇
〇・四で男女殆んど均衡を保ち、朝鮮及臺灣は各一〇七、南洋
は一一六で男子超過の程度未だ甚だしくないが樺太は一四三
關東州は一四七で何れも超過の程度甚だ高い。

4 年齢別

本籍人口を零歳以上十四歳、十五歳以上五十九歳、六十歳以
上の三大階級に大別して其の割合を見ると全人口千人中零歳

以上十四歳未満は三割五分、十五歳以上五十九歳は五割六分六十歳以上は九分で各階級相互の割合が保たれて居る年齢構成である、之を既往に比較すると十五歳以上五十九歳の割合は漸減し、零歳以上十四歳以下と六十歳以上の割合に漸増して居る。

人口千人中六歳以上十四歳の學齡人口の割合は一割八分、十七歳以上四十歳迄の兵役義務年齢人口は一割七分、男總數に對すれば三割四分、十五歳以上四十歳の妊孕年齢人口は二割四分、女總數に對すれば四割八分、十四歳以上の犯罪責任者は六割七分である。

5 配偶關係

本籍人口千人中有配偶者の割合は三割四分、無配偶者は六割六分で之を既往に比較すると有配偶者は漸減するに反し無配偶者は漸増して居る。

第二 人口動態

1 婚姻

大正十一年内地に行はれた婚姻は五十一萬五千九百十六件で前年に比し三千三百一件を減少した、人口に對する割合は千人に付九・〇一で前年に比し〇・一三低いが數年前に比べると尙高率を保て居る。

大正九年に於ける歐洲諸國の婚姻率を見ると佛蘭西は一五・九、獨逸は一四・五、白耳義は二三・一、英吉利は九・九、

伊太利は八・七（大正八年）である。是等諸國の大戦前に於ける婚姻率は概して我國より低くかつたが近時我國より甚しく高きものゝあるのは大戦後に於ける一時的變象と見るべきである。

道府縣中婚姻率概して高いのは東北、北陸、中國、四國に屬する諸地方及九州の大分、佐賀、熊本等、其の率低いのは北海道、東京、近畿に屬する諸地方である。

大正十年に於ける婚姻の種類は普通の婚姻九割一分、入夫婚姻三分、婿養子婚姻六分で、之を既往に比較すると其歩調甚だ緩慢ではあるが、普通婚姻は漸増し婿養子婚姻は漸減し入夫婚姻は減少の傾向であるが、十年は此の趨勢に背馳した。

婚姻者の年齢を見ると男は二十五歳以上二十九歳最も多くて三割五分を占め、二十歳以上二十四歳の三割一分之に亞ぎ、殘餘の三割四分は二十歳迄及三十歳以上の者で五十歳、六十歳の高齡者で婚姻する者も一萬數千ある。女は二十歳以上二十四歳が最も多くて四割六分を占め十五歳以上十九歳の二割六分之に亞ぎ、殘餘の二割八分は十五歳迄及二十五歳以上の者で五十歳、六十歳の高齡者で婚姻する者も數千ある。婚姻者の年齢を既往に比較すると男女共に漸次遅れて行く傾向が著明である。

2 離婚

大正十一年内地に於て行はれた離婚は五萬二千五十三件で

前年に比し三百四十九件を減少し、人口に對する割合は千人に付〇・九二で前年に比し〇・〇二低下した、又婚姻に對する離婚割合は一〇二・八で前年に比し〇・壹を減少した。我國の離婚は嘗て實數に於て十萬件以上、割合に於て二乃至三組の高率を示して居たが其後逐次減少し大正九年以後は一組以下の低率を示すに至つた。

道府縣中離婚率概して高いのは、東北、北陸、中國、四國に屬する諸地方及沖繩、其の率の低きは北海道、關東、東北、近畿に屬する諸地方であつて婚姻率の多少と離婚率の多少とは殆んど相伴ふて居る。

大正十年に於ける離婚の種類は妻が夫の家を去る場合八割六分、夫が妻の家を去る場合一割一分、戸内離婚三分である。前項婚姻の種類に於て述べた如く、入夫及培養子婚姻の場合は一割以下であるのに、離婚では夫が妻の家を去る場合が一割以上を占めて居るのは、婿入結婚に於て破鏡を招くことの比較的多いが爲である。

離婚者の夫婦關係繼續期間は一年迄及二年迄各一割八分、三年迄一割二分、四年迄九分、五年迄六分、同計六割五分は五年迄で殘餘の三割五分は五年以上の割合であるから離婚は結婚後數年の短期内に起るものが多い。

3 出生

大正十一年内地に於ける出生は百九十六萬九千三百十四人

で前年に比し二萬千五百六十二人を減少し、人口に對する割合は千人に付三四・二で前年に比し〇・九を減少したが前年以前に比べると尙甚しく高い。

大正九年に於ける歐洲諸國の出生率を見ると和蘭は二八・四、諸威は二六・八、獨逸は二五・九、英吉利は二五・四、佛蘭西は二一・三、白耳義は二一・五、伊太利は二一・〇（大正八年）等で何れも我國に比すれば遙に低率であるが大戦前に比べると大に上昇した。

道府縣中出生率概して高いのは北海道、東北、關東（東京、神奈川を除く）北陸に屬する諸地方は其の率の低いのは近畿、中國、九州である。

大正十年に於ける全出産中出生と死産との割合は前者九割四分、後者六分で之を既往に比較すると出生の割合は漸増するに反し死産の割合は漸減して居る。

出生兒の身分は公生九割二分、私生（庶子を含む）八分で之を既往に比較すると公生の割合は漸増し私生の割合は漸減の趨勢である。

出生兒の體性は女一〇〇に付男一〇四・五で、前年に同じく尙年々此の割合に甚しき變動を見ない。

4 死産

大正十一年内地に於ける死産は十一萬二千百四十四で前年に比し六千五十七を減少し、人口に對する割合は千人に付二・

二九で前年に比し〇・五を減少した。

大正十年に於ける死産兒の身分は公生七割七分、私生（庶子を含む）二割三分で之を出生兒の身分に比べると甚しく公生が少くて私生が多い。

死産兒の體性は女一〇〇に付男一一八・〇で出生兒に比し男子の割合遙に多く、又死産兒の體性を既往に比較すると男子超過の程度は漸進の趨勢に在る。

5 死亡

大正十一年内地に於ける死亡は百二十八萬六千九百四十一人で前年に比し千六百二十九人を減少し、人口に對する割合は千人に付二二・三で前年に比し〇・四を減少したが數年前に比べると尙高率である。

大正九年に於ける歐洲諸國の死亡率を見ると伊太利は一八・八（大正八年）佛蘭西は一七・二、獨逸は一五・二、白耳義は一三・五、英吉利は一二・八、和蘭は一二・〇等で何れも我國より遙に低い。

道府縣中死亡率概して高いのは東北、北陸及四國の徳島、香川、關東の千葉、埼玉、其の率低いのは北海道、東北、東海、九州に屬する諸地方である。

死亡の季節は夏季に最も多く冬季之に亞ぎ秋季は少しく減少し春季は最も少きを例とする。大正七年以來九年迄は流行感冒の爲此の常型は破られて居たが大正十年は本來の型に復

した。

死亡者の年齢は五歳以下に於て全死亡の三割九分を占め五歳以上に於て六割一分を占むる、大正七年以來同九年までは青年壯年期の死亡、例年に比し幾分高かつたが本年は低下して殆んど舊に復した。

死亡原因は下痢及腸炎が最も多く一割二分を占め之に亞ぐは肺炎及氣管支肺炎の九分、腦出血腦軟化の七分、肺結核、老衰の各六分、腦膜炎、畸形及先天性弱質の各五分等で尙腎臟炎、心臟の器質的疾患、胃の疾患に依る死亡が右に亞で多い。

6 人口の自然増加

出生死亡の差増に依る人口の自然増加は年に依り多少あるが大體逐次増加し明治の末年より大正に入り年々七十萬以上の増加に上つたが大正五、六年少しく減少し尙七年には大に減少して三十萬以下となつた（流行感冒の影響）然るに大正八年には挽回して約五十萬となり、九、十、十一年と遞増して七十萬餘となり、人口に對比すると千人に付一一・八である。

第三 人口問題關係事項

朝鮮戶籍令の施行

朝鮮戶籍令は昨十一年十二月十八日總督府令第五百五十四號を以て定められたのであるが、愈々本年七月一日より實施せられ、朝鮮人の家及身分上の實體關係が完全に確保せられる事となつた。

丁 統計表目次

第一表 外國貿易統計

其一 輸出貿易額月別（內地分）

其二 輸入貿易額月別

其三 主要輸出入品價額

其四 重要國別貿易額

第二表 企業統計

其一 銀行會社計畫資本

丁 第一表 外國貿易統計

其一 輸出貿易額月別（內地分）（單位百萬圓）

	十二月	十一月	十年	九年	八年
一 月	九五	八七	七五	一七六	一一七
二 月	一二二	二〇一	七六	一七四	一二五
三 月	一二一	一一四	九四	一九三	一三三
四 月	一五〇	一二九	一一五	二一七	一四二
五 月	一一四	一五五	一〇五	一九三	一五六
六 月	一〇九	一四七	一〇七	一八三	一五一
七 月	一一九	一四四	九八	一五四	一八一
八 月	一三六	一四五	一〇五	一七五	一九六
九 月	七四	一四九	九五	一五四	一七二

丁 統計表

六九三

其二 銀行會社計畫資本業別別

第三表 金融統計

其一 正貨現在高

其二 全國交換所組合銀行預金貸出表

其三 日本銀行兌換券發行高及貸出高

其四 東京大阪市中金利月別比較

其五 全國手形交換月表

第四表 人口統計

其一 府縣別 人口

其二 婚姻、離婚、出生、死產、死亡總數

計	十 二	十 一	十 一
	月	月	月
一、四四六	一、四四六	一、四四六	一、四四六
一、六三七	一、六三七	一、六三七	一、六三七
一、二五二	一、二五二	一、二五二	一、二五二
一、九四八	一、九四八	一、九四八	一、九四八
二、〇九八	二、〇九八	二、〇九八	二、〇九八

其二 輸入貿易額月別

計	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一、九八三	一五八	一五五	一四二	八五	一五四	一五九	二〇九	二〇三	一八九	一九九	一五六	一四九
一、八八九	一四三	一一六	一〇六	一三五	一三八	一四三	一五九	一七三	一八八	二〇七	一九七	一七八
一、六一四	一六一	一五一	一三〇	一二九	一三二	一一〇	一四八	一四九	一三九	一三六	一一九	一〇五
二、三三六	一〇五	一〇八	一〇七	一一七	一二三	一五七	二二〇	二九五	二九六	三二九	二七〇	二〇四
二、一七三	二二五	一八三	一七九	一九六	一九四	一四四	一七六	一八六	二〇八	一六九	一七〇	一三八

其三 主要輸出入品價額 (單位千圓、△印減)

輸 出		輸 入	
十 二 年 中	前 年 比 較	十 二 年 中	前 年 比 較
一、四四六、九四八	△一四〇、四四六	一、九八三、八九六	九四、二四二

丁 統 計 表

米及粗	一、九〇四	△	七、三八五	米及粗	三一、四六七	△	二九、八六一
豆類	七、四二一		二七七	小麥	四七、四七五	△	一一、四二六
水産物	二〇、三九三		一、八七二	豆類	五〇、九〇六		一一、三〇一
澱粉	二〇一	△	一、二三五	鳥卵	一七、〇九九	△	八四九
製茶	一五、九九四	△	一、八三二	砂糖	五二、六三一	△	一一、三〇六
精糖	一四、七〇六	△	四、四二一	生ゴム	一九、二九〇		七、九七九
麥酒	二、二三三	△	一、一二四	棉花	五三、〇〇〇		八五、一六四
罐詰食物	六、一一七	△	五〇四	苧麻類	一七、九五一		四九一
屑絲及眞綿	一〇、四一六	△	四、〇九八	羊毛	八一、八六一		二六、五〇一
石炭	二一、四七九	△	二、〇四一	硫磺	二四、九四七		一二、二一〇
木材	一二、三七五	△	一、八二八	燐礦石	四、八五五	△	四、一二八
生絲	五六八、三七〇	△	一〇二、九九五	油糟	一〇九、二一五		一〇、六九四
綿織絲	七八、五九六	△	三六、一二九	石炭	二三、九九七		七、一七八
鐵	四、五一六	△	四八七	鑛	八、八六七	△	一、三二七
製帽用眞田	九、九四〇	△	一、三五四	木材	八八、八六七		四、〇四一
燐寸	一〇、六〇七	△	四、九四九	麴	一〇、九一二	△	九二二
絹織物	九二、三七八	△	一五、五五二	苛性曹達	七、五七二	△	一、四〇六
綿織物	二三四、四九九		一二、三五四	染料	九、九八七	△	三、六六二
メリヤス製品	二一、一五七		三、四九七	毛織絲	七三、八二一		二五、三五〇
帽子	三、九二五	△	一、六二九	パール	六、二九四	△	五、四五九
鈕釦	七、一五六		七五八	鐵	一三一、八七九	△	三七、七七二
紙類	一五、二一八	△	九二三	鉛	一〇、六六一		一、〇八八
セメント	二、〇一〇	△	一、八九七	揮發油	一〇、八〇八	△	四三五
陶磁器	二三、四五五		二、二四一	石油	一四、九八二	△	三、八〇四

勞働年鑑

六九六

硝子及同製品	一〇、一三一	△	一八六	綿織物	七、八三〇	△	六、一八八
絶縁電線	一、六〇七	△	六、二一一	毛織物	四七、〇一五	△	三、〇二九
鐵製品	一一、四五三		九五四	紙類	一七、一八四	△	一、八二一
ゴムタイヤ	三、九〇六	△	二、〇八八	鐵釘	四、五七九	△	一、二〇八
機械類	一〇、八五五	△	四、三九七	懷中時計及品	五、九四九	△	二、八七三
玩具	七、一三五	△	二七三	同部分機械類	一〇三、九九三	△	一〇、五〇三
其他	二二六、七九三	△	八、八六〇	其他	四二八、〇〇二		一〇、一二三

其四 重要國別貿易額 (單位千圓)

國別	輸		出		輸		入	
	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年
支那	二七二、一九一	三三三、五二〇			二〇四、六七九	一八六、三四三		
關東州	六七、八七〇	七一、八五八			一四八、八〇七	一三〇、五七四		
香港	五五、三一九	六五、四二一			一、六五三	六九〇		
英領印度	九九、六一九	九七、二〇三			三〇五、七一八	二五四、〇八八		
海峽植民地	二〇、九一二	二一、三四一			二五、三七二	一八、八一〇		
蘭領印度	四〇、五九一	四七、四〇〇			七二、九五六	七一、七五七		
英吉利	四〇、四一〇	五四、四三七			二三七、一三四	二三二、三一〇		
佛蘭西	二五、六五五	七八、六八六			二二、二〇二	一八、四六二		
獨逸	三、三九二	三、七二四			一二〇、二四二	一〇〇、六二二		
合衆國	六〇五、六一九	七四八、五〇〇			五一、九七七	五九六、一六九		
加奈陀	一四、三四九	一〇、三五九			三四、三六〇	一六、五五九		
南米	一一、五六九	一〇、三五九			一〇、〇二七	七、五七五		
濠太刺利	三二、六四九	三六、七一一			九六、六二三	八二、〇九〇		

丁 第二表 企業統計 (日本銀行調査)

其一 銀行會社計畫資本 (單位千圓)

	十二年	十一年	十年	九年	八年
一月	一三七、四九五	八二、六八五	一九一、五三五	六七〇、三一三	二〇〇、五二二
二月	一三〇、九七〇	一九九、九五三	一六八、六五〇	九六三、二三三	一〇六、六九四
三月	二四四、八五九	一六二、七四〇	二二〇、三六〇	一、一四八、四八五	一五七、六八五
四月	一一三、七二〇	二一六、九三二	二〇七、〇二五	九三四、七八五	一七六、四一七
五月	八六、二一〇	一〇九、七六〇	二六三、五四五	二七七、六三一	二一四、二一〇
六月	一三六、一四五	一二〇、七五五	一二六、〇〇七	一六九、七一〇	二八八、三二〇
七月	一八三、一九七	一〇一、四二九	二〇七、〇四七	一九八、六一九	二六七、五三〇
八月	一五五、五六八	九三、二四五	九五、六六〇	一五〇、五〇三	四三三、七七二
九月	一八、八〇〇	一五〇、〇三一	一九〇、七九七	二〇三、七八五	四二三、二三六
十月	二八、一〇〇	九八、四一〇	一九七、六六三	一七五、五四五	五九〇、九四三
十一月	九四、一八〇	九九、五二七	一四五、五三八	一一九、四七五	五五四、二一五
十二月	一五二、九九九	五六、二三〇	二二二、三六五	一〇一、五四一	六五四、九三〇
合計	一、四八二、二四四	一、四九一、七〇〇	二、二三六、一九五	五、一一三、六二八	四、〇六八、四七四

其二 銀行會社計畫資本業別調 (單位千圓)

業別	大正十二年	十一年	十年	九年	八年
銀行業	一五七、四一九	一五八、八八九	一九一、八七二	六五八、九五九	六四二、六二〇
信託及金融業	六〇、三〇〇	一〇三、〇〇〇	一〇五、五〇〇	二二四、八七七	一一二、一八〇
倉庫業	三〇、四〇〇	一五、五七〇	五、一五〇	二六、二四六	—
保險業	九、七〇〇	二八、〇〇〇	三三、〇〇〇	五二、五〇〇	七六、八〇〇

丁 統計表

六九七

勞働年鑑

六九八

運輸業	鐵道及軌道業	海運業	其他	鑛業	電氣業	製造工業	瓦斯業	紡績業	製織業	化學工業	機械及器具工業	造船及船渠業	窯業	金屬工業	食料品工業	雜工業	水產業	農林業	商業其他	合計	各年同期間ニ對スル比較増減(△減)
二三八、九一七	一九四、二八二	三二、一六〇	一二、四七五	一一、〇五〇	三三〇、三一四	三八四、五一二	六〇〇	七六、三七七	四四、四六五	五六、一三〇	一四、九五〇	二二、八〇〇	五一、三五〇	六、一二〇	四一、二六五	七〇、四五五	一、二五〇	五、九六〇	二五二、四二一	一、四八二、二四四	
二四四、九四五	二一七、六六五	一二、九三〇	一四、三五〇	二八、八四二	二九三、一九五	二四九、九二一	二、四〇〇	二二、八〇〇	一三、一八七	五五、九八二	三一、二七五	一四、三七五	二一、一三〇	一二、六八五	二四、五九五	五一、四九一	二三、一五〇	一六、五九五	三二九、五九二	一、四九一、七〇〇	△ 九、四五五
三四九、一一八	三〇一、四二八	二四、五九〇	二三、一〇〇	一三四、七一〇	三七二、九一〇	四七三、三七七	一四、二五〇	六六、二五五	二四、七五五	八五、九〇〇	五〇、五二〇	五二、一〇〇	二一、三四〇	一三、二五〇	四二、七三〇	一〇二、二七七	八、二七五	一一七、五五〇	四四四、七三二	二、二三六、一九五	△ 七五三、九五〇
五三四、八六六	四八〇、〇〇一	三〇、一二〇	二四、七四五	二五二、六九五	一九六、三九五	一、七五八、四七二	八、四五〇	二三一、三五〇	二二六、八九三	二六三、三八二	一七八、九七二	三、六〇〇	八二、八七五	一二五、八〇〇	二七五、九八九	三六一、一六〇	五二、〇五〇	一八四、二二〇	一、一七二、三四八	五、一一三、六二八	△ 三、六三一、三八四
四五三、九二五	二一七、一二五	一九五、五〇〇	四一、三〇〇	二八九、四三〇	四六〇、九六三	一、二〇九、九九六	一五〇	二六〇、一九七	二一三、八九五	二四九、二五二	一〇〇、五九〇	二二、三五〇	四五、六二〇	四四、六八〇	二七三、二六二	三二、五九〇	一七八、三七〇	六一一、六〇〇	四、〇六八、四七四	△ 二、五八六、二三〇	

丁 第三表 金融統計

其一 正貨現在高 (單位千圓)

年 月 末	所 有 者 別		所 在 地 點	
	政 府	日 本 銀 行	內 地	海 外
十一年六月	六二六、四三八	一、二四一、九五九	一、二二一、二七七	六四七、一二〇
同 十二月	六六六、九五八	一、一六三、二三四	一、二一四、七〇九	六一五、四八三
十二年一月	六五九、九〇七	一、一六〇、五四五	一、二一三、三六七	六〇七、〇八五
同 二月	六四九、三四一	一、一五八、九〇〇	一、二一一、五九二	五九六、六四八
同 三月	六四六、九四四	一、一五六、七二〇	一、二〇八、四五三	五九五、二一一
同 四月	六四九、〇五一	一、一五三、〇四〇	一、二〇六、三三四	五九五、七五八
同 五月	六四六、九〇五	一、一四九、六〇九	一、二〇三、八三三	五九二、六八一
同 六月	六三九、四〇二	一、一五七、〇四一	一、二〇四、〇九〇	五八九、三五四
同 七月	六三二、四一七	一、一四七、九九四	一、二〇三、九二六	五七六、四八五
同 八月	六三〇、〇七二	一、一四八、六九一	一、二〇三、八八一	五七四、八八一
同 九月	六一二、四九八	一、一五七、一二八	一、二一〇、三六六	五五九、二六〇
同 十月	六二〇、九六九	一、一五七、〇五二	一、二一三、〇八五	五六四、九三五
同 十一月	五八七、五〇一	一、一三五、五五九	一、二一一、四七〇	五一一、五九一
同 十二月	五二五、四八二	一、一二七、三二七	一、二〇八、三一一	四四四、四九九

其二 全國交換所組合銀行預金貸出表 (單位百萬圓)

年 月 末	預 金	貸 出	金銀在高	年 月 末	預 金	貸 出	金銀在高
十二年一月	四、八六六	四、九三三	三〇六	同 三月	四、八九二	四、九四六	三八〇
同 二月	四、九一四	五、〇〇六	三二五	同 四月	四、九七五	五、〇四二	三七七

丁 統計表

六九九

勞働年鑑

七〇〇

同五月	同六月	同七月	同八月	同九月
四、九四三	五、〇四九	四、八九〇	四、五三二	四、五四六
五、〇五二	五、一九三	五、〇二一	四、八二四	四、七八九
三五六	四八八	三五八	三〇三	三七八
同十月	同十一月	同十二月	十一年十二月	
四、五六一	四、八〇六	四、九七三	五、〇一三	
五、七四四	五、〇〇二	五、一三九	四、九三九	
三一〇	三五〇	五二〇	五二四	

其三 日本銀行兌換券發行高及貸出高 (單位百萬圓)

十二月	十一月	十二月	十一月
兌換券發行高	兌換券發行高	貸出高	貸出高
一、三〇八	一、三七七	三三九	二八〇
一、二六一	一、二四六	二九七	一九八
一、二三八	一、二八九	三五〇	三〇六
一、二二六	一、二二六	三六七	三二八
一、二二五	一、二〇三	三一三	二二九
一、三七一	一、三四四	三六三	二七七
一月末	二月末	三月末	四月末
一、二七八	一、二八七	一、二九〇	一、四六〇
一、二七四	一、二九〇	一、二三七	一、四四九
二九一	三四六	五九四	五八五
二一五	三三一	二四九	三〇二
七月末	八月末	九月末	十月末
一、二七八	一、二八七	一、四六〇	一、四四九
一、二二四	一、二九〇	一、二三七	一、二二六
二九一	三四六	五九四	五八五
二一五	三三一	二四九	三〇二
十一月末	十二月末	一、七〇三	一、五五八
一、二七四	一、二九〇	一、二三七	一、二二六
二九一	三四六	五九四	五八五
二一五	三三一	二四九	三〇二

其四 東京大阪市中金利月別比較 (日銀調査) (單位錢)

十二月	十一月	十二月	十一月
割引歩合	割引歩合	コールマネー	コールマネー
最高	最低	最高	最低
二・五	二・二	二・九	〇・九
二・五	二・二	二・七	二・一
二・五	二・二	三・〇五	一・三
二・五	二・二	二・九五	二・三
二・六	二・三	二・九	一・二
同五月	同六月	同七月	同八月
二・六	二・三	二・九	二・八
二・五	二・二	二・七	二・九
二・五	二・二	三・〇五	二・八
二・五	二・二	二・九五	二・八
同九月	同十月	同十一月	同十二月
二・六	二・三	二・九	二・八
二・五	二・二	二・七	二・九
二・五	二・二	三・〇五	二・八
二・五	二・二	二・九五	二・八

月	六	七	八	九	十	十一	十二	年
開	二・七	二・五	二・五	—	二・五	二・五	二・五	十一年
開	二・三	二・二	二・二	—	二・二	二・二	二・二	十一年
開	三・三	二・八	三・〇五	—	二・五	二・五〇	三・〇	十一年
開	一・六	一・五	一・九	—	一・八	一・五五	一・九	十一年
開	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	十一年
開	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	十一年
開	三・〇	二・七	二・八	二・六	二・五	二・六	三・〇	十一年
開	一・八	一・一	一・七	一・一	一・〇	一・〇	一・四	十一年

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	合	一																																											
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	年																																											
交 換 枚 數	交 換 金 額	不 渡 枚 數	不 渡 金 額																																																				
二、一二五、〇四九	五、九一二、二三三	四四六	三三六	二、三〇〇、三七一	五、四九七、三〇〇	四四三	三三〇	二、六一二、七一二	六、五〇九、九九三	四二六	三八〇	二、五一七、三二七	六、一三二、一八〇	四七九	三八三	二、八一四、二二九	六、七二五、〇〇六	四八九	三六〇	二、八一九、三八七	六、八四三、八八三	五三六	五三一	二、六八五、九八六	六、一二八、七九九	五二七	四六三	二、五〇七、〇五二	六、四四一、〇二六	五七三	四九六	一、三二七、六四九	二、四〇三、〇〇一	六四一	五〇四	一、九五三、四九六	四、五〇〇、五一一	五一七	三七五	二、一二八、九五八	五、三三一、一七五	三六六	二二七	二、七〇一、一八一	六、四七九、八四八	三九九	二四八	二八、四九三、三九七	六八、九〇四、九六五	五、八四二	四、六三三	三〇、一九一、一三七	七一、六六九、二七七	六、〇〇四	五、五五六

丁 第四表 人口統計 (第四十二回統計年鑑ヨリ)

其一 府縣別統計人口 (大正十二年九月一日)

地 方	男		女		計
北海道	一、四三一、五〇〇	三八八、五〇〇	一、二八五、一〇〇	七八一、六〇〇	二、七一六、六〇〇
青森縣	三九三、一〇〇	四三八、七〇〇	三八八、五〇〇	八七三、一〇〇	九二二、六〇〇
岩手縣	四三四、四〇〇	四五六、九〇〇	四三八、七〇〇	九八九、八〇〇	九八九、八〇〇
秋田縣	四六五、七〇〇	五〇二、〇〇〇	四五六、九〇〇	九八一、三〇〇	一、四一六、一〇〇
山形縣	四八七、八〇〇	四八六、四〇〇	四八六、四〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
宮城縣	四九四、九〇〇	七一六、八〇〇	七一六、八〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
福島縣	六九九、三〇〇	七一三、九〇〇	七一三、九〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
茨城縣	六八五、二〇〇	五五四、〇〇〇	五六一、八〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
栃木縣	五三五、五〇〇	六八六、五〇〇	六八六、五〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
群馬縣	五三四、七〇〇	六八六、五〇〇	六八六、五〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
馬場縣	五三七、二〇〇	六八六、五〇〇	六八六、五〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
千葉縣	六六〇、七〇〇	六八六、五〇〇	六八六、五〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
東京府	二、一二四、〇〇〇	一、九二六、六〇〇	一、九二六、六〇〇	四、〇五〇、六〇〇	一、三九九、一〇〇
神奈川縣	七二七、七〇〇	六六一、三〇〇	六六一、三〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
新潟縣	八八七、六〇〇	九一九、四〇〇	九一九、四〇〇	一、三九九、一〇〇	一、〇八九、五〇〇
富山縣	三六〇、〇〇〇	三七五、三〇〇	三七五、三〇〇	七三五、三〇〇	一、三九九、一〇〇
石川縣	三六八、六〇〇	三八六、九〇〇	三八六、九〇〇	七五五、五〇〇	一、三九九、一〇〇
福井縣	二九四、六〇〇	三〇七、〇〇〇	三〇七、〇〇〇	六〇一、六〇〇	一、三九九、一〇〇
長野縣	七八五、九〇〇	八三四、三〇〇	八三四、三〇〇	一、六二〇、二〇〇	一、三九九、一〇〇
岐阜縣	五五〇、五〇〇	五五〇、五〇〇	五五〇、五〇〇	一、一〇一、〇〇〇	一、三九九、一〇〇

滋 山 靜 愛 三 京 兵 大 奈 和 鳥 島 岡 廣 山 德 香 愛 高 大 福 佐 長 熊

賀 梨 岡 知 重 都 庫 阪 良 歌 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 分 岡 賀 崎 本

縣 縣 縣 縣 縣 府 縣 府 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣

三一六、六〇〇
三〇一、一〇〇
八一、八〇〇
一、〇七六、三〇〇
五三一、四〇〇
六八八、〇〇〇
一、二四六、二〇〇
一、五〇四、三〇〇
二八四、八〇〇
三八三、一〇〇
二二六、三〇〇
三五一、二〇〇
六一三、五〇〇
七九一、七〇〇
五三〇、六〇〇
三三五、九〇〇
三三三、七〇〇
五二五、四〇〇
三三七、九〇〇
四二八、七〇〇
二一九、五〇〇
三三〇、〇〇〇
六〇二、六〇〇
六一三、七〇〇

三三八、九〇〇
三〇〇、九〇〇
八一四、五〇〇
一、一〇九、三〇〇
五五一、二〇〇
六七三、九〇〇
一、一九六、四〇〇
一、三八五、四〇〇
二八七、六〇〇
三八八、九〇〇
二三五、九〇〇
三五六、二〇〇
六二五、二〇〇
七八一、七〇〇
五二七、四〇〇
三四二、二〇〇
三四四、七〇〇
五四五、三〇〇
三四五、五〇〇
四四二、四〇〇
一、一六三、三〇〇
三四四、九〇〇
五七二、八〇〇
六四一、四〇〇

六五五、五〇〇
六〇二、〇〇〇
一、六二六、三〇〇
二、一八五、六〇〇
一、〇八二、六〇〇
一、三六一、九〇〇
二、四四二、六〇〇
二、八八九、七〇〇
五七二、四〇〇
七七二、〇〇〇
四六二、二〇〇
七〇七、四〇〇
一、二三八、七〇〇
一、五七三、四〇〇
一、〇五八、〇〇〇
六七八、一〇〇
六七八、四〇〇
一、〇七〇、七〇〇
六八三、四〇〇
八七一、一〇〇
二、三八二、八〇〇
六七四、九〇〇
一、一七五、四〇〇
一、二五五、一〇〇

丁
統
計
表

七〇三

勞働年鑑

七〇四

宮崎縣	鹿兒島縣	沖繩縣	總計
三四五、五〇〇	七一二、〇〇〇	二八六、二〇〇	二九、二九六、九〇〇
三四三、一〇〇	七六六、四〇〇	三一〇、七〇〇	二九、一八四、六〇〇
六八八、六〇〇	一、四七八、四〇〇	五九六、九〇〇	五八、四八一、五〇〇

其二 婚姻、離婚、出生、死産、死亡總數 (大正十一年)

地方	婚姻	離婚	出生	死産	死亡	死亡ニ對シ 出生ノ増
北海道	一八、六四五	一、七四五	九一、〇二四	五、六八七	四五、七七二	五一、二五二
青森縣	七、六八四	一、〇六九	三三、九三六	一、八五二	二三、二九八	一〇、六三八
岩手縣	八、二五五	一、〇六一	三四、九〇三	二、八八九	二三、五六五	一一、三三八
秋田縣	九、七四六	一、四三七	三七、二七二	三、〇五〇	二四、七九六	一二、四七六
山形縣	九、八一三	一、一五五	三八、六五三	二、二九一	二四、九〇九	一三、七四四
宮城縣	九、六一九	九五二	三八、七五七	二、六〇二	二三、二一三	一五、五四四
福島縣	一二、七五六	一、二八二	五〇、三九八	三、九八七	三一、九一八	一八、四八〇
茨城縣	一一、九四七	八四九	四九、六六八	四、四〇九	三二、三一八	一七、三五〇
栃木縣	一〇、一二九	八六六	四〇、七〇三	四、〇九六	二三、七二三	一七、九九〇
群馬縣	九、五〇八	八八五	三九、一七三	三、四一二	三四、一九四	一四、九九九
埼玉縣	一二、三六四	九八二	四八、九一五	四、二二一	三二、〇九〇	一六、八二五
千葉縣	一二、七七八	一、二三一	四五、七四二	三、六四二	二四、三一	一一、四三一
東京府	二九、八五六	二、八八八	一二〇、六七〇	八、三三〇	八一、一〇五	三九、五六五
神奈川縣	一一、三〇二	九一九	四四、六一〇	三、三七〇	二八、二八一	一六、三二九
新潟縣	一八、三五一	二、四二五	六七、五七一	四、〇二二	四六、六六五	二〇、九〇六
富山縣	七、三九二	七四五	二七、三八六	一、四三三	二〇、四一二	六、九七四
石川縣	六、九九二	八三八	二五、七二三	一、六一五	二三、五八七	三、一二六

丁統計表

福井縣	六、〇〇六	六九七	二一、七九九	一、四一六	一七、四八〇	四、三一九
長野縣	一三、〇四八	九九八	五一、九〇二	四、一三一	三二、八二一	一九、〇八一
岐阜縣	一〇、〇七四	一、〇七六	三九、九五二	二、五四二	二五、一三九	一四、八一二
滋賀縣	六、六一二	四四二	二一、六七四	一、三七〇	一五、五七二	六、一〇二
山梨縣	五、一四五	四四六	二〇、三八六	一、五八一	一二、八七六	七、五一〇
靜岡縣	一五、一六五	一、八二八	五八、三九五	四、〇二六	三三、一九六	二五、一九九
愛知縣	一八、五四一	一、八九三	七四、三七四	四、七一三	四六、八五五	二七、五一九
三重縣	一〇、二五六	九〇九	三七、七一四	二、三五四	二四、一二九	一三、五八五
京都府	一一、一〇二	九七四	四〇、四三四	二、八四二	二九、一九六	一一、二三八
兵庫縣	一九、七二二	一、七六一	七五、九三一	五、二八八	五二、〇四三	二三、八八八
大阪府	一九、七一九	一、八七七	八二、一二八	六、五一〇	六四、二二七	一七、九〇一
奈良縣	五、三九一	四一二	一九、二七八	一、四一六	一二、二一四	七、〇六四
和歌山縣	七、一二六	六九〇	二四、八九〇	一、七九二	一六、〇三四	八、八五六
鳥取縣	四、一六九	四八一	一五、三四五	一、一八一	九、七七三	五、五七二
島根縣	六、四九四	八八二	二二、七三五	一、六七二	一七、三三二	五、四〇三
岡山縣	一一、二二二	一、〇三九	三六、七一〇	二、八一三	二六、四一一	一〇、二九九
廣島縣	一六、四四九	二、一六六	五三、八七〇	三、〇〇九	三五、三五四	一八、五一六
山口縣	一〇、四五一	一、二二二	三二、二九二	一、三八四	二二、九二四	九、三六八
德島縣	六、四三五	五九五	二三、五二五	一、九一二	一六、五三六	六、九八九
香川縣	六、五二七	六六二	二五、二五四	一、五〇八	一六、六〇七	八、六四七
愛媛縣	一〇、三六〇	一、三六三	三七、一八二	二、〇二九	二三、〇一一	一四、一七一
高知縣	六、一〇九	八〇〇	二一、五五四	一、四一五	一五、二〇九	六、三四五
大分縣	九、〇二一	九二八	二九、八三五	一、五二九	二〇、三〇四	九、五三一
福岡縣	一九、三二三	一、八六一	七〇、四六九	五、一一四	四五、五〇二	二四、九六七

勞働年鑑

七〇六

佐賀縣	長崎縣	熊本縣	宮崎縣	鹿兒島縣	沖縄縣	總計
七、一二六	九、九三三	一二、五八六	五、三八九	一三、七五七	五、五三一	五一五、九一六
六九八	一、〇五〇	一、二八四	五七八	一、一四一	九七一	五三、〇五三
二三、六〇四	三七、六二三	四一、一三七	二二、四七九	四九、九九六	一五、七五四	一九六九、三一四
一、二八八	一、九六一	一、二七三	一、三四三	一、九一〇	一四	一三三、二四四
一五、三三三	二二、六八五	二六、八六七	一二、七〇二	二七、六四一	八、八二一	一、二八六、九四一
八、二七一	一四、九三八	一四、二七〇	九、七七七	二二、三五五	六、九三三	六八二、三七三

附錄一

大正十二年中に
制定せられたる

労働法規

労働法規

工場法中改正	二
職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程	四
國有鐵道旅客及荷物運送規則中改正	五
船員職業紹介所紹介就職者運賃割引證交付規程	五
中央卸賣市場法	六
土木事業従事員共済組合ニ關スル勅令	八
所得稅法中改正	一六
産業組合中央金庫法	一六
産業組合法中改正	一九
日本勸業銀行法中改正	一九
郵便貯金法中改正	二〇
産業組合中央金庫設立ニ關スル勅令	二〇
産業組合中央金庫法施行規則	二二
産業債券令	二二
市町村義務教育費國庫負擔法	二四
市町村義務教育費國庫負擔法ノ施行令	二五
行政整理又ハ軍備ノ制限整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律	二六
行政整理又ハ準備ノ制限整理ニ關シ發行スル公債ノ發行交付ニ關スル規程	二六
恩給法	二六
恩給法施行令	四一
工業労働者最低年齢法	四九
船員ノ最低年齢及健康證明ニ關スル法律	五〇
同右法律施行ニ關スル勅令	五二
同右法律施行規則	五二
農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ニ關スル條約	五三

工場法中改正(大正一二、三、二九)
法律第三三號

第一條中「十五人」ヲ「十人」ニ改ム

第二條 削除

第三條中「十五歳」ヲ「十六歳」ニ「十二時間」ヲ

「十一時間」ニ改ム

第四條中「十五歳」ヲ「十六歳」ニ「午前四時」ヲ

「午前五時」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午

後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五條 削除

第六條 削除

第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對

シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ一日ノ就

業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三

十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時

間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケヘシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ

行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ

在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設ケ

ル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ

受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長ス

ルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超

ユルコトヲ得ス

第八條中「第三條乃至第五條」ヲ「第三條第四

條」ニ「及第五條ノ規定ニ拘ラス職工」ヲ

「ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子」ニ改メ

左ノ但書ヲ加フ

但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料

又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於

テハ繼續四日以上ニ互ラス一月ニ付七日ヲ

超ヘサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコト

ヲ要セス

第九條乃至第十一條中「十五歳」ヲ「十六歳」ニ

改ム

第十二條中「産婦」ヲ「産前産後、若ハ生兒、哺

育中ノ女子」ニ改ム

第十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ工業主ニ命

シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒

弟ニ對シ命スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設

物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ

疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ

爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ證票ヲ携

帶スヘシ

第十五條 工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職

工カ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタ
ル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ
死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル
者ヲ扶助スヘシ

第十六條中「戶籍吏」ヲ「戶籍事務ヲ管掌スル

者又ハ其ノ代理者」ニ改ム

第二十條 工業主又ハ前項ニ依リ工業主ニ代

ル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ

之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千

圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ

臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ

對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又

ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百

圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ」ヲ

「本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之

ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ」ニ

改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ

之ヲ十五歳トス

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル
場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ
規定ヲ適用セス

前項ノ規定ニ依リ十五歳未満ノ者及女子ヲ
シテ就業セシムル場合ニ於テハ毎月少クト
モ四回ノ休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎
ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

(參照) 工場法抄録(明治四四、三、二〇)
法律第四六號

第一條第一項

本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之
ヲ適用ス

一、當時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモ
ノ

第二條

工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工
場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本
法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セ
シムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關ス
ル條件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許
可スルコトヲ得

第三條第一項

工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一
日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコ
トヲ得ス

トヲ得ス

第四條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲ
シテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於
テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於
テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行
十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満
ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至
ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一、一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル
特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
二、夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由
アル業務ニ就カシムルトキ

三、晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事
由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交
替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之
ヲ指定ス

第六條 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業
セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年
間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ
對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ職工
ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四
時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第
五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テ
ハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就
業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ
三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ
一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設
クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨ
リ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル
トキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業
時ヲ轉換スヘシ

第八條第一項及第二項

天災事變ノ爲メハ事變ノ虞アル爲必要ア
ル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及
地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規
定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル
場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ
得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就
業時間ヲ延長シ第四條及第五條ノ規定ニ
拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日
ヲ廢スルコトヲ得

第九條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲ
シテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危

險ナル部分ノ清除注油検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒藥劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム
前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナ

ル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第二十條 第二條乃至第五條第七條第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ若ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第一項

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

職業紹介所紹介就職者汽車
汽船賃割引證交付規程

(大正二二、九、二六
內務省告示第二九〇號)

第一條 職業紹介法ニ依ル職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職ノ爲メ現在地ヨリ就職地ヘ旅行セムトスル者ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ當該職業紹介所長ニ汽車汽船割引證ノ交付ヲ申請スルコトヲ得但シ小兒ハ此限ニ在ラス

一、當例ニ依ル一時ノ出稼ニ非サルトキ
二、紹介セラレタル職業ニ三月以上就職セムトスルトキ

三、賃金又ハ俸給及之ニ準スヘキモノノ月收百圓未満ノトキ

前項ノ割引證ノ交付申請ハ書面又ハ口頭ヲ

以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二條 割引證ヲ携帶スル者ハ鐵道省所管鐵

道汽船三等ニ限り賃金ノ五割引ヲ以テ乗車

船スルコトヲ得但シ急行列車又ハ急行汽船

ニ乗車船スルコトヲ得ス

第三條 割引證、割引乗車船券及就職者旅行

證明書ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用ス

ルコトヲ得ス

第四條 割引證ハ發行ノ日ヨリ一箇月ヲ經過

シタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 割引乗車船券ヲ購入スル場合ハ鐵道

係員ニ割引證ヲ提出スヘシ

第六條 乗車船賃ノ割引ヲ受クル者ハ職業紹

介所發行ノ就職者旅行證明書ヲ携帶シ何時

ニテモ鐵道係員及職業紹介關係職員ノ請求

アルトキハ之ヲ呈示スヘシ

第七條 職業紹介關係職員ハ割引證及就職者

旅行證明書ヲ記名人以外ノ者ニ於テ携帶ス

ルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ沒收スルコ

トヲ得

第八條 割引證及就職者旅行證明書ハ已ムヲ

得サル事由ニ依リ滅失又ハ毀損シタル場合

ノ外再ヒ之ヲ交付セス

前項ノ割引證及就職者旅行證明書ヲ滅失シ

タルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞無ク交付ヲ

受ケタル職業紹介所ニ届出ツヘシ

第九條 割引證及就職者旅行證明書ノ交付ヲ

受ケタル者之カ必要無キニ至リタルトキハ

遲滞無ク交付ヲ受ケタル職業紹介所ニ返納

スヘシ

第十條 割引證就職者旅行證明書様式別表ニ

依ル

附 則

本規程ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國有鐵道旅客及荷物運送規

則中改正(大正一二、一二、二五)
(鐵道省告示第九九號)

第六十八條ノ二 職業紹介法ニ依ル職業紹介

所及職業紹介事務局又ハ船員職業紹介法ニ

依ル船員職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル

者旅行ノ場合ニ於テハ一定ノ割引證ヲ收受

シ三等旅客運賃ノ五割引ヲ低減ス但シ其ノ給

料月額百圓ヲ超ユル者、季節ニ應シテ常例

的ニ移動スル者、三箇月未滿ニテ移動スル

短期ノ雇傭者及小兒ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ有料又ハ營利ヲ目的トシテ職

業紹介事業ヲ行フ者ノ紹介ニ依ル場合ニ之

ヲ適用セス

第六十八條ノ三 前條ニ依リ旅行スル者ハ住

所氏名及生年月日ヲ記載シタル當該職業紹

介所長、職業紹介事務局長、遞信局海事部

長又ハ遞信局海事部出張所長發行ノ就職者

旅行證明書ヲ携帶シ係員ノ請求アルトキハ

何時ニテモ之ヲ呈示スヘキモノトス

第六十八條ノ五 第六十八條ノ二ノ割引證ハ

鐵道省所定ノ様式ニ依リ内務省又ハ遞信省

ニ於テ作製シ當該職業紹介所、職業紹介事

務局、遞信局海事部又ハ遞信局海事部出張

所ヨリ本人ニ之ヲ交付スルモノトス

船員職業紹介所紹介就職者

運賃割引證交付規程

(大正一二、一二、二七)
(遞信省告示千八百二十七號)

第一條 船員職業紹介法ニ依ル無料職業紹介

所ノ紹介ニ依リ就職ノ爲現在地ヨリ就職地

ヘ旅行セムトスル者ニシテ左ノ各號ニ該當

スルトキハ當該職業紹介所ヲ管轄スル管海

官廳ニ就職者旅客運賃割引證(以下單ニ割引證ト稱ス)

ノ交付ヲ申請スルコトヲ得但シ小兒ハ此ノ

限ニ在ラス

一、常例ニ依ル一時ノ出稼ニ非サルトキ

二、三月以上船員トシテ就職セムトスルト

キ

三、賃金又ハ俸給及之ニ準スヘキモノノ月
收百圓未満ノトキ

前項ノ割引證ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ紹
介ヲ爲シタル船員職業紹介所ノ發行シタル
第一號書式ノ就職證明書ヲ添ヘ書面又ハ口
頭ヲ以テ申請ヲ爲スヘシ

第二條 割引證ヲ携帶スル者ハ鐵道省所管鐵
道汽船及之ト連帶運輸ヲ爲ス鐵道汽船三等
ニ限リ賃金ノ五割引ヲ以テ乗車船スルコト
ヲ得但シ急行列車又ハ急行汽船ニ乗車船ス
ルコトヲ得ス

第三條 割引證、割引乗車船券又ハ就職者旅
行證明書ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用
スルコトヲ得ス

第四條 割引證ハ發行ノ日ヨリ一月ヲ經過シ
タルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 割引乗車船券ヲ購求スル場合ハ鐵道
係員ニ割引證ヲ提出スヘシ

第六條 乗車船賃ノ割引ヲ受クル者ハ管海官
廳ニ於テ發行シタル就職者旅行證明書ヲ携
帶シ何時ニテモ管海官廳職員又ハ鐵道係員
ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スヘシ

第七條 管海官廳職員割引證又ハ就職者旅行

證明書ヲ記名以外ノ者ニ於テ携帶セルコト
ヲ發見シタルトキハ之ヲ回收スルコトヲ
得

第八條 割引證又ハ就職者旅行證明書ハ己ム
ヲ得サル事由ニ依リ亡失又ハ毀損シタル場
合ノ外再ヒ之ヲ交付セス

割引證又ハ就職者旅行證明書ヲ亡失シタル
トキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク交付ヲ受ケ
タル管海官廳ニ届出ツヘシ

第九條 就職者旅行證明書ノ交付ヲ受ケタル
者就職地ニ到着シタルトキ其ノ他之カ必要
ナキニ至リタルトキハ遲滞ナク交付ヲ受ケ
タル管海官廳ニ之ヲ返付スヘシ割引證ノ交
付ヲ受ケタル者其ノ必要ナキニ至リタルト
キ亦同シ

第十條 割引證ハ第二號書式ニ依リ就職者旅
行證明書ハ第三號書式ニ依ル

第十一條 本規程ニ於テ管海官廳ト稱スハ
逓信局又ハ逓信局海事部出張所ヲ謂フ

附 則

本規程ハ大正十三年一月二十日ヨリ之ヲ施行
ス

(各號書式略ス)

中央卸賣市場法

(大正一二、三、二九)
法律第三二號

第一條 本法ニ於テ中央卸賣市場トハ地方公
共團體又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民
法第三十四條ノ規定ニ依ル法人カ魚類肉類
鳥類卵蔬菜及果實ノ卸賣ヲ爲ス爲主務大臣
ノ指定スル都市及其ノ隣接地ニ於テ本法ニ
依リ開設スル市場ヲ謂フ

中央卸賣市場ニ於テハ特別ノ事情アル場合
ニ於テハ前項ニ掲クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ
爲サス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲スコ
トヲ得

第二條 中央卸賣市場ヲ開設セムトスルトキ
ハ業務規定及事業計畫ニ關スル書類ヲ具シ
主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ中央卸賣市場ノ
分場ヲ設置セムトスルトキ亦同シ

第三條 左ニ掲クル事項ハ業務規程ヲ以テ之
ヲ定ムヘシ

- 一、中央卸賣市場ノ取扱品目
- 二、中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管
料及手数料
- 三、卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ收受スル手数料

第四條 業務規程又ハ事業計畫ノ變更ハ主務

大臣ノ認可ヲ受タヘシ

第五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ第

二條ノ規定ニ依ル認可ヲ與フルニ當リ之ニ

制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 主務大臣ハ第二條ノ規定ニ依ル認可

ヲ與フルトキハ其ノ中央卸賣市場ノ業務ノ

開始ニ至ル迄ノ間ニ於テ開設者ノ意見ヲ聞

キ其ノ中央卸賣市場ノ取扱品目ニ付當該指

定區域内ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ

爲ス市場ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得中央卸賣

市場ノ取扱品目ヲ追加スルトキ亦同シ

第七條 開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命

セラレタ市場ノ開設者及卸賣ノ業務ヲ爲ス

者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ損失ヲ補償

スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ當事者

ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ

地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ地方長官ノ決定

ニ不服アル者ハ決定書ノ送付ヲ受ケタル日

ヨリ起算シ九十日内ニ通常裁判所ニ出訴ス

ルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ開設者ニ對シ命令ノ定ム

ル設備ニ要スル費用ノ三分ノ一以内ノ補助

金ヲ交付スルコトヲ得

第九條 主務大臣ハ開設者方法令若ハ補助ニ

附シタル條件ニ違反シ又ハ之ニ基キテ爲シ

タル處分ニ從ハサルトキハ之ニ對シ補助金

ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

第十條 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ハ中央

卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第十一條 前條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲

スモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ保

證金ヲ納付スヘシ

第十二條 開設者ハ中央卸賣市場ノ收受スル

使用料、保管料及手数料ニ關シ保證金ニ付

他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

前項ノ優先權ハ第十三條ノ規定ニ依ル優先

權ニ優先ス

第十三條 第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ

爲ス者ニ對シ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタ

ル者ハ販賣又ハ販賣ノ委託ニ依リテ生シタ

ル債權ニ關シ其ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ保

證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第十四條 中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付

テハ輸賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ業務規程ノ

定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限

ニ在ラス

第十五條 第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ

爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ對

シ賣買値段及取引高ヲ報告スヘシ

第十六條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依

リ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者

ニ對シ其ノ業務ヲ停止シ若ハ千圓以下ノ過

怠金ヲ課シ又ハ賣買ニ參加スル者ノ入場ヲ

停止スルコトヲ得

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ

中央卸賣市場ノ構造、設備、業務規程、變

更、業務又ハ財産狀況ノ報告其ノ他ニ關シ

事業ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分

ヲ爲スコトヲ得

第十八條 主務大臣ハ開設者又ハ卸賣ノ業務

ヲ爲ス者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令

又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

業務規程ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害ス

ルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲ス

コトヲ得

一、第二條ノ規定ニ依ル認可ノ取消

二、中央卸賣市場ノ業務ノ停止

三、卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務許可ノ取消

又ハ業務ノ停止

四、第一條ノ法人ノ役員ノ解任

認ムルトキハ官吏ヲシテ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務及之ニ關スル帳簿財産其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十條 中央卸賣市場ノ廢止ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ第十五條ノ規定ニ基ク報告ヲ爲サス若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務アル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ前條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第二十四條 第六條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務アル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者若命令又ハ義務ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十五條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者第六條ノ規定ニ依ル命令又ハ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲スヘキ義務ニ違反シタルトキハ第二十二條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

第二十六條 第一條ノ法人又ハ第十條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十九條ノ規定ニ依ル検査ヲ受クル場合ニ於テ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シタル者又ハ検査ノ際當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第一條ノ法人ノ役員其ノ職務ニ付賄賂ヲ收受シ又ハ要求シ若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追懲ス

第二十八條 前條第一項ノ者ニ賄賂ヲ交付シ提供シ又ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參照)

民法抄錄(明治二九、四)
(法律第八九)

第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

中央卸賣市場法施行期日ノ件

(大正一三、一〇、二七)
(勅令第四六八號)

中央卸賣市場法ハ大正十二年十一月一日ヨ之ヲ施行ス

土木事業從業員共濟組合ニ

關スル勅令(大正一二、七、二)
(勅令第三三三號)

明治四十年勅令第百二十七號ハ內務省ノ直轄土木事業ニ從事スル雇員以下ノ現業員ノ相互救済ヲ目的トスル組合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治四十年四月十九日勅令第二百二十七號ハ鐵道部内現業員ノ共濟組合ニ關スル件ナリ

土木事業従事員共濟組合規則

(大正一二、七、二〇)
(内務省令第二二號)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ大正十二年勅令第三百三十二號ニ基キ之ヲ組織ス

本組合ハ土木事業従事員共濟組合ト稱ス

第二條 本組合ノ事務ハ内務次官之ヲ統轄シ土木局長土木出張所長土木試験所長其ノ事務ヲ分掌ス

第三條 土木局長土木出張所長土木試験所長ハ所部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第二章 組合員

第四條 組合員ヲ分チテ甲種組合員及乙種組合員トス

甲種組合員トハ内務省直轄土木事業ニ従事スル雇員以下ノ現業員タル組合員ヲ謂フ
乙種組合員トハ前項ノ現業員ニ非スシテ組合ニ加入シタル者又ハ前項ノ現業員ニ非サ

ル職ニ轉シタル場合ニ於テ組合員タル資格ヲ繼續スルノ意思ヲ表示シタル者ヲ謂フ
本令ニ於テ雇員以下ノ現業員ト稱スルハ職工、定傭(事務雇人ヲ除ク)及現場従務ノ雇員ヲ謂フ

第五條 本令施行ノ際ニ於テ雇員以下ノ現業員タル者及月ノ初日ニ於テ新ニ雇員以下ノ現業員ニ採用セラレタルモノハ即日ヨリ、月ノ中途ニ於テ新ニ雇員以下ノ現業員ニ採用セラレタル者ハ其ノ就職ノ翌月ヨリ當然甲種組合員ト爲ル
雇員以下ノ現業員ニ非スシテ六月以上在職シ内務次官ニ於テ加入ヲ承認シタル者ハ其ノ翌月ヨリ乙種組合員ト爲ル
前條第三項ニ依ル意思表示ヲ爲シタル者ハ雇員以下ノ現業員ニ非サル職ニ轉シタルトキヨリ乙種組合員ト爲ル
臨時ニ使用スル者、給料ヲ支給セサル者及外國人ハ組合員タルコトヲ得ス
本令ニ於テ規定スル給料中ニハ俸給及給料ヲ包含ス

第六條 組合員ハ左ノ場合ニ限り組合ヨリ脫退ス

- 一、死亡シタルトキ
- 二、退官又ハ退職シタルトキ
- 三、土木局、土木出張所、土木試験所以外ノ官廳ニ轉勤シタルトキ
- 四、休職ト爲リタルトキ

五、陸海軍ニ徵集又ハ徵集セラレタルトキ但シ其ノ期間四月内ニシテ組合員タル資格ヲ繼續スルノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

六、甲種組合員ニ在リテハ雇員以下ノ現業員ニ非サル職ニ轉シタルトキ但シ組合員タル資格ヲ繼續スルノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

七、乙種組合員ニ在リテハ加入後三年以上ヲ經過シタル者脫退ノ意思ヲ表示シタルトキ

八、前條第四項ニ該當スルニ至リタルトキ
第七條 組合員正當ノ事由ナクシテ二月分以上ノ掛金ノ支拂ヲ遲延シタルトキハ最後ノ支拂ヲ爲シタル月ノ終ニ於テ脫退シタルモノト看做ス

第八條 組合員又ハ組合員タリシ者ハ本令ニ定ムルモノノ外組合員ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 掛 金

第九條 組合員ハ掛金トシテ毎月左ノ金額ヲ組合ニ支拂フヘシ但シ錢位未滿ハ之ヲ切捨ツ
甲種組合員 給料月額百分ノ五

乙種組合員 給料月額百分ノ九

乙種組合員ノ掛金ハ本人ノ請求ニ依リ給料月額百分ノ七・五ニ減スルコトヲ得

掛金額ハ特別ノ勞務又ハ臨時ノ事故ニ因リ一時給料ノ支給額ニ増減ヲ生スルコトアルモ之ヲ増減セス

掛金ニ異動ヲ生スヘキ事由發生シタルトキハ其ノ翌月ヨリ掛金ノ額ヲ改正ス但シ其ノ月ノ初日ニ於テ掛金ニ異動ヲ生スヘキ事由發生シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

十條 掛金額算定ノ標準タル給料ハ日給者ニ付テハ日給ノ三十倍年俸者ニ付テハ年俸ノ十二分ノ一ヲ以テ給料月額ト見做ス

組合員月ノ中途ニ於テ脱退シタルトキハ掛金ノ算定ニ付テハ其ノ月ノ終ニ於テ脱退シタルモノト見做ス

第十一條 掛金ハ毎月給料受領ノ日ニ於テ之ヲ支拂フヘシ

給料ヲ月數回ニ受領スル場合ハ其ノ月分第一回受領ノ日ニ於テ掛金ノ全額ヲ支拂フヘシ

給料ノ支給ヲ受ケサル月ノ掛金ハ次回給料受領ノ際之ヲ支拂フコトヲ得給料ノ受領額カ掛金額ニ達セサルトキ亦同シ

第四章 給付

第一節 總則

第十二條 給付ハ左ノ七種トス

一、公傷病給付

二、私傷病給付

三、産婦給付

四、罹災給付

五、脱退給付

六、遺族給付

七、葬祭給付

給付ノ事由併發シタルトキハ當該各條ノ給付ヲ併給ス但シ遺族給付ヲ爲ス場合ハ脱退給付ヲ爲サス

第九條第二項ノ規定ニ依リ掛金ノ減額ヲ爲シタル乙種組合員ニ對シテハ第五號乃至第七號ノ給付ニ限り之ヲ爲ス

障害年金ト脱退年金トヲ併給スル場合ニ於テハ其ノ給付總額ハ給料年額ニ止ム

第十三條 給付額算定ノ標準タル給料ハ給付ノ事由發生當時ノ掛金ノ標準タル給料ニ依リ月給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ以テ一日ノ額トス

組合員月ノ中途ニ於テ脱退シタルトキハ給付ノ算定ニ付テハ其ノ月ノ終ニ於テ脱退シ

タルモノト見做ス

給付ノ算定上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第十四條 年金給付ノ期間ハ給付ノ事由發生ノ翌月ヲ以テ開始シ給付ノ事由消滅ノ月ヲ以テ終了ス但シ月ノ初日ニ於テ給付ノ事由發生シタルトキハ年金給付ノ期間ハ其ノ月ヲ以テ開始ス
前項ノ規定ハ遺族年金轉給ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 年金ハ月割ヲ以テ計算シ一月、四月、七月及十月ニ於テ其ノ前三月分ヲ支給ス但シ權利消滅ノ場合ニ於テハ期月ニ拘ラズ之ヲ支給ス

第十六條 傷疾、疾病又ハ死亡ニ基因スル給付ハ組合ノ指定シタル醫師ノ證明書ニ基キ之ヲ決定ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ組合ノ指定シタル醫師ノ證明書ヲ得ルコト能ハサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 給付ヲ爲ス場合ニ於テ過拂又ハ未拂ノ掛金アルトキハ之ヲ支給額ニ加ヘ又ハ支給額ヨリ控除ス

第十八條 給付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由發生ノ後遲滯ナク之ヲ申告スヘシ

前項ノ中告ヲ怠リタルトキハ給付ハ之ヲ爲ササルコトアルヘシ

條十九條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ給付ハ之レヲ爲サス但シ情狀ニ因リ其ノ一部ヲ給付スルコトアルヘシ

一、自己ノ犯罪ニ因リ死亡シタルトキ

二、第七條ノ規定ニ依リ脱退シタルトキ

三、懲戒處分又ハ刑事裁判ニ因リ失官シ又ハ免官若ハ解職セラレタルトキ

四、傷疾又ハ疾病ノ場合ニ於テ組合ヨリ指定シタル者ノ臨檢又ハ診察ヲ拒絶シタルトキ

第二十條 組合員傷疾、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於テ其ノ家族組合ヨリ指定シタル者ノ臨檢又ハ診察ヲ拒絶シタルトキハ給付ハ之ヲ爲ササルコトアルヘシ

第二十一條 故意ニ組合員年金受領者又ハ給付受領ノ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シタル者ニ對シテハ給付ハ之ヲ爲サス

第二十二條 組合員刑事事件ニ關シ告訴又ハ告發セラレタルトキハ裁判確定ニ至ル迄給付ノ支給ヲ停止シ禁錮以上ノ刑ニ處セラルルニ至リタルトキハ之ヲ給付セス

第二十三條 給付ハ其ノ事由發生ノ日ヨリ一年內ニ請求セサルトキハ之ヲ受クル權利ヲ拋棄シタルモノト看做ス

第二十四條 年金ハ之ヲ讓渡シ又ハ質入ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ支給ヲ停止シ又ハ之ヲ給付セサルコトアルヘシ

第二十五條 年金ヲ受クル者六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ爾後之ヲ受クルノ權利ヲ喪失ス

年金ヲ受クル者六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルトキハ其ノ刑ノ執行中其ノ給付ヲ停止ス

遺族年金ヲ受クル者前項ニ該當シタルトキハ第四十二條及第四十三條ノ規定ニ準シ其ノ期間中次順位ノ者ニ之ヲ給付スルコトヲ得

第二節 公傷病給付

第二十六條 公傷病給付ハ左ノ三種トス

一、障害年金

二、障害一時金

三、醫療金

第二十七條 組合員職務上ノ傷疾疾病ニ因リ左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ種別ニ從ヒ障害年金又ハ障害一時金ヲ給付ス但シ障害年金ヲ給付スルハ組合員其ノ障害ノ爲退官退職シ因テ脱退シタル場合ニ限ル

一、兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ終身自用ヲ辨シ得サルトキ並之ニ準スヘキトキ

障害年金(終身)給料六月分乃至八月分

二、一肢ノ用ヲ失ヒ自用ヲ辨シ得ルモ終身業務ニ就クコト能ハサルトキ並之ニ準スヘキトキ

障害年金(終身)給料三月分乃至五月分

三、身體ヲ毀損シ舊ニ復スルコトヲ得ス因テ從來ノ勞務ニ從フコトヲ得サルトキ

障害一時金 給料六月分乃至一年六月分

四、身體ニ障害ヲ存スルモ引續キ從來ノ勞務ニ從フコトヲ得ルトキ

障害一時金 給料一月分乃至五月分

第二十八條 組合員職務上ノ傷疾疾病ニ因リ前條ノ給付ヲ受クルニ至ラサル者當該傷疾疾病ニ基因シ前條ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ當該各號ノ給付ヲ爲ス

前條ニ依リ給付ヲ受ケタル者當該傷疾疾病ニ基因シ更ニ上級ノ給付ヲ受クヘキ事由アルニ至リタルトキハ一時金ニ付テハ其ノ差

額ヲ増給シ年金ニ付テハ其ノ事由ヲ認メタル月ノ翌月リ増額ス但シ年金ニ付月ノ初日ニ於テ事由ヲ認メタルトキハ其ノ月ヨリ増額ス

前項ノ場合ニ於テ一時金ヲ年金ニ改定スルノ必要アルトキハ當該年金ハ脱退ノ翌月ヨリ之ヲ積算シ該一時金ノ額ニ達スル迄之ヲ給付セス

職務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル組合員ニシテ脱退ノ日ヨリ一年内ニ第一項又ハ第二項ニ該當スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ヲ準用ス

障害年金ヲ受クル者ニシテ其ノ障害ノ程度輕減シタルトキハ該年金ノ一部又ハ全部ノ給付ヲ爲ササルコトヲ得

第二十九條 組合員職務上ノ傷病疾病ニ因リ組合ノ指定若ハ認許シタル醫師ノ治療ヲ受ケタルトキハ其ノ醫療ニ要シタル醫療金ヲ給付ス但シ官費治療ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

組合員職務上ノ傷病疾病ニ因リ特ニ組合ノ承認ヲ得テ轉地療養ヲ爲シタルトキハ前項ノ給付ノ外之ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ノ醫療金トシテ給付スルコトアルヘ

第三節 私傷病給付

第三十條 私傷病給付ハ左ノ三種トス

- 一、癱瘓一時金
- 二、特症一時金
- 三、休養金

第三十一條 組合員職務外ノ傷病疾病ニ因リ左ノ各號ノ一ニ該當シ退官退職シ因テ脱退シタルトキハ其ノ種別ニ從ヒ癱瘓一時金ヲ給付ス但シ組合ニ加入シタル日ヨリ一年内ニ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ此ノ限ニ在ラス自己ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル傷病疾病ニ付亦同シ

- 一、兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ終身自用ヲ辨シ得サルトキ並之ニ準スヘキトキ

給料六月分乃至八月分

二、一肢ノ用ヲ失ヒ自用ヲ辨シ得ルモ終身業務ニ就クコト能ハサルトキ並之ニ準スヘキトキ

給料三月分乃至五月分

第三十二條 組合員組合ニ加入後一年以上ニシテ肺結核其ノ他ノ傳染性疾患ニ因リ解職セラレ因テ脱退シタルトキハ給料三月分ニ相當スル特症一時金ヲ給付ス

第三十三條 組合員職務外ノ傷病疾病醫療ノ爲休業シ其ノ期間給料ヲ受ケサルトキハ休業八日以上ニ互ル場合ニ限り休業八日以後一日ニ付給料日額ノ二分ノ一ニ相當スル休養金ヲ給付ス但シ自己ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル傷病疾病ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項休養金ノ給付ハ一事業年度ヲ通シテ九十日ヲ限度トス

第四節 産婦給付

第三十四條 組合員分娩ノ爲休業シ其ノ期間給料ヲ受ケサルトキハ分娩ノ前後ヲ通シ六週間ヲ限り休業一日ニ付給料日額二分ノ一ニ相當スル産婦金ヲ給付ス此ノ場合ニ於テハ休養金ハ之ヲ給付セス

第五節 罹災給付

第三十五條 組合員ノ住宅水火震災其ノ他非常ノ災厄ニ罹リ財産ニ著シキ損害ヲ受ケタルトキハ給料半月分乃至二月分ニ相當スル罹災金ヲ給付ス

第六節 脱退給付

第三十六條 脱退給付ハ左ノ二種トス

- 一、脱退年金
- 二、脱退一時金

第三十七條 組合員組合ニ加入後二十年以上

ニシテ年齢五十歳ニ達シ退官退職シ因テ脱退シタルトキハ終身間脱退年金ヲ給付ス但シ事業上ノ都合ニ因リ又ハ傷痍疾病ノ爲職務ニ耐ヘサルニ因リ退官退職シ因テ脱退シタル場合ニ於テハ其ノ年齢ニ拘ラス之ヲ給付ス

脱退年金ノ額ハ給料三ヶ月分トシ加入期間二十年ヲ超ユルトキハ一年ヲ増ス毎ニ給料三分分ニ相當スル金額ヲ加算ス

脱退年金ヲ受クヘキ者ニ對シテハ本人ノ請求ニ依リ該年金ノ給付ニ代ヘ第三十八條ノ規定ニ準シ算出シタル脱退一時金ヲ給付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同條第一項但書ノ規定ハ之ヲ適用セス

第三十八條 組合員前條ノ年金ヲ受クルニ至ラスシテ脱退シタルトキハ左ノ區分ニ依リ算出シタル脱退一時金ヲ給付ス但シ自己ノ便宜ニ因リ脱退シタルトキハ其ノ十分ノ八トス

一、甲種組合員ニ在リテハ其ノ掛金總額ニ對シ別表ニ依リ加入期間ノ區別ニ從ヒ給付乗數ヲ乘シタル金額

二、乙種組合員ニ在リテハ其ノ掛金總額ノ

九分ノ五（第九條第二項ノ場合ニ在リテハ掛金總額ノ七十五分ノ五十）ニ對シ別表ニ依リ加入期間ノ區別ニ從ヒ給付乗數ヲ乘シタル金額

三、甲種組合員ヨリ乙種組合員トナリタル者又ハ乙種組合員ヨリ甲種組合員ト爲リタル者ニ在リテハ甲種組合員トシテ爲シタル掛金總額及乙種組合員トシテ爲シタル掛金總額九分ノ五（第九條第二項ノ場合ニ在リテハ掛金總額ノ七十）ヲ合算シタルモノニ對シ別表ニ依リ加入期間ノ區別ニ從ヒ給付乗數ヲ乘シタル金額

障害年金ヲ受クヘキ資格ヲ有シ脱退シタル者ニ給付スヘキ脱退一時金ノ額ハ給料三月分ニ相當スル金額ヲ下ラス

第七節 遺族給付

第三十九條 遺族給付ハ左ノ二種トス

一、遺族年金

二、遺族一時金

第四十條 組合員職務上ノ傷痍疾病ニ因リ死亡シタルトキハ左ノ區分ニ依リ遺族年金及給料三月分ニ相當スル遺族一時金ヲ給付ス

一、加入後二十年未滿ノトキ 給料三月分
二、加入後二十年以上ノトキ 給料四月分

前項ノ遺族一時金ハ第四十一條乃至第四十三條ノ規定ニ依リ最初遺族年金ヲ受クヘキ者ニ限り之ヲ給付ス

第四十一條 遺族年金ハ組合員ノ配偶者ニ終身間之ヲ給付ス但シ夫ニ之ヲ給付スルハ不具癡疾又ハ老衰ノ爲勞務ニ耐ヘサル場合ニ限ル

配偶者其ノ家ヲ去リ又ハ婚姻シタルトキハ年金ヲ受クル權利ヲ喪失ス

第四十二條 配偶者ナキトキ又ハ年金ヲ受クル配偶者死亡シ若ハ其ノ權利ヲ喪失シタルトキハ年金ハ之ヲ組合員ノ遺子ニ給付ス

前項ノ規定ニ依リ年金ヲ受クヘキ遺子ハ組合員死亡ノ當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル年齢二十年未滿ノ未婚者ニ限ル但シ胎兒ハ組合員死亡ノ當時其ノ家ニ在リタルモノト看做ス

遺子數人アルトキハ民法第九百七十條ニ定ムル順位ニ依リ之ヲ給付ス

年金ヲ受クル遺子死亡シ又ハ其ノ權利ヲ喪失シタルトキハ前項ノ順位ニ依リ順次之ヲ轉給ス

第四十三條 年金ヲ受クヘキ遺子ナキトキ若ハ年金ヲ受クル遺子其ノ權利ヲ喪失シタル

トキハ組合員ノ死亡當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル父母又ハ祖父母ニ父、母、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ヲ給付スルコトヲ得
前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第四十四條 組合員職務ノ爲ニ非スシテ死亡シタルトキハ遺族一時金ヲ給付ス
前項遺族一時金ノ額ハ組合加入後二十年以上ノ者ニ付テハ第三十七條ノ規定ニ準シ算出シタル年金額ノ六年分トシ組合加入後二十年未滿ノ者ニ付テハ第三十八條ノ規定ニ準シ算出シタル年金額トス但シ給料三月分ニ相當スル金額ヲ下ラス

第四十五條 障害年金又ハ脫退年金ヲ受クル者脫退ノ日ヨリ六年内ニ死亡シタルトキハ該年金ノ六年分ニ相當スル金額ヨリ既ニ給付シタル年金額ヲ控除シタル殘額ヲ遺族一時金トシテ給付ス但シ障害年金ヲ受クル者死亡ノ場合ニ於ケル遺族一時金ノ額ハ給料三十月分ニ相當スル金額ヲ超ヘス已ニ給付シタル年金額ト合シテ給料二十月分ニ相當スル金額ヲ下ラス

障害年金又ハ脫退年金ヲ受クル權利確定シ未タ該年金又ハ第三十八條第二項ノ給付ヲ受クルニ至ラスシテ死亡シタルトキハ前項

ニ準ス

第四十六條 組合員死亡ノ日ヨリ六年内ニ遺族年金ヲ受クル者ナキニ至リタルトキハ該年金六年分ニ相當スル金額ヨリ既ニ給付シタル年金額ヲ控除シタル殘額ヲ遺族一時金トシテ給付ス
組合員死亡ノ當時遺族年金ヲ受クル者ナキトキハ前項ニ準ス

第四十七條 前三條ノ遺族一時金ハ組合員又ハ組合員タリシ者ノ遺族ニ給付ス其ノ範圍及順位左ノ如シ但シ第四號以下ノ者ニ給付スル場合ハ其ノ半額トス
一、配偶者
二、組合員又ハ組合員タリシ者死亡ノ當時其ノ家ニ在ル直系尊屬
三、組合員又ハ組合員タリシ者死亡ノ當時其ノ家ニ在ル直系尊屬
四、戸主
五、組合員又ハ組合員タリシ者死亡ノ當時其ノ家ニ在ル兄弟姉妹
六、組合員又ハ組合員タリシ者死亡ノ當時其ノ家ニ在ル直系尊屬
七、組合員又ハ組合員タリシ者死亡ノ當時其ノ家ニ在ル直系尊屬

八、死亡者ノ扶養ヲ受ケタル者
前項第二號、第五號及第六號ニ該當スル者數人アルトキハ民法第九百七十條及九百七十四條ノ規定ヲ準用シ第三號及第七號ニ該當スル者數人アルトキハ民法第九百八十四條ノ規定ヲ準用ス第八號ニ該當スル者數人アル場合ニ於テ組合員特別ノ意思表示セサルトキハ其ノ給付ノ額ヲ均分ス

第四十八條 第四十一條乃至第四十三條及第四十七條ニ規定スル遺族ノ順位ハ組合員特別ノ意思ヲ表示シタルトキハ之ニ從フコトアルヘシ
第四十九條 前二條ノ規定ニ依リ遺族一時金ヲ受クヘキ者ナキトキハ組合ハ第四十七條第四號以下ノ者ニ給付スヘキ金額以内ヲ死亡者ノ爲ニ處分スルコトヲ得

第八節 葬祭給付
第五十條 組合員死亡シタルトキハ其ノ葬祭ヲ營ミタル者ニ左ノ區分ニ依リ葬祭金ヲ給付ス
一、職務ノ爲ニ死亡シタルトキ給料二月分
二、職務ノ爲ニ非スシテ死亡シタルトキ給料一月分

第五章 附屬事業

第五十一條 本組合ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ
組合員ノ保護救済ノ爲ニ必要ナル施設ヲ爲
スコトヲ得

第六章 會計

第五十二條 本組合ノ事業年度ハ政府ノ會計
年度ニ依ル

第五十三條 本組合ノ財産ハ郵便貯金トシ又
ハ之ヲ以テ國債證券若ハ地方債證券ノ應募
又ハ買入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ルノ外財産ノ管理方法ハ内
務大臣ノ認可ヲ經テ内務次官之ヲ定ム

第五十四條 本組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ
各年金及脱退一時金ノ給付ニ對スル責任準
備金ヲ計算シ之ヲ積立ツルコトヲ要ス

第五十五條 本組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ
得

第五十六條 本組合ハ給付ヲ爲ス爲必要アル
トキハ内務大臣ノ認可ヲ經テ一時借入金ヲ
爲スコトヲ得

第七章 審査會

第五十七條 加入、脱退並給付ニ關スル處分
ニ對シ異議アル者ハ内務次官ニ申告シテ審
査會ノ審査ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ請求ハ處分ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ

三十日內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五十八條 審査會ハ内務省ニ之ヲ置キ會長
及審査委員十名內ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十九條 會長ハ内務次官ヲ以テ之ニ充ツ

審査委員ハ内務省高等官及判任官中ヨリ内
務大臣之ヲ指定ス

第六十條 審査會ハ内務次官之ヲ召集ス

第六十一條 會長ハ審査會ノ事務ヲ掌理シ議
事ヲ整理ス會長事故アルトキハ出席審査委
員中ノ上席者之ヲ代理ス

第六十二條 審査會ノ決議ハ審査委員半數以
上出席シ出席審査員過半數ノ同意アルコト

ヲ要ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所
ニ依ル

第六十三條 會長又ハ審査委員ハ自己ノ利害
ニ關スル事項ノ議事ニ關與スルコトヲ得
ス

第六十四條 審査會ノ決議ニ對シテハ異議ヲ
申立ツルコトヲ得ス

第六十五條 審査委員ハ組合ノ主要ナル事項
ニ關シ内務次官ノ諮問ニ應シ又ハ内務次官

ニ對シ意見ヲ開陳ス
附 則

本令ハ大正十二年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表

加入期間

給付乘數

一	年未滿	一、〇〇
二	年未滿	一、〇〇
三	年未滿	一、〇〇
四	年未滿	一、〇九
五	年未滿	一、一〇
六	年未滿	一、一四
七	年未滿	一、一六
八	年未滿	一、一九
九	年未滿	一、二一
十	年未滿	一、二四
十一	年未滿	一、二七
十二	年未滿	一、三〇
十三	年未滿	一、三二
十四	年未滿	一、三五
十五	年未滿	一、三八
十六	年未滿	一、四一
十七	年未滿	一、四四
十八	年未滿	一、四八
十九	年未滿	一、五一
二十	年未滿	一、五四
二十一	年未滿	一、五八
二十二	年未滿	一、六一

二十三年未滿	一、六五
二十四年未滿	一、六八
二十五年未滿	一、七二
二十六年未滿	一、七六
二十七年未滿	一、八〇
二十八年未滿	一、八四
二十九年未滿	一、八八
三十年未滿	一、九三
三十一未滿	一、九七
三十二年未滿	二、〇二
三十三年未滿	二、〇六
三十四年未滿	二、一一
三十五年未滿	二、一六

(參照略)

所得稅法中改正(大正一二、四、五)
法律第四一號

第十六條ノ三 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人
ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ
拂込ミタル保險料ハ年額二百圓ヲ限リ命令
ノ定ムル所ニ依リ本人ノ申請ニ依リ其ノ所
得ヨリ之ヲ控除ス

附 則

本法ハ大正十三年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

産業組合中央金庫法

(大正一二、四、五)
法律第四二號

第一章 總 則

第一條 産業組合中央金庫ハ法人トシ其ノ主
タル事務所ヲ東京市ニ置ク

産業組合中央金庫ノ組織ハ有限責任トス

第二條 産業組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可

ヲ受ケ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

主務大臣ニ於テ從タル事務所ヲ必要ナリト

スルトキハ産業組合中央金庫ニ命シテ之ヲ

設置セシムルコトヲ得

産業組合聯合會ハ産業組合中央金庫ノ業務

ヲ代理スルコトヲ得

第三條 産業組合中央金庫ノ存立期間ハ設立

許可ノ日ヨリ五十箇年トス但シ政府ノ認可

ヲ經テ存立期間ヲ延長スルコトヲ得

第四條 産業組合中央金庫ノ資本金ハ三千萬

圓トシ之ヲ三十萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百

圓トス

産業組合中央金庫ハ資本金全額ノ拂込前ト

雖出資者總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經

テ資本金ヲ増加スルコトヲ得

第五條 政府、産業組合聯合會又ハ産業組合

ノ外産業組合中央金庫 出資者タルコトヲ
得ス

産業組合聯合會及産業組合ノ有スヘキ出資

口數ハ二百口ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條 政府ハ千五百萬圓ヲ限リ産業組合中

央金庫ニ出資スヘシ政府ハ其ノ出資額ニ對

シ設立當初ニ於テ五百萬圓ヲ拂込ミ爾後毎

年五百萬圓宛拂込ムモノトス

政府以外ノ出資者ハ其ノ出資ニ對シ設立當

初ニ於テ出資額ノ五分ノ一ヲ拂込ミ爾後十

箇年間ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス

政府ノ産業組合中央金庫ニ對シテ所有スヘ

キ持分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之

ヲ定ム

第七條 産業組合法中産業組合ニ關スル規定

ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外産

業組合中央金庫ニ付之ヲ準用ス

第八條 産業組合中央金庫ニハ所得稅及營業

稅ヲ課セス

登録稅法及印紙稅法中産業組合聯合會ニ關

スル規定ハ産業組合中央金庫ニ付之ヲ準用

ス

第二章 役 員

第九條 産業組合中央金庫ニ理事長、副理事

長各一人理事、監事各三人以上ヲ置ク

第十條 理事長ハ産業組合中央金庫ヲ代表シ

テ其ノ事務ヲ處理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキ其ノ職務ヲ

代理シ理事長缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ補助シ定款ノ定

ムル所ニ從ヒ産業組合中央金庫ノ業務ヲ掌

理ス

監事ハ産業組合中央金庫ノ業務ヲ監査ス

第十一條 理事長、副理事長、理事及監事ハ

主務大臣之ヲ任命ス

理事ハ、副理事長及理事ノ任期ハ五箇年、

監事ノ任期ハ三箇年トス但シ其ノ任期滿限

ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

第十二條 産業組合中央金庫ニ評議員二十名

以內ヲ置キ主務大臣之ヲ任命ス但シ其ノ半

數以上ハ産業組合關係者中ヨリ之ヲ選任ス

ルコトヲ要ス

評議員ハ名譽職トシ定款ノ定ムル所ニ依リ

業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ就キ理事

長ノ諮問ニ應スルモノトス

評議員ノ任期ハ三箇年トス

第三章 業務

第十三條 産業組合中央金庫ハ左ノ業務ヲ營

ムモノトス

一、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合

ニ對シ擔保ヲ徵セスシテ五箇年以內ノ定

期償還貸付ヲ爲スコト

二、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合

ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲

スコト

三、所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合

ノ爲ニ爲替業務ヲ爲スコト

四、産業組合、聯合會、産業組合、公共團

體其ノ他營利ヲ目的トセサル法人ヨリ預

リ金ヲ爲スコト

第十四條 産業組合中央金庫ハ必要アリト認

メタル場合ニ於テハ擔保ヲ徵シテ前條第一

號及第二號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依

ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得

ス

一、國債又ハ公債ノ買入、大藏省預金部若

ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預

金又ハ郵便預金ト爲スコト

二、産業組合聯合會又ハ産業組合ニ對シ短

期貸付ヲ爲スコト

第十六條 産業組合中央金庫ハ本法ニ記載セ

ル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四章 産業債券

第十七條 産業組合中央金庫ハ排込金額ノ十

倍ヲ限リ産業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ

貸付金現在高割引手形現在高及其ノ所有ニ

係ル有價證券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

産業債券ノ發行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令

ヲ以テ之ヲ定ム

所得稅法及登錄稅法中社債ニ關スル規定ハ

産業債券ニ付之ヲ準用ス

第十八條 産業債券ハ券面金額五拾圓以上ト

シ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者

ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

第十九條 産業組合中央金庫ハ産業債券借換

ノ爲一時第十七條ノ制限ニ依ラス低利ノ產

業債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ産業債券ヲ發行シタルト

キハ發行後一箇月以內ニ抽籤ヲ以テ其ノ發

行券面金額ニ相當スル舊産業債券ヲ償還ス

ヘシ

第二十條 産業組合中央金庫ニ於テ産業債券

ヲ發行セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ

受クヘシ

第二十一條 産業債券ノ消滅時效ハ元金ニ在

リテハ十五箇年、利子ニ在リテハ五箇以テ完成ス

第二十二條 産業債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第五章 計算

第二十三條 産業組合中央金庫ノ事業年度ハ一箇年トス

第二十四條 産業組合中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第六章 監督及補助

第二十五條 主務大臣ハ産業組合中央金庫ノ業務ヲ監督ス

本法中主務大臣トアルハ農商務大臣及大藏大臣トス

第二十六條 産業組合中央金庫ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十七條 産業組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第二十八條 産業組合中央金庫ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ業務ニ關スル諸般ノ狀況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十九條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ産業組合中央金庫ノ貸付又ハ割引ノ金額若ハ方法ヲ制限スルコトヲ得

第三十條 産業組合中央金庫ノ貸付金利子ノ最高歩合ハ毎事業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ、其ノ事業年度内ニ於テ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第三十一條 主務大臣ハ特ニ産業組合中央金庫監理官ヲ置キ産業組合中央金庫ノ業務ヲ監視セシム

第三十二條 産業組合中央金庫監理官ハ何時ニテモ産業組合中央金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

産業組合中央金庫監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ産業組合中央金庫ニ命シテ業務上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

産業組合中央金庫監理官ハ出資者總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十三條 産業組合中央金庫ハ創立初期ヨリ十五箇年間政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セス

第三十四條 左ノ場合ニ於テハ産業組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ノ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一、本法ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ
二、主務大臣ノ命令ニ反シタルトキ
三、第十五條ノ規定ニ反シ業務上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
四、第十六條ノ規定ニ反シ本法ニ規定セサル業務ヲ營ミタルトキ

五、第十七條第一項及第十九條第二項ノ規定ニ反シタルトキ

第三十五條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第三十六條 主務大臣ハ設立委員ヲ置キ産業組合中央金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十七條 設立委員ハ定款ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後出資者ヲ募集ス

第三十八條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申立書ヲ主務大臣ニ提出シ産業組合中央金庫設立ノ許可ヲ稟請スヘシ

第七章 罰 則

前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ産業組合中央金庫理事長ニ引渡スヘシ

第四十條 産業組合中央金庫設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(參照) 非訟事件手續法抄錄

(明治三一、六)
法律第一四號

第二百六條 民法第八十四條、第一千七百條

及民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三十六條及商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條

第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即

時抗告ヲ爲スコトヲ得、抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債券名義ト同一ノ效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但シ執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

産業組合法中改正 (大正一二、四)
法律第四四號

第七十六條ノ二第一項中「又ハ農工銀行」ヲ「農工銀行又ハ産業組合中央金庫」ニ改ム

同條第二項中「銀行」ノ下ニ「又ハ産業組合中央金庫」ヲ加フ

附 則

本法ハ産業組合中央金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞 働 法 規

時抗告ヲ爲スコトヲ得、抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債券名義ト同一ノ效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但シ執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

産業組合法中改正 (大正一二、四)
法律第四四號

第七十六條ノ二第一項中「又ハ農工銀行」ヲ「農工銀行又ハ産業組合中央金庫」ニ改ム

同條第二項中「銀行」ノ下ニ「又ハ産業組合中央金庫」ヲ加フ

附 則

本法ハ産業組合中央金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞 働 法 規

時抗告ヲ爲スコトヲ得、抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

(參照) 産業組合法抄錄 (明治三三、三)
法律三四

第七十六條ノ二 信用組合聯合會ハ日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行又ハ農工銀行ニ對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ信用組合聯合會ハ銀行ノ委任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

日本勸業銀行法中改正

(大正一二、四、五)
法律第四三號

第十五條ノ二中「農工債券」ノ下ニ「又ハ産業債券」ヲ加フ

第二十九條第三十四條及第三十六條中「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債券」ヲ加フ

第三十條及第三十九條中「北海道拓殖債券」ノ下ニ「産業債券」ヲ加フ

「産業組合中央金庫」ヲ加フ

附 則

本法ハ産業組合中央金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

日本勸業銀行法抄録(明治二九、四)
(法律第八二號)

第十五條ノ二 日本勸業銀行ハ割増金附勸

業債券ノ發行ニ依リテ得タル資金ハ田、
畑、鹽田、山林、牧場、養魚池又ハ漁業權ヲ
抵當トスル貸付、第十五條各項ノ貸付及
農工債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ
得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ
此ノ限りニ在ラス

第二十九條 日本勸業銀行ハ農工債券、北
海道拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行ス
ル債券ヲ引受クルコトヲ得

第三十條 日本勸業銀行ハ農工債券、北海
道拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行スル
債券ヲ引受ケムトスル場合ニ於テ農工銀
行北海道拓殖銀行又ハ朝鮮殖産銀行ノ業
務及財産ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

第三十四條第一項

日本勸業銀行ハ資本金四分ノ一以上ノ拂
込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限
リ勸業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ年賦
償還貸付金總高定期償還貸付金總高並其
ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖債券
及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券現在高

ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十六條第一項

日本勸業銀行ハ少クトモ年賦償還貸付金
並其ノ引受ケタル農工債券、北海道拓殖
債券及朝鮮殖産銀行ノ發行シタル債券ノ
償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ勸
業債券ヲ償還スヘシ

第三十九條

日本勸業銀行ハ年賦償還貸付
金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサル
トキ及其ノ引受ケタル農工債券、北海道
拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ發行シタル
債券ニシテ之ヲ發行シタル農工銀行、
北海道拓殖銀行又ハ朝鮮殖産銀行解散ノ
爲ニ金額ノ償還ヲ得ルコト能ハサルトキ
ハ第三十六條ノ償還ト同時期ニ抽籤ヲ以
テ其ノ延滞金額又ハ償還ヲ得サル農工債
券、北海道拓殖債券又ハ朝鮮殖産銀行ノ
發行シタル債券面金額ニ相當スル勸業債
券ヲ償還スヘシ

郵便貯金法中改正(大正一二、四、五)
(法律第四四號)

第四條第三號中「産業組合」ノ下ニ「又ハ産業
組合中央金庫」ヲ加フ

附 則

本法ハ産業組合中央金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ
施行ス

(參照)

郵便貯金法抄録(明治三八、二)
(法律二三號)

第三條 一人ノ郵便貯金制限額ハ左ノ如シ

一、一度ノ預入額 十錢以上

二、貯金總額 二千圓以下

一度ノ預入額端數ハ錢位ヲ限リトス

第四條 左ニ掲クル預入金ニ付テハ前條第

一項第二號ノ制限ヲ適用セス

三、産業組合ノ預入金

産業組合中央金庫設立ニ關

スル勅令(大正一二、七、三)
(勅令第三三三號)

第一條 産業組合中央金庫ニ出資ノ申込ヲ爲

サムトスル産業組合聯合會又ハ産業組合ハ

出産申立書三通ニ其ノ名稱住所並其ノ引受

クヘキ口數ヲ記載シ其ノ代表者之ニ署名捺

印スヘシ

前項ノ出資申立書ハ設立委員ニ之ヲ作成シ之

ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、定款認可ノ年月日

二、目的

三、資本ノ總額

四、出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

五、出資第一回ノ拂込金額

六、申込ミ得ヘキ最高出資口數

七、主タル事務所ノ所在地及從タル事務所

ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地

八、存立期間

九、公告ノ方法

十、産業組合中央金庫ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用

立費用

第二條 出資ノ申込ニ對スル割當ニ付テハ設立委員ハ農商務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第三條 産業組合中央金庫設立ノ許可ヲ稟請スル場合ニハ出資申立書ノ外、各産業組合聯合會又ハ各産業組合ノ出資ノ割當口數ヲ記載シタル書面ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ提出スヘシ

第四條 出資ノ引受ヲ爲シタル産業組合聯合會又ハ産業組合カ出資第一回ノ拂込ヲ爲ササルトキハ設立委員ハ一定ノ期間内ニ其ノ拂込ヲ爲スヘキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ其ノ産業組合聯合會又ハ産業組合ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三週間ヲ下ルコトヲ得

ス

前項ノ通知アリタルニ拘ラス出資ノ引受ヲ爲シタル産業組合聯合會又ハ産業組合カ其ノ期間内ニ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ設立委員ハ其ノ者カ引受ケタル出資ニ付更ニ出資者ヲ募集スヘシ

第五條 出資第一回ノ拂込ヲ終リタルトキハ設立委員ハ各出資者ノ出資口數、拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日ヲ記載シタル書面並産業組合中央金庫ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ノ計算書ヲ提出シ農商務大臣及大藏大臣ノ承認ヲ受ケヘシ

第六條 前條ノ承認アリタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ

第七條 創立總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ三週間前ニ各出資者ニ對シテ其ノ通知ヲ發スヘシ

前項ノ通知ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載スヘシ

第八條 設立委員ハ産業組合中央金庫ノ設立ニ關スル事項ヲ創立總會ニ報告スヘシ

第九條 創立總會ハ出資者ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

創立總會ニ於ケル決議ハ出席者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十條 創立總會ニ於ケル出資者ノ議決權ハ平等トス

第十一條 創立總會ニ於テハ出資者ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得

代理人タルコトヲ得ル者ハ出資者ニ限ル代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ設立委員ニ差出スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ議決權ヲ行フ者ハ之ヲ出席者ト看做ス

第十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 産業組合中央金庫理事長ハ設立委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ二週間内ニ其ノ旨ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出テ同時ニ産業組合中央金庫原簿ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依ル届出及提出アリタルトキハ農商務大臣及大藏大臣ハ各事務所々在地ノ登記所ニ設立ノ登記ヲ囑託シ且主タル事務所々在地ノ登記所ニ産業組合中央金庫原簿ヲ送附スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業組合中央金庫法施行規則

(大正一二、七、五)
(農商務省令一六號)

第一條 産業組合中央金庫ニ對シテ政府ノ有
スル持分ハ拂込済資本金ニ對スル政府ノ拂
込済出資額ノ割合ニ依ルモノトス

第二條 資本金増加ノ場合ニ於テ加入金及増
口金ヲ徵收セムトスルトキハ産業組合中央
金庫ハ農商務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ク
ヘシ

加入金及増口金ハ準備金ニ組入ルヘシ

第三條 産業組合中央金庫ニ於テ總代會ヲ設
ケムトスルトキハ定款ニ總代ノ員數、任期
及選舉ニ關スル規定ヲ設クヘシ

總代ハ道府縣毎ニ出資者之ヲ互選スヘシ

第四條 産業組合中央金庫ハ毎年總會又ハ總
代會ニ於テ一所屬産業組合聯合會又ハ一所
屬産業組合ニ對シテ爲ス産業組合中央金庫
法第十三條及第十四條ノ規定ニ依ル貸付又
ハ手形ノ割引ニ付、其ノ金額ノ最高限度ヲ
議決スヘシ

前項ノ規定ハ産業組合中央金庫法第十五條

ノ規定ニ依ル貸付ニ付之ヲ準用ス
前二項ノ規定ニ依リ議決シタル事項ハ遲滯
ナク之ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘ
シ

第五條 剩餘金ノ配當ハ拂込済出資額又ハ所
屬産業組合聯合會及所屬産業組合ニ對シ取
扱ヒタル事業ノ分量ニ對スルノ外之ヲ爲ス
コトヲ得ス

拂込済出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年
六分ヲ超ユルコトヲ得ス但シ準備金ノ額カ
出資總額ノ四分ノ一二達シタルトキハ年八
分迄之ヲ増加スルコトヲ得

第六條 産業組合中央金庫ノ理事長、副理事
長、理事及監事ノ報酬又ハ賞與ニ關スル事
項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

前項役員ノ報酬ノ額ハ農商務大臣及大藏大
臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 財産目録、貸借對照表及事業報告書
ニ付總會又ハ總代會ノ承認アリタルトキハ
産業組合中央金庫ハ遲滯ナク之ヲ農商務大
臣ニ提出シ且定款ノ定ムル方法ニ從ヒ貸借
對照表ヲ公告スヘシ

第八條 産業組合中央金庫ニ於テ事業施行ニ
關スル規程ヲ設ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ

農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘシ之ヲ變
更シタルトキ亦同シ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業債券令(大正一二、七、二六)
(勅令第三五八號)

第一條 産業組合中央金庫ノ産業債券ノ發行
ハ募集又ハ賣出ノ方法ニ依リ之ヲ爲スコト
ヲ得

第二條 産業組合中央金庫ハ前ニ募集シタル
産業債券ノ總額ノ拂込前ト雖、更ニ産業債
券ヲ發行スルコトヲ得

第三條 産業債券ノ募集ニ應セムトスル者ハ
産業債券申込證二通ニ其ノ引受クヘキ産業
債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名
捺印スヘシ

一、名 稱

二、産業債券ノ總額

三、各産業債券ノ金額

四、産業債券ノ利率

五、産業債券償還ノ方法及期限

六、數回ニ分チテ産業債券ノ拂込ヲ爲サシ
ムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

七、産業債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

八、産業組合中央金庫ノ資本金及拂込ミタル出資ノ總額

九、最終ノ貸借對照表ニ依リ産業組合中央金庫ニ現存スル財産ノ額

十、前ニ産業債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘサル總額

産業債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ産業債券申込證ニ應募價額ヲ記載スヘシ

第四條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ産業債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セス産業債券募集ノ委託ヲ受ケタル者カ自ラ産業債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同シ

第五條 産業債券ノ應募總額カ産業債券申込證ニ記載シタル産業債券ノ總額ニ達セサルトキト雖、産業債券ノ發行ヲ成立セシムル旨ヲ産業債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ産業債券ノ總額トス

第六條 産業債券ノ募集力完了シタルトキハ理事長ハ遲滞ナク各産業債券ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

第七條 産業債券募集ノ委託ヲ受ケタル者ハ自己ノ名ヲ以テ産業組合中央金庫ノ爲ニ第

三條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

第八條 産業債券ノ賣出ヲ爲サムトスルトキハ理事長ハ左ニ掲クル事項ヲ公告スヘシ

一、賣出期間

二、産業債券發行ノ價額

三、第三條第二項第一號乃至第五號及第八號乃至第十號ニ掲クル事項

四、第九條ニ規定スル事項

第九條 賣出期間内ニ賣上ケタル産業債券ノ總額カ前條ノ規定ニ依リ公告シタル産業債券ノ總額ニ達セサルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ産業債券ノ總額トス

第十條 第六條ノ拂込アリタルトキ又ハ賣出期間満了シタルトキハ左ニ掲クル事項ヲ登記スヘキモノトス

一、第三條第二項第二號乃至第五號ニ掲クル事項

二、各産業債券ニ付拂込ミタル金額

前項ニ掲クル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スヘキモノトス

第十一條 第六條ノ拂込アリタルトキ又ハ賣出期間満了シタルトキハ理事長ハ二週間内ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シ前條第一項ニ掲

クル事項ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘシ

一、最終ノ貸借對照表

二、産業債券ノ引受ヲ證スル書面又ハ賣出期間内ニ於ケル賣上總額ヲ證スル書面

三、産業債券申込證

四、各産業債券ニ付第六條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面

前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ農商務大臣及大藏大臣ハ各事務所所在地ノ登記所ニ登記ヲ囑託スヘシ

前項ノ規定ニ依リ登記ノ囑託ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ囑託書ニハ第一項ノ届書及添附書類ヲ添附スヘシ

第十二條 第十條第一項ニ掲クル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ理事長ハ二週間内ニ其ノ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ事項ヲ農商務大臣及大藏大臣ニ届出ツヘシ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 産業債券ハ金額ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

第十四條 産業債券ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ理事長之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

一、産業債券ノ番號

二、第三條第二項第一號乃至第五號ニ掲ク

ル事項

賣出ノ方法ニ依リ發行スル産業債券ニハ第

三條第二項第二號ニ掲クル事項ヲ記載スル

コトヲ要セス

第十五條 理事長ハ主タル事務所ニ産業債券

原簿ヲ備ヘ置クヘシ

産業組合中央金庫ノ出資者及債權者ヘ業務

取扱時間内何時ニテモ産業債券原簿ノ閲覧

ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 産業債券原簿ニハ左ニ掲クル事項

ヲ記載スヘシ

一、産業債券ノ數及番號

二、産業債券發行ノ年月日

三、第三條第二項第二號乃至第六號ニ掲ク

ル事項

四、各産業債券ニ付拂込ミタル金額及拂込

ノ年月日、産業 券ヲ記名ト爲シタルト

キハ前項ニ掲クル事項ノ外權利者ノ氏名

住所及取扱ノ年月日ヲ産業債券原簿ニ記

載スヘシ

第十七條 産業債券權利者ニ償還スヘキ金額

カ券面額ニ超ユヘキコトヲ定メタルトキハ

其ノ金額ハ各産業債券ニ付同一ニ定メ且券

面ニ之ヲ記載スヘシ

第十八條 産業債券應募者ニ對スル通知又ハ

催告ハ産業債券申込證ニ記載シタル其ノ者

ノ住所ニ、其ノ者力別ニ其ノ住所ヲ産業組

合中央金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ

宛ツルヲ以テ足ル

前項ヲ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカ

リシ時ニ到達シタルモノト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

市町村義務教育費國庫負擔法

(大正一二、五、二七)
法律第二〇號

第一條 市町村立尋常小學校教員ノ俸給ニ要

スル經費ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ

支出スヘキ金額ハ毎年度四千萬元ヲ下ラサ

ルモノトス

第三條 國庫支出金ハ第五條ノ交付金額ヲ除

キ其ノ三分ノ二ハ市町村ニ、三分ノ一ハ第

四條ノ交付金額ヲ除キ町村ニ、各其ノ半額

ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學

校ノ教員數ニ、他ノ半額ヲ前年六月一日ニ

於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ交付

ス

第四條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其

ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル市ニ

對シ前條ノ規定ニ依リ當該市ノ受クル金額

ノ二分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ時ニ交

付金額ヲ増加スルコトヲ得

前項ノ増加交付金ノ總部ハ前條ノ規定ニ依

リ市ニ交付スル金額ノ十五分ノ一ヲ超ユル

コトヲ得ス

第五條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其

ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル町村

ニ對シ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範

圍内ニ於テ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ

得

第六條 本法ニ定ムル市町村立尋常小學校教

員中ニ算入スヘキ代用教員ノ範圍ハ文部大

臣之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之

ヲ市、町村組合及市町村制ヲ施行セサル地

域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ

組合又ハ小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做

ス

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學

校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分
ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

附 則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

市町村義務教育費國庫負擔

法施行令(大正一二、六、一八)
勅令第三一五號

第一條 文部大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル

市ニ對シテハ市町村義務教育費國庫負擔法
第四條ノ規定ニ依リ交付金額ヲ増加スルコ
トヲ得

一、前前年度ニ於ケル直接國稅調定濟額ノ
一戸平均額カ同年末現在ニ於ケル人口三
萬以上ノ全國町村ノ同年度直接國稅調定
濟額ノ一戸平均額ニ達セサルコト

二、前前年度ニ於ケル戸數割附加稅調定濟
額ノ一戸平均額カ同年末現在ニ於ケル人
口三萬以上ノ全國町村ノ同年度戸數割附
加稅調定濟額ノ一戸平均額ヲ超過スルコ
ト

第二條 文部大臣ハ左ノ各號ニ該當スル町村
ニ對シテハ市町村義務教育費國庫負擔法第
五條ノ規定ニ依リ交付金額ヲ増加スルコ
トヲ得

一、前前年度ニ於ケル直接國稅調定濟額ノ
一戸平均額カ全國町村ノ同年度直接國稅
調定濟額ノ一戸平均額ニ達セサルコト

二、前前年度ニ於ケル戸數割附加稅調定濟
額ノ一戸平均額カ全國町村ノ同年度戸數
割附加稅調定濟額ノ一戸平均額ヲ超過ス
ルコト

第三條 前二條ノ規定ニ依リ増加スヘキ交付
金額ハ當該市町村ノ前前年度ニ於ケル直接
國稅調定濟額ノ一戸平均額及戸數割附加稅
調定濟額ノ一戸平均額其ノ他財政ノ狀況ヲ
參酌シ前前年度ニ於ケル小學校教員俸給決
算額ニ應シテ文部大臣之ヲ定ム

第四條 文部大臣ハ市町村ニ於ケル財政上特
ニ困難ナル事情アリト認ムルトキハ前三條
ニ規定スル標準ニ依ラス當該市町村ニ對ス
ル交付金額ヲ増加スルコトヲ得

第五條 本令ニ於テ直接國稅トハ地租、所得
稅(第二種ノ所得ニ對スル所得稅ヲ除ク)營業稅、鑛業稅、砂
鑛區稅、賣藥營業稅及取引所營業稅ヲ謂
フ

第六條 本令ノ適用ニ付テハ家屋稅附加稅及
特別稅戸數割、特別稅家屋割其ノ他之ニ準
スヘキ特別稅ハ之ヲ戸數割附加稅ト看做ス

第七條 國庫支出金ハ左ノ時期ニ於テ之ヲ市
町村ニ交付ス

一、市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ
規定ニ依リ市町村ニ交付スル金額

五月、八月、十一月及二月各共ノ四分ノ
一

二、同法第三條ノ規定ニ依リ町村ニノ交
付スル金額

十一月及二月、各共ノ二分ノ一

三、同法第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ市
又ハ町村ニ交付スル金額

二月又ハ三月、全額

第八條 文部大臣ハ市町村義務教育費國庫負
擔法第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ國庫支
出金ヲ交付スル場合ニ於テ其ノ費途ニ關シ
必要ナル事項ヲ市町村ニ命スルコトヲ得
地方長官ハ文部大臣ノ委任ニ依リ前項ノ事
項ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條第一號ニ規定スル五月ハ大正十二年度
分ニ限リ之ヲ六月トス

大正七年勅令第七十五號ハ之ヲ廢止ス

(參照略)

行政整理又ハ軍備ノ制限整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律

(大正一二、三、三六)
(法律第一七號)

今回ノ行政整理又ハ軍備ノ制限若ハ整理ニ際シ退官若ハ退職シタル者、休職ヲ命セラレタル者、現役ヲ退カシメラレタル者、解職若ハ解僱セラレタル者又ハ死亡シタルモノニ特別ノ賜金又ハ手當トシテ交付スル爲、政府ハ額面五千二百萬圓ヲ限り公債ヲ發行スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

行政整理又ハ軍備ノ制限整理ニ關シ發行スル公債ノ發行交付ニ關スル規程

(大正一二、四、二一)
(大藏省令第一〇號)

第一條 政府ハ大正十二年法律第十七號ニ依リ隨時五分利公債ヲ發行ス

第二條 本公債ノ額面金額ハ二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ七種トス

第三條 本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年

據置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以内ニ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第四條 本公債ノ利子ハ一箇年ニ付元金ノ百分ノ五トス

第五條 本公債ノ利子ハ毎年三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日ニ於テ各其ノ日以前ニ屬スルモノヲ支拂フ

第六條 初利子ノ金額ハ其ノ支拂期日以前三箇月分ニ相當スルモノトス

第七條 本公債ノ交付價格ハ額面百圓ニ付八十七圓トス但シ前條ノ初期利子ノ金額ノ内特別ノ賜金又ハ手當ノ給與發令日前ニ屬スルモノアルトキハ之ニ相當スル金額(毛位切捨)

ヲ本文ノ金額ニ加算ス

第八條 所管各省ハ豫メ特別ノ賜金又ハ手當ノ給與ニ必要ナル公債額ヲ額面金額ノ種類毎ニ區分シ大藏省ニ通知スヘシ

第九條 特別ノ賜金又ハ手當ノ給與ヲ發令シタル官廳ハ其ノ受給者ヨリ公債交付請求書ヲ徵シ公債發行請求書(第一號書式)ヲ所管各省ヲ經由シテ大藏省ニ提出スヘシ

前項ノ公債發行請求書ニハ受給者ノ氏名別內譯書(第二號書式)及受取人印鑑ニ通ヲ添附スヘシ

第十條 大藏省前條ノ規定ニ依

請求ヲ受ケタルトキハ公債交付通知書(第三號書式)ヲ所管各省ヲ經由シテ請求官廳ニ交付ス

第十一條 前條ノ規定ニ依リ公債交付通知書ノ交付ヲ受ケタル官廳ハ其ノ受領證欄ニ式ノ如ク記入シ日本銀行ニ提出シ之ト引換ニ公債ヲ受領スヘシ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ公債ヲ受領シタル官廳ハ毎月十五日迄ニ前月中受給者ニ交付シ了シタル公債額ヲ所管各省ヲ經由シテ大藏省ニ通知スヘシ

附則

本令ハ大正十二年法律第十七號施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス(書式略)

恩給法(大正一二、四、二三)
(法律第四八號)

第一章 總則

第一條 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、増加恩給及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第三條 年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ定メ權利消滅ノ日ヲ以テ終ル

第四條 恩給年額並一時恩給及一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第五條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六條 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者、退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ト再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス

前項ノ規定ハ普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七條 時効期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日內ハ時効完成セス

時効期間滿了前六月內ニ於テ前權利者生死

若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲、請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時効完成セス

時効期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時効期間內ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時効期間內ニ到達シタルモノト看做ス

第八條 公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選擇ニ依リ其ノ一ヲ給シ但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第九條 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一、死亡シタルトキ

二、死刑又ハ無期若ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、國籍ヲ失ヒタルトキ

第十條 恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

第十一條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外内閣恩給局長之ヲ裁定ス

第十三條 行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年內ニ内閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內ニ内閣總理大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之

ヲ定ム

第十四條 内閣總理大臣及内閣恩給局長ノ裁決ニ關係官廳ヲ羈束ス

第十五條 内閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問スヘシ

恩給審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一、文官及準文官並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者ノ一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

二、軍人及準軍人並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

三、朝鮮、臺灣 權太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

四、前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準

教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

五、警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六、待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

第十七條 前條第一號、第二號又ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年中ニ第二號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラレルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公

務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其ノ通算セラレヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄内ニ於テ在職シタル第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラレハ在職年中ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第四號若ハ第五號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用

ヌ

第十八條 國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給

セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一二相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ府縣費ヨリ俸給ヲ給スル文官、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一二相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ

前項ノ經濟ニ對シテハ國庫ハ前項ニ規定スル納金額ノ二分ノ一二相當スル金額ヲ交付ス

第二章 公務員

第一節 通則

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、

教育職員及警察監獄職員並第二十四條ニ掲ケル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

第二十條 文官トハ文官又ハ宮内省以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノ

ヲ除クノ外、國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

準文官トハ高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク勅令ヲ以テ指定セラレサルモノヲ謂フ

第二十一條 軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一、陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者

二、國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者

準軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一、陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生

二、勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

第二十二條 教育職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一、公立ノ學校若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル

官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二、府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲

ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ

準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十三條 警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一、警部補、巡查、陸軍警察、海軍警察、

貴族院守衛及衆議院守衛

一、看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍

監獄看守

三、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

第二十四條 待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一、判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職

二、判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ保健技師、保健技手、教悔師、教師、作業技

手、感化院職員及矯正院職員

三、地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

四、前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

第二十五條 本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ

一、該當スルコトヲ謂フ

一、文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職

二、現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入營若ハ入團、非現役軍人ニ在リテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト

三、教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命

四、警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五、待遇職員ニ在リテハ任命

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ

一、該當スルコトヲ謂フ

一、文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二、現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ル、コト非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者

ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職

三、教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職

四、警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス

五、待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

第二十七條 第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス
準軍人ノ就職トハ職務、戒嚴地境內ノ勤務又ハ外國ノ鎮戍ニ服スルコトヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ルコトヲ謂フ

第二十八條 公務員ノ在職年ノ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル、退職シタル者再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給ノ基礎

ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再就職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十九條 公務員二以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第三十條 軍人ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ十一年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテ、在職年ハ其ノ四分ノ三ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條 警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ十年ニ達スル迄ハ警察監獄職員又ハ軍人以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ三分ノ二ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス
一、戰地ニ在リテハ職務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月

二、戰地外ニ在リテハ職務ニ服シタルトキ

ハ其ノ期間ノ一月ニ付一月年

前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戦争ニ準スヘキ事變ニ際シ職務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス

戦争ノ期間及地域、職務ノ範圍並戦争ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 公務員、外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 公務員戒嚴地境内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ内國ナルトキハ加算率ハ其ノ二分ノ一トス

第三十五條 公務員外國鎮戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

第三十六條 航空機乗員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加算ス

第三十七條 潜水艦乗員タル公務員其ノ職務

ヲ以テ在役潜水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十八條 公務員其ノ職務ヲ以テ邊陲又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務シタルトキ亦同シ

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

第一項ノ地域及業務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス

前項ノ遠洋航海ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算ハ在職年ノ計算ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ加算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル

二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附

ス

第四十一條 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ

之ヲ除算ス

一、普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年

二、第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給

ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年

三、在職中六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑

ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキ

ニ至リタル月迄ノ在職年月數、但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此

ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキニ至リタル月迄ノ在職年月數

四、公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數

五、宮内職員トシテ在職年月數ニシテ宮内省ノ恩給規定ニ依リ除算セラルヘキモノ

第四十二條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

一、宮内官ノ恩給規程ニ依リ宮内官恩給權ノ基礎トナルヘキ宮内職員トシテノ在職年月數

二、準軍人ノ在職年月數

三、高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ

公務員トナリタルトキハ公務員トシテノ

就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ

一ニ相當スル年月數

四、準教育職員引續キ教育職員ト爲リタル

トキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル

其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年

月數

第二十八條、第二十九條及第三十一條ノ規

定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラル

ヘキ年月數ノ計算ニ、第三十條ノ規定ハ前

項第一號第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ在

職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之

ヲ準用ス

第四十三條 第三十二條乃至第四十條ノ規定

ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十一條ノ規定ハ前條第一項第二號乃至

第四號ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘ

キ年月ニ付之ヲ準用ス

第四十四條 本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ

準スヘキモノヲ謂フ

本俸ニ準スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公務員ニ以上ノ官職ヲ併有シ各官職ニ付俸

給ヲ給セラル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算

シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸給額トス

第四十五條 公務員所定ノ年數在職シタルト

キハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條 公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ

疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ失格原因ナクシ

テ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及增加恩

給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之

カ爲不具癡疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタ

ル場合ニ於テ其ノ期間ニ請求シタルトキハ

新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受

クル増加恩給ヲ不具癡疾ノ程度ニ相應スル

増加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖恩給審査

會ニ於テ不具癡疾カ公務ニ起因シタルコト

顯著ナリト議決シタルトキハ決議後之ニ相

當ノ恩給ヲ給シ又ハ改定ス

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

不具癡疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失ア

リタルトキハ前二項ニ規定スル恩給ヲ給セ

ス

第四十七條 前條ノ規定ハ準文官、陸軍ノ見

習士官、海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準

教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷疾ヲ受ケ

又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官

又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷疾ヲ受

ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スル

トキハ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

タルモノト看做ス

一、勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ

地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ

二、戰地ニ於テ又ハ公務施行中流行病ニ罹

リタルトキ

三、公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シ

タル不應ノ災厄ニ依リ傷疾ヲ受ケ又ハ疾

病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シ

タルト同視スヘキモノト議決セラレタル

トキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之

ヲ準用ス

第四十九條 公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戰國又

ハ戰國ニ準スヘキ公務ト普通公務トス

戰國ニ準スヘキ公務ノ範圍及公務傷病ニ因

ル不具癡疾ノ程度並教育職員、警察監獄職

員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員ノ公務員ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 裁定官ニハ增加恩給ノ裁定ヲ爲ス

ニ當リ將來不具廢疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキ

ハ五年間之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

前項ノ期間満了ノ六月前迄傷疾ノ回復セ

サル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得再審査

ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナルトキハ之ニ

相當ノ恩給ヲ給ス

第五十一條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スル

トキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受ク

ルノ資格ヲ失フ

一、懲戒、懲罰又ハ教員免許狀褫奪ノ處分

ニ因リ退職シタルトキ

二、在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死

刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處

セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上

ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十六條第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定

ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五十二條 公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍

他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總

テノ公務員ノ退職スルニ非サレハ、之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退

職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看

做シ恩給ヲ給ス

第五十三條 公務員ニシテ其ノ退職ノ當時同

第四十二條第一項第一號ニ規定スル官内職

員トシテ在職スルモノニ付テハ本法ニ依ル

恩給ハ之ヲ給セス

第五十四條 普通恩給ヲ受クル者再就職シ失

格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當

スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

一、再就職後一年以上ニシテ退職シタルト

キ

二、再就職後公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病

ニ罹リ不具廢疾ト爲リ退職シタルトキ

三、再就職後公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病

ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具

廢疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合

ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三

項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改

定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額

ヲ定メ增加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷疾又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具廢疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷疾又ハ疾病ノ額

因リ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年

額ヲ定ム

一、後ノ傷疾又ハ疾病ノ戰闘ニ準ヌヘキ公

務ニ基因スルトキハ別表第二號中前項ノ

規定ニ依リ定メラレタル不具廢疾ノ程度

ニ相應スル增加恩給年額ヨリ前ノ增加恩

給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具廢

疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差

額ヲ控除シタルモノヲ以テ增加恩給ノ年

額トス但シ後ノ傷疾又ハ疾病ノミエ因ル

増加恩給年額カ前後ノ傷疾又ハ疾病ヲ合

シタルモノニ依ル增加恩給年額ト同額ナ

ルトキハ此ノ控除ヲ爲サス

二、後ノ傷疾又ハ疾病ノ普通公務ニ基因ス

ルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定

ニ依リ定メタル不具廢疾ノ程度ニ相應ス

ル増加恩給年額ニ前ノ增加恩給年額ト別

表第二號表乙號中其ノ不具廢疾ノ程度ニ

相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタ

ルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス

第五十六條 前二條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改正スル場合ニ於テ其ノ年額從前ノ恩給年額ヨリ少ナキトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第五十七條 前三條ノ規定ハ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス
一、公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ

規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄、但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵卒トシテ就職スルトキ又ハ準士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者陸軍以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リタル月迄、但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受

クルコトナキニ至リクル月迄之ヲ停止ス
前項第二號ノ規定ハ増加恩給ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ
ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ
教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ小學校實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ此ノ限ニ在ラス

待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ其ノ俸給又ハ給料ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第二節 恩給金額

第六十條 文官在職年十五年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年以上十六年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤

續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職四十年トシテ計算ス
第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ國務大臣トシテノ在職年五年以上ナルヲ以テ足ル

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十五年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トス

第六十一條 軍人在職年十一年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ準軍人在職年十一年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ階等及其ノ在職年數ニ依リ定メタル別表第一號表ノ金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤

續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其

ノ勤績在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤
績在職年一年ニ付退職當時ノ軍人ノ階等ニ
應シ別表第一號表ノ十一年ノ額ト十二年ノ
額トノ差額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ之
ニ加給ス

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年
額ハ之ヲ在職年五十年トシテ計算ス

陸海軍準士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高ノ
俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給
ス

第四十六條、第四十七條又ハ第五十四條第
一項第二號若ハ第三號ノ規定ニ依リ在職年
十一年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額
ハ在職年十一年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ
額トス

準軍人ノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 教育職員在職年十五年以上ニシ
テ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年以上
十六年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五
十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十五年以上
一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ
俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ

加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、
實業補習學校、幼稚園又ハ盲啞學校其ノ他
ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシ
テノ勤績在職年十五年以上ノモノヲ含ムト
キハ其ノ勤績在職年中十五年ヲ控除シタル
殘ノ勤績在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年
額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第一項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校
又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員
トシテノ勤績在職年十五年以上ノモノヲ含
ムトキハ其ノ勤績在職年中十五年ヲ控除シ
タル殘リ勤績在職年一年ニ付退職當時ノ俸
給年額ノ三百分ノ一ヲ以テ之ヲ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條又ハ第五十四條第一項第二號若
ハ第三號ノ規定ニ依リ在職年十五年未滿ノ
者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十五
年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員
ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給ス
ヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額

ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トス

第六十三條 警察監獄職員在職年十年以上ニ
シテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス
前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十年以上十
一年未滿ニ對シ在職當時ノ俸給年額ノ百五
十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十年以上一
年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸
給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加
ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ在職年中ニ警察監獄職員
トシテノ勤績在職年十年以上ノモノヲ含ム
トキハ其ノ勤績在職年中十年ヲ控除シタル
殘ノ勤績在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年
額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條又ハ第五十四條第一項第二號若
ハ第三號ノ規定ニ依リ在職年十年未滿ノ者
ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十年ノ
者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄
職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 待遇職員在職年十五年以上ニシ
テ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年以上
十六年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百

五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十五年以上一年チ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給半額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項並第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ之ヲ準用ス

第六十五條 公務員ノ増加恩給ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及不具廢疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二號表ノ金額トス
前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ増加恩給ノ額ニ付之ヲ準用ス、

第六十六 下士以下ノ軍人公務ノ爲傷病ヲ受又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ノ程度ニ至ラサルモ之カニ退職シ又ハ退職後一年内ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等並傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 文官在職年一年以上十五年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條 下士以上ノ軍人在職年十一年未滿ニシテ退職シタルトキハ一時恩給ヲ給ス但シ下士以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ階等及在職年ノ年數ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

第六十九條 教育職員在職年一年以上十五年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ハ在職年數ヲ乘シタル金額トス

第七十條 警察監獄職員在職中一年以上十年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十一條 待遇職員在職年一年以上十五年未滿ニシテ退職シタルトキハ一時恩給ヲ給ス

未滿ニシテ退職シタルトキハ一時恩給ヲ給ス
前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第三章 遺族

第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父母、夫妻子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎子タル子、出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス
一、在職中死亡シ其死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ
二、普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルト

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム
父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス
祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス
先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者ニ權シタル後ニ限り之ヲ適用ス

第七十四條 未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス

夫又ハ成年ノ子ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス

養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ家督相續人タルヘキ者ニ限り之ニ扶助料ヲ給ス

前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス

第七十五條 扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一、公務員又ハ之ニ準スヘキ者職圖又ハ職圖ニ準スヘキ公務員ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ全額
二、公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務員ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額
三、其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

第七十六條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一、子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ
三、父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

第七十七條 扶助料ヲ受クル者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ

執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十八條 扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ該順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條 前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該順位者ニ轉給ス

第八十條 遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一、其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキ及父子ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシ

ヲ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二、妻、子又ハ夫婦婚姻シタルトキ

三、不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第八十一條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第八十二條 文官、教育職員若ハ待遇職員在職一年以上十五年未滿ニシテ在職中死亡シ又ハ警察監獄職員在職一年以上十年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡ノ當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス
下士以上ノ軍人在職年一年以上十一年未滿

ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ死亡者ノ階等及在職年數ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

附則

第八十三條 本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條 左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

一、官吏恩給法

一、官吏遺族扶助法

一、軍人恩給法

一、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法

料法

一、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法

退隱料及遺族扶助料法

一、明治二十四年法律第四號

一、明治二十九年法律第十三號

一、官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則

一、明治二十九年法律第七十八號

一、明治三十三年法律第七十五號

一、明治三十三年法律第七十六號

一、明治三十三年法律第七十七號

一、巡查看守退隱料及遺族扶助料法

一、明治三十五年法律第二十九號
一、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法

一、明治四十年法律第四十八號

一、明治四十年法律第四十九號

一、明治四十一年法律第三十五號

一、明治四十三年法律第三十號

一、明治四十四年法律第六十一號

一、明治四十四年法律第六十七號

一、明治四十五年法律第十一號

一、明治四十五年法律第十二號

一、大正七年法律第二十號

一、大正十年法律第三十五號

一、大正十年法律第九十四號

一、大正十一年法律第十八號

一、大正十一年法律第十九號

一、明治二十二年勅令第三百三十二號

一、明治二十三年勅令第九十八號

一、明治二十五年勅令第十八號

一、明治二十五年勅令第三十二號

一、明治三十二年勅令第九十六號

一、明治三十八年勅令第二百二十九號

一、明治四十年勅令第八十八號

一、明治四十年勅令第八十九號

一、明治四十一年勅令第七十一號

一、明治四十五年勅令第七十號

一、大正七年勅令第六十二號

一、大正十年勅令第二百六十八號

一、大正十一年勅令第八十七號

一、大正十一年勅令第二百八十四號

一、明治九年第九十九號達陸軍恩給令

一、明治十五年第四十二號達海軍恩給令

一、明治十六年第三十八號達海軍恩給令

一、明治十七年第一號達官吏恩給令

第八十五條 本法施行前給與事由ノ生シタル

恩給、退職料、遺族扶助料其他之ニ準スヘ

キモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助

料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依

リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、

退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモ

ノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類

ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類並

給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助

料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依

ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ

依ル恩給中最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル

第八十六條 第五條乃至第七條ノ規定ハ從前

ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退職料、遺族

扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時

金、給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ

準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施

行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經

過セサルモノニ付之ヲ適用ス

第八十七條 第十條ノ規定ハ本法施行前給與

ノ事由ヲ生シタル恩給、退職料、遺族扶助

料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、

給助金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準

スヘキモノニ付テハ本法施行後其ノ給與ヲ爲ス

場合ニ付之ヲ適用ス

第八十八條 從前ノ規定ニ依リ内閣總理大臣

ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟

ニ付テハ之ヲ本法ニ依ル内閣恩給局長ノ裁

定ト看做シ從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ

之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス

本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件

ニ付テハ從前ノ手續規定ニ依リ之ヲ完結ス

第八十九條 府縣ニシテ本法施行ノ際市町村

立小學校教員退職料及遺族扶助料法第十四

條ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フ

ルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ

備フルコトヲ得

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十

八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩

給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣ガ給與スヘ

キ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ

恩給ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育

職員並其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及

第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付

スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ

不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充ス

但シ恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第九十條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計

算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施

行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ

繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖

加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ

其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特

ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數

アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在

職年ニ通算ス

第九十一條 内地人タル公務員其ノ職務ヲ以

テ臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其ノ所屬

官署職員ニ付テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含

ム）樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ

在勤シタルトキハ當分ノ内在勤期間ノ一月

ニ付キ半月ヲ加算ス

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リ

テハ六月、警察監獄職員ニ在リテハ二年、

其ノ他ノ公務員ニ在リテハ三年トス

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準

用ス

第九十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ國境警備

又ハ理蕃ノ爲危險地域内ニ勤務シタルトキ

ハ當分ノ内在勤期間ノ一月ニ付一月半ヲ加

算ス

前項ノ危險地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定

ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準

用ス

第九十三條 海軍警吏補ヨリ海軍巡查ト爲リ

シ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋

廳巡查ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警

吏補トシテ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シ

テハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做

ス

第九十四條 朝鮮總督府巡查補ヨリ朝鮮總督

府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引

續キ在職スルモノニ付テハ其ノ統監府巡查

補及朝鮮總督府巡查補トシテノ在職年月數

ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在

職シタルモノト看做ス

第九十五條 臺灣總督府巡查補ヨリ臺灣總督

府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引

續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府

巡查補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ

關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト

看做ス

第九十六條 大正九年七月三十一日以前ニ休

職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ

際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ

遺族月日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給ヲ

受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎

タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅命ノ定ムル金額

ヲ加ヘタル額トス

第九十七條 第四十六條第二項第三項及第五

十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施

行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ

準用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本

法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條 第四十八條ノ規定ハ本法施行前

傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職

シ本法施行後不具癡疾ト爲リタル者ニハ之

ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及

教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ付テ

ハ當分ノ内之ヲ適用セス其ノ退職料又ハ恩

給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員

及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官學習

院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ屬スル

教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ

従事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互

ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員

ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲クル

在職年トノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員

トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ文官

ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ従

事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシ

テ退職シ年金タル恩給ヲ受ケサル場合ニ於

ルハ文官ノ在職年數ニ應シ之ニ一時恩給ヲ給ス

教育職員ヨリ文官ニ轉シタル者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス

第百條 本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ

本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給

ノ増額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ竣タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ増額セラレタルモノト看做ス

第百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス

第百二條 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ増額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼

稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡査又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第百三條 北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受クル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第百四條 第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(別表略)

恩給法施行令(大正一二、八、一六)

(勅令第三六七號)

第一條 恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之下同一戸籍内ニ在リタルコトヲ要ス

第二條 恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條 恩給法第十二條ノ規定ニ依リ内閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スル場合ハ左ノ區分ニ依ル

一、内地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校、其他小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

二、前號ニ掲クルモノヲ除クノ外内地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ於ケルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

三、朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類ス

ル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

四、朝鮮、臺灣、樺太、關東州（南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ）又ハ南洋群島ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督（道ノ警部補、巡查及消防手並其ノ遺族ノ恩給ハ道知事）、臺灣ニ在リテハ臺灣總督（州又ハ廳ノ警部補及巡查並其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

五、内地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事（警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監）、之ヲ裁定ス

六、恩給法第二十四條第二號ニ掲クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北

海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事（警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監）朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長之ヲ裁定ス

第四條 恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ分擔スヘキ恩給ハ普通恩給及扶助料トシ國庫ガ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ年數ヲ其ノ各官職ノ最終ノ俸給年額（下士以下ノ軍人又之ニ相當スル準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ金額ヲ俸給年額ト看做ス）ニ乗シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム

恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ負擔者ニ歸スヘキ在職年ト看做ス

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

一、恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ

加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ
勤績在職年ノ一年ニ付一年

二、恩給法第六十條第三項、第六十一條第
四項、第六十二條第七項、第六十三條第
五項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ
外國勤績ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及同
法第六十二條第四項又ハ同法第六十三條
第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ爲スヘキ場合
ニ於テハ加給セラルヘキ勤績在職年ノ一
年ニ付六月

前二項ノ規定ハ恩給法第十七條第三項乃至
第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條 恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ
爲スモノトス

第六條 左ニ掲ケタルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ
給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ
付之ヲ文官トス

一、郡判任官

二、都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏
タルモノ

三、神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ
官吏タルモノ

第七條 恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸
軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ陸軍士官學校、

陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學
校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理
學校ノ生徒、陸軍ノ士官候補生、海軍豫備
生徒並海軍豫備練習生ニシテ軍人ニ非サル
モノヲ謂フ

第八條 恩給法第二十二條第二項ノ在外指定
學校ハ外務大臣及文部大臣之ヲ指定ス但シ
關東州ニ在リテハ關東廳長官之ヲ指定ス
前項ノ指定ニ關スル規程ハ外務大臣及文部
大臣又ハ關東長官之ヲ定ム

第九條 恩給法第二十二條第二項ノ準教育職
員トハ教授心得、助教授心得、教諭心得、
助教諭心得、準訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケ
サル保姆ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ

第十條 恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員
トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一、道路管理職員制ニ依ル職員
二、地方土木職員制ニ依ル職員
三、地方産業職員制ニ依ル職員（市費ヲ以
テ置キタルモノヲ除ク）
四、地方測候所職員制ニ依ル職員
五、防疫職員制ニ依ル職員
六、港務部設置制ニ依ル職員
七、臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員

八、廳府縣衛生職員制ニ依ル職員
九、癩療養所職員制ニ依ル職員

十、朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木
又ハ産業ニ關スル事務又ハ技術ニ從事ス
ル職員（府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）

十一、臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土
木、衛生、産業又ハ物産検査ノ事務又ハ
技術ニ從事スル職員

第十一條 恩給法第二十四條第四號ノ待遇職
員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一、陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ
受クルモノ

二、靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官
以上ノ待遇ヲ受クルモノ

三、鐵道醫

四、北海道廳事業手

五、朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師並臺灣ニ於
ケル監獄醫及警察醫

六、臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫
醫員

第十二條 恩給法第三十二條第一項第一號ノ
規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テ
ハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左
ノ各號ノ例ニ依ル

勞働法規

四四

一、戦争開始後戦地ニ到リタル者ニ付テハ戦地ニ到ルヘキ事ノ生シタル當時所在スル地ノ屬スル地域ヲ離レタル月ヨリ加算ス

二、戦争中戦地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ其ノ歸還スヘキ地ノ屬スル地域ニ到着シタル月迄加算ス

前項ノ地域トハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之ニ準スヘキ外國ノ地區ヲ謂フ

恩給法第三十二條第一項第二號ノ規定ニ依ル從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

一、動員(之ニ準スヘキモノヲ含ム)部隊ニ編入セラレタル者ニ付テハ編入ノ月、動員(之ニ準スルモノヲ含ム)下令前ヨリ其ノ部隊ニ在リタル者ニ付テハ其ノ下令ノ月ヨリ加算ス

二、戦争開始後戦務ニ屬スヘキ地ニ到リタル者及戦争中其ノ地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス
前三項ノ規定ハ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル加算ニ付之ヲ準用ス

第十三條 恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎮戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外公務員鎮戍ノ爲内國ヲ出發シタルトキハ内國ヲ離レタル月ヨリ加算シ鎮戍ノ終了後直ニ内國ニ歸還シタルトキハ内國歸着ノ月迄加算ス

第十四條 恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

一、同月内ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ搭乗シ航空勤務ニ服シタルトキ又ハ航空機ニ搭乗シ特ニ危険ト認ムル航空試験ニ從事シタルトキハ其ノ一月ニ付一月半
二、同月内ニ於テ飛行時數一時間以上飛行機ニ搭乗シ又ハ五時間以上航空船、航行中ノ艦船繋留ノ氣球若ハ自由氣球ニ搭乗シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月

三、前二號ニ掲クルモノヲ除クノ外航空機ニ搭乗シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月

第十五條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依リ加算ノ程度ハ別表第二號表ニ依ル
第十六條 邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在

勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル
前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第十七條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依ル不健康業務ノ加算ハ一月ニ付半月トス其ノ業務左ノ如シ

一、有毒ノ瓦斯若クハ蒸氣、爆藥類又ハ危険ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノ

二、排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦若ハ水雷艇乗員トシテノ勤務又ハ鐵道事業ニ於ケル蒸氣機關車乗員トシテノ現業勤務

三、炭坑内切崩ニ於ケル連續的現業勤務
四、肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務
前項ノ規定スル業務ハ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテハ不健康ノ業務ノ加算ヲ爲サス

第十八條 恩給法第三十九條ノ遠洋航海トハ

北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トシ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千哩ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第十九條 航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到著シタル月迄加算ス

航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第二十條 恩給法第四十四條ノ本俸ニ準スヘ

キモノトハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一、年功ニ因ル加俸
- 二、府縣知事ノ指定地加俸
- 三、官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教教授ノ職務加俸
- 四、第一號ニ掲クルモノヲ除クノ外市町村

勞働法規

立小學校教員加俸令ニ依ル加俸

五、警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸

第二十一條 恩給法第四十八條第一項第一號

ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル

第二十二條 恩給法第四十八條第一項第二號

ノ流行病ノ種類左ノ如シ

一、マラリヤ(黑水熱ヲ含ム)

二、猖紅熱

三、コレラ

四、脚氣(戰地ニ限ル)

五、發疹チブス

六、腸チブス

七、バラチブス

八、ベスト

九、回歸熱

十、赤痢

十一、流行性腦脊髄膜炎

十二、流行性感冒

十三、肺ヂストマ病

十四、トリパーゾーム病

十五、ワイルス氏病

十六、カラアザール

十七、黃熱

第二十三條 恩給法第四十九條第二項ノ規定

ニ依ル戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一、戰地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

二、暴徒鎮壓又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人等討伐中ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

三、外國ノ交戰若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戰又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病

四、航空機ニ乗シ航空勤務中又ハ潛水艦ニ乗シ潛航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷痍疾病

五、職務ヲ以テ兇賊又ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病

六、職務ヲ以テコレラ又ハベストノ防疫、診療又ハ看護ニ直接從事シ之力爲罹リタル該疾病

第二十四條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具癡疾ノ程度ヲ分チテ左ノ七項ト

ス

特別項症

- 一、常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 二、重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ
- 三、身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

- 一、複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
- 二、精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
- 三、咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
- 四、兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 五、肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六、膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症

- 一、精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ

失ヒタルモノ

- 二、咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三、兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四、兩耳全ク聾シタルモノ
- 五、腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
- 六、足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症

- 一、咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨ケアルモノ
- 二、兩耳全ク失ヒタルモノ
- 三、肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四、膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
- 五、兩耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症

- 一、泌尿器ノ機能ニ大ニ妨ケアルモノ
- 二、兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三、腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

- 一、鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨ケアルモノ
- 二、頭部、顔面ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 三、一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四、一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症

- 一、頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ナル妨ケアルモノ
 - 二、一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
 - 三、一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
 - 四、一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 前項ノ各症ニ該當セサル傷病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス
- 視力ヲ測定又ハ場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第二十五條 華文官ノ公務傷病ニ關スル規定

ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一、高等官ノ試補ハ判任官一等トシ判任官

見習ハ同四等トス

二、國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ

付テハ其ノ官等階級ニ依ル

第二十六條 準軍人ノ公務傷病等ノ規定ノ適

用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一、陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ判任

官一等トス

二、前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生、陸

軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍

機關學校生徒、海軍經理學校生徒及海軍

豫備生徒ハ判任官三等トス

三、前二號ニ掲ケサル陸海軍諸生徒及海軍

豫備練習生ノ階等ハ兵卒ニ準ス

第二十七條 教育職員及準教育職員ノ公務傷

病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ

依ル

一、教育職員ノ階等ハ其ノ官等階級又ハ待

遇官等階級ニ依リ勅任官、奏任官又ハ判

任官ノ待遇ヲ受クルモ官等階級ノ定ナキ

者ハ各其ノ最下位ノ官等階級ニ依ル

二、準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇

官等階級令別表第二表ノ例ニ準ス

第二十八條 警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定

ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ
警部補ハ其ノ等級ニ依ル

第二十九條 待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適

用ニ付テノ階等ハ其待遇官等階級ニ依リ勅

任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ

官等階級ノ定ナキ者ハ各其下位ノ官等階級

ニ依ル

第三十條 恩給法第六十二條第五項ニ規定ス

ル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ

掲クルモノヲ謂フ

一、師範學校

二、高等女學校

三、專門學校令ニ依ラサル實業學校（實業

補習學校ヲ除ク）

四、中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準ス

ヘキ學校

五、實業補習學校教員養成所

六、朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一

號乃至第二號若ハ第五號ニ掲クルモノニ

準スヘキモノ

七、在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號

乃至第三號ニ掲クル學校ニ準スヘキモノ

第三十一條 恩給法第六十六條第四項ノ規定

ニ依リ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ十款トス

第一款症

一、一側睪丸ヲ全ク失ヒタルモノ

二、一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル

ル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

三、一耳聾シタルモノ

四、一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ

第二款症

一、一耳ノ聴力カ耳殻ニ接セサレハ大聲

ヲ解シ得サルモノ

二、一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症

一、一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三メートル

ル以上ニテハ辨別シ得サルモノ

二、一耳ノ聴力カ十センチメートル以上

ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ

三、一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ

四、一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

一、一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ

二、一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ

三、一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

四、一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第五款症

一、一眼ノ視力カ〇・一二滿タサルモノ

二、一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ

三、一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第六款症

一、一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

第七款症

- 一、一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ
- 二、一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ呬語ヲ解シ得サルモノ
- 三、一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四、一側第三趾乃至第五趾ノ中ニ趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第八款症

- 一、一側ノ小指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 二、一側第三趾乃至第五趾ノ中ニ趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

第九款症

- 一、一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
- 二、一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ呬語ヲ解シ得サルモノ
- 三、一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 四、一側第三趾乃至第五趾ノ中ニ趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第十款症

- 一、一側第三趾乃至第五趾ノ中ニ趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 二、前款ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ
- 第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第三十二條 第十六條ノ規定ハ恩給法第九十

一條又ハ第九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三十三條 恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終俸給年額ニ増加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

第三十四條 恩給法第九十九條ノ教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一、官立學校又ハ圖書館ノ職員
- 二、文部省官吏

三、教育事務從事ノ北海道廳、府、縣、郡、

島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、

臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太

廳又ハ南洋廳ノ官吏

四、臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸

給ヲ受クルモノ

五、教育事務從事ノ從前ノ區、統監府又ハ

關東都督府ノ官吏

第三十五條 廢官、廢職、廢廳、廢校又ハ官

職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在ル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキ

ハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勤績ト看做ス

第三十六條 恩給法第一百一條ノ規定ニ依ル増額ハ左ノ區分ニ依ル

一、軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族

ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給力大

正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依

リ増額シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年

額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタ

ル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

二、軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ

扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ

階等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其

ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

三、増加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テ

ハ退職當時ノ階等並別表第六號表ニ依リ定メラレタル傷病ノ原因及不具癱疾ノ程

度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ増加恩給ノ年

額トス但シ陸海軍準士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之

ヲ尉官トシテ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メ
ラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階
等トス

第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ増加
恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

四、執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ

第一號ノ規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額
ト看做シ恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算
出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額
トス

前項ノ増額ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勳績ニ
因ル加給ハ之ヲ爲サス

第三十七條 恩給法第二百二條ノ規定ニ依リ普
通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ増額スル
場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタ
ル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七
號表ニ依ル假定俸給年額ニ増加シ之ヲ退職
又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給
法第一百條ノ規定ヲ適用ス

附 則

第三十八條 本令ハ大正十二年十月一日ヨリ
之ヲ施行ス

第三十九條 左ノ命令ハ之ヲ廢止ス

一、明治二十四年勅令第二百四十八號

勞 働 法 規

一、明治二十七年勅令第五十二號
一、明治二十七年勅令第八十一號
一、明治二十七年勅令第四百十五號

一、明治三十一年勅令第二百四十四號

一、明治三十二年勅令第二百一號

一、明治三十三年勅令第四百七十三號

一、明治三十三年勅令第四百四號

一、巡查看守退隱料及遺族扶助料法施行令

一、明治三十四年勅令第五百五十號

一、明治三十五年勅令第五百五十七號

一、明治四十一年勅令第三百三十七號

一、明治四十三年勅令第二百二十七號

一、明治四十四年勅令第七十號

一、大正六年勅令第二百四十一號

一、大正六年勅令第二百四十二號

一、大正九年勅令第三百二十三號

一、明治十八年第十五號達官吏恩給令附則

一、明治十八年第十六號達文官傷痍疾病等

差例

一、明治十八年第四十號達陸軍恩給令附則

恩給法施行令中改正

(大正一二、一二、六)
(勅令第五二〇號)

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第十條第十一號中「從事スル職員」ヲ「從事ス
ル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)」
ニ改ム

第十一條第五號中「竝臺灣ニ於ケル監獄醫及
警察醫」ヲ「及臺灣ニ於ケル警察醫」ニ改
ム同條第六號中「臺灣又ハ」ヲ「臺灣ニ於ケ
ル檢疫醫、檢疫員及檢疫獸醫竝」ニ改ム

第四十條 第十條各號ニ掲クル官制ニ依リ廢
止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラ
レタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受
ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之
ヲ當該各號ニ掲クル官制ニ依ル職員ト看做
ス

別表第二號表(一)三分ノ二月ヲ加算スヘキ
モノノ部内地ノ欄中「國後郡安渡移矢岬」ノ
次ニ「松前郡小島」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十條
ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス
(參照「略」)

工業勞働者最低年齡法

(大正一二、三、二九)
(法律第三四號)

第一條 本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲ク

ル事業ヲ謂フ

一、鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

二、物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業（造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム）

三、土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造保存修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ基礎工事

四、道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク

五、船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱

第二條 十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第三條 十六歳未満ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及學歴ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備附クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ鑛業法ニ依ル名簿ノ備附アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第五條 工業ニ就業シ若ハ就業セムトスル者又ハ使用者ハ就業シ又ハ就業セムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代表者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第六條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 使用者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ使用者ニ適用ス

ヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第九條 使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條 本法ニ於テ使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外、國、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキ者ノ使用者タル場合ニ之ヲ適用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際十二歳以上ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

船員の最低年齢及健康證明
に關する法律

（大正一二、三、二九）
法律第三五號

第一條 本法ハ勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外

沿海航路以上ノ航路ヲ航行スル船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス

第二條 十四歳未満ノ者ハ船員トシテ使用スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル船舶又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ教習船ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第三條 十八歳未満ノ者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ船舶内勞働ニ適スルコトヲ證明シ且醫師ノ署名シタル健康證明書ヲ有スルニ非サレハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ緊急已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依リ健康證明書ヲ有セサル者ヲ使用シタルトキハ船長ハ最初ニ到著シタル港ニ於テ前項ノ健康證明書ヲ得シムルノ手續ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ健康證明書ヲ受クルコト能ハサル者ハ之ヲ引續キ使用スルコトヲ得ス

第一項ノ健康證明書ノ有効期間ハ之ヲ一年トス航海中其ノ期間滿了スルトキハ該航海ノ終了迄其ノ效力ヲ有スルモノト看做ス

勞働法規

ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用セス

第四條 十八歳未満ノ者ヲ船員トシテ使用スル場合ニ於テハ船長ハ其ノ本籍、氏名及生年月日ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ船舶内ニ備附クルコトヲ要ス但シ十六歳以上ノ者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ右名簿ヲ調製セサルコトヲ得

第五條 當該官吏ハ船舶ニ臨檢スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ攜帶スヘシ

第六條 船員、船員タラムトスル者、船舶所有者又ハ船長ハ船員又ハ船員タラムトスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第七條 第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反シタル船舶所有者又ハ船長ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ該當スル者未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ其ノ者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第一項ノ規定ニ該當スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者

ニシテ第二條又ハ第三條ノ規定ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第八條 第四條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 本法ニ於テ船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ於テハ船舶管理人ニ、船舶貸賃借ノ場合ニ於テハ船舶賃借人ニ之ヲ適用ス

第十條 本法ハ罰則ヲ除クノ外、國、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキ者ノ使用者タル場合ニ之ヲ適用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際十四歳未満ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

本法施行ノ際十八歳未満ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付雇入期間ノ滿了迄第三條ノ規定ハ之ヲ適用セス雇入期間滿了ノ際航海中ノ者ニ付テハ該航海ノ終了迄之ヲ適

用セス

大正十二年法律第三十五號

施行期日（大正一二、一一、一九）
（勅令第四八一號）

大正十二年法律第三十五號ハ大正十二年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年法律第三十五號 施行に關する件

（大正一二、一一、一九）
（勅令第四八二號）

第一條 大正十二年法律第三十五號第三條ノ規定ハ漁業ニ從事スル船舶又ハ總噸數二十噸未満若ハ積石數二百石未満ノ船舶ノ船員ニ付之ヲ適用ス

第二條 大正十二年法律第三十五號第四條ニ定ムル名簿ハ漁業ニ從事スル船舶又ハ總噸數二十噸未満若ハ積石數二百石未満ノ船舶ニ在リテハ十六歳以上ノ船員ニ付之ヲ調製スルコトヲ要セス

第三條 大正十二年法律第三十五號ハ同法第三條及第四條ノ規定ヲ除クノ外總噸數三十噸未満又ハ積石數三十石未満ノ漁業ニ從事スル船舶ノ船員ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十二年法律第三十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年法律第三十五號

施行規則（大正一二、一二、二〇）
（逓信省令第九六號）

第一條 大正十二年法律第三十五號第二條第

二項ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ教習船ニ於テ教習ヲ爲サシメムトスル者ヨリ其ノ住所又ハ主タル事務所所在地（學校其他ヘキモノニ在リ）並ニ管轄逓信局長ニ左ノ事項ヲ記載セル申請書トヲ提出スヘシ
一、申請者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地（學校其ノ他之ニ準テハ其ノ所在地）
二、教習船ノ種類、船名、總噸數、船籍港及所有者ノ氏名又ハ名稱
三、教習ノ目的
四、教習生ノ員數並十四歳未満ノ教習生ノ氏名ノ本籍及年齢
五、十四歳未満ノ教習生ニ爲サシムル作業ノ種類、方法及期間並其ノ作業ヲ爲サシムル教習船ノ豫定航路
六、船舶職員及教員ノ氏名資格及分擔職務又ハ學科

逓信局長ハ前項ノ申請ヲ適當ト認ムルトキハ相當ノ期間ヲ附シ之ヲ認可スヘシ
逓信局長ハ申請ニ依リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第二條 前條ノ認可ヲ受ケタル者同條第一項第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ所轄逓信局長ノ認可ヲ受クヘシ但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ豫メ認可ヲ受クルコト能ハサルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ所轄逓信局長ノ追認ヲ受クヘシ

前條第一項第一號乃至第四號又ハ第六號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ同條ノ認可ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク所轄逓信局長ニ届出シヘシ

第三條 大正十二年法律第三十五號第三條ノ健康證明書ハ別表健康検査合格標準ニ依リ作成シタルモノナルコトヲ要ス

第四條 船長ハ船員トシテ使用スル十八歳未満ノ者ヲシテ健康證明書ヲ提出セシメ其ノ使用中之ヲ保管スヘシ

第五條 船長ハ大正十二年法律第三十五號第三條第一項但書ノ規定ニ依リ船員トシテ使用セル者ヲシテ健康證明書ヲ得セシムル爲該證明書ヲ受クルニ適當ナル最初ノ到着港

ニ於テ必要ナル一切ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 大正十二年法律第三十五號第四條ノ名簿(少年船員名簿ト稱ス)ハ第一號書式ニ依ル

少年船員名簿ノ記載事項ハ常ニ之ヲ整理シ現場ニ適合セシムヘシ

第七條 船長ハ其ノ保管ニ係ル健康證明書ヲ少年船員名簿ニ記載セル船員ノ氏名順ニ依リ整理補綴スヘシ

第八條 大正十二年法律第三十五號第五條ノ證票(船舶臨檢證票ト稱ス)ハ第二號書式ニ依ル船舶臨檢證票ハ船長又ハ其ノ代理人ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ

第九條 管海官廳又ハ船員法ニ依リ指定セラレタル市町村長又ハ十八歳未満ノ船員ノ雇入ノ公認ヲ爲スニ當リ第三條ノ健康證明書ヲ呈示セシムヘシ

第十條 船長ハ雇入ノ公認ヲ受クルヲ要セサル十六歳未満ノ船員ヲ使用シタルトキハ其ノ氏名、本簿及其年齡ヲ其ノ乗組メル船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ届出ツヘシ

附 則

本令ハ大正十二年法律第三十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞 働 法 規

大正十二年法律第三十五號附則第二項ノ規定ニヨリ十四歳未満ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ船舶所有者又ハ船長ハ其ノ氏名、本簿及年齡ヲ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ其ノ船員ノ乗組メル船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ届出ツヘシ

大正十二年法律第三十五號附則第三項ノ規定ニ依リ同法第三條ノ規定ニ依ラスシテ十八歳未満ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ船舶所有者又ハ船長ハ其ノ氏名、本簿、年齡、雇入期間並乗組船舶ノ名稱及航海終了豫定期日ヲ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ其ノ船員ノ乗組メル船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ届出ツヘシ (書式及參照略)

農業に使用し得る兒童の年齢に關する條約(一二、二二、九條約第四號)

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ

國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百二十一年十月二十五日ヲ以テ其ノ第三回會議ヲ開催シ右會議ノ會議事項ノ第三項ノ一部タル義務教育時間中兒童ノ農業ニ於ケル使用ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルヘキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ニ批准セラルルカ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條 十四歳未満ノ兒童ノ授業時間ハ非サレハ一切ノ公私ノ農業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラレ又ハ勞働スルコトヲ得ス授業時間外ニ於テ使用セラルル場合ニハ其ノ使用ハ學校出席ヲ妨ケサルモノタルヘシ

第二條 授業ノ期間及時間ハ職業實習ノ爲輕易ナル農業的作業特ニ收穫ニ付テノ輕易ナル作業ニ兒童ヲ使用シ得ル様之ヲ按配スルコトヲ得但シ右使用ニ依リ一學年ノ全授業期間ヲ八月未満ニ減少スルコトヲ得サルモノトス

第三條 第一條ノ規定ハ農業學校ニ於ケル兒童ノ爲ス勞働ニ之ヲ適用セス但シ右ノ勞働ハ公ノ機關ノ承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

第四條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル

本條約ノ正式批准ハ登録ノ爲國際聯盟事務
總長ニ之ヲ通告スヘシ

第五條 本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ
締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ
效力ヲ發生スヘシ

本條約ハ該事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル
締盟國ノミヲ拘束スヘシ

爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右
事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ效力
ヲ發生スルモノトス

第六條 國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國
際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登録ヲ爲シ
タルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切
ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ
事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告
シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ
通告スヘシ

第七條 本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百
二十四年一月一日迄ニ第一條、第二條及第
三條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ
必要ナルヘキ措置ヲ執ルコトヲ約ス尤モ第
五條ノ規定ニ從フモノトス

第八條 本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各
締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二

十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項
ノ規定ニ依リ其ノ殖民地屬地、及保護國ニ
之ヲ適用スルコトヲ約ス

第九條 本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約
ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了
後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登録ノ爲ニス
ル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢
棄ハ該事務局ニ登録アリタル日以後一年間
ハ其ノ效力ヲ生セス

第十條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文
ヲ以テ共ニ正文トス

附錄二

文獻

附
錄

A

雜誌 社會問題關係記事

社會政策時報(月)——社時、東洋經濟新報(週)——東經、法學協會雜誌(月)——法學、法學志林(月)——志林、經濟學論集(三)——經論、經濟論叢(月)——經濟、商學研究(三)——商學、東亞經濟研究(四)——東亞、國家學會雜誌(月)——國家、同志社論叢(三)——同志、三田學會雜誌(月)——三田、史學雜誌(月)——史學、哲學雜誌(月)——哲誌、哲學研究(月)——哲學、國民經濟雜誌(月)——國民、法學論叢(月)——法論、商業及經濟研究(四)——商業、社會問題研究(月)——社問、大原社會問題研究所雜誌(四)——大原、時事經濟問題(月)——時事、時事問題研究(月)——時研、我等(月)、女性改造(月)、女性、婦人、新社會(月)——婦人、外交時報(半)——外交、中央公論(月)——中央、表現(月)、學藝(月)、實生活(月)——生活、婦人公論(月)——婦論、女性日本人(月)——女人、文化生活的基礎(月)——文生、文化生活(月)——文活、新しき村(月)——新村、太陽(月)、思想(月)、斯民(月)、社會と教化(月)——教化、歴史と地理(月)——歴史、農村研究(月)——農村、會計(月)、解放(月)、種蒔く人(月)——種蒔、日本心理學雜誌(月)——心理、世帯(月)、財政經濟時報(半)——財政、農政研究(月)——農政、文化(月)、丁酉管理講演集(月)——丁酉、國際知識聯盟(月)——國際、改造(月)、中央法律新報(月)——中法、エコノミスト(半)——エコ、社會事業(月)——社事、社會事業研究(月)——社研、帝國農會報(月)——農會、產業組合(月)——產業、通商公報(週二)——通商、東京工場懇話會々報(四)——懇話、滿蒙實業彙報(月)——滿蒙、木浦商業會議所月報(月)——木浦、甲府市況(月)——甲府、下關四業會議所月報

(月)下關、博多商業會議所々報(月)——博多、小樽商業會議所月報
(月)——小樽、名古屋商業會議所月報(月)——名古屋、京都の實業(月)
——京都、大阪商業會議所月報(月)——大阪、東京商業會議所月報(月)——
東京、筑豊石炭鑛業組合月報(月)——筑豊、大日本紡績聯合會月報
(月)——紡績、文明協會講演集(月)——文明、大阪市商工時報——商工、
大藏省理財局調查月報——理財、財政經濟調查——財調、調査及資料彙
報——彙報、國際事情——國際、統計學雜誌(月)——統計、統計集誌(月)——
——集誌、統計時報——統計、憲政(月)、朝鮮事情新聞(月)——事情、東
拓月報(月)——東拓、内外情報(月)——内外、鑛夫問題資料——鑛夫、職
工問題資料——職工、工場研究(月)——工場、調査時報——南滿、東京市
電調査資料——市電、海外經濟彙報——海外、文化運動(月)——文運、潮
(月)、局外(月)、社會主義研究(月)——主義、前衛(月)、赤旗(月)、
建設者(月)——建設、社會思想(月)——社會、組合運動(月)——組合

一 勞働問題

最低賃金の意義及標準(社時・二九) 林 癸未夫
我國の勞働問題(社時・二九) 床 次竹二郎
賃銀形態殊に割増賃銀に關する考察(社時・二九・三〇) 佐 倉 重 夫
國際勞働條約案批准の現狀(社時・二九) 島 崎 一 郎
米國勞働組合の現況(譯)(社時・二九) C. T. I の研究 岩 下 堅 造
(社時・二九) 佛國に於ける反八時間制論と最近の二大統領令(社
時・二九) 皆 川 錦 彦

ルイ・ブランの勞働組織論(社時・三〇) 淺 野 研
協調の社會學的意義(社時・三〇) 今 井 時 郎
國際勞働局通信(社時・三〇) 第四回勞働會議(社時・三〇) 森 田 良 雄
本邦の僱主團體(社時・三〇) 米國に於ける基督教會と勞働運動(社時・三〇) 水 上 鐵 治 郎
英國炭鑛夫賃銀問題(社時・三〇) 英國鐵道工場職工の地位(社時・三〇) 森 田 良 雄
英國勞働黨の社會改造策(社時・三〇) 科學的管理法と能率(社時・三一) 大 江 武 男
社會運動の批判的原理としての社會政策(社時・三一) 永 井 亨
勞働者の國際的運動(社時・三一) 獨逸の職業紹介事業統一(社時・三一) 若 林 米 吉
英國に於ける生計費スライデング・スケール賃銀協約 澤 田 謙
の發達(社時・三一) 英國に於ける生計費スライデング・スケール賃銀協約 中 井 彌 六
濠洲勞働運動史概要(社時・三一・三二) 林 癸未夫
工場法改正案の勞働時間問題に就て(社時・三一) 長 岡 保 太 郎
第四回國際勞働總會に於ける我國各代表の演說(社 綾 川 武 治
時・三一) 神 田 孝 一
勞働總會に於ける各國代表の演說(社時・三一) 國際勞働局
不況時に於ける諸國使用主團體の態度(社時・三二) 國際勞働局
我國製絲工女供給組合に關する調査(社時・三二) 山 上 辨 藏
失業保險費用の負擔(社時・三二) 森 田 良 雄

英國の失業狀態(社時・三二)	高橋正應
社會保險に就て(社時・三三)	一戸二郎
礦山友十組合の研究(社時・三三)	前田一
勞働更移に就て(社時・三三)	出井盛之
賃銀政策としてのスライディング・スケール(社時・三三)	佐倉重夫
各國失業保險制度(社時・三四)	森田良雄
米國鐵道工場職工の主張(社時・三四)	大江武男
歐洲諸國に於ける家族賃銀制度(社時・三四)	吉田藏
ウェッブの「産業不況時代に於ける英國勞働運動」(社時・三四)	永上鐵治郎
本邦燐寸工業勞働調査(社時・三四、三五)	吉田寧
佛國社會黨の政綱とC・G・Tの宣言(社時・三五)	永井亨
米國に於ける勞働賃銀の推移(社時・三五)	吉田藏
失業の責任と我國の失業保險(社時・三五)	森田良雄
少年勞働者問題(社時・三五)	青木善祐
最近英國の住宅政策(社時・三五、三六)	澤田謙
雇傭心理より見たる職業分析(社時・三五)	若林米吉
一九二二年に於ける各國勞働組合運動(社時・三五、三六)	國際勞働局
英領カナダに於ける勞働組合運動概況(社時・三六)	水上鐵治郎
八時間勞働論に對するドイールの批評(社時・三六)	佐倉重夫
本邦金屬鑛業勞働事情(社時・三六、三七)	橋本能保利
工場委員會制に對する一つの見方(社時・三七、三九)	青木節一

獨逸の通信吏員組合(社時・三七)	若林米吉
獨逸失業救済制度(社時・三七)	森田良雄
第二回全國家賃調査(社時・三七、三九)	
來るべき國際勞働總會と工場監督制度問題(社時・三七)	吉阪俊藏
震災後の勞働紛議(社時・三八)	遊佐敏彦
大震災に伴ふ失業問題(社時・三八)	河津暹
震災後の失業救済(社時・三八)	
勞働統制及失業手當支給に關する意見書(社時・三八)	
臨時國立職業紹介所設置に關する意見書(社時・三八)	
大正十二年に於ける日本勞働運動の概要(社時・三九)	栗野谷藏
諸國に於ける賃銀變動の傾向(社時・三九)	國際勞働局
フランス勞働組合の現勢(社時・三九)	水上鐵治郎
失業賠償保險に就て(社時・三九)	森田良雄
無收入扶助法より失業保險法案へ(社時・三九)	瀬戸一
最低賃銀法の經濟上に及ぼす影響(社時・三九)	吉田藏
英國勞働黨の住宅政策批判(社時・三九)	澤田謙
勞働契約概論(續)(法學・四一・一、二)	平野義太郎
從業規則の制定及公示(法學・四一・八、九)	末弘嚴太郎
コンスピレーシーの一考察(續)(法論・九・一、三、四、六)	淺見隆平
一九〇六年英國勞働者賠償法に所謂「勞働者」の意義(法論・一〇・六)	淺見隆平

南阿鐵山大罷業の經過及特質(經資・九・三、四)

勞働關係の歴史的變遷(經資・九・五)

各國最低賃銀法設定の效果(經資・九・七、八)

震災による失業勞働者に關する調査(經資・九・一一)

震災地に於ける生産力減退程度調査(經資・九・一二)

炭礦勞働者の生計狀態(經濟・一六・六)

勞働生産力と勞賃(經濟・一七・四、五)

京都市に於ける家賃の統計的研究(經濟・一七・五)

強制勞働保險料の轉嫁問題(國民・三四・三)

純益分配制度の意義及分類(國民・三四・五、六)

英國住宅補助政策(國民・三四・五)

勞働爭議に關する強制的和解裁決制度(國民・三五・一)

雇傭證明書制度に就て(國民・三五・二)

繼續的債權契約の特質と賃貸借及び雇傭(志林・二五・一、二、三、四)

一、二、三、四)

家人奴婢の犯罪及び之に科せられたる刑罰(志林・二五・三)

五・三)

獨逸の借家法に就て(志林・二五・八)

國家と失業並に失業者(三田・一七・六)

失業より見たる英國産業狀態(東經・一〇六・三)

震災の經濟的損害(東經・一〇六・七、一〇六・八)

米國の生計費(東經・一〇七・六)

最近の支那勞働者階級(東亞・七・四)

澤村幸夫

シヤレー教授の日本勞働運動觀(國家・三七・二)

東京市に於ける勞働者家計の一摸型(雜誌・一一・二)

重要工業國の實質賃銀比較新方法(理財・一三・一)

勃牙利に於ける強制勞働(理財・一三・三)

佛國に於ける住宅難問題(理財・一三・五)

英國財界の不況と勞働界(理財・一三・七)

佛國に於ける中産階級の危機(理財・一三・七)

踏みつけられし人々(財政・一〇・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一六)

社會主義と勞働運動(續)(財政・一〇・一)

大震災後の失業救済法(財政・)

職業輔導に關する一考察(社研・一一・三)

失業問題に就ての一考察(社研・一一・三)

失業防止及失業救済策(社研・一一・四)

貧乏人と住宅問題(社研・一一・六、七、八)

最近日本の勞働運動(社研・一一・一〇・一一)

失業救済策としての歸農論(農政・二・一二)

白耳義に於ける失業保險制度に就て(經濟・一六・二)

性別年齢別失業統計(經濟・一六・三)

失業保險制度の推移(經濟・一六・四)

獨逸高等官の生計費(經濟・一六・四)

炭礦勞働者の生計(經濟・一六・五)

米國勞働者家族一年間支出雜費一覽(統學・四四・二)

米國最近十六年間に於ける勞金率及勞働時間指數表

菊地勇夫

權田保之助

(ニコラエヴ)

(ウエツグ)

(ルール)

田邊忠男

三邊金藏

楠原祖一郎

草場聰

入濱徳三郎

楠原祖一郎

高岡熊雄

一戸二郎

岡崎文規

一戸二郎

岡崎文規

河田嗣三

久保田昇

(統學・四四三) 前田 美一

米國勞働者家族一年間購入家具類一覽(統學・四四二)

久保田 昇

英國政界に於ける勞働黨の地位(外交・四三六) 上田貞次郎

支那勞働爭議の一轉機(外交・四四二)

支那各地の勞働祭(外交・四四五)

伊太利勞働運動の趨勢(國情・一〇六)

布哇に於ける日本人(國情・一一三)

勞農ロシアの勞働組合(國際・三七)

歐洲に於ける勞働運動の近況(國際・三八)

國際勞働問題と國際私法(國際・三八)

英國失業運動(斯民・一八・二)

解放せられたる獨逸の勞働運動(斯民・一八・四)

英國勞働問題管見(斯民・一八・四・五・八)

農民の自覺と小作爭議(斯民・一八・四)

農業勞働組合の國際運動(斯民・一八・四)

中央卸賣市場の實現と物資配給の將來(斯民・一八・五)

最も有望なる南米移民の實行案(斯民・一八・九)

社會連帶の精神と同盟罷業(中法・五二)

惡法治警第十七條の廢止を贊す(中法・六〇)

サンディカリズムの哲學(哲誌・三八・四三六)

勞農露國新勞働法(改造・五・七・八)

當面の失業問題(改造・五・一一)

附 錄

鈴木文治

議會主義と反議會主義の原理(解放・五・二) 赤松 克樹

所謂政治行動に關する山川氏の所見に就て(解放・五・三)

「勞働の權利」と「パンの要求」(解放・五・四) 島中雄三

不景氣と勞働運動(解放・五・四) 山川 均

無産階級と知識分子(解放・五・五) 麻生 久

勞農ロシアに於ける勞働爭議と團體契約(解放・五・六) 山川 均

國際勞働會議と日本勞働組合(解放・九) 赤松 克樹

勞働者間に於ける産兒制限の宣傳(我等・五・二) 楠田 民藏

所有・知識及び勞働(我等・五・五) 長谷川 萬次郎

社會に對する個人の寄與としての勞働(我等・五・七)

所有の道德から生産の道德へ(我等・五・八) 長谷川 萬次郎

生活安定の要求と事實(我等・五・九) 長谷川 萬次郎

中央市場案批判(太陽・二九・三) 恒 藤 恭

水産界より見たる中央市場問題(太陽・二九・三) 海野 幸徳

中央市場の開闢と物價の調節(太陽・二九・九) 杉浦 保吉

我國勞働運動の將來(中央・三八・一) 倉片 寛一

我國勞働組合の對政治思想の近況(中央・三八・一) 吉野 作造

床次前内相の「我國の勞働問題觀」を難す(中央・三八・三)

ロシアの舊きインテリゲンチヤと新しきインテリゲンチヤ(中央・三八・七) 吉野 作造

林 癸未夫

尾瀬 敬止

五九

生活者と知識者との問題(中央・三八・七)
無産階級の運動の爲めに(中央・三八・八)
ルイ・ブランの「労働の組織」(表現・三・二)

我國労働運動の現勢(表現・三・三)

英國労働黨々則

英國獨立労働黨と共產主義(社會・二・五)

初期資本主義制度と労働者階級(社會・二・五・六)

「労働権」の社會運動史上の意義(社會・二・六)

英國に於ける二大労働者教育機關(社會・二・二・三)

英國共產黨、労働黨との共同戦線(譯)(社會・二・三)

震災後の労働運動(社會・二・九)

外國人の見た日本の問題(進・一・二)

總聯合決裂後の關西労働運動界(美術・三・一)

最近労働運動の趨勢(美術・三・三)

第三インタナショナル第四回大會(美術・三・二)

「方向轉換」と其の批評(美術・二・二三)

政治運動に關する一考察(美術・三・三)

岐路に立てる鑛山運動(美術・三・三)

労働組合運動の新傾向(赤旗・壹・二)

我が國に於ける労働組合の生存闘争(階級・一・一二)

無産階級思想と小ブルジョア思想(階級・一・二)

二つの労働總同盟(階級・一・一)

支那労働運動の概況(階級・一・二)

山西 望

澤田 謙
吉野 作造
波多野 鼎
麻生 久

平 貞藏

蝦山 政道

林 要

平 河

三輪 壽壯

西 雅雄

笠井 松雄

西 雅雄

西 雅雄

山 川 均

荒畑 寒村

川崎 憲二郎

川合 義虎

赤松 克磨

山 川 均

(ロゾウスキー)

山西 望

山西 望

頭腦労働者と組合運動(種蒔・一九)
労働ロシアの労働者(建設・二・三)
戦前及び戦後の労働組合(主義・七・二)
日本労働運動史論(批判・四)

失業防止の形式的運動に對する一見解(労働・一三)

直接行動より政治行動へ(潮・一二・二)

船主協會と船員との紛争(潮・三・三)

日本海員代表への回答(潮・三・五・六)

労働總會の代表に就て(潮・三・八・九)

我労働組合に對する一考察(潮・三・九)

組合合同主義と組合聯合主義(組合・一)

組合運動と議會對策(組合・一)

労働組合の使命(組合・三)

方向轉換論者の矛盾(組合・四)

米國に於ける労働銀行(海外・六)

來るべき職業指導の問題(懇話・一二)

工場法改正と資本金(懇話・一二)

英國労働黨の現在及將來(懇話・一三)

失業對策樹立の必要を提唱す(懇話・一三)

米國炭坑夫罷業の経緯(懇話・一四)

スエーデンの集合契約(懇話・一四)

我國に於ける労働組合運動の現状(工場・五・三)

英國産業被勞調査局第一回報告(工場・五・二)

労働代表選任手續(工場・五・三)

關 口 泰

鈴木 文治

(アルベルト・トーマ)

佐藤 護郎

水沼 辰夫

佐藤 護郎

大場 勇

高峰 博

堀江 歸一

北澤 新次郎

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

山崎 龜吉

米國に於ける勞働組合發達の趨勢(工場・五・一)

(ジョン・アール・コンモンズ)

健康保險法に就て(工場・五・四)

森 喜三郎

俸給、賃銀並に物價調査の規準表に就て(工場・五・五)

五)

堀 英文

工業災害率(工場・五・六)

週休制に關する各國法規(工場・五・七、九)

失業防止及失業者救護策(工場・五・一〇)

八濱徳三郎

兒童の最低年齡問題(工場・五・一一)

俸給及賃銀制度の改善に就て(工場・五・一五)

堀 英文

勞資協和策としての利益分配制度(工場・五・一四)

渡邊鐵藏

獨逸勞働爭議仲裁條例草案(工場・五・一九)

職業指導の根本問題(工場・五・二〇)

英國失業保險制度(工場・五・二一)

刻下の失業問題(社事・六・一二)

安部磯雄

實際案件としての勞働問題(時研・二・一)

床次竹二郎

民衆運動及其意義に就て(時研・二・二)

林 毅 陸

日本勞働運動の合理的歸結(時研・二・二)

安部磯雄

社會生活の必要に應ずべき物價調節の根本策(時研・二・二)

二・二)

河津 遯

實施延期されたる健康保險(時事・六)

工場法の改正特に深夜業の禁止(時事・七)

勞力配給の調節(時事・一五)

生活費に就て(文活・三・九・八月)

高田保馬

社會問題と小作問題(廓清・一三・一)

安部磯雄

支那勞働階級の覺醒(南滿・三・三)

排日運動と勞働運動の關係(南滿・三五)

公共的工業に於ける工場委員會對職業組合(市電・四・三)(シーガー譯)

爪哇に於ける土人鐵道従業員の罷業(内外・七四)

米國人の收入調査(商工・五一)

獨乙の勞働者銀行(産業・二二三)

志賀 潔

棉花供給問題と雜工業に於ける勞働時間問題(通商・一〇一六)

英國勞働賃銀最近狀況(通商・一〇二六)

漢口煙草會社罷業解決(通商・一〇三四)

英米煙草會社職工再罷工(通商・一〇三四)

湖北省の勞働團體成立(通商・一〇三七)

京綏鐵道同盟罷業中止(通商・一〇三七)

伊國一九二二年同盟罷業概況(通商・一〇六六)

亞國同盟罷業狀況「一九二二」(通商・一〇七七)

蘭印同盟罷業取締法(通商・一〇七一)

英國勞働組合現狀(通商・一〇九一)

英國炭鐵勞働狀況(通商・一一〇二)

英國失業問題對策(通商・一一〇四)

産業能率(筑豊・一九・二三三)

上野陽一

英國の炭鐵勞働(筑豊・一九・二三四)

支那に於ける工業と勞働問題(譯)(大阪・一九九、二〇〇)

英國に於ける失業及物價の狀態(東拓・四・一)

獨逸に於ける勞賃と勞働市場(東京・六・一)

フランスに於ける外國労働者(東京・六・三)

英國地方自治體の貯蓄住宅銀行經營案(大銀・三・四)

ラサ島鑛業所鑛夫雇傭勞役規則(鑛夫・一六五)

事務分掌規程と勞役規則の實例(鑛夫・一六八)

鑛夫雇傭勞役規則の實例(鑛夫・一七一)

労働者住宅貸與並管理規則實例(鑛夫・特一〇七)

勞務者の賃銀保全政策に就て(鑛夫・一八五)

岐阜縣職工供給組合の成績(職工・A四五四)

手際よく解決した労働爭議の顛末(職工・E・九一)

ペース・プロレタリアのどん底生活と教育(文運・

山本曾

人間の等價、民族の平等(文運・一三四)

下中彌三郎

歐米に於ける教員組合の現状(文運・一三七)

「労働者反對」の意義と労働組合(文化・五・二)

プロレタリア文化及びプロレットカルトの問題(文化・五・四)

失業問題とドウーグライズム(文化・五・五)

労働階級の生活狀態(エコ・一・一)

我國労働組合の現勢(エコ・一・六)

失業原因と其對策(エコ・一・五・七)

爪哇労働罷業考察(エコ・一・五)

軍縮犠牲職工歸趨(エコ・一・七)

著しく減少したる労働爭議(エコ・一・七)

米國生活費の趨移(エコ・一・八)

解雇手當の相場(エコ・一・八)

一戸二郎

中間階級の本質と使命(エコ・一・九)

奥村電機労働爭議(エコ・一・九)

支那労働界の現状(エコ・一・九)

米國の労働銀行(エコ・一・一〇)

大阪に於ける店員制度の研究(エコ・一・一〇)

労働代表選舉と労働組合(エコ・一・一一)

鮮人労働者の内地に於ける狀態(エコ・一・一一)

白佛獨の労働時間制(エコ・一・一一)

伊太利労働界の情勢(エコ・一・一一)

英國労働界改善の傾向(エコ・一・一二)

震災後の勞銀は如何に動くか(エコ・一・一三)

此の失業者を何うする(エコ・一・一三)

最近七年間の米國労働爭議(エコ・一・一四)

失業救済策として歸農論(エコ・一・一五)

失業及火災保護問題(エコ・一・一五)

問題の熟練職工と職工婦人(エコ・一・一五)

歐洲に於ける失業問題(エコ・一・一五、一六)

歸農的移住による失業救済(エコ・一・一六)

普通選舉と労働運動(エコ・一・一六)

郵船の海員爭議(エコ・一・一七)

郵船爭議の動機と其経緯(エコ・一・一八)

頻出したる紡績爭議の特徵(エコ・一・一八)

英國の住宅政策(エコ・一・一八)

擡頭した反動的新勢力(毎日・二・四)

池田龍藏

高岡熊雄
福田徳三

河田嗣郎

池田龍藏

紡績労働争議解決の鍵(毎日・二・二一)

労働問題としての疲勞及作業時間(朝日・三・一三)

労働祭(朝日・三・二〇)

ゴムバースを評す(朝日・三・二〇)

ケーアー・ハーデーの生涯(朝日・四・二七)

日本人の體格と作業能率の一研究(朝日・四・三〇)

寺澤 嚴男

野坂 鐵

ビー・ルードナー

ベ・ルードナー

二 農村問題

小作争議による副産的制度的研究(社時・三一)

農業労働自治組合制(経済・一六・一)

物價調節對米價調節問題(経済・一六・一)

農業不動産金融と一般不動産金融(経済・一六・二)

小作調停法案に就て(経済・一六・三)

舊岡山藩の社倉法に就て(経済・一六・二・三)

中世末期に於ける村落の結合を論ず(経済・一六・五・一七・二)

太田 利一

河田 嗣郎

戸田 海市

河田 嗣郎

河田 嗣郎

黒 正 巖

一七・二

牧野 信之助

水戸烈公の穀物政策(経済・一六・五)

農村問題と其の救済策(経済・一七・一)

壹岐國に於ける地割制度(経済・一七・二三)

農村問題と其の策(経済・一七・二三)

百姓と町人(経済・一七・三)

原野的土地所有權の一例(経済・一七・四)

水戸藩に於ける各種の貯穀(経済・一七・五)

農民土地愛着心冷却の傾向(経済・一七・六)

本庄 榮治郎

河田 嗣郎

奥 田 茂

河田 嗣郎

本庄 榮治郎

河 上 肇

本庄 榮治郎

河田 嗣郎

米穀專賣實施に就ての二要點(東經・一〇四〇)

米の豐凶と米價との關係(東經・一〇四五)

山梨縣の小作争議を視察して(東經・一〇四八・九・五一・五二・五三)

米國の新農業金融制度(東經・一〇四八・一〇四九・一〇五一)

罹災市町村は土地公有を斷行すべし(東經・一〇六七・六九)

小作争議防止の方法(東經・一〇七八)

農村問題解決の鍵鑰(エコ・一・一二)

小作争議と農村破壊(エコ・一・四)

農業と商工業の租稅負擔比較(エコ・一・三)

農村負擔の増加と農村金融(エコ・一・三)

農村荒廢と中央金庫の責務(エコ・一・三)

小作制度調査會に望む(エコ・一・六)

農村振興の根本策(エコ・一・七)

勃興せる小作組合(エコ・一・八)

露國農業の將來(エコ・一・八)

米穀專賣提議(エコ・一・九)

小作争議の最近の形勢(エコ・一・一〇)

忘れられんとする農村問題(エコ・一・一五)

農村疲弊と小作新對策(エコ・一・一五)

佛國の農業労働狀態(エコ・一・一六・一七)

露國單一農村法の發布(エコ・一・一七)

大農と小農(商業・三二)

吉野川沿岸の永小作問題(法政・四一・二二)

一三八一年の英國農民一揆の原因に就ての經濟史的

河田 嗣郎

河田 嗣郎

岡 實

河田 嗣郎

河田 嗣郎

河田 嗣郎

河田 嗣郎

大野 辰見

小野 武夫

研究(國民・三四・五)

明初の土地問題(東亞・七・三)

米國に於ける農業信用の問題(理財・一三・四)

農業救済問題の根本(理財・一三・四)

米國農業信託法全文(理財・一三・六)

英國の農業信用計畫(理財・七)

農村振興論者の考ふ可き問題(財政・一〇・四)

農村振興の本質(財政・一〇・六)

露西亞に於ける農業の崩潰(經濟・九・二)

有租地段別地價及年數府縣別(大正一二年一月現在)

(統計・四四五)

日本に於ける榮養質の供給と國民の保險食糧(統計・

六)

農村民の體格(經學・四四七)

農業經營統計(集誌・五〇六、五〇七、五〇八)

地租輕減は焦眉の急である(農會・一三・一)

農村計畫は國家の急務(農會・一三・一、二、三、四、五、

六、七、八、一一、一二)

地租輕減問題(農會・一三・一)

小作爭議論(農會・一三・一)

重農か重商か(下の二、三)(農會・一三・一、三)

南洋諸島農業概觀(三)(農會・一三・一)

小作爭議に關する調査(六)(農會・一三・一)

中農者の使命及自覺の急務(農會・一三・二)

久保田明光

清水泰次

(アングラスン)

(セリゲマン)

成瀬義春

有働良夫

稻垣乙丙

内務省衛生局

松岡明

横井時敬

山崎延吉

福田美知

有元英夫

渡邊政太郎

矢崎亥八

農會調査部

田村有年

農民運動開拓の必要(農會・一三・二)

石川縣下の株權小作(農會・一三・二)

再び米穀法を論ず(農會・一三・三)

長野縣西筑摩郡に於ける刈分小作(農會・一三・三)

獨乙土地抵當銀行債券に就て(農會・一三・三四)

農村振興の根本義(農會・一三・四)

農村の振興と國民の安定(農會・一三・五)

農業經營の將來(農會・一三・四)

我國農業經營の本質(農會・一三・五)

農民農村脫退説の辯妄(農會・一三・五)

敢て農會の識者に問ふ(農會・一三・五六)

農業經營上の現物評價法に就て(農會・一三・五)

英國に於ける農村の振興策(農會・一三・五)

舊毛利藩の開墾地小作制度(農會・一三・五)

地租委譲に就て(農會・一三・六)

農村振興策の精神(農會・一三・六)

自作農創成疑義(農會・一三・六)

英國農民代表と首相(農會・一三・七)

英國農業の將來(抄譯)(農會・一三・七)

小作問題に及ぼす人口過剩の影響(農會・一三・七)

農業政策の根據に關する一考察(農會・一三・七)

土地負擔稅能力の考察(農會・一三・七、八、九、一〇)

各地地租制度の概要(農會・一三・七)

農村電化の急務(農會・一三・八)

高島一郎

小林平左衛門

岡田溫

小林平左衛門

佐藤達也

河田嗣郎

荒川五郎

有元英夫

有元英夫

原澄次

三山學人

大槻正男

増田昇一

武智勝正

横井時敬

岡田溫

箭内名左衛門

原田雄一

秋元眞次郎

中澤辨次郎

永井彰一

岡田溫

野崎新太郎

道家齊

本邦小作爭議の大勢(農會・一三・八、九)	渡邊 匡治
米價問題の眞諦(農會・一三・八)	内藤 友明
チエツク共和國の農業(農會・一三・八、九)	橋本 傳左衛門
英國の物價と農業政策(農會・一三・八)	原田 雄一
自作小農地の法律形式と之が經濟的意義(農會・一三・八、九、一二)	佐藤 達也
各國に於ける農業用地分配狀況(農會・一三・八)	農會調查部
再び地租委譲に就きて(農會・一三・九)	横井 時敬
地租委譲は大正十三年より實行すべし(農會・一三・九)	野崎 新太郎
地租の地方委譲と農家の負擔輕減問題(農會・一三・九)	福田 美知
農民の政治的自覺と農會の使命(農會・一三・九)	有元 英夫
農村振興の實際的方策(農會・一三・九、一〇)	原 澄次
最近英國農業界(農會・一三・九)	原田 雄一
地租市町村委譲説に對する神戸博士の駁論を評す(農會・一三・一〇)	野崎 新太郎
戸數割稅義務者としての私法人(農會・一三・一〇、一二)	東浦 庄治
農業雇勞働問題(農會・一三・一〇、一二)	農會調查部
農民生活の改善と保健衛生思想の涵養(農會・一三・一〇)	田村 有年
大震災と租稅(農會・一三・一〇)	野崎 新太郎
災害に面して(農會・一三・一〇)	山崎 延吉

帝都の復興と農村の問題(農會・一三・一〇)	佐藤 寛次
羅馬尼の分益小作(譯)(農會・一三・一一、一二)	原田 雄一
小作法と相當小作料(農會・一三・一一、一二)	佐藤 達也
自作農創成と林野問題(農會・一三・一一、一二)	箭内 名左衛門
我國農業界の改造要點(農會・一三・一二)	田村 有年
農業資金の社會化(農政・二・一)	小河原 忠三郎
米國農民の政治運動(農政・二・一)	有元 英夫
農民の主張(農政・二・一)	山崎 延吉
農民一揆に就て(農政・二・二)	片山 茂美
伊太利に於ける勞働組合(農政・二・二)	佐藤 達也
戰後歐洲諸國に於ける農村社會問題(農會・二・二、五)	小山 權一
農村に於ける政府の横着と農業者の錯覺及解決案(農政・二・二)	伊藤 建七郎
小作爭議と地主の態度(農政・二・二)	松本 寛
小作組合の運動(農政・二・二)	守田 道輔
小作人組合と政治運動(農政・二・二)	諸橋 襄
徹底を缺く農民運動(農政・二・二)	中澤 辨次郎
農民の収益擁護運動(農政・二・二)	田村 有年
農民運動に關する考察(農政・二・二)	高島 一郎
農民運動と新社會の建設(農政・二・二)	佐野 學
農業保險に就て(農政・二・三)	渡邊 庸一郎
米穀生産費と土地資本利子(農政・二・三)	増田 昇一
殖令主義運動に於ける農政問題(譯)(農政・二・三、四)	

小作組合に就て(農政・二・四)	東 畑 精 一
小作爭議の新傾向(農政・二・四)	桃 崎 勇 雄
小作爭議の本質的検討(農政・二・四)	木 村 靖 二
自作農創定意見(農政・二・四)	中 澤 辨 次 郎
農業者と商工業者との負擔比較資料(農政・二・四)	松 山 忠 次 郎
農家の公課負擔の研究(農政・二・四)	岡 田 溫
小作爭議概要(農政・二・五)	農 商 務 省
小作爭議統制と小作委員會(農政・二・五)	中 澤 辨 次 郎
革命以前に於けるロシア農民問題と革命の經驗(農政・二・五)	杉 野 鶴 籠
農民運動から勞農運動へ(農政・二・五)	有 元 英 夫
應急的農村振興策(農政・二・五)	前 田 繁 一
第四十六議會と農村振興當面策(農政・二・五)	古 瀨 傳 藏
農村衛生に就て(農政・二・六)	內 務 省 衛 生 局
農政改革の基礎は自治制度の革新に俟つ(農政・二・六)	鈴 木 東 藏
農村經濟の現状及救済に關する法策(農政・二・六)	內 海 順 藏
小作問題に脅えたる小地主の小作地(農政・二・六)	片 岡 正 修
自作農創定に就て(農政・二・六)	東 武
小作調停主義の意義及限界(農政・二・六)	牧 野 英 一
農村振興根本策を論ず(農政・二・六)	片 山 茂 美
農村人口の優越は農村振興の根本(農政・二・六)	増 田 昇 一
農村振興の議會の根本策と私の根本策(農政・二・六)	

農學及農業は益々進歩して農村及農家は愈々疲弊する(農政・二・七)	古 瀨 傳 藏
第四十六議會と農村問題(農政・二・八)	古 瀨 傳 藏
米專賣法私案(農政・二・九)	吉 植 庄 一 郎
肥後米券社と其一般(農政・二・九)	中 村 貞 介
米價決定の眞標準(農政・二・九)	増 田 昇 一
若し農家が自家用以外の米を作らなくなつたら(農政・二・九)	古 瀨 傳 藏
農村問題と米(農政・二・九)	松 本 喜 作
三百年間の米價と歴史的考證(農政・二・九)	古 瀨 傳 藏
誤れる大農中心の農政(農政・二・一〇)	田 村 有 年
忘却された小農者の境遇(農政・二・一〇)	杉 山 元 治 郎
小農保護問題に就て(農政・二・一〇)	木 立 元 一 郎
農村振興根本策(農政・二・一〇)	木 村 靖 二
小農階級の滅亡を憂ふ(農政・二・一〇)	小 河 原 忠 三 郎
横暴なる羽織小作人(農政・二・一〇)	諸 橋 實
農民團結の要(農政・二・一〇)	林 壽 廣
農村衰頹と改造の使命(農政・二・一〇)	木 村 靖 二
プロレタリア政治運動と農村(農政・二・一〇)	新 潟 縣 岩 船 郡 に行はれる小作制度の一例(農政・二・一〇)
兒童の農業勞働研究(農政・二・一一)	諸 橋 實
臺灣視察と土地國有(農政・二・一一)	新 井 誠 夫
	秋 守 常 太 郎

農村問題と其の救済(農政・二・一一)	青木國一
震災が生んだ田園都市の建設(農政・二・一二)	古瀬傳藏
田園都市の建設と農業教育(農政・二・一二)	池田獵吾
忘れんとする農村問題(農政・二・一二)	河田福一
歐諸國に於ける新農業法制(續)(産業・二〇七・二一〇)	細谷小麓
伊太利の農村購買組合(産業・二・一二)	細谷小麓
農村と人口問題(産業・二・一二)	下村安
米國農業金融問題(東拓・四・一)	
米國聯邦農業地貸付法修正案(東拓・四・二)	
ブラジルの農業經濟組織(東拓・四・三)	
極東大陸農業と我國農業との關係並に我國農業革新の根本策を論ず(東拓・四・五)	森澤省己
英國の農業金融(東拓・四・八)	
米國農業金融に關する新施設(東拓・四・八)	
第十一回萬國農業會議の決議大要(東拓・四・一二)	小野武夫
所有權から小作權へ(農村・七月)	佐野學
資本主義と農民階級(農村・七月)	横田英夫
農村問題と政治家(農村・七月)	片山茂美
農村と國是(志林・八月)	柯上肇
我國農業の資本主義化(我等・五・四)	北澤新次郎
高潮しつつある我國小作人運動(我等・五・四)	河川嗣郎
農業改造方策(改造・五・一)	室伏高信
都會文明から農村文明へ(改造・五・四)	

都會と田舎との分裂(改造・五・八)	河田嗣郎
食糧問題に就て(太陽・二九・九)	奥田讓
米公營の理論と實行(解放・五・二)	安部磯雄
農民運動の心理的考察(解放・五・三)	野上俊夫
近世史上の日本農民生活(解放・五・三)	尾池義雄
農村の階級化(解放・五・三)	北原龍雄
法律上から見た小作問題(解放・五・三)	片山哲
小作人生活と小作爭議(解放・五・三)	赤松克麿
農村救済問題の考察(解放・五・三)	河田嗣郎
東歐中歐に於ける現代農民の社會的使命(解放・五・三)	黒田禮二
私有農場から共產農園へ(解放・五・三)	有島武郎
活躍せる農民運動者(解放・五・五)	阪下敏之
社會主義と農業問題(解放・五・六)	佐野學
小作爭議は何故やかましいか(女改・二・四)	田川大吉郎
人氣取政略を出でざる我國政黨者流の農村振興策(中央・三八・三)	堀江歸一
米價問題と農村生活改善策(表現・三・二)	山本美越乃
農民運動論(建設・二・一)	佐野學
百姓一揆に就て(批判・三)	
農民の社會的立場(種蒔・五・二)	平林初之輔
小作組合運動の現狀(前衛・三・一)	關徹
社會革命と土地所有權(赤旗・一・一)	佐野學
我が農業爭議の經濟的背景(階級・一・一)	高橋龜吉

農民運動の發達と宣傳力集中(階級・一・三)	森崎源吾
無產階級國家の農業政策(譯)(社會・二・一)	河西太一郎
社會主義と小農の土地所有權(社會・二・七)	片山哲
小作爭議と治警十七條(中法・五・二)	岡部完介
小作人運動より見たる小作爭議調停法案(中法・五・三)	
英國農業政策(通商・一〇六五)	
米國自作農の家計狀態(通商・一〇六五)	
米價引上問題(時事・五)	
農村振興策(時事・七)	
農民と政治(時事・一一)	
都會と農村との連帶(時事・一七)	
農業者自覺の好機(時事・一七)	
農村の爭議と其協調(時研・二・二)	諸井四郎
農村問題の背景(時研・二・二)	稻田昌植
最も大なる時事問題(時研・二・二)	山崎延吉
農村の開發と農民聯盟(時研・二・二)	横井時敬
勞農露西亞の農業(國情・八八)	
歐羅巴諸國の農村問題(國際・三・一)	小平權一
米國に於ける小作農の傾斜(商工・四五)	
伊獨兩國に於ける農村問題(斯民・一八・一)	小平權一
農村救済に對する考察(斯・一八・二)	氣賀勘重
小作爭議の實狀を訴へて(斯民・一八・二)	松田嘉一
英佛及び巴爾幹に於ける農村問題(斯民・一八・二)	小平權一

小作問題の技術的解釋に就て(斯民・一八・二)	佐藤寛次
農村と歸農者問題(斯民・一八・三)	太田利一
農村振興の基調(斯民・一八・六)	上山滿之進
農民の農業に對する經濟的及び政治的智識の啓蒙は	
國家の急務なり(斯民・一八・六)	末松借一郎
農村の振興と低利資金の融通(斯民・一八・七)	田中萃一郎
米國に於ける農村改良運動一般(斯民・一八・九、一一)	
英國農業の現況(斯民・一八・九、一一)	吉田茂
共產主義者と農業(丁酉・二四五、二四七)(ルイス・リヴァイン・譯)	那須皓
米國新農業金融法の要旨(海外・五)	
農民の現狀とその教化(文運・)	楠田祥象
小作調度に就て(朝鮮・九六)	佐藤寛次
朝鮮に於ける小作の種類(朝鮮・九九)	
地主と小作人との協調(朝鮮・一〇一)	
將來の農村問題解決策(文活・三・一〇月)	山川大吉郎
江戸時代地方農村に於ける階級的社會組織(歴史・一六・一)	魚澄惣五郎
小作爭議の本場岐阜縣下から(朝日・四・七)	
三 婦人問題	
米國に於ける婦人工業勞働問題の新傾向(社時・三四)	成富信夫
内縁の夫婦に就て(法論・一〇・三)	中島玉吉

公娼の借金に就て(經濟・一七・二)
 勞働露國の女子勞働者(エコ・一・二〇)
 結婚・三角關係・離婚(改造・五・二)
 性のマトピア(改造・五・七)
 産兒制限に對する所説及批判(解放・五・三)
 紡績女工募集の表裏(解放・五・三)
 無産婦人運動の集團(解放・五・五)
 小唄と女工心理(解放・五・九)
 コロンタイ女史の「家庭解放論」(女改・二・二)
 社會學者の女人崇拜(女改・二・二)
 普通選舉と婦人參政權(女改・二・二)
 婦人と過激社會運動取締法案(女改・二・三)
 婦人の職業(女改・二・四)
 第三インターナショナルと其婦人部(女改・二・七)
 勞農ロシアに於ける夫婦と親子(女改・二・九)
 新婦人協會の回顧(婦論・八・三、四、五、六、七)
 未來の社會に於ける婦人(婦論・八・六)
 家族制限策の變遷(學藝・四〇・五〇〇、五〇一)
 産兒制限は自然律違反か(學藝・四〇・五〇〇)
 生物學上から觀た産兒制限(學藝・四〇・五〇〇)
 婦人界の現状(表現・三・三)
 我が國婦人運動の一轉機(太陽・二九・二)
 我國女性問題の第二期的進展(太陽・二九・二)
 吾が國婦人問題解決の一基底(太陽・二九・二)

附 錄

岡崎文規
 山本宜治
 室伏高信
 藤井健次郎
 細井和喜藏
 鈴木茂三郎
 細井和喜藏
 尾瀬敬止
 米田庄太郎
 穂積重遠
 山川菊榮
 藤井利譽
 山川菊榮
 高柳賢三
 らいてう
 佐野學
 山本宜治
 安部磯雄
 石川千代松
 奥むめお
 爲藤五郎
 千葉安良子
 上代たの

日本に於ける婦人運動(太陽・二九・二)
 家族制度と現代の結婚(婦人・三八)
 性慾倫理と結婚制度(婦人・四一)
 近代埃及の婦人運動(文明・一)
 宗教・道徳上より觀たる産兒制限問題(世帯・二・三)
 婦人及兒童の夜業問題(工場・五・一一)
 婦人の觀たる姦通罪の二大潮流(中法・四六・四七)
 法律上より公娼廢止を論ず(中法・四九)
 婦人を奴隸視せる我法制(中法・五四)
 婦人問題の行く道(國際・三・五)
 ヘーグ婦人平和大會(國際・三・七)
 國際的運動と婦人(國際・三・八)
 現代の婦人と參政權獲得運動(時研・二・三)
 婦人の世紀(毎日・二・七)
 日本に於ける婦人問題と運動(毎日・二・六七)
 我が國に於ける女子參政權問題(毎日・二・七)
 工女供給組合の發達(朝日・三・一三)
 職業婦人の色分(朝日・四・二九)
 日本に於ける解放の史實(廓清・一三・二)
 女子職業の心理的考察(工場・五・二〇)
 農村婦人の改造(農政・二・一一)
 各國の國際婦人デー(前衛・三・三)
 英國勞働婦人と失業問題(赤旗・一・三)
 伊太利共產婦人大會と其教訓(階級・一・二)

野上俊夫
 上村 遜
 片山 哲
 片山 哲
 鮎澤 福子
 鮎澤 福子
 久布白落實
 井上 秀子
 今泉 靜江
 山田 わか
 仁保 龜松
 安田 龜一
 益富政之助
 上田 弘一郎
 山川 菊榮
 武田 千枝
 武田 千枝

無産婦人と婦人の解放(種時・三・一七) (クララ、ツェトキン)
 国際共産婦人デーのこと(種時・三・一七) 岩坂幸子
 プロレタリアと婦人問題(種時・三・一七) 山川菊榮

四 産業組合

産業組合中央金庫に就て(経済・一六・四) 河田嗣郎
 震災地と産業組合(経済・一七・五) 大森他作
 消費組合の限界(三田・一七・三、四) 濱田精一
 舊中村藩の報徳仕法と産業組合(三田・一七・二) 瀧本誠一
 産業組合中央金庫の經營に就て(國家・三七・七) 矢作榮藏
 北米合衆國に於ける協同組合運動(社時・二九) 澤田謙
 消費組合の發達と經營(社時・三〇) 河津退
 社會運動としての消費者組合(社時・三二) 澤田謙
 産業組合の本質(社時・三五) 上田貞次郎
 諸外國に於ける生活問題と組合運動(産業・二〇七・二〇八、二二五) 小平權一
 共同生産國としての丁抹の話(産業・二〇七・二二〇・二二一) 濱田道之助
 消費的購買組合の發展策(産業・二〇八・二〇九・二一〇、二二一) 藤井熊太郎
 購買組合は如何なる使命を有するか(産業・二〇八) 左子清道
 都會地に於ける購買組合の繁榮策(産業・二〇八) 徳田留藏
 全國を區域とする購買組合大聯合會(産業・二〇八) 千石興太郎
 獨乙漢堡卸賣組合の狀況(産業・二〇九)

産業組合中央金庫(産業・二二一) 千石興太郎
 消費組合運動に關する一考察(産業・二二二) 篠田七郎
 農村振興と産業組合(産業・二二〇) 横井時敬
 市街地信用組合に關する諸問題(産業・二二〇) 廣瀬豐作
 産業組合の監督機關(産業・二二三) 千石興太郎
 産業組合中央金庫法の成立と産業組合關係法規改正の必要(産業・二二三) 大里忠一郎
 産業組合中央金庫に就て(産業・二二三) 小平權一
 産業組合中央金庫の經營に關する意見(産業・二二四) 矢作榮藏
 四) 矢作榮藏
 産業組合中央金庫法の趣旨(産業・二二二) 長滿欽司
 産業組合中央金庫法に就て(産業・二二三) 矢作榮藏
 消費組合の起源及發達(産業・二二三、二二四、二二五) 篠田七郎
 産業組合中央金庫設立の必要(農會・一三・三) 矢作榮藏
 諸外國に於ける産業組合中央金庫制度の趨勢(農村七月) 矢作榮藏
 中央金庫と農村振興策(財政・一〇・七)
 米國の消費者組合運動(理財・一三・二)
 東京の建築組合と住宅組合(東經・一〇四三)
 産業組合中央金庫設立の必要と其根本問題(東經・一〇三九)
 本邦消費組合 經營難と其前途(東經・一〇六一)
 地方金融と産業組合中央金庫(エコ・一・二) 志村源太郎

産業組合と自治精神(エコ・一・三)

上田貞次郎

各國の産業組合の情態(エコ・一・七)

發達遅々たる我が消費組合(エコ・一・九)

共產黨と産業組合主義(建設・二・二)

(ジノビエフ)

露國消費組合中央會の使命と其活動振(通商・一〇一八)

極東露領コオペラチーフ大會(通商・一〇二〇)

地方振興策に須要なる産業組合界の三大問題(時研・二・二)

佐藤寛次

消費組合と社會主義(婦人・四三)

(ジード、譯)

小作爭議對策としての愛媛縣下の土地利用組合(斯民・一八・一)

中澤辨次郎

和蘭の販賣組合と獨逸の中央金庫(斯民・一八・三)

佐藤寛次

消費者の新社會改造運動(表現・三・一)

海野幸徳

産業組合中央金庫法(朝日・三・一二・壹三)

我國の産業組合(朝日・三・一二・壹三)

五 社會主義

マルクスの階級概念(經濟・一六・一)

高田保馬

サン・シモンの社會改造哲學と社會連帶思想(經濟・一六・一、三四、四、五、六、一七・四)

米田庄太郎

共產の原理(經濟・一七・三)

恒藤恭

「プロレットカルト」と「マルキシズム」(社時・三三)

永井亨

社會運動としての社會主義(社時・三三)

澤田謙

ブルードン研究(社時・三六)

淺野研

カアル・マルクスの遺稿抄(社時・三九)

久室田明光

哲學者としてのラッサーレ(社時・三九)

大室貞一郎

ドイツ社會黨合同問題と其背景(雜誌・一・二)

森戸辰男

原始基督教と共產主義的思想(三田・一七・一・二)

三邊金藏

社會主義と國家(三田・一七・二、三、四、五)

小泉信三

エッセシー教團の共產主義(三田・一七・三)

高橋誠一郎

カウツキーの「修道院的共產主義」を読む(三田・一七・八)

小島幸治

羅馬に於ける社會闘争と社會思想(三田・一七・九、一〇)

高橋誠一郎

唯物史觀研究(同志・一二)

古屋美貞

個人主義及社會主義(社問・四二)

木村重治

革命の史的考察(外交・四五、四)

木村重治

無政府主義共產主義國家社會主義(財政・一〇・二、三)

小泉信三

社會運動の十年(財政・一〇・一)

資本主義崩解必然論に對する考察(財政・一〇・三、五、六)

三邊金藏

ベルンシュタインのボルシェヴィズム批評(財政・一〇・五、六)

小泉信三

六月革命と巴里コミューン(財政・一〇・一八、一九)

小泉信三

中國共產黨(東經・一〇・六二)

獨逸果して赤化するか(エコ・一・一一)

レーデラー

勞働反對運動の現在及將來(勞働・一〇)

大杉榮

理想主義的現實主義(勞働・一〇)

レニンに與ふ(勞働・一〇)

支那の無政府主義(動(勞働・一一)

マルクスとバクニン(勞働・一一・一二)

共產黨の過誤(勞働・一二)

社會主義者の墮落(勞働・一二)

共產黨の偽購(上)(勞働・一五)

社會主義講座(四)(種時・四・一五)

兩性問題と社會主義(種時・四・一七)

無產青年運動の使命(種時・五・一)

ロオドベルツス研究(批判・三)

マルクス及びエンゲルスのロシア觀(批判・三)

哲學の貧困(批判・五)

無政府主義と社會主義(批判・六)

青年聯合と共產黨(前衛・三一)

フラスシズムの山來と本質(前衛・三・一)

朝鮮に於ける無產階級の勃興(前衛・三・二)

自由か規律か(前衛・三・三)

巴里コムミュンの經驗(前衛・三・三)

朝鮮に於ける治者と被治者(赤旗・一・一)

無產者革命と民族問題(赤旗・一・一)

資本主義社會に於ける搾取關係の錯綜(赤旗・一・一)

恐嚇時代(赤旗・一・一)

大 杉 榮

(バンクハースト)

陳 春 培

大 杉 榮

岩 佐 作 太 郎

伊 藤 野 枝

岩 佐 作 太 郎

守 田 有 秋

青 野 季 吉

(マルクス、譯)

(プレハノフ、譯)

水 島 潤 三

田 口 運 藏

金 鐘 範

矢 津 九 郎

高 橋 貞 樹

高 津 正 道

高 橋 貞 樹

北 原 龍 雄

山 川 均

青年プロレタリアの運動(赤旗・一・二)

マルクス主義の根本原理(赤旗・一・二)

青年運動と經濟闘争(赤旗・一・三)

天上の社會運動家へ(赤旗・一・三)

マルクス主義の實際政策(赤旗・一・三)

マルクスの唯物史觀(階級・一・一)

ドイツ社會民主共和のステュチンネス化(階級・一・一)

國際無產青年運動の歴史(階級・一・二)

眞實マルクス主義の立場から(階級・一・二)

(ローザ・ルクセンブルグ、譯)

社會運動に投ぜんとする青年に與ふ(進・一・二)

フランスの共產青年運動(進・一・六)

地震と社會主義(進・一・九)

マルクスの歴史哲學(社會・二・一、二)

共產黨宣言の歴史的背景(社會・二・三、四、五、六、七)

マルキシズムの一綱領(社會・二・四、五)

マルクス論(社會・二・六)

獨逸社會民主黨の産業及社會政策(社時・三四)

唯物史觀とカアル・マルクス(社時・三五)

レーニン論(社會・二・八)

共產黨宣言の國家論(社會・二・八)

不遇な社會主義(社會・二・九)

英國勞働黨側の共產黨加入問題觀(社會・二・一)

柴 耕 介

(フハーリン)

川 合 義 虎

山 川 均

(レーニン、譯)

山 口 氏 門

水 島 潤 三

堺 利 彦

小 牧 近 江

北 原 龍 雄

(波多野、譯)

嘉 治 隆 一

(フハーリン、譯)

(ローザ・ルクセンブルグ、譯)

永 井 亨

(レーニン、譯)

(ラ・ツク、譯)

波 多 野 鼎

平 貞 藏

マルクスの社會進化説に關する批評の批評(建設・二・一)	渡部義通
佛國最近の社會思想と運動(建設・二・二)	檀田好太郎
似而非社會主義に就て(建設・二・二)	寺田守
個人と社會(建設・二・二)	佐野學
早大の反軍國主義運動(建設・二・三)	木村昌三
資本主義の最後の階梯としての帝國主義(建設・二・六)	(レイニン、譯)
政治運動の心理的根據(建設・二・三)	北原龍雄
社會制度の進化(建設・二・五)	渡部義通
國際青年デーの意義(建設・二・五)	水島潤三
青年運動の前途の任務(建設・二・五)	平林初之輔
プロレタリア文化及びプロレツトカルトの問題(二)(文化・五・五)	
マルクス「ゴータ綱領批評」の中心思想(文化・六・一)	
ギルド社會主義と大陸社會主義(文化・六・二)	
ユウトピアより科學へ、科學より實行へ(文化・六・二)	
スチルナアの研究(文化・五・六)	
獨逸に於ける社會主義(局外・一・一、三)	三木義男
革命原理としての社會正義(局外・一・一、二)	澤田謙
マルクスの歴史的貢獻(局外・一・三)	(カウツキー、譯)
目叙傳(七)(改造・五・一)	大杉榮
「改造日本」と無産階級(改造・五・二)	山川均
精神分析と群集心理(改造・五・一)	米田庄太郎
マルクスとバクウニン(改造・五・一)	大杉榮

階級の本質(改造・五・一)	高田保馬
機械主義に對する抗議(改造・五・二)	バートランド・ラッセル
盲滅論(改造・五・二)	岡川均
新興愛國團體批判(改造・五・三)	
戦時共產主義より國家資本主義への轉換(改造・五・四)	
舊約宗教と社會主義(改造・五・五)	稻垣守克
猶太古典に表れたるユートピア(改造・五・五)	石橋智信
フイヒテの哲學に於ける倫理的個性主義と經濟的社會主義(改造・五・五)	渡邊善太
獨逸改革の回顧(改造・五・五)	ハインリッヒ・リツケルト
世界政局の危機(改造・五・五)	北俗吉
階級文化と共產文化(改造・五・六)	片山潜
日本脱出記(改造・五・七)	室伏高信
大學騒動(改造・五・七)	大杉榮
復興問題と社會主義的政策(改造・五・二)	古市泰彦
無産階級運動のABC(解放・五・一)	山川均
中間階級的社會主義論(解放・五・三)	佐野學
社會革命と知識階級(解放・五・四)	佐野學
社會主義思想の宗教的交渉(解放・五・四)	河田嗣郎
世界の癌、秘密結社(解放・五・五)	清澤冽
全國無産者同盟の諸團體(解放・五・五)	上田茂樹
新愛國運動の諸士(解放・五・五)	蒲川龜太郎
都下の思想團體(解放・五・五)	堺利彦

國際無産青年運動概観(解放・五・六) 平林初之輔

精神生活と經濟狀態との關係(解放・五・七) ボルシヤルト

無産階級國家の外交政策(解放・五・八) 平林初之輔

最近獨逸社會民主黨の變遷(解放・五・九) カール・デイル

古典經濟思想に顯れたる階級闘争觀(我等・五・一) 北澤新次郎

無産階級の倫理(我等・五・二) 匿名露人原著譯

獨逸兩社會黨合同完成の簡史(我等・五・二、三) 井口孝親

スパルタに於ける共產主義(我等・五・三) ベア

カントと社會主義(我等・五・五、六、七) カルル・フォルレンダー譯

獨逸革命の犠牲者ローザ・ルクセンブルグ(我等・五・六、七) 井口孝親

共產社會の自存的形式と寄生的形式(我等・五・八) 恒藤恭

ロシアの無政府主義者の現狀(我等・五・八) 播磨裕吉

ブルジョアジーの宗教・哲學及び科學に對するマル

キシズムの闡ひ(我等・五・八) (レーニン、譯)

社會主義基調の文學(太陽・二九・一) 千葉龜雄

無搾取の文化へ(太陽・二九・四) 北澤新次郎

日本社會運動の團體と人々(太陽・二九・一一) 澤田謙

「マルクス主義者」とマルクスの研究法(婦人・四二) 吉野作造

ボルシエヴィキとコオペラティヴの對抗戰(中央・三

八・四) 澤田謙

朝鮮人の社會運動に就て(中央・三八・五) 吉野作造

社會主義の感情的信奉から理智的建設へ(中央・三八

五) 林葵未夫

最大多數の最大幸福と社會主義の主張(中央・三八・七)

ブルヂョアは幸福であるか(婦論・八・五) 林葵未夫

フランス大革命と猶太人の解放(歴史・一一・五) 生田長江

英國労働黨と社會主義(國際・三・八) 時野谷常三郎

「ナロード」事件判例(中法・四七) 粟屋關一

巴里に於けるコムミュウン五十年記念會(斯民・一八・

五) 桑田熊藏

社會主義と科學(丁酉・二五一) (ウエルス、譯)

トロツキー自傳略(丁酉・二五一) (ウエルス、譯)

レーニンと革命先驅者ブレハーノフ(朝鮮・一〇〇臨) (スキターレス)

階級闘争に就て(教化・三・一) 川邊喜三郎

世界の暴力團體(毎日・三・二二) 西谷雅義

國際無産子供デー(毎日・三・二六) 財部靜治

個人主義と社會主義の海外觀(經濟・一六・二) 藤野靖

生産者及消費者としての露西亞(經濟・一六・四) 小野清一郎

ソヴェエツト・ロシアの刑法(國家・三七・一二) 山田準次郎

露國憲法に就て(國家・三七・一二) 西島彌太郎

露西亞社會保險(法論・一〇・三) 内池廉吉

勞農露西亞の商業組織に就て(國民・三五・三) 平野清

勞農露西亞の通貨と銀行業(商業・二九・三〇) 平野清

ソヴェエツト・ロシアの鐵道事情及政策(經濟・九・一)

ロシア鐵道の現狀(經濟・九・五)

ロシアの新刑法典に就て(志林・二五・八) 小野清一郎

露西亞の新經濟政策(外交・四三八)	田中萃一郎
露國の將來と極東貿易(外交・四四五)	
赤衛軍の歴史(外交・四四四)	播磨 檜吉
列國の對露政策(外交・四四四)	稻田周之助
帝政の露西亞とサウイエトの露西亞(外交・四五二)	齋藤清太郎
全露同盟の新憲法(外交・四五二)	播磨 檜吉
勞農露國の通貨及銀行(理財・一三・一)	
勞農露國の新通貨(理財・一三・五)	
勞農露國の對外貿易(東經・一〇三七)	
勞農露國の經濟推移(東經・一〇四〇)	(トロッキー、譯)
露西亞に於ける金融事情(東經・一〇四七)	
新經濟政策の採用と露國の經濟狀態(東經・一〇四四)	
ロシアの對外貿易(東經・一〇五三)	
露國共產黨の新經濟及勞働政策(社時・三二、三三)	永井 亨
過渡期にある露國經濟(エコ・一・一四)	
恢復途上の露國工業(エコ・一・一六)	
一九二〇年露西亞人口調査の結果(統計・六)	
露西亞の新領域(統計・六)	
露國に於ける子供と母親の保護(主義・六・六)	
勞農露西亞に於ける子供の解放(主義・六・六)	
露國に於ける子供の生活と教育(主義・六・六)	
勞農露西亞の教育と藝術(主義・七・一)	
地力ソヴェイト傍聴記(前衛・三・一)	(ブレイルスフォード、譯)
或る革命家の南露行(前衛・三・一)	八屋良一

赤色勞働組合インターナショナル第二回大會(赤旗・一・一)	(ロソフ、譯)
共產黨インターナショナル第四回大會(赤旗・一・一二、三)	西 熊雄
新經濟政策の效果(社會・二・二)	(レニーン)
露西亞革命に於ける平等(社會・二・二)	千葉雄次郎
第十回全露ソヴェイト大會(社會・二・四)	田中九一
ソヴェイト共和國の合同(社會・二・四)	(ア、K)
ロシア革命とユダヤ人(社會・二・七)	田 中
露西亞革命と中間階級(建設・二・二)	(ピクター・サーヂ)
露西亞の青年運動(進・一・六)	沖 龍男
勞農露國の經濟的現勢(改造・五・四)	レオン・トロッキー
勞農露國の危機と新經濟政策(改造・五・四)	田口運藏
「新經濟政策」と露國の將來(改造・五・四)	山川 均
勞農露西亞の新舊經濟政策(改造・五・五)	アドルフ・エツフエ
經濟的に見たる露國の現狀(改造・五・六)	片山 潜
新經濟政策下の露國の産業組織(改造・五・七)	山川 均
露西亞通信(改造・五・七)	片山 潜
赤色の浦鹽(解放・五・二)	(山川菊榮譯)
革命ロシア印象記(解放・五・七)	(ウイリアム)
勞農ロシアの通商制度(解放・五・九)	山川 均
露國經濟政策の變遷(我等・五・五)	落合 谷藏
勞農ロシアの新聞(我等・五・九)	(エルツルク、譯)
サウイテイの社會學的法律觀(思想・三・二)	木村 龜二

赤化露西亞の生活(譯)(文明・一)	
勞農ロシア新民法を中心として(中央・三八・八)	高柳賢三
ソヴェット露國の新舊經濟政策(東拓・四・七)	
勞農露國の商業及交通問題(東拓・四・一〇)	
露國外國貿易の國營(東拓・四・一〇)	
露國民再び饑饉に苦しむ乎(東拓・四・一二)	蜷川新
ソヴェットの聯邦運動(國際・三・二)	S・Y 生
最近露國情報(國際・三・二)	
モスコウ軍縮會議(國情・一〇〇)	
極東共和國と勞農政策との併合(國情・九六)	
全露ソヴェット聯盟の成立(國情・一〇四)	
ボルシエヴキへの新しき反抗(國際・三・六)	本莊可宗
新ロシアの親族法相續法(國際・三・九)	穂積重遠
勞農露西亞の立法事業(中法・四七)	
露國に於ける銀行狀態(海外・一)	
露國に於ける新民法と所有權(海外・一)	
露國に於ける銀行制度(海外・三)	
露國國立銀行の新銀行券と同行最近の貸借對照表(海外・五)	
露國の經濟事情に就て(海外・六)	
勞農露國經濟事情(通商・一〇一九)	
歐露經濟事情(通商・一〇二四)	
歐露最近事情(通商・一〇二五)	
勞農露國貿易の前途(通商・一〇三三)	
露國新經濟政策の歸結(通商・一〇八一)	

露國産業の現況(通商・一〇九八)	
露國に於ける紙幣と銀行券(通商・一一〇四)	
勞農露國政府の利權讓渡に就て(南滿・三・一〇)	
勞農露西亞の財政(大阪・一九三)	
全露博覽會の概況と露國の現狀(大阪・一九八)	
全露農工博覽會を見る(朝日・四・一七、一八)	福本義亮
全露農工博覽會(朝日・四・一九・二〇・二二)	
勞農露國の出版界(毎日・二・七、八)	中根弘
勞農露國の財政經濟狀態(毎日・二・六、七、八)	
極東ロシア領の經濟的觀察(毎日・二・八)	
水平運動と諸政黨(我等・五・四)	樺田民藏
對角線的に見たる水平問題(我等・五・五)	
水平社運動と階級の打破(財政・一〇・七)	高橋貞樹
水平運動の進展(前衛・三・一)	海門寺五郎
第二回全國水平社大會(赤旗・一・一)	布施辰治
水平社對國粹會爭鬭の一考察(赤旗・一・二)	高橋貞樹
水平運動の革命的意義(階級・一・一)	吉野作造
水平運動の勃興(中央・三八・四)	山川均
恐れられたる水平運動改造(改造・五・三)	阪本清一郎
水平運動の一ケ年(改造・五・四)	
水平社大會特派記(改造・五・四)	
歴史上の所謂部落民(解放・五・五)	喜田貞吉
吾等の水平運動(解放・五・五)	高橋貞樹
水平運動と其人口(解放・五・五)	猪原榮一

水平運動の現在將來(文運・一三五)	島中雄三
水平社の社會運動(丁酉・二四八)	山形東根
水平社運動の目的と效果(丁酉・二四九)	中島
水平社運動に關する一考察(丁酉・二四九)	山形東根
特殊部族問題(時事・八)	
水平運動の概観(生活・七九)	中保

六 人口問題

今後の植民政策の基準(經濟・一六・一)	山本美越乃
婚姻年齡の統計的研究(經濟・一六・四、六)	岡崎文規
太平洋諸島土着民族の衰滅的傾向に就て(經濟・九・五、六)	
政治的正義と人口論(三田・一七・一)	津田誠一
近世資本主義と殖民經濟(三田・一七・一、二、三、四)	阿部秀助
人口論の原理と政策(三田・一七・二)	津田誠一
「人口論」の哲學的思想(三田・一七・三)	津田誠一
「人口論」批判(三田・一七・四、五)	津田誠一
世界經濟と殖民政策(商業・三一)	長田三郎
新らしき救極ザイオニズム(社時・三五)	遊佐敏彦
ユダヤ人問題(雜誌・一一・一)	細川嘉六
ゼームス・スチュアートの人口論(國民・三五・四)	柴田銀次郎
米國の新移民政策(外交・四四二、四四四)	米田實
ザイオニズム(五)(外交・四三六、三八、四五、四九、五三)	三浦武美

我が過剰人口と伯刺西爾移民(外交・四五六)	清水靜文
人口問題の統計的批判(統學・四四三、四四四)	佐々木啓七
人口學說史論(統學・四四五、四四七、四四八、四四九、四五〇)	柴田銀次郎

在外本邦人(統計・五)	
我が國の出生と季節(統計・六)	
都會の人口(統計・六)	
本邦の結婚統計(集誌・五〇三、五〇四)	加藤銀藏
本邦の離婚統計(集誌・五〇五、五〇六)	加藤銀藏
人口問題の統計的批判(集誌・五〇五)	佐々木啓七
米國に於ける猶太人(理財・一三・三、四)	
佛獨二國の出産率比較(理財・一三・五)	
歐洲人口の膨脹と米國(理財・一三・五)	谷シタ
黒人種解放運動の現勢と其の傾向(改造・五・八)	赤松克麿
人類の過去及未來(學藝・五〇二)	中島強佐夫
日本人口の現状(表現・三・三)	後藤市藏
人口問題に就て(太陽・二九・一)	長澤柳作
布哇に於ける日本人教育並に勞働問題(東拓・四・一)	
米國移民制限法修正の運動(東拓・四・二)	
ブラジルに於ける我移民の現況(東拓・四・三)	玉置佐一
米人の加州排日問題調査(東拓・四・六)	
加奈陀に於ける東洋移民の問題(東拓・四・六)	田中誠之助
海外移民の送金(東拓・四・七)	
黒人の現状と獨立の新運動(國際・三・二)	新井誠夫

在加州邦人問題(國情・九五)

猶太人問題の解決の諸政策(國際・三・五)

少數民族保護問題(國情・一一六)

人口問題の趨勢と其調和策(時研・二・二)

歐羅巴及び亞細亞に於ける人口難(丁酉・二五二)

(ミヒエル・ブロックハウゼン、譯)

人種の意義及起源(生活・七九)

人種の分類及び其優劣(生活・八〇)

世界の各地に残る食人の蕃習(生活・八一)

白人歐洲に對する四民族の脅威(生活・八二)

勞農露西亞のユダヤ人(主義・七・一)

人口政策と移民政策(憲政・六・一)

人口問題の一老察(教化・三・一)

岡田 忠一

生江 孝之

鈴木梅四郎

鈴木梅四郎

新井 龍峰

鈴木梅四郎

江 木 翼

宮 島 清

七 勞働法制

ドイツ勞働契約法の改正(法學・四一・六)

從業規則の法律的性質(法學・四一・六)

獨逸に於ける勞働立法の發達(經濟・一七・三)

工場法改正案に對する意見書(社時・三一)

勞働條約案改正手續問題(社時・三三)

第四十六議會に提出せられたる勞働關係諸法案(社時・三三)

時・三三)

勞働組合に關する諸法制(社時・三四)

改正工場法の施行に就て(社時・三五)

林 癸未夫

神田 孝一

加藤 三郎

中 丸 叫

末弘 嚴太郎

平野 義太郎

工場法施行令改正案私評(社時・三七)

支那暫行工場法の公布(外交・四四四)

獨逸の勞働集合協約に關する法規(理財・一三・一)

工場法改正と社會的施設(財政・一〇・六)

中歐諸國に於ける新農業法制(續)(産業・二〇七)

支那工場の通則と各國工場法との比較(内外・七六)

貧兒教育より見たる小學校令及工場法(社研・一一・二)

獨逸勞働賃率契約法草案(工場・五・五)

工場法の改正に就て(工場・五・八)

工場法の改正に就て(工場・五・一六)

工場法改正案と國際勞働會議(懇話・一一)

八 財 政

戸數割納稅義務者としての私法人(農會・一三・一〇)

資本課稅論(中央・三八・一三)

アダム・スミスの財政學說(改造・五六)

地租論(經濟・一六・三)

現下の英佛伊獨の財政經濟大觀(理財・一三・二)

課稅の一方法としての通貨膨脹(理財・一三・一)

九 政 治

社會改造思想史に於ける法律及び法律學の地位(續)

神田 孝一

成瀬 義春

細谷 小麓

富田 象吉

末弘 嚴太郎

河原田 稼吉

關 口 泰

東 浦 庄 治

清 澤 湧

堀 江 歸 一

小川 郷太郎

(クラモンド)

(國家・三七・一、二)	田中誠二
タルドの法律の進化の社會學的研究(國家・三七・三、四、五、六、七)	風早八十二
選舉權擴張の行程(法論・一〇・二)	市村光惠
大名の社會的及法的概念(法論・一〇・四)	牧健二
マキアベリの國家論と近世ユトピア(國民・三四・二)	生島廣治郎
マッケンザ一の三重國家論(國民・三四・四)	平野清
近世國家思想と法理思想(國民・三五・五)	生島廣治郎
カントロヴィツツの法律社會學(法學・一〇・三、五)	田中誠二
自由及自由權の研究(一)(同志・一二)	中島重
所謂經濟法學の出現に就て(志林・二五・六、七)	竹井廉
獨逸賠償問題の經過(三田・一七・四)	池田龍藏
現實の法則として觀たるソリダリティ(社時・二九)	青木節一
標語としての法律の社會化及び自由法(社時・三二)	牧野英一
蒙古の獨立及獨立後の露支關係(外交・四三七・三八、四二)	矢野仁一
日露和親の基礎條件(外交・四四五)	半澤玉城
加州外國人土地法は北米合衆國憲法及加州憲法に違反す(外交・四五五、四五六)	岩本英夫
支那古代に於ける都市の起源を論ず(東亞・七・三、四)	那波利貞
勞農露國の承認を前提に(東經・一〇・三七)	河田副郎
商工黨組織と農民黨の必要(エコ・一・五)	

日露問題(財政・一〇・一五)	柳泰慶
朝鮮の過去と現在(國際・三・二)	加藤三郎
世界平和大會(國際・三・五、六)	澤田謙
最近印度の民衆運動(國際・三・六)	
日露修交問題(國際・三・六)	
ウエルスの世界國家提唱(國際・三・七)	松下芳男
日本平和運動史(國際・三・八、九)	
第四回國際聯盟總會に就て(國際・三・九、一二)	
國際聯盟の少數民族保護(國情・一一九)	北伶吉
王道と覇道(改造・五・四)	福田德三
勞農露國承認の意義(改造・五・六)	佐野學
弱小民族解放論(改造・五・六)	後藤新平
對露私見(改造・五・六)	武藤山治
政治改造運動(改造・五・一二)	米田實
反動政治の運命(中央・三八・一〇)	
インドに於ける政治運動と農民の蜂起(解放・五・二)	田口運茂
議會と對露外交(解放・五・三)	山川均
無産者の立場より見たる陪審制度(解放・五・五)	末弘嚴太郎
反議會主義者の議會行動論(解放・五・八)	赤松克麿
ルール占領問題の側面(我等・五・七)	黒田禮二
大名の研究(太陽・二九・一、三、四)	中村孝也
裁判と無産階級(太陽・二九・一)	高柳賢三
國際聯盟の現在と將來(太陽・二九・二)	米田實

勞農露西亞の外交研究(太陽・二九・九)

勞農露國の外交(中央・三八・一)

現代政治に於ける民族と階級との關係(中央・三八・三)

三)

勞農露國の條約關係(憲政・六・七)

新聞紙法違反事件判例(中央・四八)

所有權と懶惰權(中法・四八)

階級闘争と法律(中法・五三)

印度國民大會の轉機(赤旗・一・二)

商工黨運動の經濟的説明(赤旗・一・二)

北米合衆國の二大王朝(赤旗・一・三)

イギリス帝國主義の背景(赤旗・一・三)

ロシア承認と勞働階級(赤旗・一・三)

フランスの財閥と政黨(階級・一・一)

ロシアの支配階級(階級・一・一)

イタリーの支配者(階級・一・二)

議會否認か議會主義か(潮・三・四、五、六、七)

國家の本質(局外・一・一)

コソフの社會連帶思想(哲學・八・五)

大名論(上)(歴史・一二・四)

中世末歐洲社會に對する一考察(歴史・一二・四)

歐洲經濟界混亂の一因としての資本課税(南滿・三・一一)

一一)

李朝黨争概要(朝鮮・一〇・一)

米田 實

大山 郁夫

江 木 翼

牧 野 英一

片 山 哲

(エム・エヌ・ロイ)

高 橋 龜吉

堺 利 彦

西 雅 雄

青 野 季吉

山 川 均

二木 愛太郎

今 井 嘉幸

宮 崎 市八

米田 庄太郎

牧 健 二

植村 清之助

リಂಗート・ラウド、譯

小 田 省 吾

國粹黨に關出現と對歐關係(斯民・一八・五)

愛國主義の批判(文明・八)

勞農露國と列國との條約一覽表(通商・一〇三八)

英國の勞働黨(毎日・二・三四)

外交界の推移と我が國の立場(毎日・二・二)

獨逸に於ける社會化問題(懇話・一四)

一〇 經濟一班

物價問題の統計的研究(經濟・一六・一)

新剩餘價值説及社會階級協和論(經濟・一六・一)

養蠶業の擴張及改善(經濟・一六・二)

資本主義經濟學と自然法則(經濟・一六・二)

基督教文明の發展概論(續)(經濟・一六・三)

日本經濟史の特性(經濟・一六・六)

民族制度雜考(經濟・一七・二)

武士成立の經濟的要素(經濟・一七・二)

兌換券と物價指數との關係(經濟・一七・四)

マルサスの地代論に就て(經濟・一七・五、六)

鎌倉時代の土地制度(經濟・一七・五、六)

資本勞働と勞働資本(經濟・一七・六)

經濟議會論(四)(國民・三四・一)

クエイカの經濟思想(國民・三四・三・三五・一)

ギデイングスの觀たる社會發達の方向(國民・三四・四)

米 田 實

トルストイ、譯

稻田 周之助

富田 愛次郎

沙 見 三 郎

田 島 錦 治

戸 田 海 市

河 上 肇

財 部 靜 治

本 庄 榮 治 郎

本 庄 榮 治 郎

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

三 浦 周 行

價格生活の理論(國民・三五・二)	坂西山藏
經濟社會の存立及び其發達を論ず(國民・三五・六)	津田武二
社會思想家としてのジョン・ラスキンの生涯(四・五)	奥井復太郎
(三田・一七・四、五)	
チュールド・スチュアート兩朝に於ける工業政策(二、三)(三田・一七・四・五)	高木壽一
カントに序て社會學を論ず(三田・一七・五)	勝田貞次
鐵道經營の獨占的傾向に就て(三田・一七・四)	増井幸雄
景氣循環による社會的弊害の緩和策(三田・一七・八)	池田龍藏
資本主義的經濟組織の本質と作用(三田・一七・九)	金原賢之助
社會政策の原理(三田・一七・一〇)	小泉信三
勞働價值説に對するベルンシュタインの「批評(三田・一七・一〇)	金原賢之助
配給組織存在の理由に關する新説(三田・一七・一〇)	向井鹿松
歐羅巴の經濟狀態(經資・九・六)	
革命後の獨逸の經濟的變遷(經資・九・一)	瀧川政次郎
律令の奴婢賣買法(法學・四・四、五)	舞出長五郎
アダム・スミスの價值論に就て(經論・二・一)	河津 暹
アダム・スミスの生涯と環境(經論・二・一)	土方成美
自由競争と獨占(經論・二・一)	長谷田泰三
アダム・スミスと利己心(經論・二・一)	渡邊鐵藏
公益事業の料金決定(經論・二・一)	諸井貫一
工業經營形態の配分關係と其變化(經論・二・一)	有澤廣巳
レーデラー教授の經濟學理論上の結構(經論・二・一)	

經濟發達階段學說に對するゲオルグ・フオン・ペロウの批評(經論・二・一)	土屋喬雄
貨幣問題より見たるアダム・スミス(經論・二・二)	山崎覺次郎
競争價格と獨占價格(經論・二・二)	土方成美
我國の自由港問題(經論・二・二)	河津 暹
方法論考察の一斷片(經論・二・二)	大森義太郎
シオン運動に就て(經論・二・二)	矢内原忠雄
日本に於ける株式會社の起源(商學・二・三)	上田貞次郎
アダム・スミスと結社禁止法(商學・三・一)	三浦新七
マルクスの使用價值(社時・三〇・三一)	坂 千秋
英國自由黨の新産業政策(社時・三一)	永 井 亨
アダム・スミスの生涯(社時・三五)	高橋誠一郎
各國に於ける産業政策の將來(社時・三六)	永 井 亨
産業立憲政策の提唱(社時・三七)	永 井 亨
現代思潮と最近の經濟思想(社時・三九)	永 井 亨
マルクスの勞働價值説(三)(社問・四一)	河 上 肇
剩餘價格論につき高田博士に答ふ(社問・四三)	同
生産手段に關する所有權の睡眠(社問・四四)	同
加田教授に答ふ(社問・四五)	同
高田博士の再論に就て(社問・四七)	同
マルクス資本論略解(社問・四五、四六、四七、四八、四九、五〇)	同
唯物史觀に於ける「生産」及「生産方法」(雜誌・一・一)	梶田民藏
古典派、俗説、歴史派及マルクス派經濟學(雜誌・一・一)	

一

アドルフ・ケトラーと唯物論的見解(雑誌・一・一)	久留間 鮫造
アダム・スミス誕生二百年(雑誌・一・一)	高野 岩三郎
貴族小史(續)(法論・九・二、三、四)	久留間 鮫造
祖先祭親と我國の封建制度(法論・一〇・一)	徳川 喜輪
中古の土地公有制度(一)(法論・一〇・三)	牧 建三
近世資本主義の起源(同志・一〇)	牧 健二
アダム・スミスの賃銀論(同志・一一)	ブレンタノ、石田 譯
資本主義の概念(同志・一一)	黒川 芳藏
經濟學の自然哲學的基礎(同志・一二)	石田 抄譯
ウォルシュ氏の物價指數構成の公式(同志・一二)	恒 藤 恭
マルクスの價值學說に就て(商業・二九)	宗 藤 圭三
シドニー・ウェツプの銀行國有論(商業・二九)	竹島 富三郎
失業統計に就て(統計・四四五、四四六、四四七)	松 崎 壽
家計調査の範圍方法(統計・五)	柳 澤 保惠
家計調査に於ける消費單位を論ず(統計・六)	長 澤 柳 作
土地國有と資本國有(東經・一〇三三、一〇三八)	長 澤 柳 作
土地國有と資本國有(東經・一〇三三)	秋 守 常太郎
土地私有の成績(東經・一〇三三)	武 藤 山 治
極東に於る對露通商の實際と方法(東經・一〇四一)	田 川 大吉郎
貿易に現はれたる我國國民經濟の變化(東經・一〇四七)	渡 部 春 男
生産に現れたる我國經濟位置の變化(東經・一〇四六)	
不景氣は如何にして避け得るか(東經・一〇七六、七七、七八)	
資本主義崩解必然論に對する一考察(財政・一〇・五)	

六

アダム・スミスの貿易論(財政・一〇・一四、一五)	三 邊 金 藏
獨逸國經濟會議の制度と其實際(理財・一三・一)	小 泉 信 三
通貨及信用論(理財・一三・一)	カルザース
貨幣價值變動の社會に及ぼす影響(理財・一三・一)	キ イー ンス
自由港設置問題(理財・一三・一)	キ ン グ
米國の純貯蓄額に就て(一)(理財・一三・二三)	
英國經濟狀況のバロメーター(理財・一三・二三)	
各國に於ける生活費指數と其調成法摘要(理財・一三・二三)	
エディソン・フォード兩氏の物品本位貨幣論を批評す(理財・一三・五)	フ オ ス ター
將來の物價趨勢に關する考察(理財・一三・六)	ヤ ン グ
英國議會の資本主義論議(エコ・一・一〇)	堀 江 歸 一
樺太と日本との歴史的關係(外交・四四〇、四四一)	
ボルハルトの唯物史觀解説(社會・二・一)	石 濱
英國産業革命の複合的要素(社會・二・二、三、四)	蠟 山 政 道
デイリッソンの「資本論」評(社會・二・三)	細 野 譯
資本主義の機能的分析(建設・二・四)	北 原 龍 雄
現日本國の經濟的地位(赤旗・一・一)	高 橋 龜 吉
我が物價騰貴の使命(赤旗・一・三)	高 橋 龜 吉
我が財政問題に絡まる階級戦(階級・一・一)	高 橋 龜 吉
國家資本主義の本質(文化・五・三)	
希臘及び羅馬に於ける價值學說(解放・五・一)	高 橋 誠 一郎
限界效用説と需要供給曲線の意義(解放・五・一)	土 方 成 美

中世聖法學者の價值論(解放・五・二)	北澤新次郎
河上博士の剩餘價格論(解放・五・二)	高田保馬
社會價值としての經濟價值(解放・五・三)	山口正太郎
價值と價值判斷(解放・五・三)	瀧本誠一
マルクスの價值論と河上博士(解放・五・四)	加田哲二
抽象經濟學(解放・五・五)	高橋誠一郎
剩餘價格に關して(解放・五・七)	高田保馬
基督教と經濟學(解放・五・九)	高橋誠一郎
本邦古代奴隸の解放に就て(我等・五・三)	瀧川政次郎
タブーとしての近代經濟學說(我等・五・一)	出井盛之
言語習慣の光によりて照らさるゝ文献以前の日本	
民衆生活(我等・五・一)	西村眞次
勞働價值說の一辯護(我等・五・三)	二葉大三
イスラエルの法典に現れたる奴隸制度(我等・五・三・四)	松井了穩
經濟學及社會思想の唯物史觀概論(我等・五・三)	櫛田民藏
希臘思想の背景と經濟論の萌芽(我等・五・四)	谷口彌五郎
價格制度と分配學說(我等・五・五)	出井盛之
本邦古代奴隸の人口と其の分布(我等・五・八)	瀧川政次郎
分業論(我等・五・九)	セー・ブー・グレン・譯
世界が救はるるまで(改造・五・一)	福田徳三
リープクシーヒト獄中遺稿マルクス價值論批評(改造・五・三、四、六)	福田
近代資本主義と猶太人(改造・五・五)	新居格

資本利子と獨占(改造・五・七)	土方成美
改造問題と明治時代の省察(改造・五・一)	末弘嚴太郎
營業自由の制限(陽・二九・一)	宮本英雄
經濟的個人主義の意義(太陽・二九・一)	堀經夫
世界の平和を促進するに必要な經濟的手段(中央・三八・四)	堀江歸一
臺灣に於ける生蕃の生活(文明・六・七・一〇)	モントガメリー
所有權の理論(文運・一三三)	下中彌三郎
マルクスの價值說に就て(文運・一三四)	島中雄三
工業の地理的分布と聚落形態との關係(續)(歴史・一一・二)	黒正巖
帝都復興より經濟政策の確立を論ず(農政・二・一二)	永井彰一
ブラジルの農業經濟組織(續)(東拓・四・四、六)	
社會政策我觀(時事・一一)	
當而の物價(時事・一六)	
日本銀行問題の研究(生活・七六・七七・七八・八〇・八一・八二・八三)	石澤久五郎
世界海賊史考(生活・八二)	天宮聖之助
經濟組織の進化と家族制度(婦論・八・一)	長谷川如是閑
アダム・スミスの經濟學(婦論・八・九)	小泉信三
支那の社會組織と經濟界の將來(懇話・一四)	殷汝耕
スミスの經濟學と思想的背景(懇話・一四)	河田嗣郎
亞爾然丁國經濟事精(商工・四六)	
大阪市大正十年の工業(商工・四七)	

濠洲經濟事情(商工・四八)
工場設備の減價償却に就て(工場・五・一三)
行詰つた「不勞所得階級」(文活・三・七月)
營利主義の進化的效果(局外・一・一)
戦後歐洲財政經濟(朝日・三・一八、一九、二〇、二一)
アダム・スミスと現代思想(朝日・三・二五)
英國モラトリウムの實例と廢止後の對策(朝日・四・一八)
中世末歐洲社會に於ける一考察(歴史・一一・四) 植村清之助

一一 雜

舊約全書に現れたる社會思想(三田・一七・一二)
原始基督教と社會問題(三田・一七・五、六)
原始基督教の社會思想(三田・一七・八)
個人と團體との關係(經濟・一六・一)
階級に就て(經濟・一六・二、三、五)
加特力教の社會論者に就て(經濟・一六・三)
基督教文明の發展概論(經濟・一六・四)
本邦自殺の男女別(經濟・一六・五)
獨身概論(經濟・一七・四)
安政の震災と救済策(經濟・一七・四、五)
社會の基本的關係(同志・一二)
震災と法律關係(同志・一二)
對立より社會連帶へ(國民・三五・五)
乾隆帝と社會政策(志林・二五・四、五、六)
上開意識に就て(商學・二・三)

森本厚吉
高 畠 素 之
森 賢 吾
河 田 嗣 郎
植村清之助

高橋誠一郎
高橋誠一郎
高橋誠一郎
財部 靜 治
高 田 保 馬
田 島 錦 治
財部 靜 治
財部 靜 治
財部 靜 治
本庄榮治郎
シ
ヌ
タ
ウ
デ
イ
ン
ガ
ア
波多野鼎譯
中 治 武 二
高 島 佐 一 郎
東 川 徳 治
高瀬莊太郎

米國に於ける兒童福祉問題(社時・二九)
カーライルの社會哲學(社時・二九、三〇)
シニクムラーの社會哲學(社時・三二)
階級構成に關する考察(社時・三三)
資本主義運動と社會政策(社時・三四)
個人精神と社會精神(社時・三五)
生存の倫理(社時・三六)
少年法の理解(社時・三六)
震災日誌(社時・三八)
震災に際して協調會の實行したる事業(社時・三八)
震災と道徳的復興(社時・三八)
這次の災危と法律思想の改造(社時・三八)
大震災と社會事業(社時・三八)
大震災と社會思想(社時・三八)
大震災と社會政策(社時・三八)
大阪市公園利用狀態調査(雜誌・一一)
社會と個人の關係に就て(社會・二・四)
ドウーグライズムの研究(文化・五・二、三、四)
社會制度の進化(二)(建設・二・六)
ブルジョアカルトの組織と本質(種時・五・一)
震災の本邦對外貿易に及ぼす新影響(經濟・九・九)
震災金融の諸問題(經濟・九・九)
震災による主要需要増加及その生産に對する影響(經濟・九・九)
東京市震災復興方策(東經・一〇七二)

水上鐵治郎
高橋 正 熊
中 島 寛 次
若 林 米 吉
澤 田 謙
若 林 米 吉
友 枝 高 彦
小野清一郎
友 枝 高 彦
牧 野 英 一
田 澤 義 輔
永 井 亨
同
大 林 宗 嗣
波多野 鼎
渡 部 義 通
赤 根 霞 男
田 川 大 吉 郎

社會的施設事項(産業・二・四)	齋藤樹
新思想の道德的批判(産業・二・五)	深作安文
家族制度と我國の現状(表現・三・三)	河田嗣郎
宗教に絡る一揆の片々(表現・三・四)	内藤智秀
階級的生活意識と階級文化(我等・五・二)	長谷川萬次郎
社會科學の障害とその排除(我等・五・五)	大山郁夫
道德の社會的基礎(我等・五・五)	波多野鼎
宗教科學と認識論(我等・五・五)	エミール・デュルケーム
反動思想と似而並古典主義(我等・五・五)	
社會の觀念に就て(我等・五・九)	波多野鼎
古典的貴族主義と近代的貴族主義の崩解(我等・五・九)	
民族感情の心理とその社會的意義(我等・五・一〇)	長谷川萬次郎
精神分析と群衆心理(續)(改造・五・二)	米田庄太郎
自由國と奴隸國(改造・五・二)	室伏高信
知的生活の階級的構成に就て(改造・五・三)	長谷川如是閑
法律の生命(改造・五・三)	恒藤恭
モーゼよりキリストへ(改造・五・五)	高橋誠一郎
大社會と自由(改造・五・八)	室伏高信
復興日本當面の問題(改造・五・一〇)	福田徳三
復興經濟の第一原理(改造・五・一一)	福田徳三
帝都の建設と創造的精神(改造・五・一一)	安部磯雄
社會思想の新潮流(改造・五・一二)	シー・ビヤード
無産者兒童に對する無産階級敎化の實際とその原理	

について小學校教師に訴ふ(中央・三八・七)	武藤直治
プロレツトカルト論(中央・三八・七)	土田杏村
社會生活の流導原理としての連帶人の道德(中央・三八・六)	井上忻治
社會組織に於ける指導意識の進化(中央・三八・八)	長谷川如是閑
人間の本能と社會改造の基調(中央・三八・九)	林癸未夫
東京市の災害と經濟的復興策(中央・三八・一一)	堀江歸一
前古未曾有の大震大火慘害記録(中央・三八・一一)	
帝都復興に伴ふ諸種の社會問題(中央・三八・一二)	堀江歸一
朝鮮人虐殺事件に就て(中央・三八・一二)	吉野作造
支那の社會改良論(譯)(太陽・二九・四)	
社會連帶主義の根據に就て(太陽・二九・一一)	古垣鐵郎
知的生活の隸屬と反抗(解放・五・四)	長谷川如是閑
知識階級存在の價值(解放・五・四)	新村出
知識階級と云ふもの(解放・五・四)	有島武郎
四教法學の發達に就て(解放・五・四)	大川周明
快樂經濟と本能派の理想社會(解放・五・四)	出井盛之
文化運動と無産者運動(解放・五・六)	長谷川如是閑
大學擁護運動の社會的意義(解放・五・八)	大山郁夫
富の概念と學の權威(解放・五・八)	出井盛之
第三史觀(思想・一九)	高田保馬
臺灣民族の文化觀察(學藝・四〇・四九六、四九七)	桑田芳藏
過渡期に於ける國家、階級、爭鬭(國際・三・五)	本莊可宗
階級、國家、民族及平和主義(國際・三・五)	稻垣守克

教育運動の意義(文運・一三四)	下中彌三郎
能力總動員としての公費教育(文運・一三七)	下中彌三郎
回教徒の生活と回々教國(文明・四)	山岡光太郎
大正の大地震に對する國民的反省及對策(時事・一四)	
大阪市設簡易食堂晝食の榮養價調査(商工・四五)	
歐米の中央市場(商工・五〇)	
消費節約の國民的運動(斯民・一八・二、三、六)	今井兼寛
伯林の地方疾病金庫(生活・七六)	楊 廬 原
我國に於ける唯物論者の三傾向(文生・三・三)	吉 野 作 造
社會進行上の相對性(丁酉・二五五)	布 川 靜 淵
歐米の社會事業(丁酉・二四九)	富田愛次郎
社會的正義に就て(哲學・八・八)	藤井健治郎
社會意識(哲學・八・九)	銅 直 勇
バルト教授の社會學說(哲誌・三八・四三二)	林 惠 海
唐時代の社會史的考察(史學・三四・四、五)	玉 井 是 博
明治思想界の啓蒙時代(歴史・一一・一)	佐々木臥山
日本社會史に就て(歴史・一二・五)	本庄榮治郎
朝鮮部落調査資料(朝鮮・九七)	小田内通敏
朝鮮民政資料契に關する調査(朝鮮・一〇〇)	李 覺 鐘
朝鮮の特殊部落(朝鮮・一〇四)	李 覺 鐘
朝鮮の實狀と其の理解を促す(社研・一一・一〇、一一)	丸 山 鶴 吉
大震災善後會記事(東京・六・一〇・一一、一二)	山 川 菊 榮
男性優越の歴史的發達(婦論・八・四)	

個の對立と連帶(婦論・八・九)	小 泉 鐵
社會・造と家庭文化生活論(婦論・八・一)	
所有權利、所有義務(中法・四五)	牧 野 英 一
借家法の理論と實際(中法・五〇)	早 田 正 雄
獨逸に於ける新道德樹立運動(婦人・三六)	
經濟學から見た東京の復興(毎日・二・四一)	河 田 嗣 郎
徵發令及戒嚴令と經濟界(毎日・二・四〇)	神 戸 正 雄
政治から文學へ(朝日・三・一四)	富 士 辰 馬
社會組織の反映として見たるK・K・K(朝日・四・三)	山 榊 義 重
暴力の無能(朝日・四・一九)	賀 川 豊 彦

B 十二年社會問題關係主要著書

中出版

一 社會問題

書 名	著 譯 編 者
能率の研究	大阪市民博物館編
勞働能率研究	神 田 孝 一 著
獨逸社會黨及勞働組合(世界通信)	信 定 瀧 太 郎 著
工場能率研究	野 上 俊 夫 外 七 名 著
米國に於ける勞働運動の發達(世界通信)	ホイラー著 松 本 悟 郎 譯
黃色組合と赤色組合(世界通信)	レ、パスウォルスキ著 早 阪 二 郎 譯
智識階級と勞働者	ファイリツプ・キューリンスキイ

勞働問題歸趨	藤原銀次郎著
國際勞働條約	國際聯盟協會編
英國の週休及勤務時間制度	武田英一著
個人能率増進法	エマーソン著 上中甲堂譯述
生きんとする群	麻生久著
健康保險法解説	森莊三郎著
勞働保險論	杉琢磨著
勞働運動の研究	安井英二著
同盟罷業の意義	ダニエル・レオン著 松本悟郎譯
勞働衛生	石原修著
國際勞働運動史	林癸未夫著
國家の將來と工場管理の標語	榊本卯平著
産業組合の金融調節機關に關する理論的考察	産業組合中央會編
改訂産業組合講話	佐藤寛次著
小作制度論	中澤辨次郎著
小作問題の真相	松本寛著
農村問題	佐野學著
黎明期の農村	小野民夫著
農村問題と農村補習教育(小學特別増刊)	同文館
農村改造の鐵案	石田傳吉著
農業の社會化	カウツキイ、マルヒオニン著 河西太一郎譯

農民の悶え	ペーベル婦人論
婦人解放論	女中奉公と女工生活
	女性の黎明
	婦人問題十講
	穢多族に關する研究
	貧民窟と少數同胞
	同胞諸和の道
	社會學概論
	住宅問題と都市計畫
	社會進化と政治理論(社會學叢書 第十卷)
	社會問題十五講
	社會學的方法の規準
	法制を中心とする江戸時代史論
	社會哲學の諸問題
	個人對國家(社會學叢書二)
	人口の原理に關する一論
	發生的社會學

キンクスレイ著 高谷實太郎譯	ミル著 大内兵衛譯
山川菊榮譯	賀川はる子著
土田杏村著	本間久雄著
菊地山哉著	井上貞藏著
三好伊平次著	ウオード著 田邊壽利譯
關一著	ホプハウス著 土生秀穂譯
神代峻通編	アルケーム著 松永榮譯
吳文炳著	鈴木宗思著
鈴木榮太郎譯	スベンサー著 鈴木榮太郎譯
マルサス著 谷口吉彦譯	コセンチニ著 田邊壽利譯

社會原力の理論	バツテン著	隆 譯	支那現代思潮(東洋講座) (第一輯)	松 井 等 著
近世日本國民史(家康時代)	德 富 猪 一 郎 著	津 著	社會學體系論	バルト著
猶太民族の研究(世界通信)	納 武	雲 著	社會法則論	波 多 野 鼎 譯
江戸から東京へ第六卷	矢 田 挿 雲 著	雲 著	肉體と精神の形成	ダルト著
同 第七卷	矢 田 挿 雲 著	雲 著	人間苦と人生の價值	長 岡 保 太 郎 譯
武家時代の研究第一卷	大 森 金 五 郎 著	雲 著	西藏文唯識論	ハツド・ムウア原著
戀愛と人間愛	米 田 庄 太 郎 著	雲 著	心理學の基本問題	山 川 菊 榮 譯
ウキリヤムモリス藝術の恐怖	大 槻 憲 二 著	雲 著	リツケルト生の哲學	帆 足 理 一 郎 著
猶太禍	北 上 梅 吉 著	雲 著	全集第一編	寺 本 碗 雅 譯 補
偶像破壞期の支那	鶴 見 祐 輔 著	雲 著	曉の叫び	檜 崎 淺 太 郎 著
朝日講演集第七輯	大阪朝日新聞社編	雲 著	増社會學的研究	小 川 義 章 譯
風俗史研究指針	森 德 太 郎 著	雲 著	アメイバーから人間まで	深 尾 文 三 著
士 族	成 瀬 關 次 著	雲 著	參考日本通史	高 田 保 馬 著
生蕃傳說集	佐 山 融 吉 共 著	雲 著	イエスと人類愛の内容	石 川 千 代 松 著
復興叢書第一輯	東京商科大学一橋會編輯	雲 著	心理學と健全な社會生活	本 宮 泰 彦 著
新文明再建の精神	スノーデン著	雲 著	賭 博 史	賀 川 豐 彦 著
支那香艷叢書(四、五、六)	木 下 乙 市 譯	雲 著	物質觀の革命	ミユンステルベルグ著
大儒沈子培	池 田 桃 川 譯	雲 著	現代文明と思想批判	村 田 勤 譯
協調會事業一班	西 本 白 川 著	雲 著	創作地獄	外 田 龍 夫 著
金瓶梅と支那の社會狀態下卷	黑 川 小 六 編	雲 著		田 中 龍 夫 著
都市計畫及住宅政策	井 上 紅 梅 著	雲 著		今 泉 浦 治 郎 著
室町時代の研究	渡 邊 鐵 藏 著	雲 著		建 部 遯 吾 著
	史學地理學問同巧會編	雲 著		金 子 洋 文 著

鼎浦全集
 學校と性教育
 求愛の研究
 西洋倫理思想發達史
 大都市
 新聞紙と社會文化の建設
 藝術と道德
 人造人間
 倫理教育研究
 イスラエル宗教文化史學上のメシア思想の變遷
 姦淫及賣笑婦の新研究
 性教育
 科學の不思議
 タゴールの人生論
 社會思想史研究(第一卷)
 精神生活の基調
 教育と道德
 倫理學の根本問題
 ナポレオン時代
 西洋海事史

附 錄

鼎浦全集刊行會
 ハートレー著 奧平利威譯
 奧平利威譯
 エリス著 奧平利威譯
 杉山言香著
 山川市太郎著
 藤原勘治著
 西田幾多郎著
 カベツク著 宇賀伊津雄譯
 倫理教育研究會編
 石橋智信著
 澤田順次郎著
 山本宣治著
 アリン、ファブル著 大杉・伊藤譯
 土田杏村解説 山良哲次譯
 河合榮次郎著
 帆足理一郎著
 西普一郎著
 西普一郎著
 箕作元八著
 同

哲學に於ける科學と宗教
 東西文明の調和
 社會組織の解剖
 百歲不老
 性愛
 輿論
 第一原理(社會科學大系第五)
 コント實證哲學(社會科學第九)
 唯物史論研究(社會科學叢書第三冊)
 犯罪社會史(社會科學大系第八)
 心理學的社會學(社會科學大系)
 賃銀論(經濟學說體系の二)
 神聖家族(マルクス全集)
 ロシア革命の五ヶ年(世界通信)
 レーニン論文集

アウトロー著 大日本文明協會
 大隈重信著 大日本文明協會
 キヤナン著 大日本文明協會
 ラッブソーン・スミス著 大日本文明協會
 スタアングール著 大日本文明協會
 リツブマン著 大日本文明協會
 ハーバート・スペンサー著 澤田謙譯
 ジョン・スチュアート・ミル著 波多野・河野譯
 ラブリオラ著 木蘇毅譯
 エンリコ・フェルク著 山田吉彦譯
 エルウツド著 宮崎市八譯
 高田素之 浩譯
 安倍 密譯
 河野 密譯
 レーニン著 茂森唯士譯
 レーニン著 茂森唯士譯
 レーニン著 茂森唯士譯

赤露の現在	ナンセン著 山田準次郎 譯	社會政策綱領	永井 亨 著
社會問題概論	赤木 朝 治 著	露西亞の新經濟政策と外交(突破社パンフレット第二號)	故青野 幽月 著
轉換期の經濟學	ニコライ・ブハリン著 稻垣 守 克 譯	獄中から	日本移民協會編
産業民主制論上卷	シドニー・ウエップ著 高野 岩三郎 譯	海外移住	男澤 蘆集 穂 著
産業立憲の研究	永井 亨 著	社會裏面貧民窟の午後	武者小路 實篤 著
産業福利問題	同	理想的社會	東 郷 實 著
協同主義への道	高橋 誠一郎 著	植民夜話	生田 長江 著
行動經濟の立場より	出井 盛三 著	ブルジョワは幸福であるか	カウツキー著 三輪 壽 壯 譯
社會連帶主義	丸山 岩吉 著	社會民主黨綱領	ゲオルク・ブランデス著 尾崎 士郎 譯
新しき露西亞(世界通信)	ゴリキー著 太田 卯 譯	フエルディナンド ラツサルレ	杉原 三郎 著
露國の諸政黨と其沿革(世界通信)	山内 封介 著	人格主義の否定	藤田 憲 人編纂
勞農代表ヨツフェ(世界パンフレット通信)	小野 純藏 著	社會問題大觀(第三版)	小谷 憲 風 著
直接行動論	ウキリアム・メラア著 島中 雄三抄 譯	光を掲ぐるもの	荒畑 寒村 著
國際農業勞働會議概觀	佐藤 寛次 編	敵陣を俯瞰して	山 川 均 著
ゴド井ン財産論	岩城 忠一 譯	社會進化と生物進化	荒畑 寒村 著
黎明期のロシア	山川 菊榮 著	戦後の社會運動	桑田 熊藏 著
露西亞史實 拷問と虐殺	遠藤 友四郎 著	印度獨立運動史	衣斐 王 郎 著
日本脱出記	大杉 榮 著	文明の没落	室伏 高信 著
勞資問題解決	秋守 常太郎 著	最近主義思潮三十講	安 島 健 編
社會思想史	波多野 鼎 著	日本改造法案大綱	北 一 輝 著
純商人の見たる勞農露國の事情	安住 伊三郎 著	横目で睨んだ人生	高 島 米 峰 著
		タルド社會學原理	風 早 八十二 譯

米國加州排日の實狀

自叙傳

社會學概論

日本工業政策論

歐洲の經濟的混亂と其復興

新社會學

階級考

ギルド社會主義の理論と政策

闘争によりて解放へ

新社會を凝視して

俸給生活者の没落とその運動（大原パンフレット第八號）

英國に於ける國家内の一國家（同第十一號）

二 社會主義

修正派社會主義概論

社會主義經濟學

マルクスの生涯と學說

支那と共產主義（世界パンフレット）

價值論說と社會主義

附 錄

隆辻政人著

大杉榮著

小林郁著

石本惠吉著

フランク・エー・ヴァン・デル・リップ著

今村源三郎譯

土田杏村著

高田保馬著

白川威海譯

土田杏村解説

佐野學著

北澤新次郎著

大内兵衛著

細川嘉六著

マクドナルド著

古屋美貞譯

堺利彦編

山川均編

エマ・ベア著

西雅雄譯

ギルバート著

峰村新一郎譯

小泉信三著

農業社會主義と組合社會主義

社會主義新批判

プロレタリア經濟學

科學的社會主義序論

近世社會主義（社會科學大系第四）

唯物史觀批判

三 經濟及財政

日本貨幣史

經濟史論考

物價論

支那の經濟と財政

銀行概論

經濟學概説

稅制整理論

經濟法則の論理的性質

輓近經濟運動の研究

經濟學原論

經濟學要義

河田嗣郎著

川邊喜三郎著

山所川照均編

田所照明編

ボルハルト著

水谷長三郎譯

バラノウスキー著

安倍浩譯

ツガン・バラノウスキー著

水谷長三郎譯

塚本豐次郎著

黒正巖著

嶺岸忠之助著

木村増太郎著

マクラウド著

奥田勳譯

ヂイド著

隈部征夫譯

小川郷太郎著

左右田喜一郎著

勝本鼎一譯

植田好太郎著

神戸正雄著

附 錄

アダム・スミス國富論第三卷
 日露復興と經濟關係
 新たらしき商業經濟の字引
 會計學概論
 滿洲米作論
 海上保險研究
 續編國際經濟と國民經濟
 信託及附隨業務の研究
 本邦信託會社論
 蠶絲業經濟講話
 養蠶獎勵經濟論
 稻及米の研究
 商業信用狀論
 信託會社の組織及經營
 新商人道
 鐵道經濟論
 混沌裡の歐洲經濟界
 ラブレー經濟學原論
 アダム・スミス生誕二百年紀念論集
 ジンメルの經濟哲學
 最新經濟界觀察要義
 日本商法總則
 修正經濟學原論

竹内謙二 譯
 財政經濟時報通俗書第二編
 河瀬蘇北 著
 大森研造 著
 岡川榮藏 著
 藤本幸太郎 著
 堀江歸一 著
 栗栖赴夫 著
 細矢祐治 著
 早川直瀨 著
 同
 高橋陸郎 著
 松永義雄 著
 坂本芳治 著
 有馬祐政 著
 國吉省三 著
 池田龍藏 著
 原田光三郎 譯
 東京商科大学論
 恒藤恭 著
 赤木雅二 著
 松波仁一郎 著
 シヤル・ゲイド著
 飯島幡司 譯
 重商主義制度と其歷史的意義
 銀行及金融
 統計學綱要以上
 紙幣概論(銀行叢書第一編)
 起業金融論(近世商業經濟叢書)
 外國爲替論
 財界祕話
 商業政策(近世商業經濟叢書)
 企業形態論
 貨幣國定學說
 金融經濟の諸問題
 經濟統計學上卷
 日本經濟史概論
 産業貿易論
 露西亞經濟史研究
 行爲の價值
 經濟學原理(一)
 經濟と自由
 資本主義經濟學の史的發展
 近代歐洲經濟史

グスタース・シュモラー 著
 木岡永次郎 譯
 松崎 著
 二階堂保則 著
 山崎覺次郎 著
 春日井 著
 古屋美貞 著
 河瀬蘇北 著
 二宮丁三 著
 リーフマン 著
 檜池庸次 譯
 クナツプ 著
 宮田喜代藏 譯
 高島佐一郎 著
 藤本幸太郎 著
 佐野 著
 マーシャル 著
 佐原貴臣 譯
 佐野 著
 上屋幸正 著
 タウシツグ 著
 長谷部文雄 譯
 堀 著
 河上肇 著
 オツグ 著
 東 著
 晋太郎 譯

支那爲替論

社會經濟學

續日本經濟叢書(第三卷)

續日本經濟叢書(第二卷)

同 (第一卷)

增補改訂日本經濟史

資本論(マルクス全集第二卷第一冊)

經濟學批判(マルクス全集)

日本財政經濟史料(第十卷)

同 (第九卷)

同 (第八卷)

同 (第七卷)

經濟統計研究

經濟思想史(上下)(社會科學大系)

經濟恐慌論(經濟學說大系第九)

資本利子及企業利得論(經濟學說大系第三)

カール・マルクスの自由貿易論(大原パンフレ

ット第九號)

資本主義社會に於ける再生産の問題(同第十二號)

内田 勝司 著

リ・ズ・ジョンズ 著
植田 好太郎 譯

瀧 本 誠一 編

瀧 本 誠一 編

同

瀧 本 誠一 著

高 田 素之 譯

佐 野 學 編

大 藏 省 編

同

同

同

同

沙 見 三郎 著

ハ・ユ・ス・ヘネー 著
大 野 信三 譯

高 田 素之 著

安 倍 浩 著

同

同

同

同

四 政治及法律

附 錄

國體論

英國憲法の眞髓(世界通信)

官吏論(行政研究第一冊)

破産法説明(實體規定)

債權法提要總論

民衆政治

新訂刑事訴訟法

和議法原論

破産豫防を目的とする和議法

巴里會議以後の歐洲外交

團體觀念の研究

判例民法(穂積博士外六氏共著)

ピアード氏政治の經濟的基礎

犯罪の時及所附ドイツの陪審判決

明治裏面史

國家の明日と新政治原則

愛蘭革命史

日本民法總論上

新法學の基調

政治の社會的基礎

新世界植民史

海商法提要

愛の法律と少年審判法

遠藤 隆吉 著

小山 精一郎 著

渡邊 萬藏 著

青木 徹二 著

三 濱 信三 作

アン・トニ・メンガリ 著

河村 又介 譯

牧野 英一 著

竹 理 竹三 郎 著

尾 高 武治 著

蘆 田 均 著

池 岡 直孝 著

民法判例研究會編

高 橋 清 吾 譯補

小 野 清一郎 著

伊 藤 痴遊 著

杉 森 孝次 郎 著

下 田 將美 著

鳩 山 秀夫 著

高 柳 賢三 著

大 山 郁夫 著

大 鹽 龜雄 著

樋 口 詮三 著

服 部 北 涅 著

平和なき歐羅巴

今日の太平洋問題

支那政黨系統表

中華民國と帝國日本

近代支那論

現代支那研究

支那に於ける列強の經濟的關係(再版)

朝鮮開拓誌

神戸市史其の一

震災と諸税の減免猶豫

震災と法律問題

大正震災記

大震災記

震災後の日本

帝都復興か東京市復興か(帝都復興パンフレット)

大震災と地下水

作らるべき東京

震災と財界前途

大震災と其教訓

社會史
研究 日本震災史

五 調査及統計

國勢調査報告 在外本邦人

統計局

ニッポン
大日本文明協會

ゴローヴァン著

波多野乾一著

小谷節夫著

矢野仁一著

同

伊藤文吉著

原田彦熊共著

小松天浪共著

神戶市

中村繼男著

眞野毅著

長井修吉編

日本評論社編纂

渡邊已之次郎著

中島信虎著

爲貞房雄著

田川大吉郎著

勝田貞治著

通俗教育普及會編

日本學術普及會編

大正九年日本帝國死因統計

大正十年度日本帝國人口動態統計記述編

第四十一回帝國國勢一般

海外各地在留本邦人職業別人口表

(大正十一年六月末現在)

大正十年度簡易保險局統計年報

大正九年工場監督年報(第五回)

大藏省第四十八回年報

第三十三刑事統計要旨(大正十年)

第三十五登記統計年報(大正十年)

第四十七刑事統計年報(大正十年)

司法省第四十七民事統計年報

大正十年本邦鑛山業の趨勢

大正十年工場製產物統計表

大正十年度保險年鑑

大正十年度保險年鑑(內國)

大正十年會社統計表

大正十年工場統計表

第三十八次農商務統計年表

第一編

第二編

第三編

食糧調查資料第一號米穀統計(日本ノ部)

食糧調查資料第二號米穀統計(世界ノ部)

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

同 統計局編纂

第一編	朝鮮部落調査豫察報告第一冊	同
第二編	大正十年臺灣總督府統計書	臺灣總督官房
第七編	臺灣現勢要覽	同
	大正十年臺灣人口動態統計	同
	第一回臺灣國勢調査集計原表	同
	臺灣現住人口統計(十一年末現在)	同
	臺灣犯罪統計(大正十年)實數及比例	同
	第十九回東京市統計年表	東京市
第四卷上	東京市勢統計原表	同
第四卷下		同
第五卷		同
	東京市市勢統計原表比例編	同
	第二十回大阪市統計書	大阪府知事官房
	大正十年大阪府生産統計之概要	同
	本邦經濟統計	日本銀行調查局
	大正十年島根縣統計書	島根縣
第二編		同
第三編		同
	大正十年愛媛縣統計書第四編	愛媛縣
	大正九、十年愛媛縣統計書第一編	同
	大正十年茨城縣勢一斑	茨城縣

大正十年茨城縣統計書	第一編	同
	第二編	同
	第三編	同
	第四編	同
	大正十年末現在茨城縣人口統計	同
	大正十一年統計年報	大阪商業會議所
	甲府商業會議所第十四回統計	甲府商業會議所
	第四十三回報告書	靜岡商業會議所
	大正十年北支那貿易年報下編	滿鐵社長室調查課
	大正十一年大阪貿易彙纂	大阪府立商品陳列所
	名古屋商業會議所統計年報(一九二二)	
	東京商業會議所統計年報(一九二二)	
	大連商業會議所統計年報(一九二二)	
	北海道經濟統計要覽	北海道殖殖銀行調查部
	藤本ビルローカ銀行金融統計年鑑	本所編
	日本勞働年鑑(大正十二年版)	同
	日本社會事業年鑑(大正十二年版)	同
	勞働統計第五號(大正十一年下半年)	吳海軍工廠
	勞働統計第六號(大正十二年上半年)	同
	勞働統計第一號(大正十年下半年)	佐世保海軍工廠
	勞働統計第二號(自大正十二年上半年)	同
	浮浪者及殘食物に關する調査	東京市社會局
	會社員待遇內規全案(前編)	S. M. U

府督長屋生計調査	京 城 府	米生計費調査(大正十一年産)	徳 島 縣 農 會
俸給生活者の生計調査	同	農事資考第十九	島 根 縣 内 務 部
労働調査報告(工業労働調査)	横濱市役所社会課	農業経営調査成績表(大正十年度)	高 知 縣 農 會
俸給生活者住家状態	名古屋市社会課	島根縣小作慣行調査書	島 根 縣 内 務 部
小商工業者に關する調査	東京市社会局	三重縣小作慣行調査書	三 重 縣 内 務 部
自由労働者に關する調査	朝鮮總督府内務局社会課	農家の經濟	岐 阜 縣 農 會
會社及工場に於ける労働者の調査	名古屋社会課	農家經濟調査(大正十一年度)	兵 庫 縣 農 會
夜間通學青少年勞務者生活状态	大阪市社会部調査課	農業經濟調査成績(大正十一年)	長 野 縣 農 會
工場労働雇傭關係	岡 山 縣 工 場 課	養蠶雇賃賃金表(大正十一年)	農商務大臣官房統計課
工場に於ける榮養調査	協 調 會	農家經濟調査(大正十年度)	愛 媛 縣 農 會
第二回全國家賃調査	神奈川縣内務部社会課	農村問題に關する一般の意見	兵 庫 縣 産 業 部
生計費調査報告書	大阪府警察部衛生課	愛知縣農村問題梗概	愛 知 縣 農 事 協 會
大阪府保健衛生調査報告書第四編	京 都 市 社 會 課	農家の勞力	岐 阜 縣 農 會
住居と家賃	東京市電氣局調査課	中南米諸國移植民法規	外務省臨時調査課
大正十年に於ける從業員の疾病調査	名古屋社会課	六 秘露共和國移植民法令	
常備労働者生活状态	農商務大臣官房統計課	七 智利共和國移植民法令	
大正十一年賃金表(前編)		八 伯刺西爾國「ミナスゼライユ」州移植民法令	
礦夫の災害及死傷者に關する調査(大正十年)	社 會 局	九 玖瑪共和國移植民法令	
米生産費調査(大正十一年度)	徳 島 縣 農 會	十 「ウルグアイ」共和國移植民法令	
農家經濟調査(大正十年度)	長 野 縣 農 會	十一 「パラグアイ」共和國植民法並住宅法	
自作農米生産費調査	島 根 縣 農 會	十二 伯刺西爾國「サンパウロ」州移植民法	
田畑賣買價格及賃貸料調(大正十三年三月調)	日本勸業銀行調査課	青少年の諸物に關する調査(其ノ一)	文部省普通學務局
第一回米麥基本調査結果表(大正十一年)	大阪府知事官房	英國「ツラステイ」貯蓄銀行の組織及業務	財政經濟調査課
		戰前戰後の佛國財政狀態	大藏省理財局臨時調査課

エディソン、フオード兩氏提唱の物品本位貨幣制度批判	大藏省理財局	「ソヴェット」共和國聯盟に關する宣言及協約	滿鐵哈爾濱公所
新貨幣制度としての賣貨幣の創設（ローズウオーター）	大藏省理財局	露國の將來と極東貿易	同
英獨に於ける銀行合併の趨勢	財政經濟調査	哈爾濱露字新聞界の現勢	同
米國聯邦準備條例	同	黑龍江口尼港	同
戰前戰後の佛國財政狀態（二）	同	哈爾濱に於ける諸會社商店一覽	同
市政調査資料第一號都市財政に於ける特別賦課問題	東京市政調査會	日本人關係	同
ピアード博士講演集	東京市政調査會	勞農西伯利の近情	同
帝都の制度に關する調査資料	同	露西亞社會主義聯邦「ソヴェット」共和國民法	同
京都市社會課叢書第十四編	京都市社會課	露國大藏省編獨逸行商人制度の研究と獨逸貿易の振興に貢獻せる朝野の諸機關（調査資料第一編）	滿鐵庶務部調査課
歐洲の中央市場	同	北滿州と東支鐵道上卷（調査資料第二號）	同
同第十五編	同	支那大陸の人口及面積統計並に北京の市勢調査研究（調査資料第十二編）	同
市場の沿革	同	中華民國第十一年史（調査資料第十五編）	同
市場のため	同	支那防穀令（調査資料第十六編）	同
歐米の中央市場（商工時報第五十號）	大阪市商工課	滿洲に於ける燐寸工業（調査資料第十七編）	同
事務能力の研究（商工時報第五十二號）	同	滿洲に於ける紡績業（調査資料第十八編）	同
天滿青物市場調査（商工時報號外）	同	滿洲に於ける柞蠶製絲業（調査資料第十九編）	同
英帝國特惠關稅制度概要	外務省臨時調査部	滿洲に於ける各國の合辦事業（調査報告書第十六卷）	同
調査彙報（六卷一號）昆布ニ關スル調査、渡島半島ニ於ケル牧畜	北海道拓殖銀行調査部	大連港背泊地の研究（同第十九卷）	滿鐵社長室調査課
神戸港大觀	神戸市役所港灣部		
露領沿海州と農業の將來	朝鮮銀行東京調査部		
現行西比利亞の農政	滿鐵哈爾濱公所		

獨逸行商人制度の研究と獨逸貿易の振興に貢
獻せる朝鮮の諸機關

同 第十八編 同

同 第十九編 同

同 第二號 同

同 第十二編 同

普選の五十六缺陷

日華親善策

亞爾然丁共和國の經濟事情

ブラジル國の經濟事情

ペルー國の經濟事情

軌近露國經濟事情

友邦の借款事情

金の問題

震災後の本邦經濟界

大正十一年度經濟年報

商業實務調査(續)

本邦鑛山、炭坑、工場に於ける現行消費組合

及類似施設概要

適性検査參考資料(心理學的検査概況)

勞働管理(抄譯)

健康保險法に就て(第一卷)

勞農露國手形法

日本事業小史

東洋經濟新報銀行號
經濟年鑑(大正十二年度)

本邦重要事業史

札幌郡白石村に於ける保健衛生調査

奈良縣駒井郡筒井村に於ける農村衛生狀態實
地調査報告

共同住宅及ビルデングに關する調査

土地住宅賣買と家賃

東京市内の木賃宿に關する調査

蘇鐵町及下奥田町方面住家狀態

大正七年以降大正九年に至る從業員の疾病調
査

東京市及近接町村中等階級住宅調査(大正十
一年九月施行)

勞働組合總聯合を中心としたる勞働運動概況
報告

最近勞働爭議顛末

餘暇生活の研究

大阪市衛生施設概要

第三回國際勞働總會爭議解説

市直營バラック避難者職業調査

玉の井新道私娼調査(大正十二年八月)

私娼を通して見たる趣味と娛樂

震災に因る失業者調(大正十二年十一月十五

同 東洋經濟新報社

同 同

同 北海道廳

同 內務省衛生局

同 東京市社會局

同 大阪市社會部

同 東京市社會局

同 名古屋市社會課

同 東京市電氣局調査課

同 東京府社會課

同 協調會大阪支所

同 大阪市社會部調査課

同 同

同 大阪市役所衛生課

同 外務省臨時平和條約事務局

同 東京商科大学一橋

同 本所基督教產業青年會

同 同

同 朝鮮銀行調査部

同 興業銀行調査部

日現在) 東 京 市

適用工場に於ける震災害調査表(大正十二年十一月) 警 視 廳 工 場 課

職工五十人以上使用工場に於ける震火災害調査表(大正十二年十月) 同

休業中及適用資格なしと認むる工場に於ける震火災害調査表(大正十二年十一月) 同

震災後に於ける工場經營の消長に關する調査(大正十二年十二月現況) 同

工場震災狀況の概要(大正十二年十月) 警 視 廳 勞 働 係

震災工場職工半就狀況調査 同

工場法適用工場に於ける震災被害調査概要(大正十二年十一月調) 社 會 局 第 一 部

大原社會問題研究所設立趣意書

世界戦争以來、社會問題の解決は我國に於ても、其の急を要するに到つた。此の問題の解決は、公平なそして飽くまでも根本的な立場からするを要し、決して一部利害關係者の見地からすべきでない。それには、問題の基礎に遡り、我が國の實際に鑑み、且つ諸外國の實例に徴して、充分研究調査を遂げなければならぬ。本研究所以は此の趣旨の下に建てられたものであり、其事業の計畫は大體次に掲ぐる規程の如くである。

財團 法人 大原社會問題研究所規定(摘録)

- 第一條 本所ハ社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行ヒ社會問題ノ解決ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス
 - 一 社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行フコト
 - 二 社會問題ニ關スル圖書及資料ヲ蒐集シ研究者閱覽ノ便ヲ圖ルコト
 - 三 社會問題ニ關スル印刷物ヲ刊行スルコト
 - 四 其ノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事業
- 第三條 本所ハ大原社會問題研究所ト稱ス

第四條 本所ハ事務所ヲ大阪市南區天王寺伶人町四千八百七十四番地ノ一ニ置ク

第十一條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 理事 貳名
- 二 監事 壹名
- 三 委員 若干名

創立月日

大正八年二月九日

役員

- 常務理事 高野岩三郎
- 理事 高田慎吾
- 監事 柿原政一郎
- 委員 權田保之助 細川嘉六
- (ABC順) 久留間鮫造 櫛田民藏
- 森戸辰男 大林宗嗣
- 高野岩三郎 高田慎吾

其他所員

- 圖書主任 森川隆夫
- 研究囑託 長谷川萬次郎 北澤新次郎
- (ABC順) 大内兵衛

大正十三年十月一日印刷

日本労働年鑑奥付

大正十三年十月五日發行

定價金 五圓

編著者

大原社會問題研究所

代表者

高野岩三郎

發行者

大島秀雄

印刷者

鷺見九市

印刷所

株式會社秀英舍

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

版權所有

發行所

大原社會問題研究所出版部

東京市神田區駿河臺西紅梅町十二番地

發賣元

同人書店

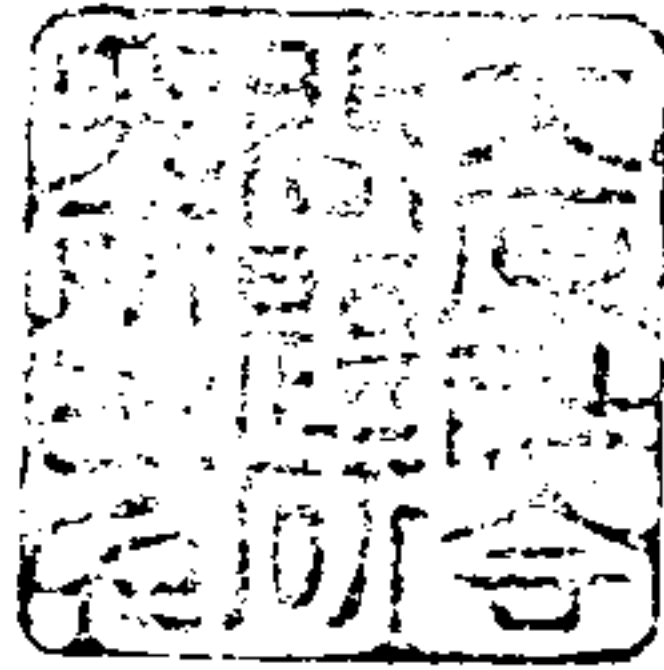
東京市神田區駿河臺西紅梅町二十番地

振替東京二七〇六五番

電話大手五五八五番

覆刻 ● 戦前版日本労働年鑑

第 5 集／1924年版



戦前版発行 一九二四年一〇月五日
覆刻版発行 一九六八年一月一〇日
同第二次発行 一九七九年一〇月二九日

覆刻版 編者 法政 大学 大原社会問題研究所

発行所 財団法人 法政 大学 出版局

〒一〇六 東京都港区南麻布二一八―四
電話・〇三(四五三)〇七二七
振替・東京六一九五八一四番

印刷所 株式会社 平 文 社

製本所 有限会社 昭栄堂製本所

戦前版 日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年 (大正 9) 版
第 2 集	1921年 (大正10) 版
第 3 集	1922年 (大正11) 版
第 4 集	1923年 (大正12) 版
第 5 集	1924年 (大正13) 版
第 6 集	1925年 (大正14) 版
第 7 集	1926年 (大正15) 版
第 8 集	1927年 (昭和 2) 版
第 9 集	1928年 (昭和 3) 版
第10 集	1929年 (昭和 4) 版
第11 集	1930年 (昭和 5) 版
第12 集	1931年 (昭和 6) 版
第13 集	1932年 (昭和 7) 版
第14 集	1933年 (昭和 8) 版
第15 集	1934年 (昭和 9) 版
第16 集	1935年 (昭和10) 版
第17 集	1936年 (昭和11) 版
第18 集	1937年 (昭和12) 版
第19 集	1938年 (昭和13) 版
第20 集	1939年 (昭和14) 版
第21 集	1940年 (昭和15) 版

法政大学出版局刊